

令和7年度「外国人の子供の就学状況の把握・就学促進に関する取組事例」及び「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する取組事例」について

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/genjyou/1295897_00001.htm

記事ページ本文

現在位置

トップ

>

教育

>

国際教育

>

CLARINETへようこそ

>

帰国・外国人児童生徒教育情報

> 帰国・外国人児童生徒等の現状について 調査結果（事例集）

帰国・外国人児童生徒等の現状について 調査結果（事例集）

このページにおいては、帰国・外国人児童生徒等に関する各種調査結果の事例集を掲載しています。
調査結果（事例集）

令和7年度「外国人の子供の就学状況の把握・就学促進に関する取組事例」（PDF：2MB）

令和7年度「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する取組事例」（PDF：3MB）

令和6年度「外国人の子供の就学状況の把握・就学促進に関する取組事例」（PDF：1MB）

令和5年度「外国人の子供の就学状況の把握・就学促進に関する取組事例」（PDF：1MB）

令和5年度「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する取組事例」（PDF：7MB）

令和4年度「外国人の子供の就学状況の把握・就学促進に関する取組事例」（PDF：947KB）

令和3年度「外国人の子供の就学状況等調査結果について」（事例集）（PDF：1MB）

令和3年度「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査結果について」（事例集1）
（PDF：6MB

）

令和3年度「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査結果について」（事例集2）
（PDF：4MB）

令和元年度「外国人の子供の就学状況等調査結果について」（事例集1）（PDF：8MB）

令和元年度「外国人の子供の就学状況等調査結果について」（事例集2）（PDF：5MB）

お問合せ先

総合教育政策局国際教育課

電話番号：03-5253-4111（代表）（内線4917）

PDF形式のファイルを御覧いただく場合には、Adobe Acrobat Readerが必要な場合があります。

Adobe Acrobat Readerは開発元のWebページにて、無償でダウンロード可能です。

CLARINETへようこそ

在外教育、帰国・外国人児童生徒教育等に関する総合ホームページ（CLARINET）について

在外教育情報

帰国・外国人児童生徒教育情報

その他（Q&Aを含む）

（総合教育政策局国際教育課）

ページの先頭に戻る

文部科学省ホームページトップへ

令和 7 年度 外国人の子供の就学状況の把握・就学促進 に関する取組事例

令和 8 年 7 月
文部科学省

本報告書は、文部科学省の教育政策推進事業委託費による委託業務として、株式会社サンビジネスが実施した令和 7 年度「外国人の子供の就学状況等調査事業」の成果をとりまとめたものです。

目 次

本資料は、令和7年に実施した外国人の子供の就学状況等調査の回答を基に、一部の地方公共団体及び教育委員会の協力を得て更に聴き取り等を実施し、他の教育委員会等の取組の参考となる事例をとりまとめたものです。

掲載団体マップ		1
福島県郡山市	母語で対応できる相談員を各校に派遣 編入学前からの支援等で重要な役割	2
東京都港区	英語版の学校案内を作成、就学希望に係る相談窓口対応の充実	4
岐阜県高山市	「こどもの学校」テーマに動画を制作 保護者と学校の双方で就学への不安解消へ.....	6
愛知県豊田市	家庭訪問で就学の重要性を直接説明 不就学率の低水準を維持	9
三重県津市	初期日本語教室の充実 大学や市民ボランティアによる支援協力.....	11

掲載団体マップ



母語で対応できる相談員を各校に派遣 編入学前からの支援等で重要な役割

基本情報（調査基準日：令和 7 年 5 月 1 日現在。外国人住民の主な国籍は令和 7 年12月現在）

総人口	310,891人
外国人住民数と総人口に対する割合	3,754人（1.2％）
外国人住民の主な国籍（上位 3 カ国）	①ベトナム（883人） ②中国（719人） ③フィリピン（430人）
学齢相当の外国人の子供の数	90人

取組の背景（外国人児童生徒の居住状況など）

- 郡山市在住の外国人住民数は、2016年に比べ約1,600人増加している。
- 国籍は、ベトナム、中国、フィリピン、インドネシア、韓国、ネパール等が主である。
- 外国人児童生徒の増加に伴い、日本語指導が必要な児童生徒も毎年増えてきている。

取組事例 郡山市外国人児童生徒等教育相談員派遣事業

- 日本語指導を必要とする児童生徒に対して、母語による通訳支援や日本語指導、教育相談等を行うことのできる外国人児童生徒等教育相談員を派遣している。
- 編入学の前から、必要に応じて学校に通訳（相談員）を派遣し、学校と児童生徒及び保護者が円滑にコミュニケーションを図ることができるようサポートしている。
- 自動翻訳機やタブレット端末の翻訳機能、デジタル教科書等を活用した支援も行っている。

通訳支援や日本語指導、教育相談等の内容は様々だが、編入学前の学校と保護者の面談では、日本の学校生活の説明だけでなく、児童生徒のアレルギーの有無、既往症の確認、緊急連絡先や連絡方法の確認において、相談員の役割が特に重要なものとなっている。

取組・事業の成果

- 教育相談体制の充実により、日本語指導が必要な児童生徒及び保護者に、きめ細やかな支援を行うことができた。
- 年度初めに協議会を行い、支援の在り方について学校の担当者と外国人児童生徒等教育相談員で確認したことによって、学校の取組と外国人児童生徒等教育相談員の支援の足並みを揃えて指導に当たることができた。さらに、年度末に取組の成果と課題を共有したことによっ

て、よりよい支援につなげることができた。

- 協議会や報告書を通して取組についての情報交換や効果的な指導方法を共有することで、各校において多角的な支援を行うことができた。

今後に向けて

- 外国人人口の増加に伴い、より多くの児童生徒に支援を行うことができるか、人材と予算の確保が課題である。
- 外国にルーツをもつ子どもたちを支援する組織等とも連携し、多角的な支援を行っていききたい。

英語版の学校案内を作成、就学希望に係る 相談窓口対応の充実

基本情報（調査基準日：令和7年5月1日現在）

総人口	269,134人
外国人住民数と総人口に対する割合	23,289人（8.7%）
外国人住民の主な国籍（上位3カ国）	—
学齢相当の外国人の子供の数	1,761人

取組の背景（外国人児童生徒の居住状況など）

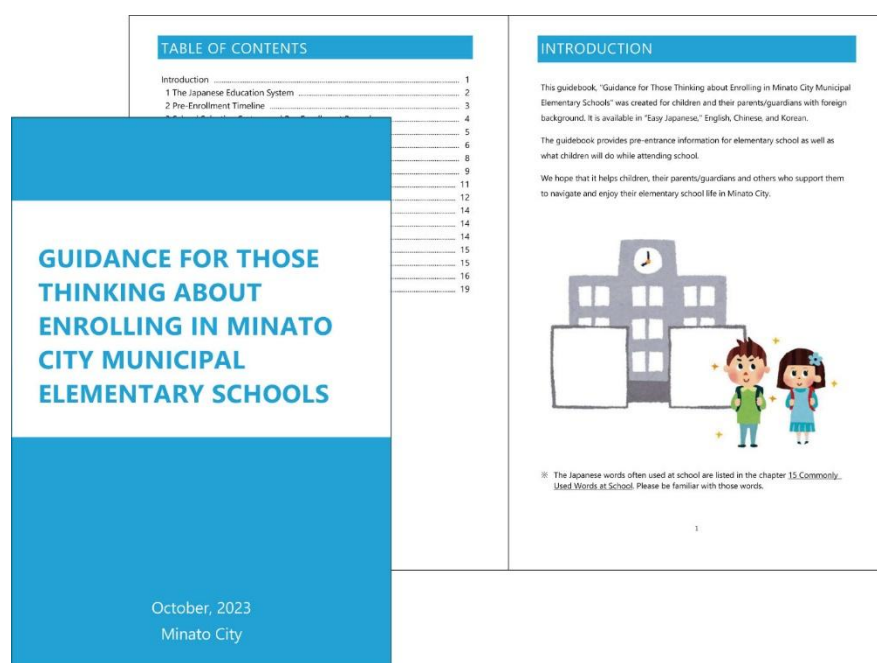
年々外国人児童生徒が多くなっているとともに、区立学校への就学希望者も増加している。

取組事例《1》区立小中学校案内の作成

区立小中学校の案内を日本語版だけでなく、英語版を作成し、教育委員会や住民登録所管窓口での閲覧を可能にするとともに、区ホームページに掲載している。

転入時に区立学校に関する情報を得られるよう、小中学校の案内を窓口で閲覧可能とし、併せて、区ホームページでの閲覧も可能としている。

なお、港区では外国語対応が必要な人、通訳オペレーター、区の職員の3人で会話ができる「多言語対応三者通話サービス」を提供しており、就学希望の問合せ・相談等でも利用できる。



取組事例《2》イングリッシュ・サポート・コースの設置

短期的（2年程度）滞在者の外国籍児童を対象とし、担任とイングリッシュサポートコース講師の2人体制で英語による授業（算数・国語）を実施している。

取組・事業の成果

区立小中学校案内の作成	令和7年度	日本語版1,000部	英語版80部
	令和6年度	日本語版1,500部	英語版150部
	令和5年度	日本語版1,500部	英語版150部

区立幼稚園園児募集の作成	令和7年度	日本語版540部	英語版90部
	令和6年度	日本語版280部	英語版95部
	令和5年度	日本語版370部	英語版95部

イングリッシュ・サポート・コース受講者数

令和7年度：38人 令和6年度：36人 令和5年度：36人

今後に向けて

外国人児童生徒が多く在籍しており、日本語が理解できない場合も多く、教員の負担も大きくなってきている。外国人の子供への就学前の言語サポートに加え、就学後、学校における日本語学級の増設を検討している。



「こどもの学校」テーマに動画を制作 保護者と学校の双方で就学への不安解消へ

基本情報（調査基準日：令和 7 年 5 月 1 日現在）

総人口	81,977人
外国人住民数と総人口に対する割合	1,506人（1.8%）
外国人住民の主な国籍（上位 3 カ国）	①ベトナム（258人） ②中国（205人） ③インドネシア（192人）
学齢相当の外国人の子供の数	13人

取組の背景（外国人児童生徒の居住状況など）

高山市の外国人の子供の数は増加傾向にある。令和 7 年 5 月 1 日時点では11名だったが、令和 8 年 1 月 1 日時点で 7 名増加し18名となった。国籍別では、中国 9 名、ブラジル 4 名、ネパール 3 名、ベトナム 2 名で、中国籍の児童生徒が半数を占める。

令和 7 年は、高山市へ就労目的で転入する外国人に伴い、外国人の子供に係る転入も多く、新たにネパール国籍の児童生徒が 3 名転入した。観光客の多い高山市では、飲食店や宿泊施設で働く外国人も多く、今後も増加していくことが予想される。

取組事例 生活オリエンテーション動画の制作

高山市においても在住外国人が増加する中、生活習慣や暮らしのルールについて言葉での説明だけでは理解することが難しく、より分かりやすい周知を図るため、在住外国人向けに、生活オリエンテーション動画を制作する取組を令和 7 年度に開始した。

令和 7 年度は、「ごみの出し方」「災害と地域の助け合い」「こどもの学校」という 3 つのテーマで動画を制作することとし、ナレーションとテロップはやさしい日本語と英語の 2 種類で制作した。「こどもの学校」をテーマにした動画については、今後、外国にルーツを持つ児童生徒が増えてくることを想定して、その保護者向けに制作したものである。高山市の小学校と中学校の 1 年間の主な行事や、おおまかな 1 日の流れ、小・中学校に入る前に準備が必要なものなどを紹介する内容とした。

令和 6 年度に、在住外国人、日本語講座の講師等教育関係者、外国人材を受け入れている企業等、10 名程度との意見交換により、①ごみの出し方、②災害、③こどもの学校—の 3 項目については、言葉や文章による説明だけでは理解が難しいことから、動画制作を行うこととなった。

動画の内容については、外国人児童生徒の支援や在住外国人の日本語教育に携わる方などからもアドバイスを得て、市の多文化共生部署と教育委員会で骨子をつくり、映像制作会社に委託して制作した。



中学校に入る前に準備するもの

- ・制服(学校に着ていく服)
- ・上ばき(学校の中で はくくつ)
- ・体操服(体育の授業のときに 着る服)
- ・体育館シューズ(体育館の中で はくくつ)
- ・通学かばん(教科書やノートを 入れるかばん)

学校によって ちがいます。

取組・事業の成果

動画の画面

制作した動画は、市のYouTubeチャンネルに掲載し、外国人を雇用する事業者への周知、転入時における各種案内書類に掲載している。

今後に向けて

小・中学校の先生にも動画の存在を知っていただき、外国人の子供が就学する際、保護者に動画の視聴を案内するよう周知を予定している。この動画によって、保護者の方と学校側のどちらにとっても、就学に向けての不安やハードルが少しでも緩和される一助になればと思う。



家庭訪問で就学の重要性を直接説明 不就学率の低水準を維持

基本情報（調査基準日：令和 7 年 5 月 1 日現在。）

総人口	415,209人
外国人住民数と総人口に対する割合	22,406人（5.4%）
外国人住民の主な国籍（上位 3 カ国）	①ブラジル（6,849人） ②ベトナム（4,134人） ③フィリピン（2,606人）
学齢相当の外国人の子供の数	1,541人

取組の背景（外国人児童生徒の居住状況など）

令和 7 年 5 月 1 日時点で、豊田市立の小・中学校に通う外国人児童生徒数は、1,412人となっており、外国人の子供の数は、増加傾向にある。

国籍で見ると、ブラジル国籍の児童生徒が654人と一番多いが、減少傾向となっており、近年はベトナムやフィリピン国籍を有する者が増えている。

地区別では、保見地区に集住しているが、近年、散在化が進み、市全体の約 8 割の学校に外国人児童生徒が在籍している。

取組事例 不就学実態調査

調査は、毎年、12月中旬から2月上旬に実施している。

住民基本台帳をもとに、不就学が疑われる子を抽出し、その際、市内にある外国人学校や外国人労働者を雇用している企業にも該当の有無に係る照会を行っている。

作成したリストをもとに、不就学が疑われる子に係る言語に対応できる、日本語指導員が、各家庭を訪問をし、就学状況の確認を行い、就学相談につなげている。不在の場合は、教育委員会の連絡先を記載した就学案内を投函している。（6 言語に対応）

連絡が取れない家庭や帰国したと回答があった家庭に対しては、出入国在留管理庁に対して、出入国情報の照会を行う。

調査結果は、自治体内で共有している。また、不就学の子に対しては継続調査を行い、就学を促す試みを行っている。

なお、各家庭訪問は、保護者が在宅している可能性が高い冬期休業中に実施している。

不就学調査 不在の時の手紙（日本語版）

月 日 不就学調査
(学校に通っているか、聞きにきました。)

さんは、
今、豊田市に住んでいることになっていますが日本の学校に通っていないので、必死に探しています。日本では、子どもを学校に通わせることは親の大切な役目です。この手紙を見たら、電話をしてください。

豊田市教育委員会 学校教育課
電話 0565-34-6661

もしもし、〇〇と申します。〇〇さんをお願いします。
不就学調査の紙を見ました。

子どもが日本にいる時

〇〇学校に行っています。日本の学校には行きません。

私の子どもは家にいます。日本の学校へ行きたいです。

子どもが日本にいない時

私の子どもは日本にいません。

子どもが日本に住んでいない場合は住所の登録を変更してください。

もし、この名前ではない方がお住まいの場合も、学校教育課へ連絡をください。

就学情報確認の家庭訪問で保護者が不在の時に投函する手紙（日本語版）

2025 年度版 日本語版
豊田市教育委員会学校教育課

子どもは みんな 教育を受ける権利をもっています。
世界のどこに住んでいても、子どもの教育は大切です。

豊田市内の公立小・中学校には、5月1日現在で 1,412 人の外国人児童生徒が学校に通って、一生懸命に勉強をしています。日本語がわからない児童生徒には、学校で勉強を始める前に日本語や日本の学校のシステムを教える「ことばの教室」もあります。子どもの将来のために学校教育を受けさせることはとても大切です。ぜひ、子どものために学校へ通わせてください。

日本の学校への質問や相談は 学校教育課 0565-34-6661

《 豊田市の小・中学校の紹介 》

- * 授業料、給食費は無料です。教科書も無償で配付されます。学年費等が月に必要です。
- * 経済的な理由で就学が難しい場合は、学用品の購入の援助を受けることができます。
- * 「ポルトガル語」、「スペイン語」、「中国語」、「タガログ語」、「英語」、「ベトナム語」の「学校日本語指導員」が学習や学校生活をサポートします。
- * 「ことばの教室」を市内に 4 教室開設しています。「ことばの教室」では日本語の会話や文字などを、3 か月間集中的に学ぶことができます。

就学を促進するための啓発チラシ（日本語版）

取組・事業の成果

- 学齢簿に記載されているが学校に在籍していない子が存在する等実態把握を行うことができています。
- 家庭訪問や電話により、保護者に直接、就学の重要性を説明することができ、その結果、就学につなげることができた。また、就学を希望しない理由が把握でき、個別の支援につなげられている。
- 毎年、不就学率は低い水準にとどまっている。
(不就学率 令和4年度：0.32% 令和5年度：0.13% 令和6年度：0.06% 令和7年度：0.12%)

今後に向けて

- 家庭訪問をしても、不在の家庭が増えているため、訪問の曜日や時間など検討をしていく。
- 住所登録を行う際に、学齢期の子がいる家庭には、必ず就学希望を確認し、就学案内を徹底して行っていく。
- 就学案内や啓発チラシの多言語化をさらに図り、多国籍化に対応をする。
- 調査結果をもとに、不就学の背景にある課題を分析し、関係課と連携しながら、対策を講じていく。

初期日本語教室の充実

大学や市民ボランティアによる支援協力

基本情報（調査基準日：令和7年5月1日現在）

総人口	266,818人
外国人住民数と総人口に対する割合	11,060人（4.1%）
外国人住民の主な国籍（上位3カ国）	①ブラジル（2,246人） ②ベトナム（1,996人） ③フィリピン（1,862人）
学齢相当の外国人の子供の数	671人

取組の背景（外国につながる児童生徒の居住状況など）

津市には27言語の児童生徒が在籍しており、言語別にみると、ポルトガル語、タガログ語、ビサイヤ語の順となっている。特に、ポルトガル語（ブラジル国籍）、タガログ語・ビサイヤ語（フィリピン国籍）の児童生徒については集住している傾向にあるが、ここ数年はベトナム語やインドネシア語、ネパール語など多言語化してきている。

なお、津市教育委員会では、全ての外国につながる子供に教育機会が確保されるように学校教育課、市民課、こども家庭センター、市民交流課等と情報を共有し、就学の手続きを進めていない家庭には職員が通訳者を伴い、家庭訪問を行うなどして就学について説明している。ブラジル人学校への入学、Zoomによる学習等で市立校に通わないケースはあるが、状況が把握できていない外国につながる子供がいないように関係各課と連携して取り組んでいる。

取組事例《1》初期日本語教室「きずな」「移動きずな」

初期日本語教室「きずな」「移動きずな」は、日本語が分からない外国につながる児童生徒に対して、津市版初期日本語指導カリキュラムに沿った指導を行っている、初期の日本語の習得、日本の学校への適応、日常生活の不安軽減等の支援を行うことを目的に始まったものである。

平成24年度より津市内の小学校の一室を借りて開始した「きずな」は、平成26年度より、初期日本語教室の拠点として「きずな」と合わせて、在籍が広域化することに対応するため、各在籍校で「きずな」同様の日本語指導を行う「移動きずな」の取組を始めた。平成24年度の在室者数は13人だったのに対し、令和4年度、令和5年度は59人、令和6年度は41人が在室していた。

日本語が全く分からない外国につながる児童生徒の転入があった時、始めの2週間は母語支援者を派遣している。

また、「きずな」「移動きずな」は、約100人の市民ボランティアの協力があって実施できている。ボランティアの募集は、市の広報のほか、三重大学等でもチラシを掲示するなどして案内している。

初期日本語教室「きずな」での指導の様子



取組事例《2》就学前日本語教室「つむぎ」

「就学前の外国につながる幼児に対して、入学した小学校で戸惑うことなく、小学校生活に早期に適応できるよう、小学校入学初期に使われる日本語や学校生活への適応指導を行い、保護者の教育相談にも応じる」ということを目的に、就学前日本語教室「つむぎ」を令和2年度から開始した。

コロナ禍でもあった令和2年度は19人の参加者数であったが、令和6年度はおよそ80人の対象者のうち、46人の参加があった。ひらがなを読んだり書いたりする活動や、給食の配膳、掃除の活動など、小学校で行う活動を経験することで、スムーズに就学につながるよう取組を進めている。また、保護者にも子供の姿を参観していただくことで、安心して子供を日本の学校へ入学させられるよう、取組を進めている。

令和4年度からは、市内全域の対象となる家庭によりかけ、市内で外国につながる児童生徒が集住している2つの地域で午前・午後に分けて開催し、多くの子供の参加につながっている。

2地域をそれぞれ2名の指導者が受け持ち、大学生のボランティアも協力している。

就学前日本語教室「つむぎ」での指導の様子



取組事例《3》学校へ行こう！in津市＜高校進学ガイダンス＞

平成16年度より始まった「高校進学ガイダンス」は令和7年度で第22回を迎えた。平成23年度からは、年間2回に分けて開催している。

また、翌年の平成24年度からは、1回目を「高校進学ガイダンスⅠ」とし、実際の津市内の高校を会場に「津市に居住する外国につながる児童生徒とその保護者が、進路や学校生活について話を聞いたり、実際の高校を見学したりして、進路や高校生活に対する興味関心を高め、将来に向け展望を持てるようにする」ことを目的として開催し、2回目を「高校進学ガイダンスⅡ」とし、「入試についての情報を知らせ、不明な点や高校進学に対する様々な不安を取り除く」ことを目的として行っている。



実際の高校を会場に開催している高校進学ガイダンス

ガイダンスⅠでは、高校在学中の外国につながる生徒とその保護者から高校生活や受験に係る経験や思いを聞き、進学に対する意欲を高め、子供や保護者の不安軽減につなげている。ガイダンスⅡでは、およそ15校の高校の協力を得て実施している。

津市教育委員会では連携協定を締結している三重大学で講義を実施したり、外国につながる児童生徒が約20名参加して教育学部等の学生が構内を案内する「大学見学ツアー」を実施したりするなど、将来を見据えた進学に対する意欲の向上を図るとともに、子供たちと大学生の交流体験の場を創出している。

取組・事業の成果

初期日本語教室「きずな」「移動きずな」は、初期の日本語の力をつけるだけではなく、市民ボランティアとの出会いを通して、最初不安気な表情だった子供たちが安心した表情に変わっていくことから、安心できる居場所にもなっている。

就学前日本語教室「つむぎ」では、事前・事後に100問の語彙調査を行っているが、毎年必ず語彙力はあがっている。

高校の進学率については、調査を始めた平成18年度は56.3%だったのに対し、令和6年度は93.2%まであがってきている。高校進学ガイダンスもその要因の一つになっている。

今後に向けて

初期日本語教室「きずな」「移動きずな」に関しては、広域である津市内のどの地域のどの学校に転入があっても開設できるように市民ボランティアのさらなる拡充を目指していく。

就学前日本語教室「つむぎ」では、より実際の小学校の取組に沿ったカリキュラムとしていく必要がある。

外国につながる子供の転入が増加し、多言語化が進んでいることから、一人ひとりに確実に情報が届くよう、少数言語にも対応できるよう通訳者を増やしていくことと、進学した高等学校などで学び続ける力を保障していくことが課題である。

令和 7 年度 日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等 に関する取組事例

令和 8 年 7 月
文部科学省

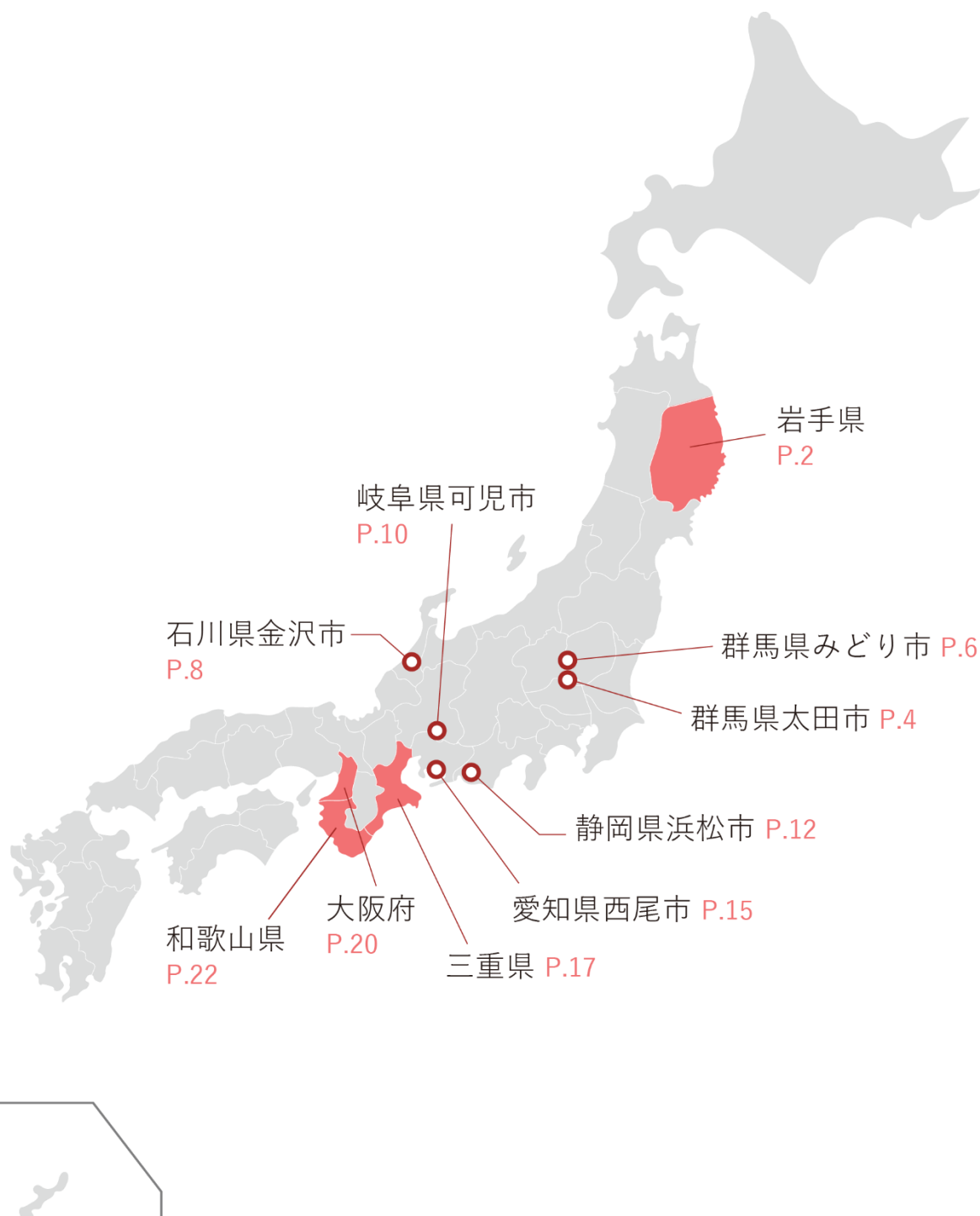
本報告書は、文部科学省の教育政策推進事業委託費による委託業務として、株式会社サンビジネスが実施した令和 7 年度「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査事業」の成果をとりまとめたものです。

目 次

本資料は、令和7年に実施した日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査の回答を基に、一部の地方公共団体及び教育委員会の協力を得て更に聴き取り等を実施し、他の教育委員会等の取組の参考となる事例をとりまとめたものです。

掲載団体マップ		1
岩手県	県内大学と連携した“モデル研究事業”、 研究成果の県内全域への普及を目指す	2
群馬県太田市	初期指導教室と学校との連携	4
群馬県みどり市	地域の多文化共生推進活動団体と連携 保護者も含めて包括的にサポート	6
石川県金沢市	日本語指導教室に約60名の児童生徒が在籍 学校と家庭の意思疎通へ民間協力員の派遣も	8
岐阜県可児市	初期日本語指導教室における支援	10
静岡県浜松市	通訳を伴う進路・就職に関する情報提供の機会を設定 初期日本語指導拠点校による在籍校への適応支援	12
愛知県西尾市	キャリアを考える機会を設定アセスメントを踏まえた 効果的な指導の実施	15
三重県	市町の取組を補助事業により財政的に支援 地域に応じて受入・指導体制の充実を図る	17
大阪府	日本語指導担当教員向けワークショップの実施	20
和歌山県	日本語指導に関する生徒・保護者向けチラシの作成	22

掲載団体マップ



県内大学と連携した“モデル研究事業” 研究成果の県内全域への普及を目指す

基本情報（調査基準日：令和7年5月1日現在。国籍別の外国人住民数は令和7年6月末現在）

総人口	1,144,579人
外国人住民数と総人口に対する割合	11,431人（1.0％）
外国人住民の主な国籍（上位3カ国）	①ベトナム（2,919人） ②インドネシア（1,699人） ③フィリピン（1,620人）
学齢相当の外国人の子供の数	231人

取組の背景（外国人児童生徒等の居住状況など）

県内の在留外国人数は、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響等により一時的な減少が見られたが、水際措置が大幅に緩和された令和4年以降は、その増加が顕著となっている。令和5年には1万人を超え、在留外国人数の増加に伴い、日本語指導が必要な外国人児童生徒等の数も、平成30年度と令和5年度を比較すると約1.8倍に増加した。特に人口の多い市町村での増加が見られる一方、県内全域に広く分布しているという傾向が見られる。

取組事例 外国人児童生徒等教育推進体制モデル研究事業

岩手県では、広い県土の複数の地域に日本語指導が必要な外国人児童生徒等が散在しており、数年ごとに教職員が異動する公立学校では、日本語指導担当経験者の継続指導が難しい状況にある。そのため、恒常的な受入れ体制や、受入れ後の指導・支援体制の整備に課題を抱える自治体も少なくない。

県内におよそ400校ある小中学校のうち、外国人児童生徒等が在籍する学校は40校程度で、その多くが在籍数1～2人となっている。

そうした状況に対応するため県では県内大学等と連携し、外国人児童生徒等教育推進体制モデル研究事業を令和4年度に開始した。県内の教育施設で学ぶ外国人児童生徒等の増加が見込まれる中、外国人児童生徒等の教育推進体制の構築と域内研修の充実を目的に、県内の33市町村教育委員会から外国人児童生徒等教育を推進するモデル地区（1地区）を指定している。

指定を受けた市町村教育委員会は、管下の小学校または中学校1校を指定校とし、県教育委員会、当該教育委員会及び県内大学等が連携して、指定校における教育研究とその取組を支援している。

指定地区は年度によって異なり、研究テーマも指定校の状況等によって決めている。令和6年

度は中学校を指定校とし、「日本語指導における持続可能な支援体制の構築～進路実現に向けた支援のあり方を通して～」とテーマを設定し、中学校卒業後の進路を見据えた支援体制の構築に取り組んだ。同7年度は小学校を指定校とし、「児童個々のニーズに応じた支援のあり方」をテーマに、同8年度までの2カ年を事業期間として研究を進めている。指定を受けている小学校は、全校児童76人のうち外国人児童が9人在籍している。（令和8年2月16日現在）

事業の成果は、教育環境の充実、支援体制の構築、進路指導の強化等に資するモデルとして、研修会等を通じて県内全域への普及に努めている。

また、県では指定校、市町村教育委員会、関係機関、県教育委員会で構成される推進チームを組織し、研修や先進校の視察等を通じて、教育推進体制の整備などを組織的・計画的に進め、教職員の日本語指導に関する専門性の向上を図っている。

取組・事業の成果

各校の実態を推進チームで把握し、これまでの支援体制の見直しを行った。有識者の助言等も踏まえ、児童生徒の実態に応じた特別の教育課程の編成や個別の指導計画の作成を実施した。

校内の支援チームにおいては、役割分担を明確化することで、児童生徒の実態に即した支援体制を構築することができた。

また、校内研修の充実や関係機関との連携を通じて、教職員の日本語指導に関する専門性の向上にもつながった。

今後に向けて

県内の公立学校に通う外国人児童生徒等は、国籍や日本語能力、進路希望などが多様であり、児童生徒や学校の実態に応じた受入れや日本語指導体制の整備が求められている。各校における在籍人数が少ない本県だからこそ可能な支援の在り方を、今後も模索していく必要がある。

また、指定校の研究成果を他校の取組にも波及させるため、県が主催する帰国・外国人児童生徒等教育関係者研修会で成果を発表し、好事例として県内全域への普及を図っていく。

広い地域に外国人児童生徒等が散在している状況に対応し、他県等の取組事例に学びながらも県独自のモデルを構築していきたいと考えている。

基本情報（調査基準日：令和7年5月1日現在）

総人口	222,615人
外国人住民数と総人口に対する割合	16,105人（7.2%）
外国人住民の主な国籍（上位3カ国）	①ブラジル（3,666人） ②ベトナム（2,550人） ③フィリピン（1,802人）
学齢相当の外国人の子供の数	1,077人

取組の背景（外国人児童生徒の居住状況など）

太田市は県内でも外国人居住者の多い都市であり、令和7年5月末日外国人登録者数は16,213人と太田市人口の7.3%を占める。その内、南米出身者が約29%を占めるが、南米以外の国（ベトナム、インド、ミャンマー、ネパール等）からの移住者が増えている。

自動車産業を中心とした製造業を背景に移住者の数は年々増加傾向にあり、多文化共生が進む地域である。年々増加する外国籍の子供たちへの母語を活用した指導を実践し、個に応じたきめ細かな指導に取り組んでいる。

取組事例《1》 初期指導教室（プレクラス）運営

太田市では、日本の学校へ初めて編入学する児童生徒への日本語初期指導と日本の学校への適応指導を行う初期指導教室（プレクラス）の運営を平成20年度より開始。アドバイザー指導の下、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語（英語）を母語とする指導員により、40日間の指導計画に基づいた日本語の初期指導と、日本の学校で必要な適応指導を行い、必要に応じて保護者にも情報を提供している。令和7年度は、学校管理職経験者1名がアドバイザーとなり、指導員4名を配置し、年間を通して常時10名前後の児童生徒を受け入れている。

退室時には学習の様子や日本語習得の評価等の情報を、アドバイザーへ引き継ぎ、各受入れ校において日本語指導を効果的に進められるよう、必要な情報連携を図っている。

40日間のカリキュラム内で活用している教材・教具等は指導員により長年積み重ねてきた手作りであり、児童生徒の実態に合わせ修正を行っている。

来日して間もない児童生徒の言語・文化を尊重した指導を実施している。通室期間中、受入れ校に通学する機会を作り、児童生徒が学校生活をスムーズに始められるよう努めている。



「初期指導教室（プレクラス）」での指導の様子。下は、プレクラスが設置されている「多文化共生センター太田」



取組・事業の成果

プレクラスでは、日本語の初期指導に加え、適応指導を行い日本の学校生活を学ぶことで、児童生徒が学校生活にスムーズに適応できるよう支援を行っている。子供や保護者ともコミュニケーションをとり、不安等の解消にもつなげている。

今後に向けて

小学生は初期指導教室通級の際は、保護者の送迎を原則としているが、送迎ができずに、通学を断念するケースがある。そのような児童生徒に対する支援を考えることが今後の課題となっている。

また、編入してくる外国籍家庭の散在化や多国籍化・多言語化に対応していくことも課題である。今後、ICT機器等を活用し児童生徒に対するきめ細かな支援を行っていきたい。

地域の多文化共生推進活動団体と連携 保護者も含めて包括的にサポート

基本情報（調査基準日：令和7年5月1日現在）

総人口	48,269人
外国人住民数と総人口に対する割合	1,139人（2.4％）
外国人住民の主な国籍（上位3カ国）	①ベトナム（309人） ②フィリピン（223人） ③バングラデシュ（107人）
学齢相当の外国人の子供の数	45人

取組の背景（外国人児童生徒の居住状況など）

令和元年度の外国人児童生徒は24人（小学校21人、中学校3人）、令和7年度は55人（小学校32人、中学校23人）で、6年間で約2.3倍に増加している。特に中学校においては、3人から23人を受け入れ、約7.7倍と受入人数が急増している。

学年別では、小1が9人、小2が5人、小3が4人、小4が8人、小5が4人、小6が2人、中1が6人、中2が12人、中3が5人である。国籍別では、小学校ではベトナム、バングラデシュ、スリランカが各6人と多くを占めている。ペルー、ネパール、パキスタン、フィリピンの児童も複数在籍している。中学校ではフィリピンが最も多く8人、次いでバングラデシュの4人、ペルー、中国の3人と続く状況である。

取組事例 外国人児童生徒等日本語支援事業

地域の多文化共生推進活動団体である「Green Peace Kiryu」と連携し、「日本語サポートスクールみどり」を令和7年6月より実施している。

この事業は、学校教育を補完する地域学習支援の場として、以下の体制で運営している。

実施場所と日時 みどり市笠懸公民館を拠点に、第1・第3土曜日の午後、及び第2・第4水曜日の夕方に開講している。生活リズムに合わせて通いやすいよう、週末と平日の両方に設定している。

指導形態 児童生徒の集中力や学習量に応じ、小学生は1時間程度、中学生は2時間程度の学習時間を確保している。

支援対象の広がり 対象は児童生徒本人にとどまらず、その保護者も含めている。日本語支援を必要とする世帯を包括的にサポートすることで、家庭内でのコミュニケーションや学校との連携を円滑にする狙いがある。



「日本語サポートスクールみどり」の申込案内



「日本語サポートスクールみどり」での学習風景

取組・事業の成果

みどり市では、これまで外国人児童生徒等の受入在籍が少なかったため、市立学校における日本語指導教室の設置や、日本語指導教員の配置、教職員向け研修などの体制整備に課題を抱えている。こうした状況下、民間団体との連携を図ることで、教育環境の補完を実施した。外部の専門知識を活用することで、支援を必要とする児童生徒に対し、学校単体では困難だった専門性の高い日本語指導を継続的に提供している。

今後に向けて

令和8年度は、引き続き、民間団体と連携し、日本語支援が必要な外国人児童生徒等を対象に事業を実施する予定である。土曜日は教育支援センターにて、保護者も参加可能な「日本語集中講座」を毎週2時間程度開催することとしている。平日は指導員が在籍校を訪問し、児童生徒へ「個別日本語授業」を隔週1回、1時間程度実施し、学校と家庭の両面から、日本語習得と言語環境の整備をきめ細かくサポートしていく。

日本語指導教室に約60名の児童生徒が在籍 学校と家庭の意思疎通へ民間協力員の派遣も

基本情報（調査基準日：令和7年5月1日現在）

総人口	454,025人
外国人住民数と総人口に対する割合	9,041人（2.0%）
外国人住民の主な国籍（上位3カ国）	①中国（2,111人） ②ベトナム（1,456人） ③インドネシア（753人）
学齢相当の外国人の子供の数	227人

取組の背景（外国人児童生徒の居住状況など）

外国人児童生徒数は、令和4年52人、同5年54人、同6年55人と推移し、同7年は1月現在で61名となっている。学年の傾向は、各年による。

国籍はインドネシア、中国、インド、アメリカ、ベトナム、ウクライナ、ネパール、ルーマニア、フィリピン、エチオピア、モンゴル、ミャンマー、韓国、スリランカ、タイとなっている。

取組事例《1》 日本語指導教室の設置

外国人児童生徒や帰国児童生徒の学校生活に対する不安を軽減するため、金沢市立泉小学校、金沢市立杜の里小学校、金沢市立泉中学校に日本語指導教室を設置し、日常会話の基礎、日本の文化や生活習慣の理解、基礎的教科用語を含む日本語指導を行っている。

現在、約60名の児童生徒が在籍し、泉小4名、杜の里小2名、泉中2名の計8名の教諭等が指導に当たっており、一人あたり週1～4時間の学習時間を確保している。

通室にあたっては、保護者の希望を受けて在籍する学校の校長が日本語指導教室設置校長へ連絡し、その後、日本語指導教室担当教諭による面談を経て通室の可否を決定している。通室方法は、小学生は保護者による送迎、中学生は保護者の送迎または公共交通機関を利用している。

面談では、保護者や在籍校から、児童生徒の母語や日本語の習熟度、学習歴、生活習慣、宗教的配慮などについて丁寧に聞き取り、本人や保護者と信頼関係を早期に築くことで、児童生徒が抱える不安を軽減することにつなげている。

取組事例《2》 日本語指導民間協力員派遣事業

外国人児童生徒や帰国児童生徒の母語を理解できる日本語指導民間協力員を学校へ派遣し、通訳支援を行っている。現在は5名の日本語指導民間協力員がおり、英語、インドネシア語、中国

語、タガログ語に対応している。

学校の要望に応じて、母語に対応できる民間協力員による、通知表を渡す際の通訳対応、就学時健診や新1年生の入学式における学校説明の通訳対応、教育相談での通訳など、様々な場面で通訳支援を行うことで、学校と家庭の円滑なコミュニケーションを支えている。

取組・事業の成果

《日本語指導教室》

指導は基本的に1対1で行われるため、児童生徒の習熟度に応じたきめ細かな支援が可能であり、語彙量の増加や文法理解の定着が着実に見られる。また、通常学級でも授業内容が理解しやすくなることで、挙手して発言する場面が増えるなど、学習参加への意欲向上につながっている。

さらに、在籍校において日本語でのやり取りが増えることで友人とのコミュニケーションが円滑になり、休み時間の遊びにも自然に参加するようになっている様子が確認できる。加えて、日本語指導教室では母語で話したり自国の文化を紹介したりする機会もあり、自己を表現する場として自己肯定感の向上にも寄与している。

《日本語指導民間協力員》

日本語指導民間協力員を学校の要望に応じて派遣し、母語での通訳支援を行うことで、保護者との意思疎通を円滑にするための体制を整えている。

今後に向けて

《日本語指導教室》

日本語指導教室に通室しない日は、在籍校で十分な日本語指導を行うことが難しい場合があること、また、日本語指導教室の受入れ可能な児童生徒数に限りがあるため、個々の状況に応じた指導時数を十分に確保できないことがある。今後は、教室での学習状況や在籍校での様子を学級担任と密に共有したり、在籍校へ日本語指導教室の教材を提供したりすることで、より深い児童生徒理解に基づいたきめ細かな指導の充実を図っていく。

《日本語指導民間協力員》

日本語指導民間協力員の派遣時期が重なることで、時間調整や日程の再設定が繰り返し必要になる場合がある。また、対応できる言語が限られているため、すべての希望言語に応じられないこともある。こうした課題に対応するため、今後、人員のさらなる確保に努めていく。

初期日本語指導教室における支援

基本情報（調査基準日：令和7年5月1日現在）

総人口	99,842人
外国人住民数と総人口に対する割合	9,276人（9.3%）
外国人住民の主な国籍（上位3カ国）	①フィリピン（4,157人） ②ブラジル（3,032人） ③ベトナム（916人）
学齢相当の外国人の子供の数	998人

取組の背景（外国人児童生徒の居住状況など）

企業によるアパートの借り上げ等により集住地区への転入が増加するほか、散在地区にも少しずつ転入が増えている。それに伴い、外国人の子供の就学者も増加し、日本語指導が必要な児童生徒数も増加傾向にある。

取組事例 初期日本語指導教室「ばら教室KANI」の運営

日本の小・中学校に初めて就学する日本語指導が必要な児童生徒を対象に、独自のカリキュラムによる指導を実施する初期日本語指導教室「ばら教室KANI」への通級を勧めている。

ばら教室では、在籍校に通学を開始する前に、4カ月間通級し、初期の日本語や日本の学校生活について学び、在籍校での学校生活がスムーズにスタートできるようにしている。「第1ばら教室」と

「第2ばら教室」の2教室があり、前半の2カ月はサバイバル日本語を中心に学び、後半2カ月は初期日本語指導だけでなく、体育や書写などの授業も行っている。

また、給食当番の仕組や給食エプロンの洗濯の必要性、傘の使い方など、日本の学校生活では



第1ばら教室での指導の様子

当たり前となっていることを、保護者を含めて理解してもらえよう、説明の機会を設定している。

教室運営は、市の会計年度任用職員11人を配置している。日本語が基本となるが、母語でなければ通じないこともあるため、フィリピン国籍、ブラジル国籍の職員も配置している。

取組・事業の成果

初期日本語指導教室で日本語学習を行った上で、学校生活をスタートできるので、学校生活に適応しやすく、子供たちの安心につながっている。迎える側の学級担任や仲間たちも、コミュニケーションができることで、安心して迎え入れることができている。

今後に向けて

集住地区と散在地区とでは、受入れ体制等、環境整備の状況に差が生じているため、集住地区のノウハウなどをいかに散在地区にも広げていくかが課題である。域内のどの学校に在籍しても、外国籍児童生徒への支援が届くようにすることが求められるため、取組の充実を図りたい。

通訳を伴う進路・就職に関する情報提供の機会を設定 初期日本語指導拠点校による在籍校への適応支援

基本情報（調査基準日：令和7年5月1日現在）

総人口	780,894人
外国人住民数と総人口に対する割合	30,444人（3.9%）
外国人住民の主な国籍（上位3カ国）	①ブラジル（9,471人） ②ベトナム（4,976人） ③フィリピン（4,715人）
学齢相当の外国人の子供の数	2,249人

取組の背景（外国人児童生徒の居住状況など）

平成2年の出入国管理及び難民認定法改正施行以後、南米地域からの外国籍児童生徒の人数が急増した。その後、外国人児童生徒の数は、一時減少したが、再び増加傾向が見られ、令和6、7年と過去最高値を更新している。

主な国籍は、ブラジル、フィリピン、ベトナムと続き、総じて28カ国に渡り、多国籍化している。学年の傾向は、小中ともに各学年の人数が200人前後であり、大きな差はない。

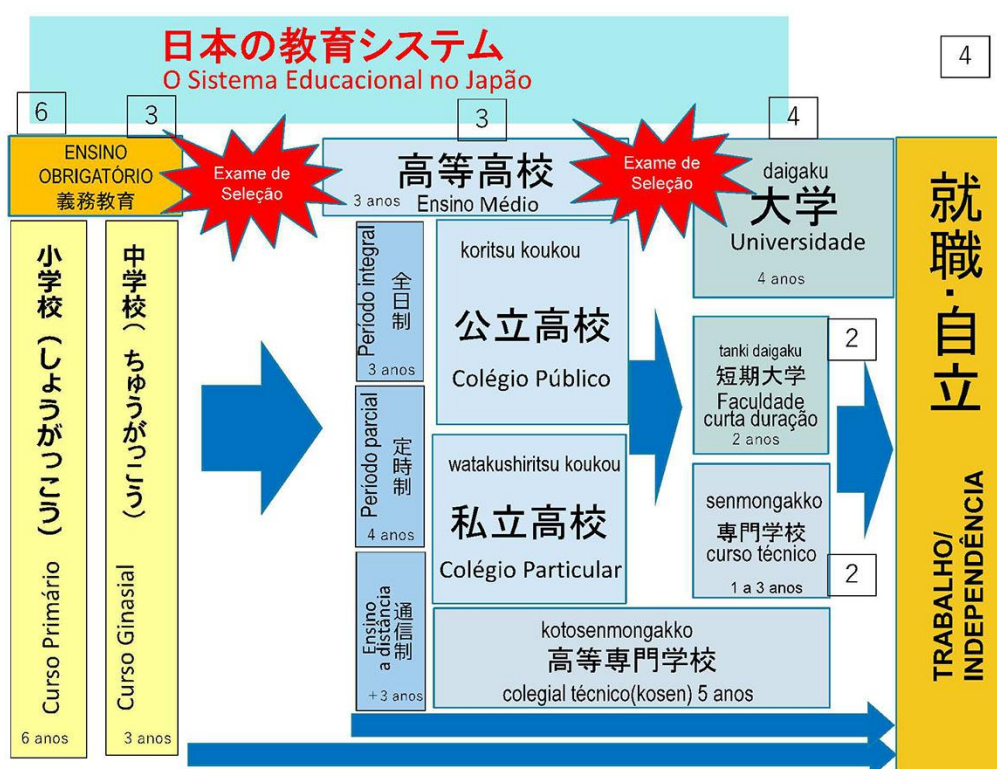
取組事例 進路・就職に関する情報提供の場

浜松市立小中学校や外国人学校に通う児童生徒と保護者を対象として、浜松市で進学・就職をすることを見据えた情報提供を、翻訳・通訳付きで行っている。実際に進学・活躍をしている先輩（ロールモデル）にも経験を話してもらい、これまでの自分、そして未来の自分について考える機会になることを目指している。

また、令和7年度より、進学に関する基本的な情報を動画・紙面資料（通訳・翻訳付き）にまとめ、市立小中学校に配布した。各校における面談や進路ガイダンス、説明会での利用を促している。



「進路について語る会」の様子



オンデマンド動画による「日本の教育システム」の紹介画像（ポルトガル語）

取組事例 にじ（初期日本語指導拠点校）

江南教室（令和4年度～）/浜北教室（令和6年度～）

「にじ教室」では、小学6年生・中学生年齢で初めて日本の学校に就学する児童生徒が、10週間（週4日）通級し、学校生活適応指導及び日本語基礎指導、教科の基礎的な補習を受けることで、在籍校への円滑な適応を図っている。

通級中の週1日は、在籍校に通い、「にじ教室」で学んだ日本語を使って、自己紹介をしたり、インタビューしたりと、クラスメートや先生方とコミュニケーションするチャレンジを行う。そうすることで、時間をかけてお互いをよく知り、お互いに慣れていくことを目指している。

また、「にじ教室」と在籍校の連携を大事にしており、在籍校への通学時のフォロー、修了後も連携を継続させ、安心して在籍校へ適応できるよう支援を行っている。

「にじ教室」を地域別の2カ所に開設しているが、通級が難しい地域については、ICT機器等の活用、また、当該教室の増設を検討している。



「浜北教室」での入級式



「江南教室」での授業風景

取組・事業の成果

進路指導に動画・資料を効果的に活用できたという声があり、必要な情報を届けることができた。

「にじ教室」運営の成果としては、在籍校への円滑な適応が進んでいることが挙げられる。今年度末に実施した、在籍校教員を対象とした適応状況を把握する調査からも、概ね好意的な回答が得られている。

今後に向けて

今後も、進路・就職に係る情報を提供する機会を設定し、また、ICT機器等も活用し、必要な情報をより多くの方々に届ける取組を継続する。

キャリアを考える機会を設定アセスメントを踏まえた 効果的な指導の実施

基本情報（調査基準日：令和7年5月1日現在）

総人口	169,206人
外国人住民数と総人口に対する割合	12,400人（7.3％）
外国人住民の主な国籍（上位3カ国）	①ベトナム（3,910人） ②ブラジル（3,854人） ③フィリピン（1,642人）
学齢相当の外国人の子供の数	1,210人

取組の背景（外国人児童生徒の居住状況など）

本市に転入する外国人児童生徒の多くは、母国で学校に通っていたが、日本に居住している家族からの呼び寄せにより来日する傾向にある。

取組事例 日本語初期指導教室カラフル キャリア教育「先輩の話を聞く会」

令和5年度より、春休み期間にキャリア教育の一環として、外国につながりのある“働く先輩”を3名ほどゲストスピーカーとして迎え、ライフストーリーを話す機会を設定している。必要に応じて同時通訳にて実施し、その参加対象は、教員のほか、国籍問わず、小5以上中学3年生までの児童生徒及びその保護者としている。



「先輩の話を聞く会」の会場の様子。発表と質疑に
続いて、交流の時間も設けている

● 日本語初期指導教室カラフル

西尾市教育委員会では、小・中学校の児童生徒のうち、日本語及び日本の学校生活に早く慣れるための初期指導が必要な児童生徒に対するプレクラスとして、「日本語初期指導教室カラフル」を鶴城小学校内に令和2(2020)年度より設置。令和7(2025)年度からは一色、吉良、幡豆地区の小中学校に在籍する児童生徒が通いやすい場所である吉田小学校にも新たに教室を設置した。

取組事例《2》 日本語初期指導教室カラフル

DLAの実施（日本語と母語）

西尾市のプレクラス日本語初期指導教室「カラフル」で3カ月学ぶ間に、母語のDLAを活用したアセスメントを実施している。

小中学校では、日本語におけるアセスメントは教員が担い、母語におけるアセスメントは日本語教育指導支援員が担当している。なお、DLAを活用したアセスメントを実施するにあたり、毎年夏に講師を招いた研修も行っている。

取組・事業の成果

キャリア教育における先輩の話や進路説明会における高校生の話を聞くことにより、児童生徒、保護者が進路に対して理解を深め、今後の目標をもつことにつなげている。

日本語能力をDLAの活用により客観的に評価することができ、効果的な支援に結びついている。



DLAベトナム語の様子

今後に向けて

アセスメント結果を、教員と支援員間で共有し、今後も継続して、指導等に役立てていく。

市町の取組を補助事業により財政的に支援 地域に応じて受入・指導体制の充実を図る

基本情報（調査基準日：令和7年5月1日現在）

総人口	1,699,427人
外国人住民数と総人口に対する割合	66,836人（3.9％）
外国人住民の主な国籍（上位3カ国）	①ベトナム（14,176人） ②ブラジル（13,296人） ③フィリピン（8,591人）
学齢相当の外国人の子供の数	4,354人

取組の背景（外国人児童生徒の居住状況など）

三重県においては、公立小中学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒数は、感染症対策による入国制限の緩和及び在留資格の改正等により増加に転じるとともに、在籍学校数の増加や、さらなる散在化が進んでいる状況にある。

取組事例《1》 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業

市町における外国人の子供の就学促進を図るとともに、日本語指導が必要な外国人児童生徒が在籍する市町及び学校の日本語指導、適応指導等の取組を県として支援。補助事業による財政的支援により、地域の実情に応じた受入体制、指導体制の充実が図られた。

●実施方法

市町に対して財政的補助を行い、外国人児童生徒が在籍する市町や学校での受入体制にかかる取組を支援する。

●具体例

- ・ 外国語を話せる地域人材を活用し、就学支援の取組を支援するとともに、学校への受入後の適応指導や学習支援及び保護者等の相談対応を行う。
- ・ NPO・ボランティア団体関係者、就学促進員等を活用した就学促進、就学相談、不就学や不登校への対応を行う。
- ・ 就学前の外国人の子供をもつ保護者への学校制度等の説明会を開催する。
- ・ 日本語指導が必要な外国人児童生徒に対する、学校における初期の適応指導のため、初期適応指導教室（プレクラス）を設置し、一定期間集中した指導・支援を行う。
- ・ 外国人児童生徒教育推進に係る協議会等を開催する。

取組事例《2》 外国人児童生徒の学びを支える体制構築事業

内容及び実施方法

- ① 外国人児童生徒巡回相談員（令和8年度2名増員し、6言語22名体制）の学校への派遣及び外国人児童生徒巡回相談員補助員の配置による、日本語指導が必要な外国人児童生徒への学習支援や学校生活への適応指導等の充実に取り組む。
- ② JSLカリキュラム等による日本語指導やICTを活用した日本語指導等、指導体制の充実を図る。
- ③ 外国人の子供の就学状況の把握に取り組むとともに、就学に関する情報提供を進める。
- ④ 日本語指導が必要な児童生徒が居住する地域の散在化により、外国人巡回相談員が、同時双方向オンラインシステムを使用し、当該児童生徒に対し、オンラインによる日本語指導や学習支援を行う。また、その取組について研究し、その成果を県内小中学校へ普及する。

事業の効果

- ・巡回相談員の派遣やオンラインでの支援により、散在地域においても支援体制の構築を促進できた。
- ・毎週決まった時間に母語で日本語指導の支援を受けることができ、また、支援の回数が増えたことで、児童生徒の悩み等を早期に発見することができた。

取組事例《3》 オンライン外国人児童生徒教育の体制構築

内容及び実施方法

オンラインによる小中学校等の日本語教育の取組を実施し、その成果を県内小中学校等へ普及する。

事業の効果

- ・希望するすべての児童生徒を受け入れる体制を整え、受講した児童生徒の日本語を習得する意欲や日本語能力の向上が見られた。

取組・事業の成果

- 補助事業による財政的支援により、地域の実情に応じた受入体制、指導体制の充実を図ることができた。
- 巡回相談員の派遣により、散在地域においても支援体制の構築を促進できた。
- オンライン日本語教育が普及し、受講する児童生徒が増えた。
- 毎週決まった時間に母語で日本語指導の支援を受けることができることで、日本語能力の向上が見られた。
- 経験豊富な外国人児童生徒巡回相談員を派遣し様々な支援を行うことにより、外国人日本語能力の向上及び各学校における受入体制や日本語指導の充実につなげることができた。

今後に向けて

- 今後、一層の外国人児童生徒の在籍数や在籍地域の増加が考えられる。そのため、どの地域においても個に応じた支援ができるよう、受入体制の充実や、「特別の教育課程」における日本語指導の事例を普及するとともに、オンラインでの日本語指導の取組を進め、外国人児童生徒教育の体制を確立していく。
- 小中学校向けの外国人児童生徒巡回相談員を増員し、各市町への支援の充実を図る。加えて、本県の南北に長い地理的状況及び地形において散在地域の支援の充実を図るため、ICTを活用した支援体制の一層の充実を図る。

基本情報（調査基準日：令和7年5月1日現在）

総人口	8,773,979人
外国人住民数と総人口に対する割合	333,564人（3.8%）
外国人住民の主な国籍（上位3カ国）	①韓国（87,063人） ②中国（85,758人） ③ベトナム（62,796人）
学齢相当の外国人の子供の数	14,480人

取組の背景（外国人児童生徒の居住状況など）

小中段階における日本語指導が必要な児童生徒について、令和7年度の在籍数は令和2年度から5年間で約1.62倍の増加率となっている。また、当該児童生徒は政令市を除く府域全体の約73.2%の学校に在籍しており、そのうち約46%の学校には1人または2人が在籍、約28%の学校には5人以上が在籍している。母語別の在籍状況は、多い順に中国語約33%、ベトナム語約21%、日本語約15%で、総数は46言語となっている。

取組事例 日本語指導担当教員及び

日本語指導担当指導主事の資質向上に係る取組

- 日本語指導担当教員を対象とした連絡協議会を年4回実施。日本語指導が必要な児童生徒の増加に伴い、新たに日本語指導を担当する教員も増加しており、令和6年度からはベーシックコースとアドバンスコースに分けて開催。
- ベーシックコースは、日本語指導の基本的事項や心構え等の内容を設定。アドバンスコースは発展的な内容とし、今年度は「ことばの力のものさし」を活用した指導内容についてのポスターセッション形式のワークショップを実施。
- 日本語指導担当指導主事を対象とした連絡会を年2回実施。第1回は年度初めに基礎的な内容を含めた、網羅的な内容を発信。第2回は、市町村の実践発表や取組みの交流を実施。



ポスターセッション形式でのワークショップの様子

- 年度末には日本語指導に関する市町村ヒアリングを実施し、各市町村における取組みの成果や課題を整理するとともに、必要に応じて好事例を示すなど助言。
- 日本語指導担当教員対象の連絡協議会及び指導主事の連絡会では、府全体の課題や参加者のニーズから、内容を検討している。
(例：コース別の開催、多くの市町村の取組みを知ることができる交流方法など)

取組・事業の成果

【義務教育段階】

教員や指導主事に対する連絡協議会をはじめとするさまざまな取組みにより、「ことばの力のものさし」を活用した取組みを含めた資質向上に加え、市町村を超えた情報共有やネットワーク構築につながった。

今後に向けて

今後も増え続ける日本語指導を担当する教員の資質向上や、「ことばの力のものさし」を活用した日本語指導の充実が課題である。次年度事業においても、研究推進校による実践の充実や発信、府内各地区内でのネットワークの強化を図っていきたい。

和歌山県 日本語指導に関する生徒・保護者向けチラシの作成

基本情報（調査基準日：令和7年5月1日現在）

総人口	871,809人
外国人住民数と総人口に対する割合	10,736人（1.2%）
外国人住民の主な国籍（上位3カ国）	①ベトナム（2,248人） ②韓国（1,737人） ③中国（1,376人）
学齢相当の外国人の子供の数	216人

取組の背景（外国人児童生徒の居住状況など）

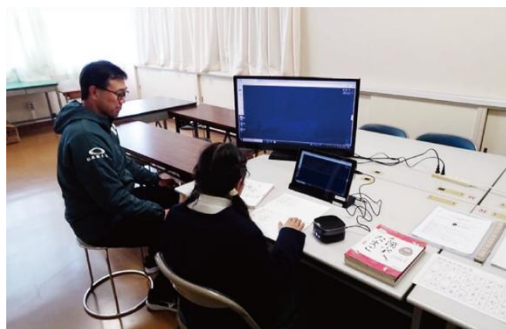
和歌山県の日本語指導が必要な児童生徒は他府県と比べて多くはないが、企業による外国人受入れ拡大等に伴い増加している。児童生徒の在籍については、学年の偏りは少ないものの、外国人住民が多い地域で増加している。

国籍の多様化が進む一方で、児童生徒が県内に散在しているため、集中的な指導や全校への指導教員配置は難しい。また、急な受入れも多く、多様な背景に応じた支援体制の整備が求められている。

取組事例 同時双方向型オンライン日本語指導講座の実施

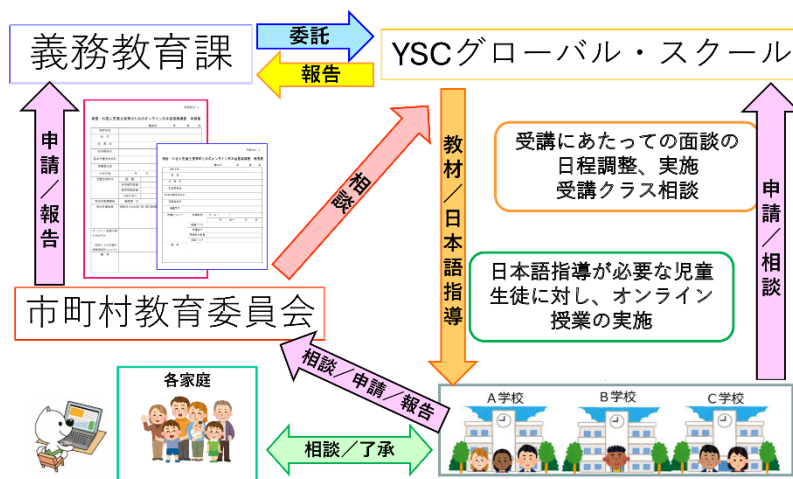
県内各地域に在籍している日本語指導が必要な児童生徒が広く活用できるよう、オンラインによる日本語指導を導入し、来日直後の児童生徒が初期日本語を効果的に習得できるよう重点的な支援体制を整えている。

同時双方向型オンライン日本語指導講座により、小学校1年生から4年生については放課後の時間帯を活用し、初期日本語や国語・算数など、会話力、学習言語、計算力の習得を進めている。小学校5年生から中学校3年生については、特別の教育課程を編成し、教科学習につなげるための集中的な日本語指導を行っている。日本語能力に応じて、日常会話や学校生活に必要な基礎的な発音・文字・文型から学習している。これらの取組により、児童生徒が学校生活に早期に適応し、自信をもって学習に取り組める環境づくりを目指している。



オンライン日本語指導受講の様子

● 日本語指導講座の受講イメージ



講座の受講は、保護者からの相談を受けるなどして、県内の各小中学校が市町村教育委員会とYSCグローバル・スクールの双方に申請する。「YSCグローバル・スクール」は、NPO法人青少年自立援助センターが運営する海外にルーツを持つ子供と若者のための専門的教育支援事業の名称。

取組事例 和歌山県の日本語指導についてのチラシ作成

日本語指導が必要な児童生徒やその保護者に向けて、県が実施している日本語指導に関する情報を確実に届けるため、①市町村教育委員会用、②学校用、③保護者用ーの3種類のチラシを作成した。編入手続や懇談の場面などで活用できるよう、様々な情報を掲載している。

保護者用のチラシには、関連機関のウェブサイトへ直接アクセスできる二次元コードを設けている。二次元コードを読み取ることで、保護者が日本語や日本の文化について学ぶ場等について、必要な情報を簡単に取得することができるようにしている。

これらのチラシを通じて、当該児童生徒に関わる市町村教育委員会及び学校職員の日本語指導への理解を促進し、県全体の支援体制の充実を図っている。

日本語指導を行う複数の機関の情報を整理することで、児童生徒だけでなく、学校や保護者等、支援が必要な方々へ紹介しやすくし、県の取組を積極的に活用してもらえるようにしている。

わかやまけん にほんごしどう
和歌山県の日本語指導について

わかやまけん にほんご べんきょう
和歌山県で日本語が勉強できるところの紹介です。

しょうがくせい ちゅうがくせい にほんごしどうこうぎ
①小学生・中学生むけオンライン日本語指導講座

たいしやう わかやまけん しょうがくこう・ちゅうがくこう
【対象】和歌山県の 小学校・中学校にかようこども

【内容】こどもたちは、学年 や 状況にあわせて日本語
の勉強をします。動画を見るだけではありませ
ん。話しながら、日本語の読み書きも学びます。

まな きょうしつ わかやまけん なか
②さのくに学びの教室 (和歌山県の中の 4つのところ)

たいしやう わかやまけん す さいじょう ひと
【対象】和歌山県に住んでいて、15歳以上の人で、
もう一度 勉強したい人

にほんご せいかつ
日本語がわからなくて、生活にこまっている
ひと (こどもや学生もふくむ)

れんらく わかやまけんきょういくいんかい じんけんきょういくすいしんか
【連絡するところ】 和歌山県教育委員会 人権教育推進課
TEL:073 - 441 - 3719

こくさいこうりゅう
③国際交流センター

わかやまけん きょうしつ
和歌山県せいかつにほんご教室

あいしやう な
愛称 (よび名) : けんにち (オンライン)

たいしやう わかやまけん す さいじょう ひと
【対象】和歌山県に住んでいる18歳以上の人

れんらく わかやまけんこくさいこうりゅう
【連絡するところ】 和歌山県国際交流センター
TEL:073 - 435 - 5240

保護者用のチラシ

取組・事業の成果

同時双方向型オンライン日本語指導講座を受講した児童生徒の様子について、在籍校からは、「日本語で自分の思いや考えを表現しようとする姿が見られるようになり、日本語での発話量も増加した」との報告があった。

さらに、学習面だけでなく学校生活そのものを楽しめるようになるなど、生活面での良い変化も報告されている。また、日本語指導を担当する教員からは、「日本語を教えるということへの理解が深まり、指導への意識や視野が広がった」という声も寄せられている。

今後に向けて

同時双方向型オンライン日本語講座については、関係者への周知が十分に行き届いていないことが課題である。講座の周知徹底に加え、修了後も継続的な支援ができる体制づくりが必要である。今後、県で実施している日本語指導の取組をホームページ等で発信し、関係者に行き届くように努めていく。

令和 6 年度 外国人の子供の就学状況の把握・就学促進 に関する取組事例

**令和 7 年12月
文部科学省**

本報告書は、文部科学省の教育政策推進事業委託費による委託業務として、株式会社Groovementが実施した令和6年度「外国人の子供の就学状況等調査事業」の成果をとりまとめたものです。

目次

■ 外国人の子供の就学状況の把握・就学促進に関する取組事例

山形県寒河江市 人材派遣会社との連携・・・・・・・・・・・・・・・・	2
山形県鮭川村 小規模自治体ならではの関係部局との横断的連携・・・・・・	4
埼玉県蕨市 教育センターを拠点とした日本語支援・・・・・・・・・・	6
石川県七尾市 児童一人ひとりの実情に応じた支援・・・・・・・・・・	8
愛知県海部郡飛島村 就学前からの切れ目ない支援・・・・・・・・・・	10
広島県東広島市 書面・窓口での意思確認の徹底・・・・・・・・・・	12
福岡県久留米市 教育委員会主導の就学前相談・・・・・・・・・・	15



基本情報	総人口	39,603人
	外国人住民数 ※（ ）は外国人住民割合	502人（1.3%）
	外国人の国籍・地域別 上位3か国	①ベトナム ②フィリピン ③中国
	学齢相当の 外国人の子供の数	11人
外国人住民の 居住状況		従来は中国、韓国・朝鮮が主な層であったが、近年はベトナム・フィリピンの方が急増しており、最多となっている。その他の層としては、東南アジア系が多い状況である。また、子供についても、フィリピンからの子が多い状況である。おおよそ、農村地域では東アジアからの方が、製造業を中心とする地域では、東南アジアからの方が中心となっている傾向にある。 外国人住民はここ数年で急増したが、現在、小中学校への入学者数は比較的落ち着いている。
主な取組内容		なお、就労を伴う来日の場合、人材派遣会社等から連絡をもらうなど、関係機関と連携を図り、就学に係る円滑な受入調整を行っている。

出典：文部科学省「令和6年度 外国人の子供の就学状況等調査」（令和6年5月1日時点）及びヒアリング内容を基に作成。

【背景・目的】

- ・寒河江市の小中学校に入学する外国人児童生徒の9割は、その保護者が人材派遣会社を通じた就労を目的として来日される。そのため、人材派遣会社と情報共有を図る等連携の上、その児童生徒の受入れの調整を行っている。

【施策の内容・工夫点】

- ・人材派遣会社を通じ、就労を目的として来日される場合、子の年齢や入学等予定時期などの情報が、人材派遣会社から共有されるよう連携を図っている。
- ・入学予定の学校の状況に合わせ、日本語指導支援員の配置や巡回計画の見直し、翻訳機の導入等を含め、実施可能な支援のあり方を検討している。また、入学予定の学校にも事前に情報連携を行い、受入体制を整えている。
- ・受入れ先のクラス担任の負担軽減のため、早期の情報共有を心がけ、余裕をもったスケジュールで受入準備に対応している。

【成果・課題】

- ・成果
 - 人材派遣会社と事前に情報を共有する等連携を図ることで、児童生徒の就学等の前に、ある程度は準備ができている。
 - 就学後も、人材派遣会社が、必要に応じ学校と保護者の間に入ってもらうことで、学校からの依頼等において、保護者との円滑なやり取りを行うことができている。
- ・課題
 - 学校側から、日本語指導支援員の配置について増員の要望があるが、予算上の都合や域内で対応可能な外部人材が不足していることにより、必要数を配置できていない。
 - 今後、外国人児童生徒数が増えてくると、現在の体制では、対応が難しくなる部分が生じると想定しているため、より効率的な支援や対応のあり方を検討する必要があると認識している。



基本情報	総人口	3,729人
	外国人住民数 ※（ ）は外国人住民割合	27人（0.7%）
	外国人の国籍・地域別 上位3か国	①ベトナム ②中国 ③韓国
	学齢相当の 外国人の子供の数	少数
外国人住民の 居住状況		鮭川村では外国人住民の数は非常に限られており、転入自体がまれである。これまで、外国籍の児童生徒が転入してきた事例はなく、外国人の子どもに関する支援は、保育所に在籍している段階の子及び、既に居住している子に対するものが中心である。
主な取組内容		保育所に在籍している段階の子から、健康福祉を担当する部署と連携し、その子に係る情報等の共有、就学に向けた対応の検討などを円滑に行っている。また、外国籍児童生徒の不登校事例に対しては、スクールソーシャルワーカーと連携し、家庭状況等の聞き取りや、必要な支援を行っている。

出典：文部科学省「令和6年度 外国人の子供の就学状況等調査」（令和6年5月1日時点）及びヒアリング内容を基に作成。

就学状況把握と就学促進に向けた取組みについて

【背景・目的】

- ・ 村内では、外国籍児童生徒数は少数であるが、今後、その数が増える可能性を踏まえ、外国人の児童生徒に係る就学の支援体制を、あらかじめ整備しておくことが重要である。特に、言語や文化の違いによる、保護者との意思疎通や、児童生徒の学校への適応に課題が生じるケースも想定されるため、保育所に在籍している段階から、他部局と、その子に関する情報共有等連携体制を整えている。

【施策の内容・工夫点】

- ・ 保育所に在籍している段階で、外国籍の子の有無について、担当課が把握し、教育委員会に情報共有を行っている。
- ・ 年中児健診の場で家庭状況を確認の上、関係部局と共有し、学齢期以降の支援を見据えた準備を行っている。
- ・ 関係部局において、新規の転入等情報を把握した場合には、教育委員会へ速やかに情報を提供できるよう連携している。

【成果・課題】

- ・ 成果
 - 小規模自治体であることを活かし、保育・福祉・教育部門の円滑な連携により、迅速に情報共有を行っている。
 - 保育所に在籍している段階から、外国人の子及びその保護者とやり取りを行い、今後の就学支援を円滑に実施できるよう対応している。

【課題】

- 外国人児童生徒が少数であるため、就学に係る支援等の標準的な流れが確立せず、個別対応が中心となる傾向にある。



基本情報	総人口	76,220人
	外国人住民数 ※（ ）は外国人住民割合	8,953人（11.7%）
	外国人の国籍・地域別 上位3か国	①中国 ②ベトナム ③韓国
	学齢相当の 外国人の子供の数	830名
外国人住民の 居住状況		蕨市の外国人住民の約 6 割は中国籍であり、就学する児童生徒もほぼ同様に中国籍が多い傾向にある。保護者の職業については会社経営や自営業が多いが、無職・職業不詳の登録も一定数存在している。外国人住民数は年々増加傾向にあり、特に就学する児童生徒の転入数が増えている状況である。一方で、住民票はあるが実際の居住が確認できないケースも多く、精緻な実態把握が課題となっている。
主な取組内容		外国籍の児童生徒の中で、日本語指導が必要と判断された児童生徒を対象に、教育センターでの教育支援を行う体制を整備している。 今後入学予定の外国籍の児童等に対しては、就学前または就学時における健診の案内時に、日本語能力の自己申告を促し、保護者との面談・相談を通し、教育支援対象となるかの判断を行っている。支援対象者は、午前中は教育センターで学習し、午後から在籍校へ通学する二重の学習形式をとっており、段階的に学校生活へ適応できるよう配慮している。外国人の編入者が増加していることを踏まえ、令和 6 年度からは教育センターを 1 拠点から 2 拠点（中央地区・塚越地区）に増設した。

出典：文部科学省「令和6年度 外国人の子供の就学状況等調査」（令和6年5月1日時点）及びヒアリング内容を基に作成。

【背景・目的】

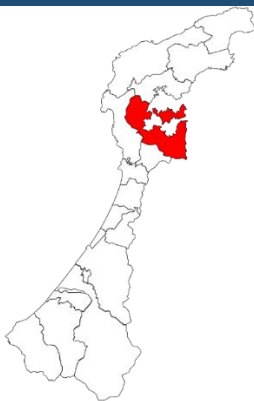
- 外国人住民の急増に伴い、学校現場では日本語の授業への理解に困難を抱える児童生徒が増加している。このような状況を踏まえ、学習面・生活面の双方から円滑な学校環境への適応に係る支援の必要性が高まっている。特に、「入学直後のつまずき」を防ぐことを重視しており、教育センターを拠点とした日本語支援の仕組みを構築している。

【施策の内容・工夫点】

- 就学時前健診時に、日本語能力に関する確認を行い、保護者面談等を通じ、支援対象を選定している。
- 就学後、午前は教育センターでの日本語指導の授業を行い、午後は在籍校での通常授業に参加する形で実施している。
- 年度途中の転入者については、まず、教育センターで集中的な初期段階の支援を実施し、その後、円滑に学校生活に適用できるよう対応している。
- 支援体制として、2名の日本語特別指導支援員が常駐し、さらに、市内各小中学校に日本語指導教員を配置している。

【成果・課題】

- 成果
 - 住民票のみでは実態把握が難しい家庭に対しても、保健・福祉部門との連携により、不就学の可能性を最小化するよう努めている。
 - 教育センターでの初期段階の支援を受けた児童生徒は、学校生活へ円滑に適応できている様子である。
 - 支援が必要な児童生徒数の増加に対応するため、支援拠点を増加した。
- 課題
 - 日本語指導が必要な児童生徒数が急増していることに対し、支援体制が追いついていない状況である。
 - 保護者への説明においては、手厚い対応が不可欠となる。
 - 就学意思の確認が困難な家庭へは、場合によって、出入国在留管理局との連携が必要となるなど、個別対応が生じることがある。



基本情報	総人口	47,142人
	外国人住民数 ※（ ）は外国人住民割合	765人（1.6%）
	外国人の国籍・地域別 上位3か国	明確な偏りは見られず、多国籍に分散
	学齢相当の 外国人の子供の数	13名（うち5～6名が日本語指導を要する者）
外国人住民の 居住状況		七尾市における外国人住民は、特定の国籍や職業に偏る傾向はみられず、多様な背景を持つ外国籍住民が不定期に転入している状況である。中でも、技能実習や国際結婚等を理由とした転入が中心である。学齢相当の児童生徒の転入は年間1～3件と少数である。
主な取組内容		七尾市では、市民課と教育総務課が密に連携し、外国人住民の転入時において児童生徒の有無を把握し、速やかに教育委員会へ連携する体制を整えている。特に、市役所内部の連携が強固であるため、転入当日または翌日には教育総務課へ連絡が入る仕組みを整えている。 学齢相当の児童生徒に対して、教育相談の機会を設け、就学に関する困りごとや支援ニーズを丁寧に把握している。必要に応じて職員が家庭訪問を行い、実情を踏まえた支援方針を検討している。 また、未就学児に対しては、就学時前健診の場で日本語能力や就学準備状況の把握を行う。健診を行わない家庭に対しても、電話や書面での個別確認を行っている。

出典：文部科学省「令和6年度 外国人の子供の就学状況等調査」（令和6年5月1日時点）及びヒアリング内容を基に作成。

就学状況把握と就学促進に向けた取組みについて

【背景・目的】

- ・ 外国籍の児童生徒の就学者数は少数に留まるものの、日本語の授業への理解に困難を抱える児童生徒が毎年数名存在する。こうした状況に対応するため、個別相談や日本語指導体制の整備を進めている。

【施策の内容・工夫点】

- ・ 教育相談においては、外国籍の児童生徒のほかに、発達等に課題を抱える児童生徒にも対応できるよう体制を構築している。保護者に対しても、就学等に対する不安や、言語や日常生活における困りごとを丁寧に聞き取り対応している。
- ・ 少人数規模だからこそ、児童一人ひとりの実情に応じた支援が可能となるよう体制を構築・維持している。

【成果・課題】

- ・ 成果
 - 市民課との迅速な情報連携により、外国籍児童生徒の転入直後から確実な支援が実現できている。
 - 個別の教育相談を支援策に結びつけることにより、就学の円滑化に寄与している。
 - 講師派遣等によるサポート体制の充実により、円滑な授業理解、学校への適応促進が進んでいる。
- ・ 課題
 - 英語以外（ポルトガル語や、アジア圏における他言語）の言語に係る通訳の配置等、対応には限界がある中、今後、多言語・多文化への対応力強化に向け、効率的な支援体制等の構築が求められている。



基本情報	総人口	4,691人
	外国人住民数 ※（ ）は外国人住民割合	453人（9.7%）
	外国人の国籍・地域別 上位3か国	①ベトナム ②中国 ③パキスタン
	学齢相当の 外国人の子供の数	7人
外国人住民の 居住状況		技能実習と特定技能の在留資格を持つ外国人が、近年増加傾向にあり、特にここ数年はパキスタンからの来日が増加している。また、自動車関連の仕事による来日が多くなっている。
主な取り組み内容		関係各課と、子の出生前から情報共有を行い、就学前の早期の状況把握により、就学促進に向けた、迅速な対応を行っている。

出典：文部科学省「令和6年度 外国人の子供の就学状況等調査」（令和6年5月1日時点）及びヒアリング内容を基に作成。

【背景・目的】

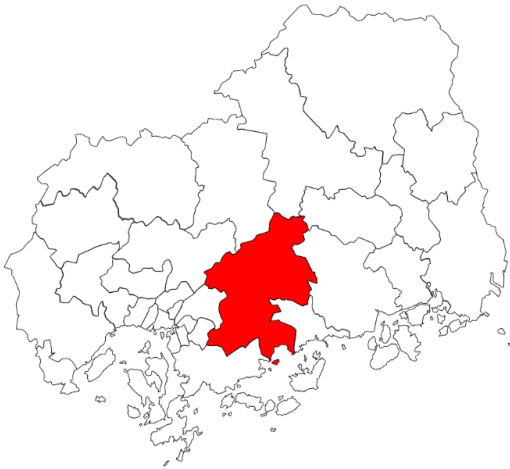
- 本村では、以前から国籍を問わず、村に居住する住民の子供については、出生前の段階から各課で情報共有を行い、連携して就学状況の把握と就学促進の取組みを実施している。そのため、外国籍の子供が増えてきた現在においても、同様の対応を実施している。

【施策の内容・工夫点】

- 関係部局と連携の上、1歳半健診や3歳健診などのタイミングで、就学希望等状況を把握し、適切な支援を行っている。また、就学前に教育相談等を実施するなど、切れ目のない支援を行っている。
- 月に1回、関係部局で会議を行い、必要な情報の共有を図っている。

【成果・課題】

- 就園支援によって子供が入園できると、早いうちから日本の文化を知り、日本語の理解もできるようになっている。また、保育所等とも連携の上、就学への支援もより確実に進めることができる状況である。
- 保護者が日本語での説明をどこまで理解しているのかを把握しきれないことが課題である。翻訳機などを使用して説明することもあるが、それでも内容が伝わりきらない場面や、理解を得るのが難しい場合がある。



基本情報	総人口	190,155人
	外国人住民数 ※（ ）は外国人住民割合	8,875人（4.7%）
	外国人の国籍・地域別 上位3か国	①中国 ②ベトナム ③フィリピン
	学齢相当の 外国人の子供の数	419人
外国人住民の 居住状況		中国、ベトナム、フィリピン、インドネシアといったアジア圏の居住が上位を占めており、近年増加傾向にある。また、外国人居住者の在留資格は、永住者、留学、技能実習によるものが上位となっている。
主な取組内容		① 小・中学校へ入学する児童・生徒、その保護者宛てに通知を送ることにより、就学促進につなげている。就学の意思が不明な場合は、連絡を複数回行い、継続的に就学意思の確認を試みている。 ② 入国して間もない児童生徒については、入学前に、日本語と日本の学校生活のルール等を学ぶ教室を設けており、児童・生徒本人だけでなく、保護者の不安や負担を軽減し、学校生活が円滑に始められるよう、支援環境を整えている。

出典：文部科学省「令和6年度 外国人の子供の就学状況等調査」（令和6年5月1日時点）及びヒアリング内容を基に作成。

① 就学に関する通知の送付について

【背景・目的】

- ・ 外国籍児童生徒についても、入学の意思の確認を徹底している。

【施策の内容・工夫点】

- ・ 次年度に新小学 1 年生となる学齢の児童は、就学時健診の案内を送付し、併せて就学意思の確認書類を同封している。なお、期限までに就学意思の確認ができない場合、再度、通知を送付し、継続的に確認を行っている。必要に応じ、保育施設の入所状況を確認する等、関係部局と連携の上、就学促進に向けた状況把握に努めている。
- ・ 学齢相当の児童生徒は、住民登録等手続き時の窓口において入学意思を確認する。入学の意思が確認できたら、必要書類の提出をもって、随時入学期日等を調整し、迅速な対応に努めている。

【成果・課題】

- ・ 連絡方法は、基本的に郵送である。そのため、書類の提出がない場合の就学意思の確認に課題を抱えている。また、住民登録のみ行い、実際の居住実態がない家庭も多々あるため、確認に時間を要する場合がある。

② 日本語初期指導教室の開設について

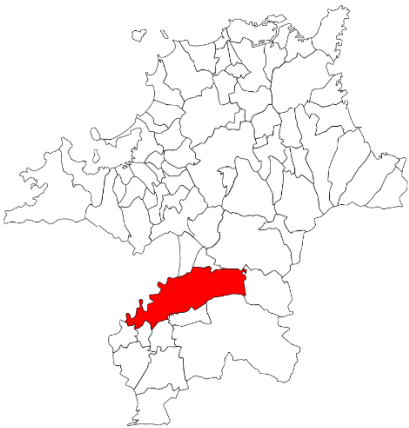
【背景・目的】

【施策の内容・工夫点】

- 「日本語初期指導教室」において、以下の取組みを行っている。
 - 初期日本語指導
 - 学校生活への適応指導
 - 児童生徒が編入する学校及び保護者との連携
 - 児童生徒の健康状況の把握
- 本教室に、日本語教育に深い関心と熱意をもち、小・中学校の学校教育に理解がある指導員を派遣している。

【成果・課題】

- 児童生徒は、簡単な会話、学校生活のルール、学習の進め方などを学ぶことで、スムーズに学校に適応することができた。
- 児童生徒の情報（日本語の学習状況、宗教上の配慮事項、滞在予定期間など）を初期指導教室から編入先の学校に伝えることで、児童生徒、保護者の不安感を軽減することができた。また、学校の受入れ時の業務の軽減につながっている。
- 令和6年度は、過去最多の入級者数となったため、日本語初期指導教室における指導員の確保が課題となっている。



基本情報	総人口	299,663人
	外国人住民数 ※（ ）は外国人住民割合	6,641人（2.2%）
	外国人の国籍・地域別 上位3か国	①中国 ②フィリピン ③インドネシア
	学齢相当の 外国人の子供の数	152人
外国人住民の 居住状況		久留米市における外国人住民は年々増加傾向にあり、2015年（平成27年）の約2,000人から2025年（令和7年）には約6,600人と3倍以上に増加している。技能実習生の受け入れが進む中、フィリピン・中国を中心とする、東南アジア系住民が多数を占めている。特に、学齢相当の児童生徒の転入も増加傾向にあり、教育現場での対応の充実が求められている。
主な取組内容		① 久留米市では、転入する外国人児童・生徒が、就学年齢にある場合、国籍や就学希望の有無を問わず、住民登録時に、教育委員会への来庁を案内し、就学相談等に迅速に対応している。（令和6年4月より運用） ② 教育委員会において、児童生徒の母国での就学状況、言語能力を確認した上で、入学校を調整する。市内には日本語指導教員が配置されている学校もあり、柔軟な対応が可能となるよう連携を図っている。

出典：文部科学省「令和6年度 外国人の子供の就学状況等調査」（令和6年5月1日時点）及びヒアリング内容を基に作成。

【背景・目的】

- ・従来は、住民登録後に保護者が転入学通知書を持参し、学校に直接出向く事例が多かった。その場合、学校側の準備期間が十分に取れないことがあった。現場から「事前に児童生徒の情報を把握した上で、受入体制等準備に対応したい」という強い要望があり、教育委員会主導で就学前の相談・調整に係る体制を構築した。

【施策の内容・工夫点】

- ・必要に応じて、複数の学校と調整の上、最適な就学先を決定する。
- ・就学意思が確認できない場合でも、書面郵送による、継続的な意思確認を行っており、過去２年間で、就学の意思が確認できなかった事例はない状況である。
- ・外国人学校等への通学意向についても、丁寧にヒアリングを行い、不就学の実態把握に役立てている。

【成果・課題】

- ・成果
 - 事前に教育委員会が関与することで、学校側の受入準備が円滑になり、学校現場の負担や混乱が改善されている。
 - 日本の学校へ通学しない児童生徒に対しても、保護者の意向を明確に把握できるようになり、不就学等の把握がより可能となった。
 - 新制度導入後、学校側からの苦情や混乱が解消し、教育委員会・学校双方にとって負担軽減に繋がっている。
- ・課題
 - 市民課の業務負担が増加しており、転入の多い時期（３月～４月）には対応が逼迫することもある。
 - 教育委員会への来庁を拒否または放置する保護者へのフォロー体制の強化が今後の課題である。

令和 5 年度 外国人の子供の就学状況の把握・就学促進 に関する取組事例

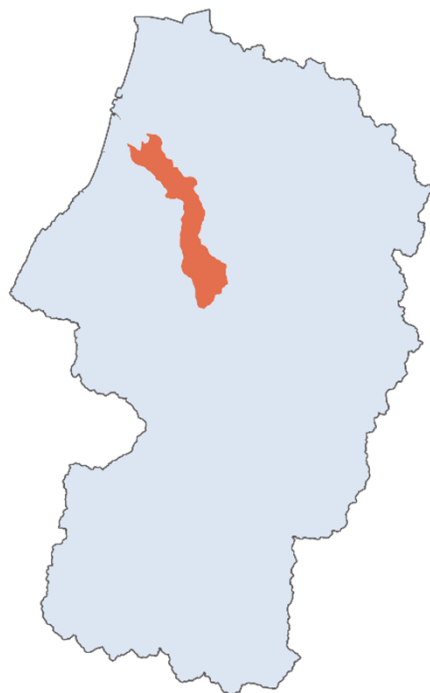
**令和 6 年12月
文部科学省**

本報告書は、文部科学省の教育政策推進事業委託費による委託業務として、株式会社サーベイリサーチセンターが実施した令和 5 年度「外国人の子供の就学状況等及び受入状況等の把握に関する調査事業」の成果をとりまとめたものです。

目次

■外国人の子供の就学状況の把握・就学促進に関する取組事例

山形県庄内町	2
東京都大田区	4
神奈川県横須賀市	6
静岡県掛川市	10
大阪府摂津市	14



基本 情報	総人口	19,659人
	外国人住民数 ※（ ）は外国人住民割合	122人（0.6%）
	外国人の国籍・地域別 上位3か国	①ベトナム ②フィリピン ③中国／韓国・朝鮮
	学齢相当の 外国人の子供の数	2人
外国人住民の 居住状況		外国人住民は比較的少ない地域であるが、域内の外国人住民の傾向としては、地域に裁縫関係の工場があり、そこで就職している方が多い。学齢相当の外国人の子どもは2名いるが、兄弟であるため1つの家庭のみとなっている。
主な取組内容		散在地域における、「スクールソーシャルワーカー」と「保育補助員」による幼稚園段階からの支援（小学校入学準備支援を含む）、外国人家庭（異文化で就学に積極的でないケースを含む）への派遣

帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業について

【背景・目的】

- ・ 庄内町では元々、日本国籍の児童生徒のために「スクールソーシャルワーカー」と「保育補助員」を雇用しており、就学に関する支援を行っていた。令和3年から外国籍の子どもが転入してきたことで、日本人だけでなく、外国籍の児童の支援も依頼している。

【施策の内容・工夫点】

- ・ 庄内町では、町で公募により採用している「スクールソーシャルワーカー」と「保育補助員」の方が、外国人の子どもの就学促進等の支援を担っている。
- ・ いずれも多言語対応はできない日本人だが、ジェスチャー等を使ってコミュニケーションをとっている。

＜スクールソーシャルワーカー＞

- 外国人児童がいる家庭に派遣され、通学や日常生活におけるきめ細かなサポートを実施。
(日本における就学の重要性の説明、通学のサポート、医療受診の送迎、小学校との連絡、関係機関やボランティアとの連絡、等)
- 外国人幼児がいる場合には、通園のサポートだけでなく、小学校入学に向けた連絡調整や家庭支援等も行っている。(小学校と家庭をつなぐ、入学準備支援、必要物品の調達、等)

＜補助支援員＞

- 保育補助員1名を幼稚園に配置し、外国人の子どもに対して、幼稚園内での日本語支援及び家庭との連絡を含めた生活支援を実施。

※令和5年度は就園している外国人児童がいなかったため、外国人児童への補助支援員の派遣は行っていない。

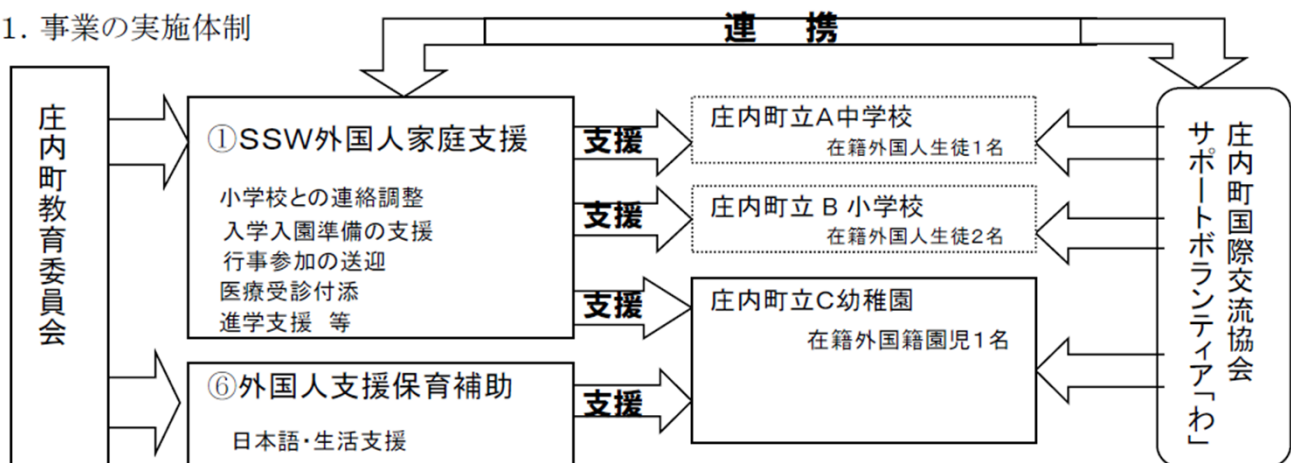
- ・ 子どもの就学に関する基本的な案内は教育委員会が行うが、就学に向けて保護者への細かい説明や説得等についてはスクールソーシャルワーカーや補助支援員が対応している。

【成果・課題】

- ・ 宗教上の理由から、特に女兒の就学に対して積極的ではない保護者もいたが、今後日本で暮らす上では就学しておいた方が将来のためになる等、スクールソーシャルワーカーや保育補助員の説得により、就学に繋がった事例がある。小学校入学後も、学校生活への不適応によって継続した就学につながらない恐れがあったが、きめ細かな支援のおかげで順調に通学できている。
- ・ また幼稚園への通園段階から手厚く支援しており、日本語もある程度習得できているため、小学校入学後も他の日本人の子と同じように学校生活を送ることができている。
- ・ ただし、現在のようなきめ細かい支援は、外国人児童の少ない地域だからこそ可能な取組であり、今後支援が必要な児童が増えた場合には、現状の体制では対応できない可能性がある。

(参考) 令和4年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業

1. 事業の実施体制





基本 情報	総人口	732,996人
	外国人住民数 ※（ ）は外国人住民割合	26,087人（3.6%）
	外国人の国籍・地域別 上位3か国	①中国 ②韓国 ③フィリピン
	学齢相当の 外国人の子供の数	1,231人
外国人住民の 居住状況		新型コロナウイルス感染症対策の緩和以降、外国人及びその子供の移住者は増加傾向にある。外国人児童の就学状況確認にあたっては、学校教育に関わる支援を行う学務課と、学齢期であるかに関わらず、18歳未満の子供や子育て家庭のあらゆる相談に対応する子ども家庭支援センターが協力して進めている。
主な取組内容		学齢簿システムの活用、及び子ども家庭支援センターとの連携

学齢簿システムの活用、及び子ども家庭支援センターとの連携について

【背景・目的】

- ・大田区では、外国人児童の就学状況を効率的に把握・管理するため、住民基本台帳システムと連動した学齢簿システムを導入している。

【施策の内容・工夫点】

- ・学齢相当の外国人児童が窓口にて住民登録を行うと、学齢簿システムにも自動で登録される。そして、就学状況等が把握でき次第、学務課の方で情報を登録していく仕組みとなっている。
- ・就学状況把握にあたっては、子ども家庭支援センターと協力し、外国人住民からの問合せ等、互いに把握した情報を共有している。

<就学状況把握の流れ>

- 学齢簿システムに登録されている外国人の子供について、まずは入国管理局に照会をかけ、住民票を大田区に置いたまま出国しているかどうか確認する。
- そして大田区に住民票があり、出国もしていないと確認できた外国人の子供がいる家庭に対して、就学状況を把握するためのアンケートを郵送する。
- アンケートの返信がなく、出国もしていない子供については、子ども家庭支援センターがこども家庭庁からの依頼にもとづき、訪問等による状況確認調査を行っており、その情報を共有していただく。
- ※ 子ども家庭支援センターが行っている調査は、対象が小学生相当の外国人の子供となっているため、中学生相当の外国人の子供については別途調査が必要である。
- ・学齢簿システムには、各児童生徒の就学状況と共にいつ時点の情報なのかも登録されており、登録されている任意の時点のデータを抽出することができる。

【成果・課題】

- ・現在のシステムは、区が独自に開発・運営を行っている。今後、国全体としてシステムの標準化の動きがある中で、現行のシステムを国が指定するシステムの仕様に合わせて変えていく必要があり、システムの使い勝手やデータ移行の際の互換性の問題等、課題を感じている。
- ・子ども家庭支援センターとの連携により、小学生相当の外国人の子供については、すべての子供の状況確認ができている。中学生相当の外国人の子供については、子ども家庭支援センターが実施している調査の対象となっていないため、学務課が郵送するアンケートに返信がなければそれ以上は把握できていないことが課題である。
- ・外国人の子供の就学状況は全てシステム上で管理しており、登録されている任意の時点でデータを抽出することができるため、国や都から調査依頼等があった際に、比較的容易にデータを提供することができる。



基本 情報	総人口	378,352人
	外国人住民数 ※（ ）は外国人住民割合	6,494人（1.7%）
	外国人の国籍・地域別 上位3か国	①フィリピン ②中国 ③ベトナム
	学齢相当の 外国人の子供の数	274人
外国人住民の 居住状況		フィリピン国籍の住民が最も多く外国人住民の26.3%を占める。また、上位3か国の国籍の住民が外国人住民に占める割合は、52.3%を占めている。最近ではインドネシア国籍及びベトナム国籍の方が増加傾向にある。
主な取組内容		『日本語支援ステーション』の設立

『日本語支援ステーション』での取組について

【背景・目的】

- 外国につながる子供の就学のための入り口を手厚くしようと、初期指導に力を入れることを検討していたが、場所の確保が難しくなかなか実現できずにいた。そんな中、幼児の減少を背景に、市立の幼稚園が閉園となったことで施設跡地の利用が可能となったため、外国につながる子供や保護者の方をサポートするための施設として、令和5年（2023年）に日本語支援ステーションが設立された。

【施策の内容・工夫点】

- 外国につながる子供で、市立の学校への就学を希望されているが、日本語能力に不安のある子供に対して、日本語支援ステーションを案内し、様々な支援を行っている。

＜各種ガイダンス＞

- 就学前（小学校入学時）や就学時（転入時）には、日本の学校制度やサポート体制、その他外国人支援リソース等についてのガイダンスを行い、必要に応じて日本語習得状況のアセスメントを実施している。
- また、外国人生徒の高校進学を推進するため、進路ガイダンスも実施している。

＜日本語初期指導集中指導＞

- 日本語支援ステーションで就学時ガイダンスを行い、日本語指導を希望する児童生徒には、国際教育コーディネーターが日本語習得状況アセスメントを行う。
- 日本語習得状況アセスメントの結果をふまえ、初期の日本指導を必要とする児童生徒に対しては、日本語支援ステーションで集中的に指導を行っている。
- 実施期間：1日2時間 × 10日間
- 指導内容：サバイバル日本語、日本語基礎

＜教育相談＞

- 外国につながる子供だけではなく、その保護者についてもサポートが必要な場合には、来所または電話による教育に関する相談を受けている。
- 日本語支援ステーションでは、全ての職員を会計年度任用職員として採用している。
 - 国際教育コーディネーター（1名）：保護者からの相談対応やガイダンス、アセスメントを担当。
 - ステーションマネージャー（1名）：施設全般の管理、子供や保護者からの電話対応窓口等を担当。
 - 日本語指導員（26名）：パートタイムで、ガイダンスでの通訳や初期指導教室での指導等、必要に応じて依頼を行っている。
- 日本語支援ステーションの設置・運営に係る費用
 - 設置事業費：約100万円（幼稚園跡の施設を利用できたため、改修費用もかなり抑えることができた）
 - 運営事業費：約2,030万円（令和5年度、人件費や交通費、その他教材等の設備費用等）
※文部科学省の「帰国・外国人児童生徒等教育の推進事業」を活用しており、1/3は国からの補助を受けている。
- 日本語支援ステーションは、外国につながる子供の日本語支援の拠点となっているが、ここで全てが完結しているわけではない。ここを拠点に行っていることもあれば、学校への指導員派遣の入り口であったり、関係機関につなぐ窓口の役割も担っている。日本語を学びたいという保護者の方に対しては、横須賀国際交流協会が開催している日本語教室の案内も行っている。
- 新小1年及び新中1年に相当する年齢の外国人の保護者の方に、就学手続の案内とともに、外国人学校に入校している（入校予定を含む）場合は、その旨をお知らせいただくように依頼をしている。

『日本語支援ステーション』での取組について

【成果・課題】

・令和5年度の活動実績

＜ガイダンス参加人数＞

就学時ガイダンス（小学生65名、中学生10名）、進路ガイダンス（小学生4名、中学生14名）

＜日本語初期集中指導 通室人数＞

小学生36名、中学生7名

- ・日本語支援ステーションが開設されるまでは、まず学校に通ってから、必要に応じて日本語指導員の支援を要請していた。しかし日本語支援ステーションの開設により、学校に通う前から外国につながる子供のサポートができるため、支援が必要な子供に対して通学開始時期にあわせてサポートができるようになった。
- ・就学前から日本語を学ぶことができ、学校生活に関する説明等を受けた状態で就学できるため、何も分からない状態で学校生活が始まってしまう、という状況に陥ることなく、外国につながる子供やその保護者の方が比較的安心感をもって学校生活を始めることができている。また、一から全てを教える必要がなくなるため、学校側の負担の軽減にもつながっている。
- ・入り口の支援体制づくりや継続的な支援ができるようになり、これまで以上にアナウンスもしっかりできるようになったことで、入り口のガイダンスにも多くの方が来ていただけるようになった。
- ・令和5年度に開設されたばかりの施設であることから、日本語支援ステーションのことが全ての教員に認知されておらず、アナウンスが遅れてしまったり、チラシを渡して終わってしまう等、学校によっては上手く活用していただけない場合もある。
- ・高校生や大人の方への支援については、国際交流協会と協力してより支援の充実を図る必要がある。
- ・今後、外国人住民の増加によってニーズが高まっても対応できるよう、新しい人材（日本語指導員）の発掘・育成が必要である。
- ・日本語支援ステーションに頼ってしまい、ここに預ければ解決する、という意識が芽生えてしまうという心配もある。将来、子どもたちは学校や日本の社会で生活していくので、そこに繋がるように学校と連携して支援をしていく必要があると考えている。
- ・日本語支援ステーションのような施設を立ち上げる上で課題となる点

＜場所の確保＞

立地場所や設備等、条件に適した施設を見つけることが難しい。

＜人材の確保＞

国際教育コーディネーターやステーションマネージャー等の専門性の高い人材は、然るべき知識や経験が必要であり、確保することは容易ではない。横須賀市では昔から日本語支援を行っており、たまたまこういう人材がいたために実現できた。基本的には人脈を使った紹介によって確保することが多いが、日本語支援ステーションの設立に伴い、市の広報活動を積極的に行ったことで、最近はそれを見た市民からの応募が増えている。



『日本語支援ステーション』での取組について

◎日本語初期集中指導 通室までの流れ

ステップ1 教育委員会支援教育課窓口、各行政センター、学校

○外国につながるのある児童生徒・保護者が転入、編入学の手続きをする。学校に登校する。

→日本語支援ステーション(就学時ガイダンス)について案内を受ける。リーフレットを受けとる。

ステップ2 日本語支援ステーション

○就学時ガイダンスを受ける。(事前に電話で予約をする。)

・日本の学校制度、日本語指導に関するガイダンス 等 (日本語指導の希望有無の確認)

・外国人支援リソースについて紹介(国際交流協会:日本語教室 等)

・就学時の書類作成補助(多言語で実施)

日本語指導を希望する。

日本語指導を希望しない。(必要がない。)

日本語習得状況アセスメントを受ける。

日本語初期集中指導の対象となる児童生徒

対象にならない(通室希望しない)児童生徒

ステップ3 日本語支援ステーション

ステップ3 学校

日本語初期集中指導 通室開始

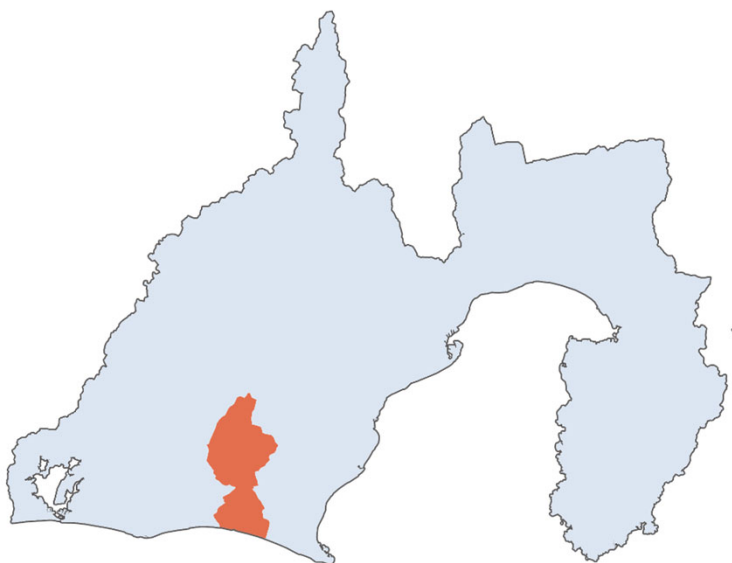
・1日2時間×10日間

学校で日本語指導員による指導を受ける。

学校生活適応支援員による支援を受ける。

※日本語初期集中指導に通室終了後、必要に応じて学校へ指導員、支援員を派遣します。

横須賀市教育委員会より提供



基本 情報	総人口	115,678人
	外国人住民数 ※（ ）は外国人住民割合	4,844人（4.2%）
	外国人の国籍・地域別 上位3か国	①ブラジル ②フィリピン ③ベトナム
	学齢相当の 外国人の子供の数	371人
外国人住民の 居住状況		平成20年ごろは7割あったブラジルの方が4割に変化している。次にフィリピン、ベトナムのアジア系の国籍の方が増えている。特にベトナムについては中国を抜いて現在3番目に多い国籍となっており、これは技能実習生の在留資格で入国が増えていることかと思われる。ただし、新型コロナウイルスの状況により再び増加傾向に転じ始めたように、その動向は流動的なものとなっている。その他の国籍の割合も徐々に増えてきて、外国人市民の多国籍化が見られる。 同様に、令和5年4月1日現在の16歳以下の子供たちにおいても、多国籍化の様子が見られる。
主な取組内容		近隣3市による日本語初期指導教室の共同運営委託事業

近隣3市による日本語初期指導教室の共同委託事業

【取組の概要】

- ・ 掛川市では、近隣の菊川市、御前崎市と共に3市の共同委託事業により、日本語初期指導教室「虹の架け橋 菊川小笠教室」の運営を委託し、日本語指導が必要な児童生徒の日本語初期指導支援を行っている。

【実施の背景・目的】

- ・ 2009年に文部科学省「定住外国人の子どもの就学支援事業」（虹の架け橋事業）に採択されたことを受け、NPO法人掛川国際交流センターが、経済的な理由等で就学できないブラジル人らの子供たちに学習の場を提供したのがはじまり。
- ・ 平成27年までは国と県からの補助金を主な財源とし、掛川市、菊川市、御前崎市の3市で運営委託していたが、平成28年に県の補助金が打ち切られてからは、国の補助金を運営資金の3分の1に当て、残り3分の2を在籍児童生徒数の割合に応じて掛川市、菊川市、御前崎市が負担している。
- ・ 外国籍・外国にルーツのある児童生徒が日本の学習文化に慣れると共に、日本語について基本的な学習機会を得ることで、就学時の不安や負担を軽減し、円滑な学校への編入学に繋げることを目的としている。

【取組の詳細（内容・工夫点）】

＜運営＞

- ・ NPO法人静岡県教育フォーラム『虹の架け橋』菊川・小笠教室
※ 3市から日本語初期指導の委託を受けている。

＜委託費用＞

- ・ 令和6年度の教室運営費は25,189,449円（3分の1を国が補助、3分の2を在籍児童生徒数の割合に応じて、掛川市、菊川市、御前崎市の3市で負担）

＜所在地＞

- ・ 静岡県菊川市下平川6269（建物全体を虹の架け橋教室として使用）

＜対象児童生徒＞

- ・ 3市の小学校1年から中学校3年の児童生徒を対象としており、外国籍のみならず、日本国籍だが海外からの移住者等で日本語能力に課題がある児童生徒も対象としている。
- ・ 令和5年度実績では 新入生47名、修了生32名。ブラジル、フィリピン、スリランカ等。

＜周知・案内方法＞

- ・ 転入時に市民課にて市内公立小中学校への就学希望を確認した上で、就学希望のある外国籍児童生徒の保護者（または日本国籍だが外国からの移住者）については、教育委員会において手続きをするよう案内をする。案内を受けて訪れた保護者及び本人に対して、日本語能力や来日の経緯等の状況をヒアリングし、必要に応じて「虹の架け橋 菊川小笠教室」を紹介している。

近隣 3 市による日本語初期指導教室の共同委託事業

【取組の詳細（内容・工夫点）（続き）】

＜授業・指導内容＞

- ・ スタッフ・指導員数は6～7名程度。担任制を取り、1人の担任が5～6名の児童生徒を受け持つ形で、授業の実施・学習指導の他、習得状況の見極めまで行う。
- ・ 授業はプリント教材による国語（ひらがな・カタカナ・簡単な漢字の読み書き等）と算数が中心。「自分の気持ちや体調を片言でも伝えられるように」を初期のひとつの目標にしている。
- ・ 授業は月曜日から金曜日の毎日、9:30～15:20。日本の生活・学校のリズムやルールを知ってもらうために、実際の学校の時間割に近いカリキュラムを組んでいる。
- ・ ブラジル（ポルトガル語）、フィリピン（フィリピン）、英語を話せる指導員による授業。

＜授業料等＞

- ・ 授業料は、児童生徒1人につき月額1万2,000円。
- ・ 食事：母国の文化・宗教の違いがあるため、給食ではなくお弁当を持参してもらう。
- ・ 学習期間：2カ月から半年程度で同教室を卒業し、小学校や中学校へ編入学していく。

＜その他のサポート＞

- ・ 児童生徒が、教室に参加できるよう理解を深めてもらい、保護者のサポートを行っている。
- ・ 交通安全教室の開催（母国との交通ルールの違いについての解説と指導）。
- ・ 交流イベントの開催等、虹の架け橋教室だけではなく、地域の人々との行事への参加やコミュニケーションを深めてもらうための活動も行っている。

【成果・課題・今後の方針】

＜成果（導入効果）＞

- ・ 3市で共同運営することで、各市の費用負担を低減することができ、事業の継続に繋がっている。
- ・ 児童生徒の状況に応じて柔軟な対応が求められる支援員として活躍できる人材は限られており、発掘が難しく、育成には時間がかかるため、有能な人材を共有できる点は、メリットとして実感している。

＜課題＞

- ・ 現在運営している初期日本語指導教室は、菊川市にある教室 1 つのみとなっている。保護者が送迎手段をもち、距離的な問題等で通室できない児童生徒も存在している。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症への移行にともない、外国人児童生徒の来日が増加しており、地域における日本語初期指導のニーズが高まっている。今後、教室に入りたくても入れない外国人児童生徒が出てくることを懸念している。

【掛川市単独の支援活動】

- ・ 日本語の初期指導が必要な児童生徒への支援に加えて、学校への支援・負担軽減にも力を入れていきたいと考えている。外国人支援員の多言語化や派遣回数の増加を進めているが、予算の大幅な増加や人材の確保が難しいという現状がある。
- ・ 現在、掛川市では、掛川市教育センター内に外国人支援室を設置しており、外国籍児童生徒の保護者との相談会（年2回）や、児童生徒向けに夏季と冬季の集中学習を実施している。また、外国人児童生徒の担当教員向けに「外国人児童生徒担当者研修会」を開催し、「やさしい日本語」や「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメント DLA」等について研修を行っている。

近隣 3 市による日本語初期指導教室の共同委託事業

【参考資料・URL】

■ 虹の架け橋 菊川小笠教室

- ・ 教室の紹介 : <https://www.niji-kakehashi-school.com/>
- ・ 運営者 : ひげぐまグループ <https://higeguma.com/>



虹の架け橋の教育ステップ



外国籍のこどもに日本語の初期指導を行います



ひらがな・カタカナ・簡単な漢字の読み書きを指導



簡単な日本語での指示を理解できる力を身につけます



自分の気持ちや体調を片言でも伝えられるように



学齢期の小学校1年生から中学校3年生を主に指導し、本教室在籍の～半年程度を目途に学校へ編入していきます。

■ 掛川市教育センター

- ・ 紹介ページ : <https://www.city.kakegawa.shizuoka.jp/gyosei/docs/7741.html>
- ・ 研修の様子 : <https://e-jan.kakegawa-net.jp/blog/blog.php?key=855985>
<https://e-jan.kakegawa-net.jp/blog/blog.php?key=856762>





基本 情報	総人口	86,468人
	外国人住民数 ※（ ）は外国人住民割合	1,754人（2.0%）
	外国人の国籍・地域別 上位3か国	①ベトナム ②韓国・朝鮮 ③中国
	学齢相当の 外国人の子供の数	44人
外国人住民の 居住状況		在留外国人住民の割合は年々増加傾向にある。現在、学齢相当の外国人児童生徒の割合は人口比と比べて少ないが、今後外国人住民の方が所帯を持つ、あるいは母国から家族を呼び寄せてくることで、外国人児童生徒の数も増加していくと思われる。コロナが明け、入国制限が撤廃されたことで、令和4年度以降は他地域からの移住だけでなく、海外から直接移住してくる児童生徒も増えている。 産業構造としては、北部は飲食店や企業が多く、南部は大企業や中小企業の工場が多い。現在、大手企業や中小企業が積極的に外国人労働者の雇用を行っており、南部の地域で外国人数の増加が顕著である。
主な取組内容		転編入時に手厚いサポート、及び学校側の負担低減のためのサポート

転編入時の手厚いサポートと、学校への支援について

【背景・目的】

- 20年以上前から外国人児童生徒を受け入れていたが、以前は日本語学習や学校生活のための十分な支援を行うことができていなかった。しかし、在留外国人も今後日本で生活していく上で日本語能力や社会性等を身に付ける必要があることを受け止め、就学の促進や日本語学習の支援を行うよう方針を変更した。

【施策の内容・工夫点】

- 新たに市に転入してきた外国人児童生徒に対して、以下の流れで就学の案内を行っている。
 - 外国人の住民登録は市民課で受け付ける。
 - 学齢相当の子供がいる場合には、必ず同じ市役所内の学校教育課にも寄っていただき、就学の案内を行う。
 - 日本語のレベルにかかわらず、まずは学校に通っていただく。
※日本語能力の不十分な児童生徒に対しては、1か月程度を目途に、基本的な日本語や学校生活に必要な言葉を習得するための個別支援（初期指導教室）の時間を設ける等、学校の方で手厚い支援を行っていただく。
 - 外国人児童生徒が初めて学校を訪れる際には、市の職員が同行し、必要に応じてサポートを行っている。
- 各学校において、日本語能力の不十分な児童生徒への支援を行っていただくにあたり、教育委員会では学校に対して以下の支援を行っている。
 - 外国人児童生徒の入学が決まった学校には、入学前に市の職員が学校を訪れ、教員の意識醸成等の研修を行っている。
 - 大阪府を通じて3名の日本語指導員（加配教員）を配置しており、より手厚い支援が必要な児童生徒がいる場合には、その学校に多めに行っていただく、等の調整を行っている。
※加配教員は、基本的に1人あたり5校を担当（本務校1校、巡回校4校）
 - 必要に応じて通訳者として有償ボランティアの派遣も行っている。
- 日頃から情報共有をこまめに行っており、教育委員会と学校との関係性は比較的近く、困ったことがあれば学校からすぐに連絡が来るような関係性が築けている。
- 特に、家庭支援の部分においては、学校の負担を軽減するために教育委員会が支援を行うケースもあり、積極的に学校と連絡を取っている。
例）家庭環境や保護者の就労及び収入の状況により手当の支給が可能なケースについては、情報共有を行った上で、福祉的な支援をうけることができるように担当課と連携。
例）転編入児童生徒の進路選択等、将来を見越した相談に応じる。またどのような配慮を受けることができるかについても情報提供を行い、そのニーズに応じて庁内関係部署や国際交流協会等へつなぐ。
- また市内教職員を対象として、外部講師を招聘し、日本語指導に対する理解を深めるための研修会を年に1回実施している。この研修には市内各校から担当となる教員を1名選出していただき、参加していただいている。

【成果・課題】

- 市に転入してくる外国人の子供とは必ず面談を行い、そこで就学の案内を行っており、現在住民登録されている全ての外国人の子供が学校に通っている状況である（不就学ゼロ）。
- また、教育委員会が学校と保護者の間を取り持ち、しっかりとコミュニケーションができるような関係を構築することで、児童生徒だけではなくその保護者（家庭）を支援するという意識が学校に芽生えてきている。
- 国によって文化や学校での生活様式は様々であり、日本の学校に馴染むスピードも人によって異なる。転入時になるべく聞き取りを行うようにしているが、外国人児童生徒が母国の学校でどのように過ごしていたのか、どのような学習を行ってきたのか、等が分からないところが課題である。
- 学校教員に対する研修では、外国人児童生徒が何に困っているのかについての新しい気づきを得ることができた等、参加した教員の方からは好意的な感想が多く挙がっている。しかし、研修に参加いただけるのは一部の教員のみで、校長先生や管理職の先生方に如何にして共有いただくか、という部分が課題である。

令和 5 年度 日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等 に関する取組事例

**令和 6 年12月
文部科学省**

本報告書は、文部科学省の教育政策推進事業委託費による委託業務として、株式会社サーベイリサーチセンターが実施した令和 5 年度「外国人の子供の就学状況等及び受入状況等の把握に関する調査事業」の成果をとりまとめたものです。

目次

■日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する取組事例

茨城県石岡市	2
栃木県壬生町	7
群馬県伊勢崎市	10
千葉県山武市	15
東京都稲城市	19
新潟県南魚沼市	23
岐阜県美濃加茂市	27
静岡県焼津市	32
大阪府岸和田市	38
広島県呉市	42
徳島県	46
大分県別府市	50
鹿児島県鹿児島市	53



主な取組内容

- ・宿泊を伴う校外学習への事前サポート
- ・市内の国際交流団体と協力したボランティアの派遣

① 宿泊を伴う校外学習への事前サポート

【取組の概要】

- ・石岡市内のある学校では、宿泊を伴う校外学習を実施するにあたって、外国籍児童が困らないよう、校外学習のしおり等の翻訳や個別説明等、保護者を含めてサポートを行っている。

【実施の背景・目的】

- ・石岡市では宿泊を伴う校外学習として、小学校5年生では宿泊学習、6年生では修学旅行を実施している。コロナ禍ではこれらが最小限に控えられていたが、5類感染症への移行に伴い、従来の校外授業が復活すると同時に、市内の外国籍児童が増える状況に至った。
- ・日本人でも校外学習に苦手意識や不安感を抱く児童がいる中で、文化・習慣の異なる外国籍児童の不安や戸惑いはより一層大きい。一方で校外学習は、社会を知り、児童が互いに理解を深める良い機会でもある。
- ・日常生活や学習においても、言葉や文化の違いによる戸惑いや困りごとの多い外国籍児童のために、校外学習の理解を深めるための説明や、気後れすることなく参加できるよう配慮が求められていた。
- ・石岡市では各学校に特別支援教育支援員を配置している。市内のある学校では、「特別に配慮を要する児童生徒」の解釈を広げ、この支援員が中心となって、校外学習に関する一連の支援や指導の場面においてもサポートを行った。

【取組の詳細（内容・工夫点）】

- ・校外学習について、支援員が個別に説明を実施。該当児童の保護者も交えて、お風呂の入り方等、他の児童と集団行動を行うための説明を行った。

<工夫点>

- ・学校全体で行う校外学習の説明とは別に、個別に時間を設けて説明を実施。
- ・校外学習に関する文書（しおり等）は、Google翻訳等を駆使して英訳。イラスト等もつけることで、校外学習の意義や注意点について児童本人だけでなく、保護者からも理解を得ることに努めた。
- ・他の児童と同じしおりを英語版で用意する等、他の児童と共に行動できるようサポートを行った。
- ・歌うときに使用する歌詞集には、日本語にローマ字を振った。
- ・該当児童が女の子であり、男女の性差等について授業で学習する時期とも一致していたため、ひとつの学習機会として捉え、養護教諭も加わり、性に関する指導も実施。

【成果・課題・今後の方針】

<成果（導入効果）>

- ・事前に丁寧な説明を行ったおかげで、外国籍児童の不安や戸惑いのある程度払拭することができ、また日本文化への認識を深めるきっかけとなった。
- ・該当児童が、他の児童と同じ条件で集団行動を行えるようにサポートすることで、他の児童の中に溶け込んで、無事に校外学習を終えることができた。
- ・この小学校の取組が、今後も他校が外国籍児童と校外学習を実施する際の参考事例となっている。

<課題>

- ・学校行事についての連絡をはじめ、母語により確実に児童に伝えること、そして保護者の理解が深まるように説明することが求められる一方で、児童が学習や生活を送るために日本語を使った学びがある。この両者のバランスについて考えていくことが課題である。
- ・この事例は、支援員の方の自主的なサポートにより成り立っているため、他の学校でも同様の取組ができるとは限らない。
- ・学校からの要望に対して、市のボランティア団体が協力し、外国籍児童を支援する人材を派遣できる体制はできているが、初対面であったり性別の異なるスタッフの場合、外国籍児童が警戒してしまう等の課題がある。

① 宿泊を伴う校外学習への事前サポート

【参考資料・URL】

■ 校外学習関連資料の英訳

< 宿泊学習のしおり（付箋に英訳） >

1 期 日 令和5年6月22日（木）～23日（金）

2 場 所

3 交通機関 三陸観光バス

4 学習の目的
 ① 共同生活を通して、心
 信頼関係を深める。
 ② 自然の美しさや大切さ
 を。
 ③ 集団生活の中で自分の
 立とうとする態度を身に

5 目 標 the goal

スローガン Slogan	
活動班めあて Activity Group target	
生活班めあて for life class	

6 参加者と引率者

6 年		1 Kōbō sensei
5 年		Sensei
合計		Sensei

【引率】 lead

Sensei
Sensei
Sensei

< 歌の歌詞（ローマ字表記） >

「きょうのひは さようなら」
 Kyōnohiwa sayōnara

1. いつまでも たえることなく ともだちでいよう
 Itsumademo taerakotonaku tomodachideiyou

あすのひを ゆめみて きぼうのみちを
 Asunohiwo yumemite kibōno michiwo

< 持ち物リスト（英訳） >

① Clothing

Familiar shoes Red and white hat

First day Gym suit (short sleeve shorts)
 (long sleeve long pants)
 When you go to bed (White T-shirt)
 (Comfortable clothes)

Day 2 (Short-sleeved shorts and easy-to-move clothes)

② Belongings

Write your name and school name on all packages

Put each set in a bag and put it in a big bag

< Basic set > * open hands

□ Book mark □ writing utensil □ handkerchief

□ slippers □ tissue □ Sweat towel

□ instant sickness medicine □ Red and white head

□ water bottle (tea with unsweetened water)

* Drinks will be served on the second day.

A < bath set > □ 2 plastic bags

□ bath towel □ Face towel □ socks

□ Under-wear □ clothes for sleeping □ Shampoo etc.

* Shampoo rinse body soap is provided.

B < Outdoor rice cooker set >

□ work gloves □ dish towel □ mask □ rag

□ apron □ triangular bandage □ plastic bags

C < Garment set > □ spare socks, underwear

□ spare change of clothes □ clothes for the second day

□ winter clothes

D < Miscellaneous set > □ medicine (Nessy Person)

□ rain gear

□ toiletries (toothpaste set, towel)

* Do not bring anything other than what you need

② 市内の国際交流団体と協力したボランティアの派遣

【取組の概要】

- ・石岡市内の国際交流団体「フレンドシップいしおか」の協力を得て、学校からの要望に応じて日本語指導に関連するボランティアスタッフを派遣する体制を構築している。

【実施の背景・目的】

- ・近年、石岡市の小中学校に在籍する日本語指導を必要とする児童生徒は増加傾向にあり、日本語について指導する人材の必要性が急速に高まっている。
- ・このような状況の中、市内で外国籍住民のための日本語教室等を独自に運営している「フレンドシップいしおか」では、学校からの相談を受け、外国人児童生徒へのさらなる支援を検討していた。しかし、一般の国際交流団体が学校の中に入って支援を行うことは難しかったため、何か協力してできる方法はないかと市に相談した。その結果、学校・市・ボランティア団体が三位一体となって取り組む、現在の協力体制が実現した。

【取組の詳細（内容・工夫点）】

- ・「フレンドシップいしおか」のボランティアスタッフを、石岡市が立ち上げている「学校応援団」というボランティア団体にも登録していただき、市のボランティアとして活動することで、公立学校への派遣が可能となっている。
- ・また市のボランティアとして派遣することによって、業務上で怪我をした際には保険が適用される等、ボランティアスタッフ自身も安心して支援することができる。
- ・派遣するボランティアの人数や回数・支援内容等については、学校からの要望に応じて適宜調整している。例えば、日本に来て間もない児童生徒がいる場合は派遣の頻度を高くし、次第に回数を減らしていく等、外国人児童生徒の状況や学習・進学希望に順応するようきめ細かな対応を行っている。
- ・「フレンドシップいしおか」から、市内の小中学校の要請に応じ、ボランティアスタッフが派遣されている。
- ・ボランティアスタッフのサポート形態は様々であり、授業中に付き添ってサポートする場合や、校内別室での取り出し指導におけるサポート等、児童生徒に合わせて対応している。特に国語や算数は積み重ねが必要なため、前の学年の教科の理解度についても考えて取り組む必要がある。

【成果・課題・今後の方針】

＜成果（導入効果）＞

- ・「フレンドシップいしおか」との連携により、ボランティアスタッフの確保や調整が容易になった。
- ・令和5年度の実績としては、小学校1校、中学校1校でのボランティア支援員の活動を行った。

＜課題＞

- ・日本語指導のサポートとなると、ある程度の経験や知識が求められるため、誰にでも任せられるわけではない。現在は、日本語教育の経験者、日本語教育能力検定所持者、市の特定の日本語教育に関する講習の受講者等、日本語教育についての経験とスキルがある人材に限定して派遣していただいている。
- ・現在は市のボランティアとして登録して活動していただいているが、「日本語指導コーディネーター」や「日本語指導相談員」として登録するなど、事業としての予算化を検討していきたい。

＜今後の方針＞

- ・現在石岡市では日本語ボランティアの養成講座等を開催しており、このような講習を受けた方に学校への支援を行っていただけるような仕組みを構築していきたい。

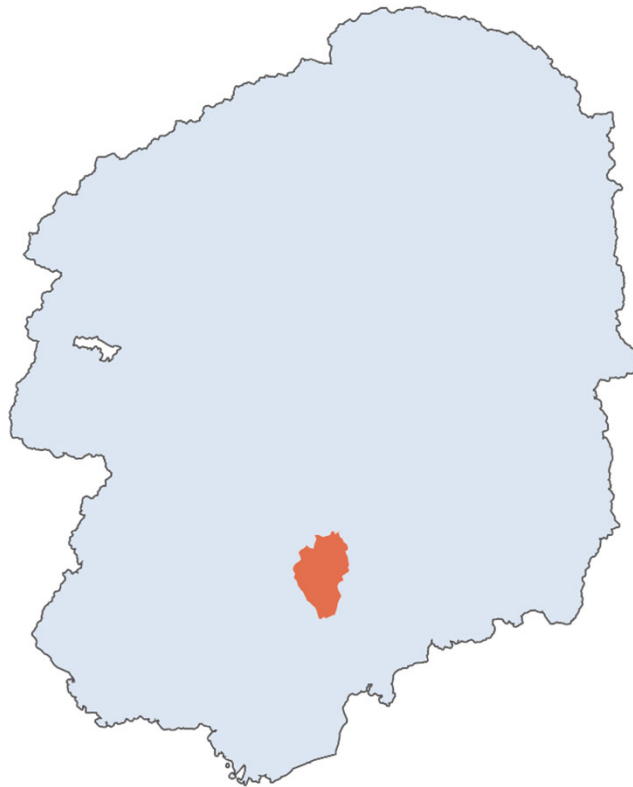
② 市内の国際交流団体と協力したボランティアの派遣

【参考資料・URL】

- フレンドシップいしおか（公益財団法人 茨城県国際交流協会 HPより引用）
<https://www.ia-ibaraki.or.jp/volunteer/private-group/south/page-2281/>

設立年月日	1995年4月15日
会員数	32人
入会の条件	なし
主な活動地域	石岡市
活動頻度	月10回
会費	年額3000円
ホームページ	－
設立の経緯・目的	外国人との交流を通して互いの国の文化を知り、国際理解を深め、より良い地域社会を作ることを目指そうと国際交流に関心を持つ石岡市の有志で結成し、1995年4月に発足しました。 外国の方々との気軽な交流を通して、お互いの国の文化や習慣を知り国際理解を深め、住みやすい地域社会になることを目指して各種の事業を行っています。在住外国人も会員として共に活動しています。
活動内容等	①友好親善活動 ・外国人家族とのふれあい事業 ・多文化共生社会の地域づくり事業 ②国際協力・国際貢献活動 ・他団体との協力 ③在県外国人への支援 ・日本語ボランティア 昼コース 毎週水曜日10:00～12:00 対象(一般) 第1・3日曜日13:00～15:30 対象(一般、小・高校生) 夜コース 毎週火曜日19:00～21:00 対象(一般、小・中・高校生) ④国際理解の促進 ・国際交流の集い ・国際交流サロン ・留学生の受入 ⑤情報の提供 ・機関誌の発行年に3回、Instagram ⑥その他の活動
団体からのメッセージ	楽しいふれあい。気軽に交流。だれもが住みよいまちづくり

※会費は、ボランティアに参加していただく方に協力をお願いしています。（外国人の方は無償で学べます。）



主な取組内容

散在地域における多言語対応WEB連絡帳システムを活用した
外国人保護者との連絡

【取組の概要】

- 壬生町では、学校の教員からすべての保護者（日本国籍・外国籍の別を問わない）への連絡を多言語で容易に発信することができるよう、多言語対応WEB連絡帳システムを導入し、コミュニケーション上の負担を軽減するツールとして役立てている。

【実施の背景・目的】

- 壬生町は外国籍住民の散在地域（居住する外国人の数自体が少なく、また自治体内の各地に散って居住している）であり、日本語指導が必要な児童生徒も同様な状態であるため、外国人人口が多い、またある程度地域的に集中している大きな都市とは異なる対応が必要であった。
- また外国籍住民の移動は、保護者の仕事の都合により一時帰国が長引く等、予測ができないケースが多い。それに伴い児童生徒の人数も変動するため、固定的な日本語教育体制を持つことが難しいという根本要因もあった。
- 特に、外国人児童生徒が学校生活を送るうえで、多国籍の外国人保護者との連絡・意思疎通が難しく、課題となっていた。
- そのような折り、外国人児童生徒教育を研究する宇都宮大学国際学部教員（本システムの開発者）から紹介されたのが多言語対応WEB連絡帳システムである。
- 導入1年目を実証のための試用期間とし、令和4年（2022年）4月から本格的な導入が始まり、現在2年目を迎えている。

【取組の詳細（内容・工夫点）】

＜機能・特徴＞

- 発信する教員側は、送りたい内容を日本語で作成して送信する。受け取る保護者側は、あらかじめ対応言語を設定しておくことで、メッセージは設定した言語に自動的に翻訳表示される。また、送信先が複数でも一斉に複数の言語に翻訳されて届くので、教員の送信は1回で済む。
- 教育活動に合わせた多くの定型文が用意されており、教員はそれらを組み合わせるだけでメッセージが作成できる。用意された定型文は、全て専門家により各言語に翻訳されているため、誤訳を防ぐことができる。
- 対応言語は10言語（日本語、英語、中国語＜簡体字＞、ブラジルポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、ウルドゥ語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語）。
- 定型文に無い文章を送りたい場合には、自由入力する欄があり、発信者が機械翻訳等で翻訳した文章を添えて発信することができる。大容量の添付ファイルも複数添付することができる。

＜運営主体・方法＞

- 多言語対応WEB連絡帳システムの導入にあたり、事業者との契約は壬生町が行っており、各学校にアカウントを配布している。
- 壬生町には小学校8校、中学校2校があり、児童生徒数は約3,000人。その中で外国籍の児童生徒がいる学校は、小学校3校、中学校1校。壬生町内のすべての学校ではなく、外国籍の児童生徒とのコミュニケーションにおいて必要度の高い学校への導入となっている。
- 多言語対応WEB連絡帳システムの導入形態は学校によって異なり、その学校の全校児童生徒の保護者に対して導入しているケースと、外国籍の児童生徒の保護者にのみに導入しているケースがある。
- 本システムはアプリケーションではなくクラウドシステムを採用しているため、利用端末を限定しない。スマートフォン始めタブレットやPCなど幅広く活用できる。

＜費用・予算＞

- 1校につき月額5,000円の年間契約。壬生町からの予算で運営されている。学校単位での契約となり、利用する児童生徒数によって価格は変動しない。

【成果・課題・今後の方針】

<成果（導入効果）>

- 多言語対応WEB連絡帳システムの導入により、学校からの連絡事項をスムーズに伝えることができ、同時に外国籍の児童生徒を持つ担任教師のコミュニケーションの負担を減らすことができている。
- これまでは「先生から児童生徒へ」そして「児童生徒から保護者へ」という連絡スタイルだったが、多言語対応WEB連絡帳システムを使えば先生から保護者へ直接伝えることができる。自動翻訳ではなく、プロの翻訳者によって訳された信頼度の高い定型文が使われるため、誤訳などによる意思疎通の間違いがない。
- ウルドゥ語に対応しているため、近年増えてきたパキスタン出身の保護者との連絡がとれるという点で重宝している。

<課題>

- 初期設定を保護者自身で行っていただく必要があり、導入にあたって保護者への説明が必要となるが、言葉や文化の違い（学校と家庭との関係・距離感の差）等もあり、苦勞する場合もある。
- 導入にあたって保護者の理解が不足すると、利用登録や設定が遅れ、中々活用していただけないことがある（スマートフォン等の情報端末を未所有というケースはなかった）。
- また学校によっては、既に保護者とのやり取りのための連絡ツールを導入しているところもある。全児童生徒に対して多言語対応WEB連絡帳システムを導入することで、2つの連絡手段が生じることになり、保護者の方が混乱してしまう懸念もあるため、外国籍の児童生徒の保護者との連絡のみに導入している学校もある。

<今後の方針>

- 壬生町で活用している多言語対応WEB連絡帳システムは現在も改良を続けている発展途上のツールであるため、全国の自治体・学校に普及していくことで、さらなる機能的な進歩が期待できる。また運営側より、更に多言語化した際の言語追加対応も相談に応じると伝えられている。利用する側もより多くの経験を積み、アイデアを活かして、保護者との意思疎通に役立てていきたい。



主な取組内容

日本語能力と指導方針を独自の指標で把握

【取組の概要】

- 伊勢崎市では、日本語指導が必要な外国籍の児童生徒の増加を背景に、これまで各日本語教室担当教員の経験や判断に頼ってきた「児童生徒の日本語レベルの把握」や「適切な指導方法の選択」について、1つの統一基準となる「つながる・ひろがるISESAKIステップ」を制作し、市内の小・中学校の全てで活用されている。

【実施の背景・目的】

- 伊勢崎市では教育委員会内に、教育行政のための機関として「伊勢崎市 教育研究所」を設置しており、教育相談、不登校対策、研修講座、教育資料提供等の事業を行っている。
- 平成24（2012）年、この研究所内に有志による日本語教育研究班が組織され、日本語指導が必要な児童生徒の日本語習得レベルの判断や、それに合った指導に関する統一基準の作成が取り組まれた。
- 平成27（2015）年度に試行版が発行され、2017年度版、2018年度版にかけて「7つのステップ」の言葉の使用例や教師の支援例の充実など、加筆修正による改定を繰り返した。現在もなお、支援例の追加など日本語教育研究班が中心となり、日々の現場からの意見等をもとにブラッシュアップに取り組んでいる。
- 以前は日本語教室担当教員の経験則を中心に判断されてきたが、この共通基準の作成により、誰もが同じ基準で日本語習得レベルの判断を行うことができるようになった。

【取組の詳細（内容・工夫点）】

- 伊勢崎市では「つながる・ひろがるISESAKIステップ」を制作し、「児童生徒の日本語レベルの把握」や「適切な指導方法の選択」について、各種の指標や資料等を使いやすいようにひとつの冊子にまとめている。
- 「つながる・ひろがるISESAKIステップ」は完成されたものではなく、使用者が使いながら改善していく発展的なツールとして公開している。
- 日本語教室が設置されている学校を中心として、「特別の教育課程」による日本語指導が必要と判断された児童生徒については、学校から教育委員会へ実施計画とその報告書を提出、学校関係者との定期的な会議等も含め、実施状況を常に把握している。

<「つながる・ひろがるISESAKIステップ」の構成>

- 「つながる・ひろがるISESAKIステップ」は、主に以下の3つの要素で構成されている。
 - 日本語ステップ
→ 外国につながりをもつ児童生徒のことばの発達の様子を観察・把握し、適切な支援を関係者間で話し合うための共通指標
 - 個別の指導計画
→ 日本語能力等に応じた具体的な目標や支援内容等を含む指導計画の作成ツール
 - 外国人児童生徒等受け入れ時の対応
→ 外国人児童生徒等の受入時において、児童生徒の「実態把握」と「日本語初期指導」を並行して行うためのツール。（初期指導の内容については、「初期指導プログラム：はじめの8歩」を採用）
- 上記に加え、冊子冒頭では学術的な知見に基づいて日本語指導における母語の重要性についても解説している。

<周知方法>

- 伊勢崎市では日本語指導に関する研修を年3回実施している。その1回目に「つながる・ひろがるISESAKIステップ」の説明を行っている。2回目の夏季休業中の研修では、各学校から持ち寄った課題や事例資料を用いて研究・協議し、日頃の指導への改善につなげるようにしている。

<予算>

- 「つながる・ひろがるISESAKIステップ」の冊子制作にあたり「科学研究費助成事業基盤研究」の助成を受けており、隔月1回程度の会議に指導・助言で参加していただくアドバイザー（大学教授）の費用もここから捻出している。

【成果・課題・今後の方針】

＜成果（導入効果）＞

- ・「つながる・ひろがるISESAKIステップ」の作成により、日本語指導が必要な児童生徒の学習レベルの把握やその学習の方向性などについて、統一された基準ができたことが大きな成果となっている。7段階のステップで一歩ずつ着実に学習できるようになったことなど、ひとりひとりの児童生徒の日本語レベルや状況に合った日本語指導ができるようになった。
- ・また日本語教室担当教員と在籍学級の担任が同じ指標・共通理解のもとで児童生徒の指導・支援を行うことができるため、日本語教室における取り出し指導の対象児童生徒が在籍学級で授業を受ける機会を増やすことができた。日本人と一緒に授業に参加できることで、当該児童生徒の自信にも繋がっている。

＜課題＞

- ・「つながる・ひろがるISESAKIステップ」は必要とされる小学校・中学校においては十分に活用されるようになった。しかし、教員は異動も多く、経験の浅い教員が配属されてくることもあるため、「ISESAKIステップ」の理解と活用のための周知活動・研修は継続的に行っていく必要がある。

＜今後の方針＞

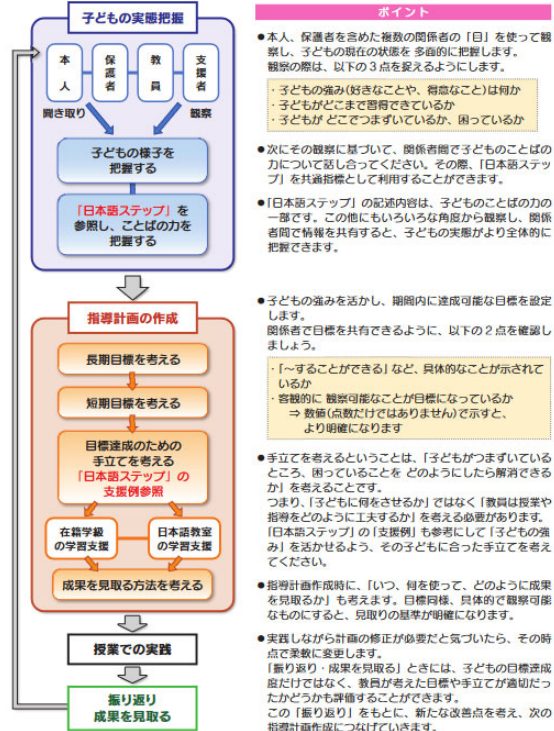
- ・群馬県内では、コロナ収束とともに外国籍の児童生徒が増加したことで、他の市町村からの問い合わせが増えている。「つながる・ひろがるISESAKIステップ」はオンラインにて、誰でもダウンロードできるようになっており、今後も利用機会が高まると見ている。
- ・今後「ISESAKIステップ」をより良いものへと改善していくにあたり、支援例の充実を図りたい。
- ・またICTツールを活用し、他校との児童生徒間の交流を深める取組を進めている。日本語指導の拠点校からの授業の一斉配信や、学校間の日本語教室をつなぐ取組等を検討している。

日本語能力と指導方針を独自の指標で把握

【参考資料・URL（続き）】

・日本語ステップの活用

「個別の指導計画」の作成 ～「日本語ステップ」を活用して～



- 7 -

様式2 (指導に関する記録)

伊勢崎市立 学校 年 組 さんの指導計画 ()年度 No.()

作成年月日 / / 作成者

児童生徒の実態				
① 好きなこと・得意なこと・よきこと	指導に活かせるような児童生徒の強みを書く。			
② 学校生活(学級・日本語教室・休み時間など)	① 子どもの好きなことや、得意なこと、興味があることは何ですか? ② それぞれの場面では、子どもの様子はどうですか? ③ 学校外でどのような支援を受けられそうですか? → 子どもの既得知識、経験、興味と指導内容・方法をつなげるために必要な情報である。			
③ 家庭・地域(学習環境・期待できる支援など)				
① 日本語の力	学習終了時に、変化を記入する。			
日本語ステップ	日常会話	聞く/聞く	話す	読む
()級の力	① 日本語ステップのどの段階にいますと書けますか? ※ 母語の力は学力の土壌となる。大切な力である。指導の手と確認するなどして書く。 ② どのような場面でも子どもが関心・意欲を示しますか? 参加しやすい学習活動はありますか?			
② 学習活動への参加(在籍学級での参加状況・関心)				
長期目標	1年(年度)を目安に、児童生徒の年齢や編入時期を考慮して柔軟に設定する。			
短期目標(期間:)	具体的な指導の手立て	成果を見取る方法	成果・変化	
学級を自覚に、長期目標に沿って最先指導事項を決め、この期間内に達成可能な目標を設定する。	教員が授業や指導をどのように工夫するかを書く。使用する教材なども、ここに記入する。	予め、「いつ、何を使って、どのように成果を見取るか」を考えておく。具体的、かつ観察可能なものにする。成果が見取りやすい。	・子どもはどのくらい達成できましたか? ・目標や手立てや見取りの方法は、適切でしたか?	
※ 前期指導の場合は、2週間～1ヶ月程度の短期間で見直す。				
日本語指導だけでなく、教科と日本語の総合学習、教科の先行学習・補習も含まれる。				
例:「(子どもは) ** することができる。」	例:「(教員は) ○○ をする。」			
短期の期間	今後への引き継ぎ事項			
	課題	必要となる配慮・有効な手立て など		
	次学期、次年度への引き継ぎ資料として、役立つ情報を記入する。			

- 10 -

・外国人児童生徒等受け入れ時の対応（日本語初期プログラム「はじめの8歩」）

外国人児童生徒等 受け入れ時の対応

実態把握	日本語初期指導プログラム「はじめの8歩」			
子どもの力を把握する	学校生活上必要な情報を子どもに伝える	日本語でコミュニケーションを始める	日本語を初めて学ぶ	
・個別の指導計画 様式1 保護者に関与	①先生・仲間を知る 担任の先生を知る 学校内の先生を知る (校長先生・教頭先生・保健の先生など) 在籍学級の友達を知る	・「好き?」「嫌い?」 学ほう 2 課 かんたん p.5	あいさつができる	学ほう 1 課 かんたん p.4,5
・個別の指導計画 様式2 「ようす」「ちから」日本語指導をしながら観察し、徐々に把握する	②学校の教室を知る 保健室・職員室・トイレ 給食室・図書室・事務室 移動教室(音楽室・理科室)	・「いい?」「だめ?」 学ほう 4 課 かんたん p.5 学級 p.2	自己紹介ができる	学ほう 2 課 かんたん p.2,4
・文字読み書きチェック (ひらがな・カタカナ・漢字)	③自分のクラスを知る 座席 物の置き場所(ランドセルの置き方など) 持ち物(ハンカチ、体育着など)	・「ある?」「ない?」 学ほう 11 課 かんたん p.32,14,15 学級 p.14	学校生活で使われるものの名前が分かる	学ほう 3,9 課 かんたん p.10,14,15 学級 p.8
・語彙 (DLAの語彙チェック使用)	④学校の 1 日を知る 登下校の時間 自分のクラスの時間割 教科の名前 給食・掃除 部活動 * 中学校	・「いる?」「いない?」 「持っている?」 持ち物の確認 学ほう 3,9 課 かんたん p.14,15 学級 p.20	よく使われる教師の指示が分かる	学ほう 4 課 かんたん 表紙裏 学級 p.3
・算数/数学 (計算や図形など)	⑤学校のルールを知る 欠席・遅刻・早退の連絡 体育の連絡(休むとき・ブルブル) 学校に持ってきてはいけない物の確認 制服・体育着	・「できる?」「できない?」 学ほう 7 課	簡単な質問ができる 例: 何ですか? どこですか?	学ほう 3 課 かんたん p.5 学級 p.53
	⑥安全な生活を知る 体調が悪いときの対応 緊急時の対応(防犯ブザー・誰かに知らせる) 通学路・交通ルールの確認 自転車の乗り方	・「する?」「しない?」 「行く?」「行かない?」 学ほう 7,8,9,10 課 かんたん p.11,13,17,25 学級 p.78	時間が分かる	学ほう 12 課 かんたん p.24 学級 p.42
	⑦学校の 1 年を知る 学校行事 定期テスト * 中学校	・「する?」「した?」 例: 食べる? 食べた? 学ほう 7,8,9,10 課 かんたん p.11,13,17,25	曜日が分かる	学ほう 12 課 かんたん p.26 学級 p.33
	⑧学校制度を知る 小(6)→中(3)→受験→高(3)→受験→大学(4) 中学校1年からの成績と高校入試の関係 欠席	・「同じ?」「違う?」 かんたん p.32 学級 p.52	体の調子を伝えられる	学ほう 6 課 かんたん p.6,7 学級 p.64

※「学ほう」:「ほんごをまなぼう」文部科学省 「かんたん」:「やってみよう」ほんごかんたん!第4版伊勢崎市 「学級」:「日本語学級」大蔵平久著、凡人社



主な取組内容

近隣の大学と連携し、学生を活用した、日本語支援の現状

近隣の大学と連携し、学生を活用した、日本語支援の現状

【取組の概要】

- ・山武市では大学と連携し、日本語指導が必要な児童生徒が大学生とのコミュニケーションを通して、日本語の習得及び日本や日本文化への興味関心の醸成に繋がるような取組をしている。

【実施の背景・目的】

- ・山武市は、外国籍児童生徒が増加し、日本語指導の必要性が生じている。
- ・日本語指導が必要な児童生徒への支援のための人材確保に努めている。

【取組の詳細（内容・工夫点）】

＜取組①：オンラインを活用した、大学生による日本語支援＞

- ・山武市では、小学校3校、中学校1校で、取り出し授業による日本語通級指導教室（日本語指導）を行っている。このうち小学校1校において、令和5年度、文部科学省の「リーディングDXスクール事業」を活用した取組を行った。
- ・この小学校では、日本語指導が必要な外国籍児童が14名在籍しており、日本語指導教員のほか支援員等により指導を行っている。このうちの週1回、2単位時間の日本語指導に対象児童が全員参加できるようにして、そこに大学生が補助者としてオンラインで参加した。参加する学生は、千葉大学国際教養学部在籍しており、外国籍人材の進学等について研究している。
- ・児童には、事前に「自宅で食べた食事の紹介」や「学校の好きなところを写真に収める」等の課題を知らせておき、日本語指導の時間にその課題について児童と学生とで会話する時間を設けた。
- ・児童は個々のGIGA端末で学生と一対一で会話を行った。通常の授業では指導者が一人であり、児童全員と同時に会話することは難しいが、学生が参加することにより、児童全員が一人一人に合った内容で同時に日本語練習を行うことができた。

＜取組②：市と大学間で日本語教育支援に係る連携協定を締結＞

- ・外国籍児童生徒の急増を背景に、山武市及び山武市教育委員会と城西国際大学とで、2023年1月「山武市及び山武市教育委員会と城西国際大学との外国人児童生徒の日本語教育支援に係る連携協定」を締結した。
- ・同大学は、留学生の日本語力を強化するための別科を有しており、国際人文学部国際交流課の副専攻として日本語教員養成課程を設けている。また同大学の教員は市教育委員会が主催する研修会で、市内小中学校の日本語指導担当教員に対し、日本語指導技術向上のための指導を行っている。
- ・連携協定による取組の一環として、教育委員会は同大学の学生が参加する「日本語交流会」を開催している。この交流会は、市内の外国籍児童生徒が日本語を学ぶ機会として、希望者に対し月1回程度、放課後や長期休業中に実施している。
- ・市内の小中学校から毎回10人程度の児童生徒が参加し、同大学で日本語指導を学んでいる学生と一緒に、カルタなどの遊びを通じて日本語や日本文化を学んでいる。

【成果・課題・今後の方針】

＜成果（導入効果）＞

- 一人の教員が多数の外国籍児童生徒を指導する状況では、児童生徒一人一人と同時進行で会話をするとは難しいが、大学と連携し学生が支援することによって日本語の会話の機会を多く設けることができた。
- 参加する学生の中には、日本語指導の専門家を目指しているものもいる。そのため日本語指導に関わる学生の意欲も高く、児童生徒の日本語の能力向上に繋がっている。
- 例えば九九の暗唱など学校からの要望に対しても、学生は柔軟に対応して取り組んでいて、児童生徒が学校生活に役立つ日本語を習得するうえで効果がみられた。

＜課題＞

- 日本語指導は、教える側と学ぶ側との人間関係が深まることによって、高い効果が期待できる。そこで、令和5年度はオンライン指導の前に学生が来校して、児童と直接交流する機会を3回設けた。このような機会を毎年設けることは難しく課題である。
- 文部科学省の「リーディングDXスクール事業」を活用した取組は令和5年度で終了となったが、千葉大学と連携した取組は令和6年度も継続している。今後、連携の仕組みをどうするか、直接交流の機会をどう作っていくか等が課題となる。
- 「日本語交流会」については、参加者の会場までの移動手段が限られていて、保護者が自家用車で送迎することがほとんどである。このため、多くの児童生徒が参加できる状況になっていない。また、別の会場で実施しようとすれば、学生の参加が難しくなる。

＜今後の方針＞

- 大学との連携による成果があがっていることから、引き続き連携をしていくうえでの仕組みについて検討をしていく。

近隣の大学と連携し、学生を活用した、日本語支援の現状

【参考資料・URL（続き）】

■ 文部科学省「リーディングDXスクール事業（連携：千葉大学）」

- 日本語支援は、オンラインを活用して、個別やグループで実施している。
- オンラインによる指導の時間以外に、対面でゲームなどを楽しむ機会を設けている。

日本語支援の様子



日本語指導「オフ会」の様子
(山武市立日向小学校HP「校長室から」より)



■ 城西国際大学との連携

- 大学内での外国籍児童との交流会の様子（城西国際大学HPより）
- 夏休み期間中、大学のキャンパスに外国籍児童生徒が集まり、キャンパスツアーや漢字の勉強、動詞の勉強、読書などを実施している。





主な取組内容

「学校支援コンシェルジュ」を活用した日本語支援ボランティアの発掘

「学校支援コンシェルジュ」を活用した日本語支援ボランティアの発掘

【取組の概要】

- ・稲城市では、「学校支援コンシェルジュ（地域学校協働活動推進員）」という名称のボランティアが活動している。この「学校支援コンシェルジュ」のネットワークを活用し、外国籍児童生徒の日本語学習や教科学習を支援するボランティア人材を発掘し、学校教育において日本語支援が必要な児童生徒のサポートを行っている。

【実施の背景・目的】

- ・稲城市では、学校・家庭・地域が一体となって学校の教育活動を支援する体制を整えるため、学校と地域等の総合的な調整役を担う「学校支援コンシェルジュ」を平成25年度より導入しており、これまでの経験や専門知識を活かし、本市における体験的な学習活動等のための支援を中心に活動を依頼している。
- ・本市はもとも日本語指導が必要な児童生徒数が少ないため、日本語指導担当の教師は配置しておらず、学級担任等が日常の教育活動の中で支援することが基本となっている。
- ・このような状況の中、市内の小学校に通う児童の一人において、集中して日本語支援が必要であると判断したため、「学習支援コンシェルジュ」のネットワークを活用し、専属で支援を行うボランティアを発掘・活用することができた。

【取組の詳細（内容・工夫点）】

- ・「学校支援コンシェルジュ」は、元PTA役員の方等を中心に地域の住民の方が無償ボランティアで活動している。
- ・稲城市には小学校12校、中学校6校がある。中学校の学区毎に6つのブロックに分かれており、各ブロック毎に3～5名の「学校支援コンシェルジュ」が活動している。
- ・「学校支援コンシェルジュ」の募集や登録は各ブロックで行っており、既に活動している「学校支援コンシェルジュ」からの紹介で新たに加わるケースが多い。
- ・「学校支援コンシェルジュ」連絡会を年に3回開催し、各ブロックの活動報告等を行っており、毎年、年度の初めに名簿が作成されるため、誰が「学校支援コンシェルジュ」として活動しているかを教育委員会において把握できるようになっている。

＜日本語支援ボランティアの発掘＞

- ・ある小学生児童において、集中して日本語支援を行う必要が生じたことから、「学校支援コンシェルジュ」のネットワークを活用し、日本語支援を行うボランティア支援員を発掘できた。
- ・日本語支援ボランティアは英語が堪能であり、週3日、1日1～2時間を目安に支援を依頼した。主に国語と算数の授業において、当該児童の傍について学習支援を行っている。

「学校支援コンシェルジュ」を活用した日本語支援ボランティアの発掘

【成果・課題・今後の方針】

＜成果（導入効果）＞

- ・「学校支援コンシェルジュ」のネットワークを活用することで、新たな人材の発掘も可能となっている。今後、「学校支援コンシェルジュ」の活動範囲によっては、市外からも必要な人材を発掘することも期待できる。
- ・外国籍や海外由来の児童生徒の学力を把握するにあたって、学習が困難であることの要因が日本語能力にあるのか、それともこれまで育ってきた環境等の他の要因なのか、判断が難しい。日本語支援ボランティアは、対面で学習のサポートができるため、児童生徒の実態について多角的に把握できる。

＜課題＞

- ・稲城市では英語スピーチコンテスト等を積極的に開催しており、英語については語学力の高い人材やボランティアが潜在的に期待できる地域である。しかし英語以外の言語については、対応できる人材の発掘が難しく、今後の課題である。
- ・「学校支援コンシェルジュ」は自身の経験やスキルを活かし、得意分野を中心に支援活動を行っている。「学校支援コンシェルジュ」の活動は自主的なものになるため、個人により取り組む内容や活動時間にも差がある。外国語に通じたボランティアの発掘を依頼するにあたって、「学校支援コンシェルジュ」の手腕と個人のネットワークによるところが大きいと、常に適した人材を探し出せるとは限らない。
- ・「学校支援コンシェルジュ」の高齢化により、新たな「学校支援コンシェルジュ」の発掘・育成が必要であるが、「学校支援コンシェルジュ」の活動は平日が中心であるため、ボランティアの意思があっても仕事や育児の都合で務められないケースも多い。

＜今後の方針＞

- ・現在は年に3回開催している「学校支援コンシェルジュ」連絡会にて、各地域ブロック毎の活動報告等を行っている。各「学校支援コンシェルジュ」はそれぞれ自身の得意分野があるため、今後は地域の垣根を越えて、市内全域で人材の共有や連携ができるような取組を進めていく方針である。

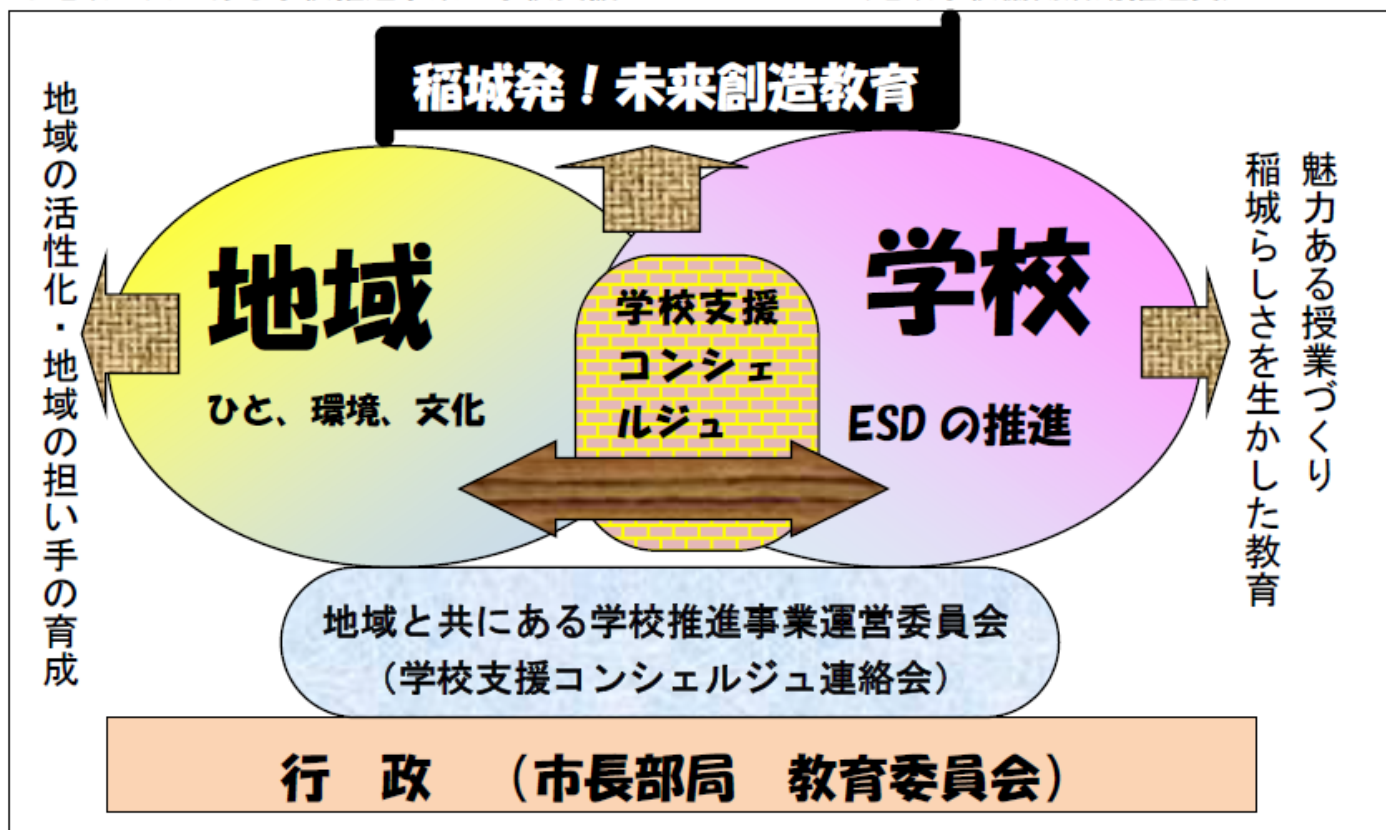
「学校支援コンシェルジュ」を活用した日本語支援ボランティアの発掘

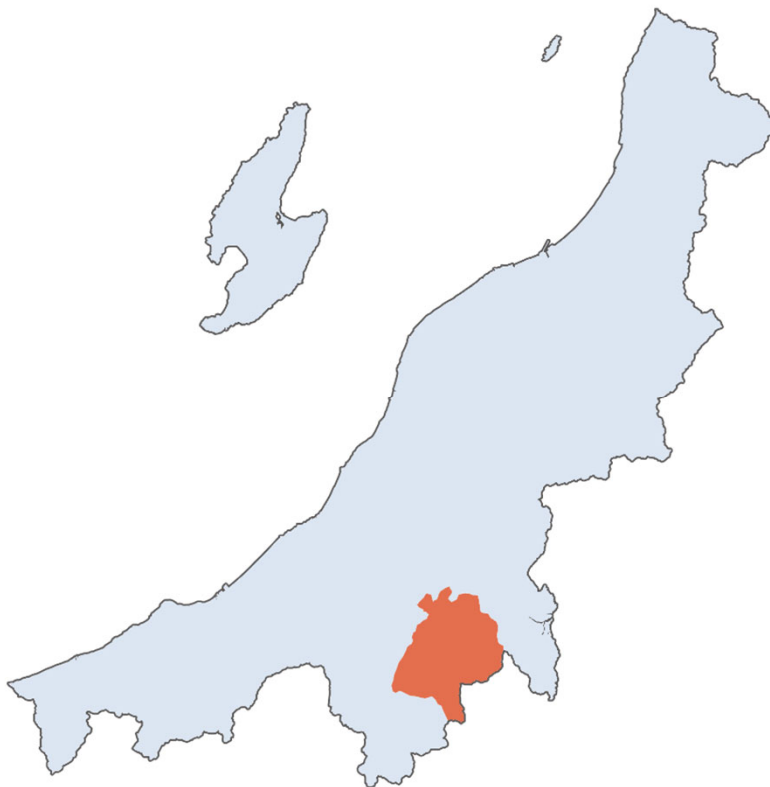
【参考資料・URL】

学校教育における「学校支援コンシェルジュ（地域学校協働活動推進員）」の関わり方

「令和6年度 稲城市地域と共にある学校推進事業（稲城市地域学校協働推進事業） 実施要項」より

●地域と共にある学校推進事業と学校支援コンシェルジュ（地域学校協働活動推進員）





主な取組内容

1年半程度で帰国する予定の生徒に対する日本語能力試験（JLPT）の受験・合格を目指した日本語学習

1年半程度で帰国する予定の生徒に対する日本語能力試験（JLPT）の受験・合格を目指した日本語学習

【取組の概要】

- ・南魚沼市にある大和中学校では、市内にある国際大学の留学生の子息が多いことから1年半程度という短期で帰国する生徒も少なくない。そこで、外国籍生徒にとって日本での生活を有意義なものとし、自国への帰国後も日本語学習を継続してくれることを願って、「日本語能力試験JLPT」の受験・合格を目指した日本語学習を行っている。

【実施の背景・目的】

- ・大和中学校の外国籍生徒は、国際大学の留学生の子息が多いことから、1年半程度と短期で帰国する生徒も少なくないという特殊な地域であると位置づけられる。
- ・その短い期間でも、外国籍生徒にとって日本での生活を有意義なものとし、自国への帰国後も日本語学習を継続してくれることを願って、日本語支援員を中心として、日本語能力試験JLPTへのチャレンジを推奨・サポートする取組を始めた。
- ・当初はこの支援員が一人で行っていた取組だが、外国籍生徒の増加と共に派遣先の学校が複数になり、個別の対応に限界を感じるようになった。
- ・現在、当該支援員は新潟県の職員となっており、「日本語指導助教諭」という立場で大和中学校に加配され、他の日本語支援員と共にこの取組を続けている。

【取組の詳細（内容・工夫点）】

- ・JLPTの受験は制度ではなく、あくまで受験を勧めて支援するスタイルであり、生徒本人の意思を尊重している。
- ・生徒本人が受験の意思を示した場合に、校長や市役所（教育委員会）の公認のもとでサポートを行っている。
- ・一度の受験で不合格となった生徒でも、帰国までにチャンスがあれば再度の受験を促すこともある。
- ・現在、JLPTの受験に向けたサポートを行っているのは、市内で大和中学校のみである。南魚沼市では、大和中学校以外の学校に転入してくる外国籍生徒はほとんどいないため、現在の体制で取組を続けている。以前、他の中学校に外国籍生徒が転入し、日本語指導で苦労していた際には、校区外だが大和中学校に編入したケースもある。

<支援体制>

- ・10年ほど南魚沼市の支援員として携わってきた方が、令和2年度より県から日本語指導の加配として配置され、「日本語指導助教諭」という立場で大和中学校で指導を行っている。
- ・この教員を中心として、南魚沼市の支援員2名と共に、JLPTに関する日本語指導を行っている。

<学習内容>

- ・JLPTの受験に向けた学習計画は「日本語指導助教諭」が中心となって考え、取り出し授業の中で指導を行っている。
- ・授業で使用する教材は、補助教材の種類が多い「みんなの日本語初級Ⅰ・本冊」（スイリーエネットワーク）を選定しており、補助教材として「書いて覚える 文型練習帳」、「標準問題集」、「初級で読めるトピック25」も活用している。
- ・授業で使用する教材については、学校で負担している。

<受験に向けたサポート>

- ・受験料がかかるため、保護者の理解を得たうえで受験に臨むことができるよう、保護者とも密に連絡を取っている。
- ・受験会場までは電車等を使って行く必要があるため、受験当日も支援員がサポートを行っている。会場まで同行し、座席の確認から食事、休み時間の過ごし方まで、親身にサポートを行っている。

<帰国後のサポート>

- ・親の就学ビザの終了等で帰国した生徒の中には、Zoom等のオンラインWebミーティングツールを使い、帰国後のJLPTの受験や、N3取得後により上位のN2合格に向けて、日本語指導助教諭とのコミュニケーションが継続しているケースもある。大和中学校では帰国後の3名が、今もこのような形で日本とのつながりを継続している。

1年半程度で帰国する予定の生徒に対する日本語能力試験（JLPT）の受験・合格を目指した日本語学習

【成果・課題・今後の方針】

<成果（導入効果）>

- ・大和中学校における、近年の実績は以下のとおり。

平成25年度から現在までの日本語教室（大和中学校・ワールドクラス）の状況

- 合計在籍者数：25名
- JLPT受験者数：10名（不合格者3名、のちに合格1名）
- 受験した生徒のうち卒業後または帰国後も学習を継続している生徒：6名
→そのうち日本の高校進学者：2名
- JLPTを受験しなかった生徒で日本の高校へ進学した生徒：4名（うち、令和5年度卒業生1名）
- 在籍期間が短い等で受験しなかった生徒：11名

- ・JLPTのためのテキストに沿った学習は、基礎からしっかりと習得できるというメリットがある。
- ・JLPTの合格は、日本語学習の習熟度を各生徒自身が把握するための指標にもなる。
- ・JLPTへのチャレンジや合格を校内で公表・表彰することで、日本人生徒からの賞賛もあり、両者の良い関係づくりにも貢献している。
- ・来日当初は、すぐ帰国するという意識の外国籍生徒も、JLPTの受験を目標に学習を進めることで、日本語に興味を持ち、さらに日本自体が好きになり、日本語学習の継続につながっている。
- ・JLPTの受験に向けた学習が、帰国・一時帰国後の日本語学習の継続、大学での留学による再来日や日本企業への就職などへと繋がっているケースもある。
- ・ウズベキスタンの生徒は、首都のタシュケントに「NPO法人ウズベキスタン・日本人材開発センター」があることから、自国の高校へ進学しながら、同センターで日本語学習を継続した。現地でN2を取得したことで、日本の大学への留学生として再来日を実現し、在学中にN1を取得。現在は東京在住、日本の上場企業でエンジニアとして勤務している。
- ・タジギスタンの生徒は、中学校でN4を取得し、一旦帰国後日本の高校へ進学。高校でN2を取得。高校卒業後自国に戻り、コロナ禍1年半を過ごしたあと再来日し、語学学院ではN1を取得。日本の大学に進学し、現在は大学で学びながら、スタートアップで日本への留学支援をする会社を起業。東京に在住し、タジギスタン、トルコ、中国、ドバイ、ドイツで、日本へ留学する留学生への支援、日本語教育、日本での生活のサポートを行っている。

<課題>

- ・外国籍の生徒数が増え、国籍や文化も多種多様になり、日本語サポートのニーズが急激に高まっていることから、今後学校側の体制としてJLPTの受験サポートが難しくなる可能性がある。
- ・新型コロナウイルスの影響が大きい時期は生徒の来日期間が短くなり、JLPT受験に向けて十分な学習期間の確保が難しくなっていた。感染症の収束と共にこの課題は解消されつつあるが、教育課程の変化、授業や課外活動の時間割の変化等、生徒の学習スケジュールが複雑になることで、JLPT受験のための時間確保が難しくなる可能性がある。教職員にも労働時間の短縮に代表される「働き方改革」が推奨されており、JLPT受験サポートへの影響が懸念される。
- ・JLPTの受験にあたり、受験申込や受験料の支払い等、保護者のサポートが必要なことも多い。また、外国籍生徒の保護者は、JLPTの受験に向けて、生徒や支援員と温度差がある場合もあり、密なコミュニケーションが欠かせない。
- ・中学校卒業のタイミングで帰国してしまう外国籍生徒が多いが、中には日本の高校への進学を希望する生徒もいる。多くの日本人と同様に普通科の高校へ進学を目指す外国籍生徒は、高校受験のための勉強が中心となるため、JLPT受験までは難しくなる。高校進学後、さらに大学進学に向けては、入学後の専門科目の学習のためにも日本語の基礎的な力をつけておくべきなので、本来ならJLPT受験のための勉強もできることが望ましいと考えている。

<今後の方針>

- ・小学校と中学校では日本語指導の教師や支援員が日本語学習を指導・サポートし、中学までに日本語のスキルを確実なものにしておく必要がある。そのためにもJLPT資格取得を目指した日本語学習は、今後も重要であると考えている。

<課題解決への取り組み>

- ・令和6年4月に入学予定の生徒の中に、5年以上日本に滞在し、高校進学を考えている生徒が2名在籍している。3年生になると、高校受験体制になるため、1、2年生のうちにJLPTの受験を促し、それまで学んできた日本語の復習をし、自信をつけて高校受験に臨めるようにしたい。（1名は、R6年7月の試験でN2を受験し合格。もう1名は、12月の試験を受験予定。）

1年半程度で帰国する予定の生徒に対する日本語能力試験（JLPT）の受験・合格を目指した日本語学習

【参考資料・URL】

■ 日本語能力試験／JLPT (<https://www.jlpt.jp/index.html>)

はじめに

日本語能力試験は、日本語を母語としない人の日本語能力を測定し認定する試験として、国際交流基金と日本国際教育協会(現日本国際教育支援協会)が1984年に開始しました。開始当初の受験者数は全世界で7,000人ほどでしたが、現在は、世界最大規模の日本語の試験となっています。

近年、日本語能力試験の受験者が多岐にわたり、その受験目的も実力の測定に加え、就職・昇給・昇格、資格認定への活用など、変化や拡がりが見られるようになりました。試験に関する要望や提言も出されました。そこで、国際交流基金と日本国際教育支援協会では、試験開始から25年以上の間に発展してきた日本語教育学やテスト理論の研究成果とこれまでに蓄積してきた試験結果のデータなどを用いて日本語能力試験の内容を改定し、2010年から新しい日本語能力試験を実施することとしました。

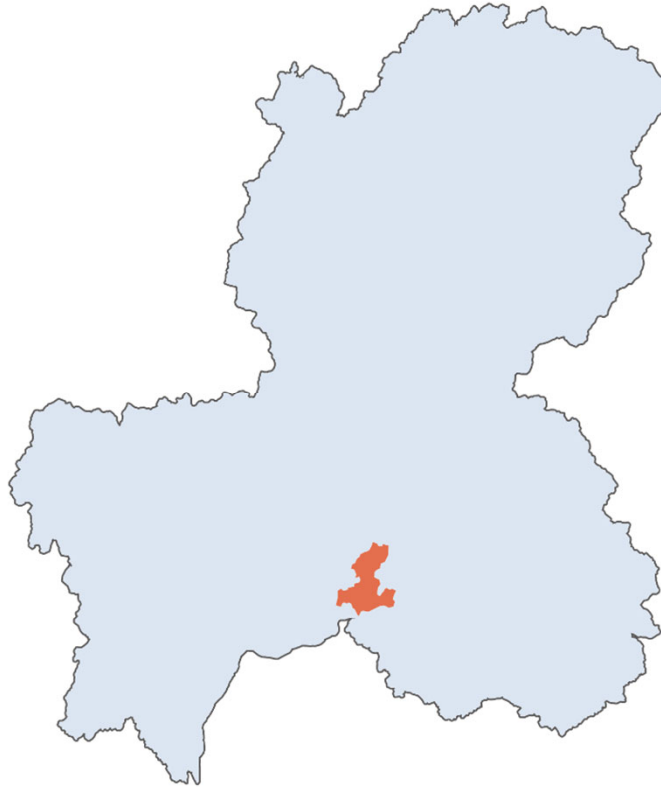
もくてき 目的

原則として日本語を母語としない人を対象に、日本語能力を測定し、認定することを目的としています。

しゅさいしゃ 主催者

国際交流基金と日本国際教育支援協会が共催で実施しています。

海外では国際交流基金が各地機関の協力を得て実施しています。(台湾では公益財団法人日本台湾交流協会と共催で実施しています。)日本国内では日本国際教育支援協会が実施しています。



主な取組内容

市町広域で学習に使う日本語と日本の学校生活について学ぶための初期適応指導教室「のぞみ教室」を設置

市町広域で初期適応指導教室を設置

【取組の概要】

- ・美濃加茂市では、初期適応指導教室を設置しており、日本の学校に初めて入学する児童生徒や、日本語が全く分からない子のために簡単な日本語や日本の学校の習慣・ルールを体得できるような指導を行っている。さらに近隣の町（坂祝町、富加町、川辺町、七宗町）と協定を結び、外国人児童生徒が自治体の垣根を越えて初期適応指導教室に通室できるような体制を整えている。

【実施の背景・目的】

- ・美濃加茂市では平成3年度から、外国人集住都市として外国人児童生徒の学校での受け入れを開始、平成15年度には同児童生徒への初期適応指導教室「エスペランサ」を開設した。平成21年度に室名を「のぞみ教室」に改名し、現在も運営を続けている。
- ・初期適応指導教室「のぞみ教室」は、次の2点を目的として運営している。
 - ① 転住してきた外国人児童生徒に対して、日本の生活様式や文化などになじめない時期に、学校教育で必要な生活指導や初期的な日本語の指導を一定期間集中的に行うことで、市内の小・中学校での学校生活に適応できるようにする。
 - ② 保護者に対して、就学に関わる情報を提供することで、日本の学校教育に関する理解の醸成や、不安の払拭を図る。
- ・美濃加茂市と加茂郡は、古くから人や物の交流が深く、生活圈や文化圏、自然を共有してきたことで互いの結びつきが強く、共存関係を形成してきた背景があり、自治体の垣根を超えて圏域として様々な課題解決を目指すため、「みのかも定住自立圏」に関する協定を締結している。
- ・その中で、重点分野として「外国人定住」が組み込まれており、同教室と比較的距離の近い4町（富加町、川辺町、七宗町、坂祝町）が協定を結び、自治体の垣根を越えて初期適応指導教室「のぞみ教室」に通室できるような体制を整えている。

【取組の詳細（内容・工夫点）】

- ・初期適応指導教室「のぞみ教室」は美濃加茂市にある古井小学校に隣接している。
- ・6歳から15歳までの外国人児童生徒で、来日直後または外国人学校からの転学など、日本の学校での生活経験がなく、日本語が理解できない外国人児童生徒及び帰国児童生徒が同教室への通室の対象となる。
- ・小中学校に合わせて、開室時期は4～7月、8月末～3月。月曜日から金曜日の午前8時30分から午後3時00分まで。
- ・通室期間は3カ月から6カ月を目安に指導しているが、日本語の習熟度によってはこの期間を超えて通室を続ける児童生徒もいる。
- ・市内全域から外国人児童生徒が集まって授業を受けるため、外国人児童生徒が通室するにあたり送迎バスを用意している。
- ・富加町、川辺町、七宗町、坂祝町の4町に居住する日本語指導が必要な児童生徒に対しては、教育委員会を通して初期適応指導教室「のぞみ教室」が紹介され、希望者は通室することができる。卒室が近くなると、依頼した自治体の行政担当者や学校関係者に来室いただき、習熟度の確認等を共に行っていただく。

＜予算＞

- ・令和5年度は「外国人の子供の就学促進事業（文部科学省）」の補助金を活用して運営している。年間の予算は教職員の人件費や教材費、備品費等を含めて800万円程度。
- ・近隣の町から外国人児童生徒が通室する場合、その指導に係る費用は依頼する自治体の負担となっている。

市町広域で初期適応指導教室を設置

【取組の詳細（内容・工夫点）（続き）】

<指導内容>

- ・在籍校の教師の日本語が理解でき、算数・数学の基本を習得することをひとつの目標にしている。
- ・主な指導内容は以下となっている。
 - ① 初期の日本語指導（生活言語の習得、ひらがな・カタカナ・簡単な漢字の読み書き）
 - ② 算数の計算指導（1～9の段までの九九、簡単な四則演算）
 - ③ 学校生活への適応指導
 - ・学校生活のルール、生活の仕方等の学校生活に必要な知識や理解。
 - ・安全な登下校や家庭・地域での生活ができる交通安全指導。
 - ・学校外の公共の場での過ごし方等。
 - ④ その他の体験的な学習活動における指導等
 - ・音楽（リコーダーや鍵盤ハーモニカでの演奏）
 - ・理科（植物の観察など）
 - ・家庭学習の進め方（ドリル学習や音読）
- ・1日5時間の時間割となっている。1時間目と4時間目を日本語指導や日本文化について学ぶ時間とし、児童生徒全員で受ける。2時間目と3時間目は、文字の読み書きのための国語と、計算力をつけるための算数・数学の授業で個別学習の時間としている。
- ・国語や算数・数学は学力に個人差が出るため、教師1名につき3名程度の児童生徒での学習を基本とし、最大4名までが1つのグループで学んでいる。

<指導教員>

- ・令和5年4月1日現在の状況は以下の通り。
 - ① 嘱託職員：3名（ポルトガル語・タガログ語・英語 各1名）
 - ② 会計年度任用職員：12名
（ポルトガル語3名、タガログ語/ビサヤ語1名、英語4名、ベトナム語1名、中国語1名、日本語2名）
- ・基本的には母語を話せる指導員・支援員を採用している。算数・数学のときの細かい説明では母語が必要になり、またちょっとしたトラブル等が発生した際の話し合いや状況の理解に母語が求められる。
- ・美濃加茂市は古くから工場勤務のブラジル人の就労者が集中している地域で、そのコミュニティや知り合いの繋がりがあったため、以前はこの繋がりで人材を募集していた。近年はハローワークや市のホームページを活用し、必要な言語を話せる人材を広く募集している。

<案内・周知方法>

- ・美濃加茂市では、日本語の理解が難しい方向けに行政手続きのサポートや、生活・制度に関する相談を行うための「外国人ワンストップ相談窓口」を設置している。
- ・住民登録のために市民課に訪れた外国籍住民で、該当する年齢の子供がいる場合にはこの窓口へ案内し、そこで就学の案内を行っている。そこで就学の希望があれば教育委員会に繋げ、日本語レベルのチェックも行い、必要に応じて初期適応指導教室「のぞみ教室」を紹介する。

<日本の学校生活におけるルールを知り、慣れていただくための取組>

- ・日本の学校の習慣やルールを覚え、卒業して学校に入った際に困らないよう、初期適応指導教室においても給食や掃除、日直当番等の制度を導入している。
- ・給食は他の学校と同様に給食センターから運ばれてくるため、配膳や片付け等を自分たちで行い、おかわりのルール等も学校に倣っている。給食の予定表で宗教上食べられないような料理がある場合は、それに替わるものを持参していただく。母国の料理とは異なるため、多少の好き嫌いは仕方がないが、なるべく日本食に慣れてもらえるような配慮をしており、好き嫌いを少なくするような食べ方の指導をしている。
- ・その他にも、校外学習を想定して市内の博物館を利用した校外授業を実施したり、図書館の利用方法を学ぶために市内の図書館を訪れる等、日本の学校に入ってから困ることがないよう、様々な工夫を取り入れている。
- ・また、登下校の安全確保にも力を入れており、交通安全教室を年間3回程度実施している。

市町広域で初期適応指導教室を設置

【成果・課題・今後の方針】

＜成果（導入効果）＞

- 令和5年4月1日現在、「のぞみ教室」に通室している児童生徒は以下の通り。
小学校1年生から中学校3年生の36名
（ブラジル9名、フィリピン21名、日本3名、中国1名、ペルー1名、ベトナム1名）
※令和5年度には、坂祝町から2名（小学生・中学生）、川辺町から1名（中学生）を受け入れている。
- 在籍校への適応力を身につけて卒業するため、在籍校へ戻った児童生徒のうち、家庭の事情による転出や帰国以外で、自主退学等によって在籍校から離れるケースは起きていない。

＜課題＞

- 外国人児童生徒の国籍の多様化が進む中で、各言語への対応、そして各言語を使える人材の確保が課題となっている。近年はパキスタン、カンボジア、ボリビア、ネパールからの児童生徒が在籍しているが、対応言語を使用できる職員がいない状況である。
- 日本語学習以前の問題として、母国での学習が遅れがちな外国人児童生徒への対応についても課題となっている。日本語の問題ではなく、知的障害や学習障害等の有無をどのように確認するか、またそれに適した特別支援等の体制をどうするか、今後も検討していく必要がある。
- 児童生徒だけでなく、保護者にも日本の学校について理解いただく必要があり、どのように説明していくかは課題となっている。

＜今後の方針＞

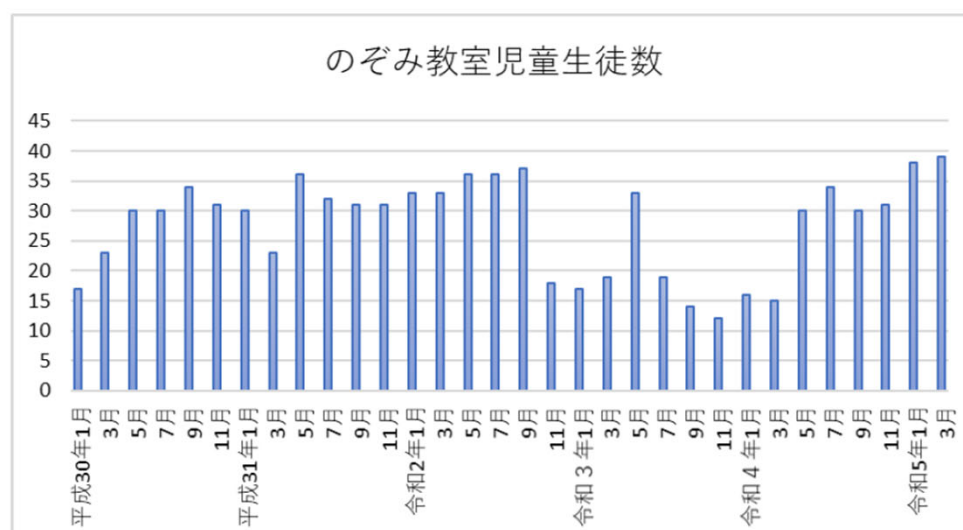
- 「のぞみ教室」は来年度以降も継続していく方針である。教室運営に関わる人件費等、継続して運営していくことは簡単ではないが、外国人児童生徒が勉強と生活の双方で戸惑いなく学校生活や授業に馴染むことができるためにも、この教室での支援はとても重要である。
- 卒業した児童生徒が将来、同じような日本語指導教室や学校現場で通訳として働く等、日本と母国の橋渡しのような人材となり、美濃加茂市に限らず日本を支えてほしい。そのような思いを込めて、今後も「のぞみ教室」での支援を続けていく。

【参考資料・URL】

■ 美濃加茂市教育委員会 学校教育課 教室紹介資料より抜粋

<https://gifukenren.com/wp-content/uploads/2019/05/a01fc979f0d73e495e6123b7dc259a3e.pdf>

○ 初期適応指導教室「のぞみ教室」の外国人児童生徒数の推移



市町広域で初期適応指導教室を設置

【参考資料・URL（続き）】

○初期適応指導教室「のぞみ教室」の概要

事業の概要

■美濃加茂市 外国人児童生徒適応指導教室 事業の歩み

平成 3 年度 ～	外国人集住都市として、外国人児童生徒を学校現場で受け入れ
平成 15 年度 ～	外国人児童生徒初期適応指導教室「エスペランサ」開設
平成 21 年度 ～	外国人児童生徒初期適応指導教室「のぞみ教室」開設 ・文部科学省撤出 国際移住機関（IOM）委託事業
（平成 24 年度 ～）	・文部科学省撤出 国際移住機関（IOM）委託の延長
（平成 27 年度 ～）	・文部科学省「定住外国人の子供の就学促進事業」申請
平成 30 年度 ～	「のぞみ教室」新校舎開設（2 月完成） 定員 40 名程度

■美濃加茂市 外国人児童生徒適応指導教室 事業について

【目的】

※美濃加茂市内に転住してきた外国人児童生徒に対して、日本の生活様式や文化などになじめない時期に、学校教育で必要な生活指導や初期的な日本語の指導を一定期間集中的に行うことで、市内の小・中学校での学校生活に適應できるようにする。
※保護者に対して、就学にかかわる情報を提供する。

【対象】

※美濃加茂市に外国人登録をし、市内に在住している 6 歳から 15 歳までの外国人児童生徒
※来日直後または外国人学校からの転学など、日本の学校での生活経験がなく、日本語が理解できない外国人児童生徒及び帰国児童生徒

【指導内容】

外国人児童生徒

※日本の学校での生活様式や文化、生活のきまり
※学校生活上必要となる最小限の日本語
※ひらがな、カタカナ、読み
※簡単な四則演算の習熟
※音楽、図工、体育、体験学習 等

外国人児童生徒の保護者

※教育相談（就学情報の提供も含む）
※日本（市）の小・中学校の概要
（義務教育期間～高等学校進学）
※日本の生活や文化、地域での暮らし

【開級時間】

4 月～7 月、8 月末～3 月（市内小中学校と同じ）

月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 3 時 00 分

（学級時間 5 時間…午前 4 時間、午後 1 時間 給食指導含む）

【在級期間】

3 か月～6 か月をめやすとして指導を進めるが、日本語の習熟度や生活適應の実態に応じて決定する



主な取組内容

日本語指導コーディネーターを活用した日本語指導

- ・日本語指導コーディネーターの積極的な活用
- ・広域日本語指導コーディネーターとの連携
- ・就学前健康診断との連携と、プレスクール・プレ教室の開催
(母語を大切にした教育を実施)

【取組の概要】

- ・焼津市では「日本語指導コーディネーター」を活用し、教育現場の方を対象とした研修の実施等、市内における外国人児童生徒教育の質を向上させるための取組を積極的に行っている。
- ・また母語を大切にしたい教育にも力を入れており、保護者に対する母語の重要性を訴える取組の他、「プレスクール」や「プレ教室」を運営し、母語に不安を感じている児童に対して学びの場を提供している。

【実施の背景・目的】

- ・静岡県は教育委員会の管轄が西部（静西）と東部（静東）に分かれており、それぞれに教育事務所を設置して各地域の管轄を行っている。焼津市は静西教育事務所の管轄下にあり、外国人児童生徒教育を行うにあたって静岡県西部（静西）が管轄する「日本語指導コーディネーター」の活用が可能となっている。
- ・焼津市でも「日本語指導コーディネーター」を1名独自に導入しており、静西のコーディネーターと連携して、研修等の実施や事例の共有等を行っている。
- ・また、焼津市では日本語指導が必要な児童の教育において母語の力が重要であると考えており、幼少期における母語の重要性を訴える取組を続けている。

【取組の詳細①（日本語指導コーディネーターの活用）】

- ・焼津市では「焼津市日本語指導コーディネーター」が中心となって、市内の外国人児童生徒教育に関する様々な取組を行っている。
- ・取組を進めるにあたり、県から派遣される「静西日本語指導コーディネーター」を積極的に活用している。

<焼津市日本語指導コーディネーター>

- ・市の会計年度任用職員として、市の予算で活動している。
- ・元々はNPO法人に所属し「虹の架け橋事業」の立ち上げから携わっていた方で、平成28年に事業が終了し、自治体主体で舵を切っていくにあたって市の外国につながる児童生徒支援員を経て、職員となった。
- ・焼津市日本語指導コーディネーターの主な業務内容は以下の通り。
 - ① 日本語指導や通訳、翻訳のための支援員の配置・異動
 - ② 研修のコーディネート
 - ※支援員や加配教員、その他日本語指導担当教員向けに研修を企画・実施
 - ※校長会議等の学校教育関係者が集まる場にて、外国人児童生徒教育に関する研修をコーディネート
 - ③ 日本語指導等に関する啓蒙活動
 - ※②研修会、④ガイダンス時、⑥プレスクール時等
 - ④ 就学希望児童生徒及びその保護者向けのガイダンス
 - ⑤ 日本語指導が必要な児童生徒からの相談対応（学校から依頼）
 - ⑥ 入学前の児童及びその保護者への対応（プレスクール）

<静西日本語指導コーディネーター>

- ・静岡県教育委員会の静西教育事務所には2名のコーディネーターが所属しており、管轄地域へ派遣される。
- ・静岡県教育委員会の管轄で、県の予算で活動している。
- ・焼津市教育委員会では、主に以下の部分で支援を依頼している。
 - ① 焼津市主催の研修会実施のサポート
 - ② 市内小中学校への定期訪問（希望制）
 - ③ 市内小中学校における校内研修の講師
 - ④ 市教育委員会主催のプレスクールの講師
 - ⑤ 市教育委員会への訪問と情報共有（月1回程度）

【取組の詳細①（日本語指導コーディネーターの活用）（続き）】

<工夫点>

- ・焼津市では、開催する外国人児童生徒教育に関する研修のほとんどに「静西日本語指導コーディネーター」の同行を依頼している。基本的な企画は「焼津市コーディネーター」が立て、そのアイデアの具体化やコンテンツの制作を手伝ってもらう等、一体化した活動となっている。「静西日本語指導コーディネーター」には、定期的に焼津市の各学校の訪問を依頼しているため、焼津市の事情を深く理解した上で、適切な支援を受けられている。
- ・研修は規模にこだわらず、小規模でも開催頻度を高め、これから経験を積む日本語教師等に有用な情報やスキルを伝えていくことが重要であると考えている。外国人児童生徒は、境遇やコミュニケーション力に違いがあるため、どのような児童生徒にも対応できる日本語教師や支援員の育成の一助になることが理想である。例えば、様々な指導方法を知ることが実践的な知識やスキルの積み上げにつながると考えており、研修で充実させたいテーマの一つとなっている。
- ・また、焼津市では児童生徒の日本語能力を把握するにあたり、「話す」、「読む」力を中心とした「JSL対話型アセスメントDLA」を児童生徒全員に実施している。普段の様子から日本語指導が不要だと判断される児童生徒も多いが、よく喋る児童生徒の方が不安を抱えているケースもある。DLAの重要性を説き、教育現場において普及させるための研修も積極的に行っている。

【取組の詳細②（母語を大切にした教育）】

- ・焼津市では、児童の母語を大切にした教育にも力を入れている。
- ・学校教育課及び日本語指導コーディネーターにとって、外国籍児童全員と初めて接触できる機会が就学前の健康診断である。多言語対応可能な支援員と共に就学前健康診断を実施する各学校へ出向き、学校からのお知らせ等の通訳を手伝う代わりに、母語の重要性について、外国人児童とその保護者に説明する機会を得ている。
- ・母語による理解や思考、そしてコミュニケーションはその児童の学力の土台となり、その後の日本語学習や各教科の理解度に影響する。保護者にもその重要性を理解してもらい、家庭では母語によるコミュニケーションをなるべく多く持つようお願いしている。

<プレスクール>

- ・就学前健康診断等での説明を受け、母語に不安を感じている新小1の児童には、毎年12月から3月にかけて開催する「プレスクール」への参加を促している。土曜日（全7回）に小学校等の1室を借りて開催しており、日本に来てからも子供たちが母語に触れたり学んだりすることの重要性を知ってもらうためのもの。親子で参加してもらい、母語で書かれた絵本や書籍の読み聞かせ等を通して、豊かな母語のやりとりを体験してもらっている。
- ・日本の学校への就学前のプレ体験として、給食や掃除、母語での宿題の提出等も取り入れている。まずは母語で考えて表現し、課題に取り組むことを大切にしており、終了時には母語による発表も行っている。

<プレ教室>

- ・海外から移住してきた児童は、学校教育課にて複数回就学ガイダンスを行っている。その中で聞き取り調査を行い、母語や読み書きに不安のある場合、市役所内に設置している「プレ教室」を案内している。保護者や児童自身に日本の学校についてなるべく正確に知ってもらうため、通訳者も同席する。
- ・「プレスクール」と比較して規模が小さく、より参加しやすいものとなっており、まずは母語の定着を目的として授業を行っている。授業は朝8時30分からお昼まで、週4日間行っている。
- ・このプレ教室は、教師はブラジルとフィリピンの方が2名で対応しており、いずれも教員の経歴を有している。
- ・市役所に通えない児童生徒に対応するため、令和5年度は出張プレ教室を開催した。

【成果・課題・今後の方針】

＜成果（導入効果）＞

- ・「静西日本語指導コーディネーター」は焼津市以外の地域の学校にも訪問活動を行っている。そこで得た情報や事例を共有していただけることもメリットとして大きい。
- ・教員に対して積極的に研修を続けてきた結果、市内の外国人児童生徒教育における全体的な意識に変化が見られる。例えば、DLAについて継続して研修を進める中で、その重要性についての認知が高まり、近年は学校側からのDLAの実施依頼が増えている。
- ・母語の力を伸ばすことができた児童は、日本語や他の科目においても良い成績を残しており、高校以上への進学を考えた場合、母語の重要性はさらに高くなる。母語は小学校に上がる前の段階から基礎を築いておくことが重要である。
- ・就学前健康診断に参加することで、小学校入学前の児童全員に対して、母語の重要性を漏れなく伝えることができる仕組みを確立できたことも非常に大きな成果である。5年程前から、保護者向けに母語の重要性についてのアンケートを実施しているが、近年は母語の重要性についての認知が高まっており、取組の成果を実感している。

＜課題＞

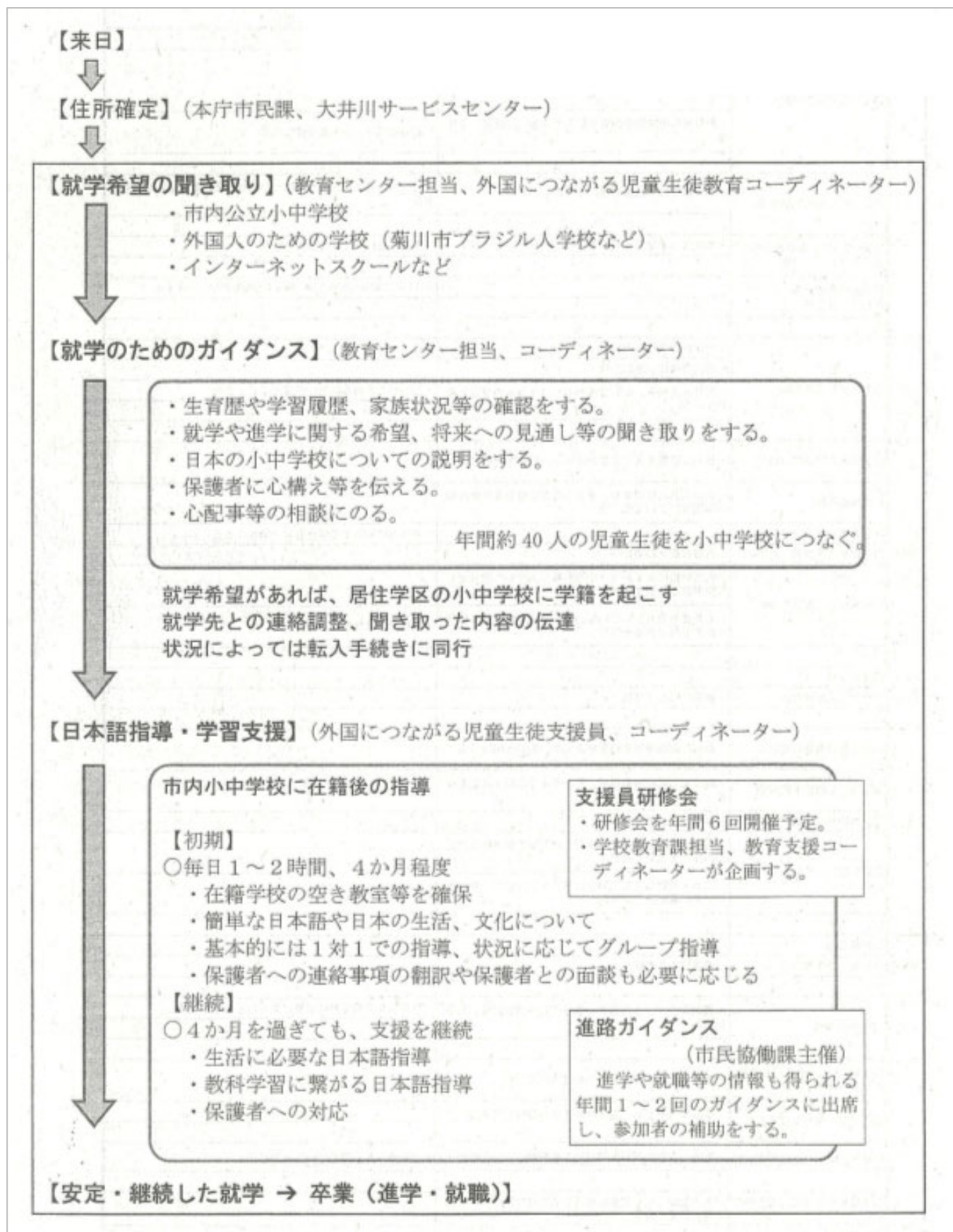
- ・外国人児童生徒が日本の学校に通うにあたって、保護者による母語の教育が疎かになるケースが多い。日本語学習における母語の重要性をしっかりと示し、母語教育への理解を得ることが重要である。
- ・母語教育を行うにあたって、学齢期とそれ以前の幼児期で管轄する行政側の連携に課題がある。それぞれを管轄する組織が異なること等、根本的な問題もある。

＜今後の方針＞

- ・焼津市が教育において大切にしている学びにおける「個別最適化」や「対話」、「学びのユニバーサルデザイン」は、外国籍の児童生徒においても将来のためになる授業ができていると考えている。
- ・今後、講師を依頼して研修する場合は、予算を立てて内容の良いものを企画・実施していく方針である。日本語指導を充実させるには、やはり教員への研修が効果的かつ重要であると考えている。国や県が提供する研修や勉強会の機会を上手く活用し、少ない経費負担の中で有用な情報を共有できるよう、研修の運営を考えていく必要がある。
- ・母語に関しては幼少期から親しみ、学んでいく習慣が大切である。母親学級への参加等、学齢前の幼少期の段階から介入し、母語の重要性を伝えられるような取組を行っていきたいと考えている。

【参考資料・URL】

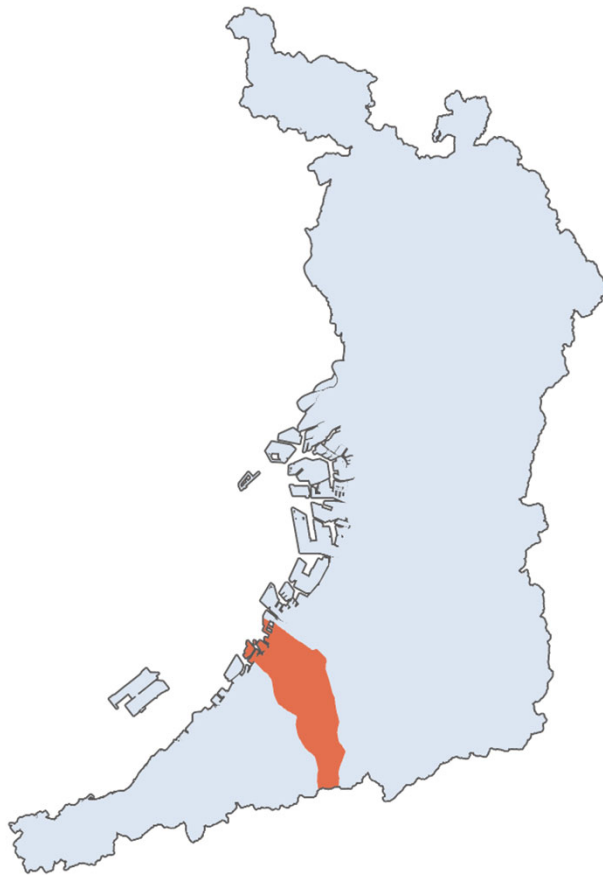
■ 来日から日本語指導までの流れ（焼津市教育委員会提供資料）



【参考資料・URL（続き）】

- 令和5年度 静岡県焼津市教育委員会主催
「静岡県教育委員会 静岡教育事務所 地域支援課 日本語指導コーディネーター」の助言や協力のもとで行っている研修会（焼津市教育委員会提供資料）

	研修会名 日時等	研修内容
1	第1回外国につながる児童生徒教育支援員研修会 (4月4日)	焼津市のコーディネーターによる講話 「焼津市の外国につながる児童生徒等教育支援体制について」
2	第1回外国につながる児童生徒教育新規加配教員研修会 (4月6日)	焼津市のコーディネーターによる講話 「加配教員の仕事とは」
3	第1回外国につながる児童生徒教育 加配教員・担当者研修会 (4月6日)	焼津市のコーディネーターによる講話 「焼津市の外国につながる児童生徒等教育支援体制について」
4	第1回外国につながる児童生徒教育 加配教員・担当者・支援員研修会 (4月6日)	※支援員の配置計画や派遣の開始日を決める。児童生徒の支援方法について情報を共有する。
5	第2回外国につながる児童生徒教育支援員研修会 ① J S L 学習支援員と日本語教師グループ (7月27日) ② バイリンガル支援員グループ (8月2日)	①・在籍学級での深い理解ややりとりを促すための支援 ・児童生徒が主体的に学ぶためには ②・効果的なバイリンガル支援について ・母語の力を活用してできる深い学び
6	第2回外国につながる児童生徒教育 加配教員・担当者研修会 (8月25日)	講話 学校における「やさしい日本語」 講師 聖心女子大学教授 岩田 一成 氏
7	第2回外国につながる児童生徒教育 加配教員・担当者・支援員研修会 (8月25日)	※支援員の配置計画や派遣の開始日を決める。児童生徒の支援方法について情報を共有する。
8	第3回外国につながる児童生徒教育支援員研修会 ① J S L 学習支援員と日本語教師グループ (11月21日) ② バイリンガル支援員グループ (11月21日)	①・DLAの結果を支援に活かすために教材研究をしよう（多読・短文読解） ②通訳の基礎
9	第3回外国につながる児童生徒教育 加配教員・担当者研修会 (1月9日)	講話 焼津市のいいね！ 演習『1年間を振り返ろう ～私の令和5年度新聞～』
10	第3回外国につながる児童生徒教育 加配教員・担当者・支援員研修会 (1月9日)	※支援員の配置計画や派遣の開始日を決める。児童生徒の支援方法について情報を共有する。



主な取組内容

日本語指導が必要な児童生徒の学校間のオンライン交流会

日本語指導が必要な児童生徒の学校間のオンライン交流会

【取組の概要】

- ・岸和田市では、オンラインビデオ会議アプリケーションを活用して市内小中学校の日本語教室をつなぎ、オンラインによる交流会を実施している。

【実施の背景・目的】

- ・岸和田市では小学校17校、中学校4校に日本語教室を設置しており、小学校61名、中学校8名の合計69名（2023年5月1日時点）の児童生徒が日本語指導を受けている。
- ・少数多言語化する中で、新型コロナウイルス感染症の流行によりオンラインツールが普及したことを受け、令和3（2021）年度より各日本語教室で学ぶ児童生徒がオンラインでつながり、交流を行う機会を設けている。
- ・令和4（2022）年度までは母語別のオンライン交流会を年2回（1学期と2学期の終業式の後）実施していた。児童生徒の多言語化がさらに進む中で、言語によっては2、3人程度しか集まらない、という状況があったことを受け、令和5（2023）年度の12月は「岸和田市小中学生多文化交流会」として、国籍に関係なく日本語指導を受けている全児童生徒が一同に会するオンライン交流会を開催した。
- ・「岸和田市小中学生多文化交流会」は、他校の児童生徒と出会い、親交を深めるとともに、各学校における多文化共生の取組を知るなどを通して、自分自身のアイデンティティを肯定することを目的として開催している。

【取組の詳細（内容・工夫点）】

- ・オンライン交流会は岸和田市内の日本語指導を受けている小中学生を対象に開催しており、年に2回、1学期と2学期の終業式の後30分程度の交流を実施している。全ての学校でタイミングを合わせる必要があることから、この時間帯に開催している。
- ・各児童生徒は終業式後に各学校の日本語教室に集まり、GIGAスクール構想で配付された端末を活用し、「Google Meet」を介して交流を行っている。
- ・開催にあたって、日本語指導の教師が全ての学校にいるわけではないため、各学校の担任教師や教頭、英語教師等の教職員が有志で参加している。
- ・母語別で開催していた頃は各児童生徒が自分たちの母語でコミュニケーションをとっていた。言語の垣根を越えて開催するにあたって、コミュニケーションは基本的に日本語で行っている。日本語でのコミュニケーションがまだ難しい児童生徒については、Google翻訳の活用や市の翻訳支援員によるサポートで対応している。

<交流内容>

- ・まずは自己紹介を行い、その学期で頑張ったこと、休み期間中にしてみたいこと、次の学期で頑張りたいこと等、児童生徒同士で自由に交流してもらう。
- ・学年に関係なく、小学生と中学生が混ざって交流を行うことで、日本在住期間の長い中学生が、年下の児童の手本となって積極的に交流してくれることを期待している。

<案内・周知方法>

- ・各学校において、学期末に行う保護者との懇談会等で説明・周知を行い、申込用紙を配付する。
- ・交流会への参加にあたって、参加申込書の提出を必要としている。交流会への参加により帰宅時間が遅れる等、事前の確認事項について保護者にもご了承いただき、保護者の同意を得た上で参加していただいている。

【成果・課題・今後の方針】

＜成果（導入効果）＞

- ・令和5（2023）年12月に開催された「岸和田市小中学生多文化交流会」には、日本語指導を受けている児童生徒69名のうち、12校から13名が参加（うち中学生2名）した。
- ・小学生と中学生が学年の区別なく一同で交流している。一人ひとり日本在住の期間が違うが、自己紹介では、自分の持っている力を前向きに発揮し、発表することができた。
- ・母語別で開催していたオンライン交流会では、転校で学校が変わった友達とも再会し、交流ができた等の事例もあった。
- ・オンラインでの交流は、対面での交流と比較して、場所やスタッフの確保、児童生徒への安全面の配慮、費用面での負担等の点でメリットがある。

＜課題＞

- ・母語による交流での活発なコミュニケーションが見られるが、児童生徒の少数多言語化により母語別での開催が難しくなっている点が課題である。
- ・日本語での交流を進める上では、日本語の習得状況にも差があるため、全員が全て日本語による交流ができているとは言えない。また、自己紹介では日本語が難しい場合は母語でも可能としたが、それでは他の母語の児童生徒が理解できないということも課題となっている。

＜今後の方針＞

- ・令和6（2024）年度以降の交流会では、引き続き、言語の垣根を越えて、誰もが参加できる形で交流会を継続していきたいと考えている。今後はこの交流会を通じて、国籍や母語を越えて、児童生徒の交流が拡大していくことを期待している。
- ・オンラインによる交流会は、ICT活用の中でも比較的取り組みやすい日本語学習支援のひとつと言える。通常の授業においても、このような異なる学校の児童生徒同士の交流の場を設定できるのが理想であり、終業式の後だけではなく、日本語指導を兼ねて授業時間に開催しよう、という声も出ており、日本語指導員や支援員が中心となって行うオンライン交流を増やしていく方向で検討していきたい。

【参考資料・URL】

■「岸和田市小中学生多文化交流会」お知らせ・参加申込書

きしわだし しょうちゅうがくせい たぶんかこうりゅうかい 岸和田市小中学生多文化交流会

にほんごしどう う じどう せいと
 日本語指導を受けている児童・生徒

たくさん^{ともだち}友達をつくろう！

★開催日時★ 2023年12月22日（金）午前11:00～11:30

★開催場所★ かよ しょうちゅうがっこう
 通っている小中学校

★プログラム★ じかん 時間 11:00AM ～ 11:30AM

①自己紹介

②交流の時間

- ・2学期の行事で取り組んだことやがんばったこと
- ・冬休みにしてみたいこと
- ・3学期にがんばりたいこと
- ・質問

③その他



< 参 加 申 込 書 >

◆学校名 _____ 学校

◆参加する子どもの名前 _____ (学年 _____)

◆保護者の名前 _____ (_____)



主な取組内容

ゲストティーチャーを招いたトピック型の学習

ゲストティーチャーを招いたトピック型の学習

【取組の概要】

- ・呉市にある白岳小学校の日本語教室では、学習や日常生活に対して前向きになれない児童が多かった。
- ・学校独自の取組として、日本語教室の卒業生や外国出身の社会人をゲストティーチャーとして招待し、児童と交流する機会を設けたことで、児童の学習意欲向上や生活態度の改善に繋がっている。

【実施の背景・目的】

- ・呉市の中でも白岳小学校区は、昔から工場等で働く外国籍の住人が多く、日本語教室を設置している。
- ・授業に集中できない児童や、自尊心の低い児童、休みがちな児童に苦慮することが多い。また座学を中心とした文型中心の日本語指導を行っていたが、学習効果も高いとは言えなかった。
- ・そのような状況の中、プロバスケットボールプレイヤーになる夢を叶えた卒業生がいることを知り、令和4年度にゲストティーチャーとして招いたところ、自分たちのルーツに関わる話に対しては児童の前向きな反応が見られたため、「ゲストティーチャーを招いたトピック型の学習」を導入するに至った。

【取組の詳細（内容・工夫点）】

- ・日本語教室の卒業生や外国にルーツのある社会人を「ゲストティーチャー」として招き、これまでの自身の経験を語っていただく等の交流会を行っている。
- ・開催頻度は1学期に1回程度。平日の日本語指導の授業で開催しており、各教科（社会科や総合的な学習の時間等）及び特別活動に関連したトピックを取り扱っている。
- ・日本語教室の卒業生の他、児童の保護者や、県外で活躍している社会人等、幅広い分野の方をゲストティーチャーとして招いている。

<これまでの主な開催例>

①『ようこそ先輩』

- 現在プロバスケットボール選手として活躍している、同教室の卒業生を招聘。
- 小学4年生から6年生の児童が参加し、主に母語による交流を行った。本来は対面を予定していたが、ゲストの怪我療養のためにオンラインでの交流となった。
- 交流を行うにあたり卒業生を身近に感じることができるよう、193センチの身長と等身大の選手の写真を教室に貼る等、より親近感がわくようなセッティングにも心を配った。

②『「聞いてみたいな 話してみたいな」～「自分で自分の命を守る」ってどういうこと？』

- ゲストティーチャーとしてベトナム国籍の児童の保護者が参加。
- 小学3・4年生の「社会科（防災）」と関連させて実施した。
- 熊本地震と西日本豪雨災害の両方に罹災し、校区内の危険な場所を調査する等市民の立場で活動した体験を元に、自分で自分の命を守る大切さについて語っていただいた。

③『ようこそ 先生』

- ゲストティーチャーとして外国籍のALTが参加。
- 小学3年生国語科「外国のことを紹介しよう」という単元と関連させて実施した。
- 外国籍のALTとの交流の中で、それぞれが母国について、日本語を中心に紹介し合うような集いとなった。

④ 中国籍の日本語教師との交流会

- ゲストティーチャーとして広島県外在住の中国籍の日本語教師が参加。
- 新しい出会いと交流の場として、中国籍児童との対話による交流会を実施した。

ゲストティーチャーを招いたトピック型の学習

【成果・課題・今後の方針】

＜成果（導入効果）＞

- 日本語教室には、様々な学年の児童が集まるため、学年に関係なく参加できるところがトピック型学習の1つのメリットである。
- 同じ日本語教室の卒業生の話は、参加した児童と同じ境遇を経験した話として、児童の反応が特に良かった。当初、質問をする児童を事前に決めていたが、交流が始まるとほぼ全員が手を挙げ、様々な質問が飛び交った。これらのやり取りは母語で行われたため、児童たちも心を開きやすく、より自由に交流を行うことができた。
- 卒業生も自分たちと同じ悩みを抱えていたことを知ることができ、児童自身の励みになった。交流会を経て、自分の考えを人前で話せる児童が増えた。また日本語で文章を書く量やその質の向上が見られた。さらに日常生活においても前向きな行動が見られる等、プラスの変化が見られた。

＜課題＞

- ゲストティーチャーとの交流は現在白岳小学校でのみ行われているため、今後市内の他の学校にも広まっていくことが望ましい。しかし、呉市の日本語教室は白岳小学校の他に1つしかなく、それ以外の学校については、現状、この取組を広げていくことは難しい。

＜今後の方針＞

- 今後も児童の興味関心のあるトピックを題材にした学習を、年間計画に位置付けて実施していく方針である。
- 様々な人との出会いが自分自身の振り返りや自己表現の意欲にも繋がるため、この取組を通して、児童が自分を表現できるようになっていくことを期待している。

【参考資料・URL】

■ 卒業生を招いた交流会の様子（白岳小学校資料）



NEWS ON 白岳小

ニュース オン しらだけしょう

～「一人一人が幸せな学校」をめざして～

令和4年11月11日（金）

担当：校長 奥井 京子

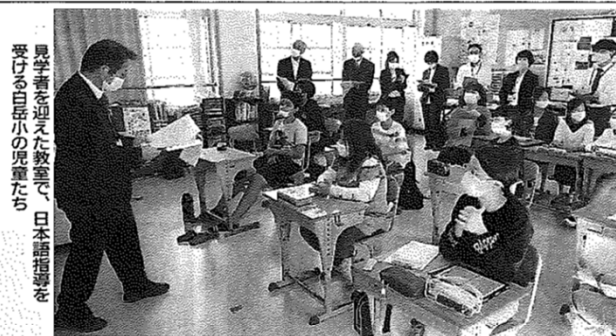
自分のアイデンティティを大切にする！

～日本語学級のチャレンジ～

今の時代は、国際化。様々な国の人と共に、協力して生きていく時代。私も、日本人学校での教員経験から、外国で暮らす日本人の大変さや素晴らしさをたくさん知りました。一つ一つの国には、その国独特の言葉があります。日本で日本語を話すように。また、それぞれの国独自の文化や考え方があります。そのことを互いに理解し合わなければ、世界中のみんなが幸せに楽しく生きていくことはできません。

10月19日（水）、江口先生の担当する日本語教室で、市内の先生方を招いての授業が行われました。詳しくは下の記事の通りです。日本で暮らす外国人の先輩の生き方に学ぶ素敵な授業でした。白岳小の日本語学級に所属する皆さんのしっかりとした思いのある発言に、胸を打たれました。みんなすごいよ。自分を大切に！自分の国に誇りをもって！日本で共に歩もう！

2022年（令和4年）11月4日（金曜日）



見学者を迎えた教室で、日本語指導を受ける白岳小の児童たち

日本語指導課題探る

呉・白岳小で交流授業 卒業生がアドバイス

オンライン授業の画面越しに、努力の大切さを説くジョバンニさん



「すごい。私は将来、通訳になるために日本語をしっかりと勉強する」と話した。市教委によると、日本語指導が必要な市内の小中学生は近年、70人前後で推移。日本語指導の講師は9月1日時点で、小学校10校、中学校8校に配置されている。児童生徒の日本語能力を引き上げ、学習に支障がないようにしたいと考えた。

ただ、課題も多い。授業後の教員たちの研究会では「周囲に助けを求めると、本人が特別な支援を拒否することもある」「親が勤務条件の良い職場を見つけて引越して、子どもの環境が急に変わってしまう」などの意見が出た。

研究会に参加した東京外語大学の多言語文化共生センターの小島祥美センター長は「文法に偏らず、自らの考えや思いを語ってもらう日本語指導が大切」と助言。広地区で外国人向けに日本語を教えるボランティア団体「ひまわり21」の伊藤美智代表（69）も参加し、「学校と地域が協力することで支援も充実する。家庭、学校、地域の中で子どもを育てていきたい」と語った。

呉市内で学齢期にある外国人の子どもの増え、日本語指導の必要や学習意欲の向上が課題となる中、広地区の白岳小が、外国出身の卒業生とオンラインで交流する授業を開いた。市内の各校でも日本語指導の講師が学びを支える。子どもは親の事情で来日するケースが多く、専門家は「環境の変化に寄り添う姿勢が欠かせない」としている。（東谷和平）

「バスケットボールをする時だけが本当の自分だった。白岳小で10月中旬にあった授業で、卒業生で3人制バスケのプロチーム「スリナム広島」選手のジョン・ジョバンニさん（26）は語った。小学2年の時にブラジルから来日。当初はじめられた。みんなも夢中になれることを見つけてほしいと呼びかけた。授業には外国出身などの児童10人と、研究で訪れた他校の教員たち約20人が参加。グループに分かれてジョバンニさんの話を聞いた後、感想を語り合った。ブラジル出身の6年山口ガブリエリさん（12）は「好きなバスケを続け、プロになることが目標だ」と話した。



主な取組内容

オンラインサイト「外国にルーツを持つ子どもの受入れ手引」の開発・運用による、
①市町村及び学校関係者への情報提供
②日本語支援員の募集・登録
③外国人児童生徒の保護者への日本の学校制度等の紹介
(複数言語)

【取組の概要】

- ・徳島県では、外国にルーツを持つ児童生徒について、学校および教員、保護者、日本語指導をする支援員等が、必要とする情報や資料、教材などを入手するためのポータルサイトとして、オンラインサイト「外国にルーツを持つ子どもの受入れ手引」を開発・運営している。

【実施の背景・目的】

- ・オンラインサイトはおよそ10年前に立ち上がり、現在も運営を続けている。
- ・徳島県教育委員会の当時の担当者が、教育現場での外国籍児童生徒の現状を知り、日本語学習の指導とともに、携わる関連機関や担当者が必要な情報や資料、教材等を共有し、互いに活用し合える環境の必要性を強く感じたことが立ち上げのきっかけとなった。
- ・制作と運営管理の委託先は「特定非営利活動法人JCI Teleworkers' Network（鳴門市大麻町池谷字丸池29-3 メディア制作／システム開発／教育事業等）」である。

【取組の詳細（内容・工夫点）】

<サイトの制作・運営主体>

- ・サイトの制作と管理は「特定非営利活動法人JCI Teleworkers' Network」へ委託している。
- ・掲載するコンテンツの企画、およびそれらのアップデートについては、徳島県教育委員会が中心となっており、企画制作や翻訳の部分では、パートナーとして「JTMとくしま日本語ネットワーク」及び「公益財団法人 徳島県国際交流協会」の協力を得て、継続的に運用ができています。

<予算>

- ・オンラインサイトの運営予算は、文部科学省「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」を活用し、国費が3分の1、残り3分の2を県が負担して運営している。

<サイトの構成・掲載情報>

- ・「外国にルーツを持つ子どもの受入れ手引」は、次の12個のコンテンツで構成されている。
 - ①子ども受け入れの流れ（外国籍の児童生徒の受け入れ時の準備）
 - ②「特別の教育課程」について（「特別の教育課程」の編成・実施に関する概要）
 - ③学校管理職の役割
 - ④在籍学級担任の役割
 - ⑤日本語指導担当者の役割
 - ⑥日本語指導向け資料
 - ⑦子どもたちの国を知ろう（ルーツとして多い6つの国の教育や学校の事情を紹介）
 - ⑧保護者向け文書様式
 - ⑨関連書籍と研修会の紹介
 - ⑩関連サイトの紹介
 - ⑪徳島の学校を知ろう（日本の学校や徳島県について紹介）
 - ⑫日本語支援員登録について（日本語支援員登録の仕事内容、登録方法についての説明）

【成果・課題・今後の方針】

＜成果（導入効果）＞

- 本サイトでは、日本語学習に関わる資料の所在情報も掲載しており、そこから日本語指導をする立場の人が所蔵先に問い合わせる、という活用もされている。
- 日本の学校制度等の紹介・説明資料は、複数の言語で展開しているため、日本語が分からない外国籍の児童生徒の保護者でも読むことができる。
- また本サイトは日本語指導に関わる情報の共有だけではなく、支援員の募集・登録、待遇の説明等も掲載している。日本語支援員として登録を希望する場合、サイトに掲載されている「日本語支援員登録申込書」を県教育委員会に送付し、登録の手続きをすることができる。

＜課題＞

- 現在、徳島県全体で約70名が支援員として登録されているが、実際に常時活動しているのは35名程度。人材の多寡よりも、求める学校と支援員の住所地との距離的な問題が課題となっている。
- また、本サイトの認知がやや低いことも課題である。県内の各地域の教育委員や教職員は異動が多く、必ずしもサイトの活用についての引継ぎが行われているとは限らない。周知活動として、小学校・中学校の管理職向けに悉皆で行われる年1回の研修の際に、QRコード付きの資料と共にサイトの紹介を行っている。

＜今後の方針＞

- 本サイトの認知をもっと広めていく必要がある。またサイトの存在を知っていても、どこにどのような情報があるのかまでは深く理解していない関係者もいる。サイトの利便性を高めるためのイラスト付きの説明や、県内の地域情報のアップデート等は適宜進めていきたい。
- その他、教材の充実化や情報提供の強化についても進めていく。

【参考資料・URL】

- 外国にルーツを持つ子どもの受入れ手引（<https://jci-tws.com/f-children/index.php>）



（サイトより）

「外国にルーツを持つ子どもの受入れ手引」は、徳島県内の小・中学校に編入してくる外国人児童生徒を受け入れる際の学校現場の支援体制構築をサポートすることを目的に開発されました。

徳島県では、帰国・外国人児童生徒は県内各地に広く居住しており、いわゆる散在地域と位置付けられています。このように、散在地域である本県では、支援体制を構築していくことが難しく、受け入れ校では、「言葉が通じない子どもをどのように指導したらいいだろうか」、「クラスになじめるだろうか」など、戸惑いや負担を感じる事のほうが少ないのが現状です。

そこで私たちは、受入れの流れをはじめ、管理職、学級担任、日本語指導者等、子どもたちと関わる大人がそれぞれの立場で、また、連携して子どもたちの支援に取り組むための心構えや役割、実践についての提案、子どもたちの国の教育事情の紹介、さらにはサイトからダウンロードできる日本語教材や外国人保護者向けの文書の提供等により、このような負担感を軽減できるのではないかと考え、サイトの開発に取り組みました。

外国にルーツを持つ子どもの支援は、決してその子どものためだけではありません。受け入れ校の子どもたちは、互いの違いを理解し認め合い、相手の立場になって考え、助け合う関係を築き、その子どもの国に関心を持ち、世界に目を向ける国際的視野を持つグローバルな人に育つ可能性を秘めています。その可能性を引き出すことは、子どもたちの未来への、私たち大人の責任ではないでしょうか。

本サイトを学校現場の先生方はじめ子どもたちと関わる方々に広くご活用いただく事により、外国にルーツを持つ子どもたちはもとより、学校全体の子どもたち、ひいては全ての子どもたちが夢や目標に向かって持てる能力や自分らしさを発揮する「共育ち」に、共に寄り添い見守り応援できることを願っています。



主な取組内容

ICTツール（1人1台タブレット、AIドリル）を活用した日本語指導

【取組の概要】

- ・別府市では、外国人児童生徒の学習や生活を支える有効なツールとしてICTツールを活用している。GIGAスクール構想により令和2（2020）年度末に全児童生徒にタブレット端末が配付され、日本語での説明だけでは理解が難しい外国人児童生徒に対して、写真や動画を用いた視覚的な支援や、AIドリルを活用した個に応じた学習支援を行なっている。

【実施の背景・目的】

- ・別府市の日本語指導が必要な児童生徒数は、令和元（2019）年度から令和4（2022）年度の4年間は概ね30名程度で推移していたが、新型コロナウイルス感染症の収束とともに令和5（2023）年度以降は50名程度と増加傾向にある。
- ・別府市には日本語指導が必要な児童生徒が複数校に散在しており、外国人子女等教育相談員、母語支援員、日本語指導員等の支援者を在籍校に派遣・配置し、日本語指導や生活面の適応支援を行っている。
- ・児童生徒用タブレット端末でデジタル教材、学習アプリケーションや翻訳アプリケーションを活用することにより、外国人児童生徒への効果的な支援を行なっている。

【取組の詳細（内容・工夫点）】

- ・デジタル教材や学習アプリケーションの使用に当たっては、教職員と支援者が相談したり、大分県教育庁人権教育・部落差別解消推進課の大分県日本語指導ステップアップ事業により派遣される日本語指導アドバイザーの意見を参考にしたりして児童生徒の実態に応じたものを利用している。

<写真や動画を使った学習の視覚的支援>

- ・写真や動画の視覚的な情報から理解を深めることができるよう「NHK for School」等のサービスを活用している。

<AI型ドリル>

- ・児童生徒用タブレット端末に導入されているAI型ドリルを活用して、指導・支援をする側が児童生徒の習得状況を把握したり、児童生徒が自主的に学習を進めたりすることができる。

【成果・課題・今後の方針】

<成果（導入効果）>

- ・日本語の語彙や説明を母語で伝えても、その語彙の意味や概念を知らなければ理解をすることができないが、動画や写真で提示することにより物事の具体的なイメージを形成することができ、理解を助けることができる。
- ・AI型ドリルでは個々の習得状況に応じた問題が提供されるため、児童生徒が自分のペースで学習を進めることができる。
- ・タブレット端末の翻訳アプリケーションを用いることにより、教師との意思疎通や児童生徒同士の意見交流が容易にできるようになった。
- ・文字だけでなく、写真や動画、音声を用いることにより、児童生徒の得意な領域を生かした多角的な指導や支援を行なえるようになった。

<課題>

- ・デジタル教材や学習アプリケーションの効果的な活用等について、教員や支援者の研修や実践交流を実施していく必要がある。

<今後の方針>

- ・教職員や支援者を対象とした連絡会を開催し、講師を招いた研修、大分県教育委員会のホームページの情報活用、実践交流を通して、外国人児童生徒の支援に役立つデジタル教材や学習アプリケーション、それらを用いた効果的な指導方法の研究を進め、指導・支援の充実を図っていきたい。

ICTツール（1人1台タブレット、AIドリル）を活用した日本語指導

【参考資料・URL】

- 別府市教育ICT活用推進計画 - 令和5年度 学校における取組 - (別府市資料からの抜粋)
<https://www.city.beppu.oita.jp/doc/gakusyuu/kyouikuinkai/ict/plan2.pdf>

別府市教育ICT活用推進計画 - 令和5年度 学校における取組 -

【別府市教育委員会基本理念】

- ・ 自分らしく しなやかに
生きる自立した人
- ・ 互いを尊重し、「ふるさ
と別府」を愛する人

【別府市学校教育指導方針】より

- 「学び、育つこと」を重視した教育へ
- 主体的・対話的で深い学びの実現に
向けた授業改善

【別府市教育ICT活用推進計画】

- ・ 令和の時代のICTを利
活用した学び
- ・ 教職員研修の充実
- ・ ICT環境の整備

【ICT活用の目標】

- ・ 児童生徒の情報活用能力の向上
- ・ ICTを活用した授業改善
- ・ ICTを活用した児童生徒と向き合う
時間の生み出し

【めざすICT活用の姿】

(1) 児童生徒の情報活用能力の向上

- ICTを活用した個別最適な学び
(AI型ドリル教材の活用等)
- ICTを活用した情報の収集とその分析
- 児童生徒のICT技能の向上
- 1人1台端末の文具としての使用

(2) ICTを活用した授業改善

- ICTを活用した協働的な学びの創造
- ICTを活用した言語活動の充実
- ICTを活用した適切な評価と支援

(3) 児童生徒と向き合う時間の創出

- 校務支援システムの活用による事務の
簡素化
- テクニカルスタッフの積極的な活用
- テストやドリルのICT活用
- 保護者との連絡のICT活用

【取組】

■ ICTの授業での活用促進

- 【目的】 ICTを活用した授業を促進するとともに、実践例を収集し広報すること
で、個々の教職員の授業改善を図る。
- ICTの活用場面及び活用方法の例示とその浸透
 - 授業への導入や発展のためのテクニカルスタッフの積極的活用
 - ICTの活用事例の収集とその広報
 - 基礎・基本の定着のためのAI型ドリル教材の活用
 - 1人1台端末の文具化の促進

■ 教職員研修の充実

- 【目的】 ICTの効果的な活用に向けて、組織的に個々の教職員のスキルアップを
図る。
- 情報教育主任に対する校内研修推進のためのリーダー研修
 - ICTを活用した授業の日常化に向けた年3回以上の校内研修
 - 校内研修や各教科部会での授業におけるICT活用の推進
 - デジタルシティズンシップ教育に向けた研修と授業の実施
 - 希望者や希望する学校に対する学習支援アプリの研修

■ 家庭や地域社会との連携

- 【目的】 各家庭での活用を促進したり、地域社会との連携を図ったりすることで、
ICTの活用と日常化を推進する。
- 家庭学習としての活用や1人1台端末持ち帰りの日常化
 - 不登校児童生徒の学習環境の確保
 - プログラミング学習や遠隔授業等への地域人材の活用
 - 多様な立場からの多様な意見を聞くための場の設定

■ ICT環境の整備

- 【目的】 校務支援システムやLINE連絡網等を通じた教職員事務の軽減を図り、
児童生徒と向き合うための時間を生み出す。
- 校務支援システムの有効活用による、教職員事務負担の軽減
 - LINE連絡網や1人1台端末活用等による保護者連絡の簡素化
 - ICTを使った職員間の連絡等による会議の削減
 - 情報化推進リーダーと情報教育主任及び各校Teams連絡員の仕事分担整理
 - その他、ワンスプレイスサポート等の相談体制やICT環境整備の増進

「授業での活用」と「研修」について

【1人1台端末の活用によって期待される効果】

- 全体やグループで発言できにくい児童生徒が自分の考えを表明できる。
- 児童生徒の発言や作品を残しておいて、評価の際に利用できる。
- 思いついたことや見つけたものを画像や動画で残すことができる。
- 資料や画像の一斉配付がすぐにでき、資料としてそのまま活用できる。
- 書き直しをしながら、素早くより良い資料を作成することができる。
- 遠隔地の人をゲストティーチャーとして招いたり、交流したりすることができる。また、教室にいない児童生徒に授業の様子を見せることができる。
- 知りたいことをすぐに調べることができたり、調べた資料をすぐに提示して活用したり、共有したりすることができる。
- 児童生徒の発言を並べて、分類したり比較したりすることが容易にできる。
- 振り返りの時間の節約ができ、蓄積しておくことができる。
- ドリルやテストの作成や採点の手間を省くことができる。
- AI型ドリル教材の活用により、個々の基礎・基本の力の把握ができる。
- 作成した資料や動画を元に容易に発表することができる。

etc.

【授業へのICT活用のステップ】 ※個々の教職員の活用度に応じたステージで活用を図り、上のステージを目指す。

ステージ1「やってみる」

- 校内研修や個人研修等の公開授業でICT
を活用した授業を行うとともに、年度内には、
1日1回を目途に1人1台端末を活用した授業
を行う。
- 通常の授業の導入にできる場面から 導入して
みる。
- 授業への導入に際しては、テクニカルス
タッフを要請して補助してもらう。
- 校内研修等で活用した授業等の交流を行う。

ステージ2「広げる」

- 1日1回以上、1人1台端末を活用した授業
を行う。
- 1時間の授業の中で導入できる場面を増や
していく。
- テクニカルスタッフには、効果的な活用
の方法を支援してもらう。
- 校内研修等で、より効果的な活用の仕方
を学ぶ。

ステージ3「活用する」

1人1台端末を活用した授業を日常化する

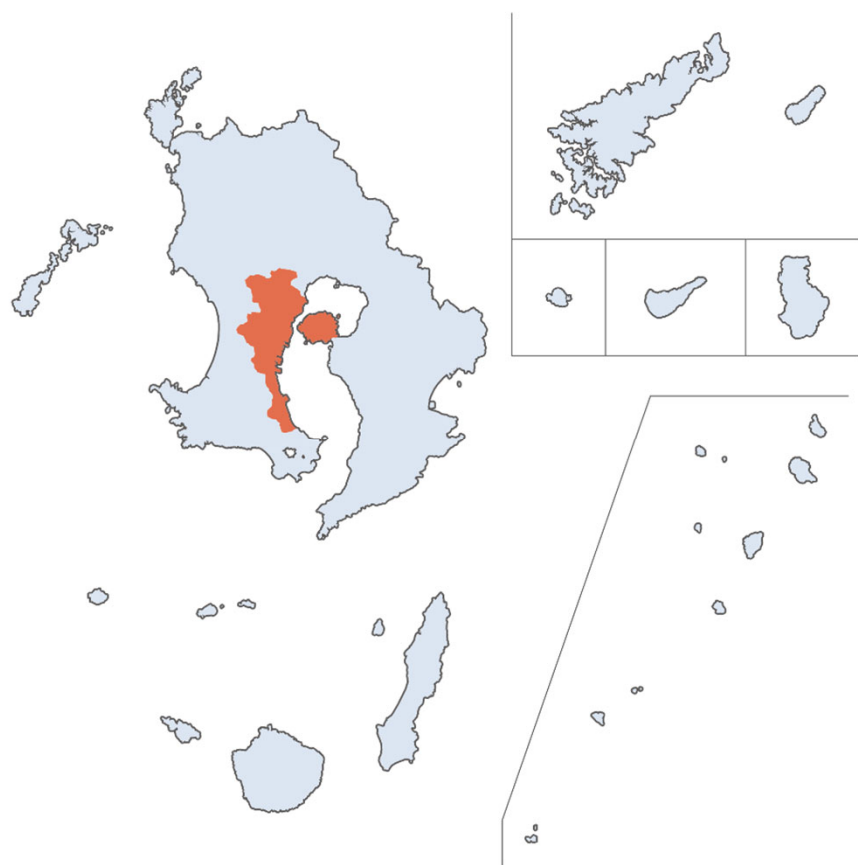
- 1時間の授業の中で効果的にICTを活用
できる場面を創造する。
- テクニカルスタッフとより効果的な活用
の方法を学ぶ。
- 校内研修等でICTを活用した実践を交流
するとともに、より効果的な活用法を学ぶ。

デジタル・シティズンシップ教育の推進

【ICTの授業への活用に向けた研修】

- 1人1台端末を活用した授業の普及に向けた、情報教育主任に対するリーダー研修を行う。(情報教育主任)
- 情報教育主任を中心として、**年3回以上の校内研修**を行う。(授業への活用の仕方、デジタル・シティズンシップ教育のあり方、授業での活用実績
の交流、1人1台端末を活用した授業の研究授業等)必要に応じてテクニカルスタッフを招聘する。
 - 研究主任を中心として、**各学校の校内研修の授業**に1人1台端末を活用した授業を組み入れる。(校長会、研究主任会)
 - **各教科部会における研究授業**において1人1台端末を活用した授業を組み入れる。(教科部会)
 - **学習支援アプリの活用についての研修**を、希望者または学校の必要に応じてテクニカルスタッフ等を活用して行う。

1人1台端末を活用した授業を通して、自立した学習者の育成をめざす



主な取組内容

クラウド型授業支援アプリを活用した日本語指導・教科指導授業の実施（画像や動画を用いることで、教師と児童生徒間のコミュニケーションが円滑化し、日本人児童生徒とのコミュニケーションも増えた）

【取組の概要】

- ・ 鹿児島市の学校では、外国にルーツを持つ児童生徒への日本語指導にあたってクラウド型授業支援アプリを導入しており、日本語指導における教師と児童生徒のコミュニケーションの活性化や、児童生徒の学習意欲の向上等に繋がっている。

【実施の背景・目的】

- ・ 鹿児島市には、市内の名山小学校にのみ日本語教室を設置しており、平成2年に開設以来、専任の教師1名で指導を行ってきた。鹿児島市は日本語指導を必要とする児童生徒の散在地域であり、距離的な問題等により、同小学校に通えない児童生徒等への日本語指導のあり方を模索中であった。
- ・ そんな中、一つの打開策として期待されているのがクラウド型授業支援アプリである。鹿児島市役所には「鹿児島市立学校ICT推進センター」があり、市内各学校のGIGA端末の普及と指導のための活動を行っている。クラウド型授業支援アプリについても、同センターから推奨されたことで導入が始まり、運用開始前の教師職員への研修等も同センターが担った。

【取組の詳細（内容・工夫点）】

- ・ GIGAスクール構想によって支給されたタブレット端末に、専用のアプリケーションをインストールして利用。
- ・ 小学生だけではなく、中学生の日本語指導においてもクラウド型授業支援アプリは有効であり、課題の提出等で効果的に活用されている。

<機能と活用状況>

- ・ カード型のデジタルフォーマットを基本とし、それらをグルーピングしたり、共有したりできる。作成したカードに文字、画像、動画等を組み込むことができ、教師から複数の児童生徒に対する学習指導や学習情報の共有、課題研究の発表等に活用できるアプリケーションとなっている。
- ・ 各カードはマイクロソフトの「PowerPoint」のようなイメージで扱うことができるため、教師はアプリ上で授業の教材作成も行っている。
- ・ 生徒の提出物等の管理が容易であり、各生徒の習熟度や特徴、あるいは補うべき点等を把握するためのツールとしても利用が可能。
- ・ 外国籍児童生徒においては、言葉が分からない場合でも、写真や動画、絵等を使って伝えたいことを表現するためのツールとして活用している。
- ・ また外国籍児童生徒が、取り出しで行っている日本語教室での活動内容を、在籍学級の教員にも共有したいといった声があった際には、このクラウド型授業支援アプリを使ってプレゼンテーションを行ったという活用事例もある。

【成果・課題・今後の方針】

<成果（導入効果）>

- 日本語を学習中の生徒にとっては、写真や動画、図式等を使った授業は分かりやすく、覚えたての日本語だけでは表現できないことを画像や動画を使って理解できるようになったことで、児童生徒の学習意欲の向上を実感している。
- また写真や動画、図式等を使うことで伝えたいことを表現できるようになり、児童生徒と教師、そして児童生徒の間でのコミュニケーションの活発化にも繋がっている。外国籍と日本人の児童生徒間でのコミュニケーションにも役立っており、クラスに溶け込むためのハードルを下げる効果も得られた。
- 成果の一例として、令和5年2月に来日し、4月から市内小学校に入学した児童の意識の変化が挙げられる。当該児童は基本的な学力は高かったが日本語は苦手であった。しかしクラウド型授業支援アプリを使うことで表現力が身に付き、スピーチコンテストに出場するまでになった。自分の思いや考えをタブレット上のアプリに打ち込むことで日本語の表現能力を高めることができ、日本語教師がそれに基づいて手助けを行ったことで、コンテストへの出場に至った。
- また手書きで原稿用紙に日本語で書いた感想文を、写真に撮って担任教師に送り、自分の日本語学習の成果をアピールする児童等も現れた。
- 保護者も交えた「サバイバル日本語」の指導にも活用しており、緊急時の状況の表現等で、具体的な注意事項や行動等が伝わりやすくなった。

<課題>

- GIGA端末の家庭への持ち帰りは、鹿児島市内でも学校により方針が異なる。一部の学校では、端末を児童生徒の家に持ち帰ることで宿題にも活用しているが、持ち帰ることのリスクや、そのための指導等の問題もあり、一部の学校ではタブレット端末の持ち帰りが禁止されている状況である。端末を持ち帰ることができるようになれば、自宅で宿題を行う際等、クラウド型授業支援アプリの活用機会はさらに高まると期待される。また児童生徒も画像や動画等の利用によって、宿題に向き合いやすくなると見ている。
- タブレット端末は、生徒と担任教師への配布が基本となっており、支援で関わるスタッフや、日本語指導担当者には専用の端末がない。現状では、教師用の端末を共用する等で対応しているので、日本語指導の教職員・スタッフ用のGIGA端末の配布が求められている。

<今後の方針>

- 教員もGIGA端末やアプリの扱いに慣れてきているが、このクラウド型授業支援アプリにはまだ活用できていない機能が残されているため、より効果的な学校教育、日本語指導、生活指導等に活用していきたい。
- 「Zoom」や「Teams（マイクロソフト）」によるオンライン教育も一部で行っているが、クラウド型授業支援アプリを加えることで、高い学習効果と豊かなコミュニケーションを伴うオンライン授業が実現できると考えている。特に鹿児島市のような外国籍児童生徒の散在地域においては、距離や生活環境に左右されず、同じ学習環境で学ぶことができるツールとして有用である。
- またクラウド型授業支援アプリは、教師や関連機関、地域の学校との間での情報共有にも有用なツールになると考えている。学習教材等の効果的な使い方等、情報共有が進むことで、学校教育における地域差や個人差を無くことができると見込んでいる。

令和4年度 外国人の子供の就学状況の把握・就学促進 に関する取組事例

令和5年4月

本報告書は、文部科学省の教育政策推進事業委託費による委託業務として、株式会社パデコが実施した令和4年度「外国人の子供の就学状況等調査事業」の成果をとりまとめたものです。

外国人の子供の就学状況の把握・就学促進に関する取組事例

本資料は、令和４年に実施した外国人の子供の就学状況等調査の回答を基に、一部の地方公共団体及び教育委員会の協力を得て更に聴き取り等を実施し、他の教育委員会等の取組の参考となる事例をとりまとめたものです。

目 次

■ 事例から見る取組のポイント	p.1
-----------------	-----

■ 外国人の子供の就学状況の把握・就学促進に関する取組例

新ひだか町教育委員会（北海道）	p.3
大泉町教育委員会（群馬県）	p.5
南房総市教育委員会（千葉県）	p.7
岐阜県教育委員会	p.9
多治見市教育委員会（岐阜県）	p.12
湖南市教育委員会（滋賀県）	p.14
吉野町教育委員会（奈良県）	p.16

事例から見る取組のポイント

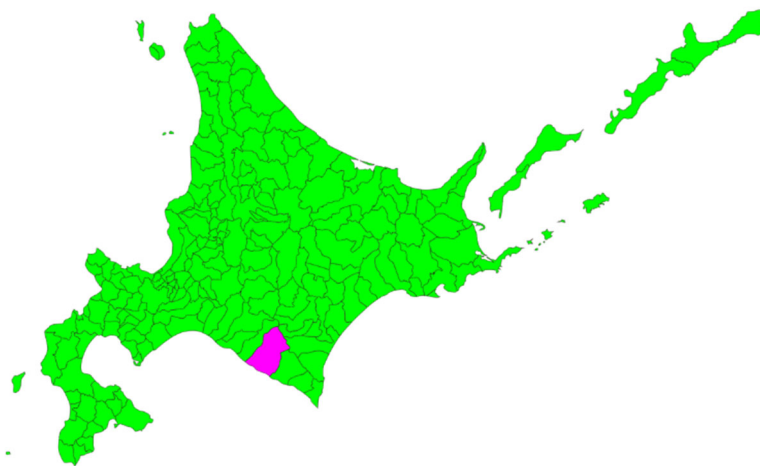
※【参考事例】の表記は、各取組例資料に関連記載があるかという観点から記載したもの。

【参考事例】に挙げていない教育委員会においても、実際には同様の取組が行われている可能性があることに留意。

- Point 1 外国人の子供の転入情報の取得・住民窓口での働きかけと連携
- 住民基本台帳と就学状況を管理するシステムがあり、市役所本庁舎にて転入手続き後、システム上で共有
【参考事例】千葉県南房総市
 - 住民窓口と教育委員会が同じ建物内にある場合、窓口から直接就学手続きに誘導
【参考事例】群馬県大泉町、岐阜県多治見市、奈良県吉野町 等
- Point 2 手続き窓口及び資料の多言語化（翻訳資料の活用、多言語説明会の実施）
- 手続き窓口にて使用する資料を多言語化
 - 多言語人材の配置
 - 外部人材の活用
【参考事例】岐阜県多治見市
- Point 3 ICT 機器やオンラインシステム等の強化
- 翻訳機の購入、タブレットや携帯電話の翻訳アプリの活用
【参考事例】北海道新ひだか町
 - 翻訳が必要な資料の申請から翻訳をオンラインシステム内で一元管理
【参考事例】岐阜県多治見市
- Point 4 既存のリソースやシステムを活用した支援
- 【参考事例】千葉県南房総市
- 取組の事業化（国から補助金を獲得）
- 【参考事例】奈良県吉野町
- Point 5 学校生活への適応に向けた就学準備支援
- 市独自の日本語初期指導教室設置や外国にルーツのある児童生徒交流会、日本語教室担当者会の開催、不就学の児童生徒への適応指導のための教室の開催
【参考事例】岐阜県多治見市、滋賀県湖南市、奈良県吉野町
- Point 6 不就学の児童に関する情報収集及び就学促進
- 市町村教育委員会職員による電話及び訪問での就学促進
【参考事例】千葉県南房総市

- Point 7 外国人の子供の受入校に対する支援
- 教育委員会職員が受入れ予定の学校へ訪問し、受入体制の確認
【参考事例】千葉県南房総市
 - 教育委員会の専門職員による巡回指導（日本語支援、学習支援）
【参考事例】岐阜県多治見市
 - 管理職研修にて外国人の子供の受入れに際する留意点等の説明会を実施
【参考事例】岐阜県
- Point 8 都道府県による情報共有、支援
- 市町村教育委員会で活用できる書類や教材のひな型を作成、共有
【参考事例】岐阜県
- Point 9 行政内の他課との連携、外国人学校との連携、他機関との連携
- 教育相談センターとの連携
【参考事例】千葉県南房総市
 - 外国人学校との連携
【参考事例】群馬県大泉町

新ひだか町教育委員会



総人口	外国人住民数 ※（ ）は外国人住民割合	国籍・地域別 上位 3 か国	学齢相当の外国人の 子供の数
21,216 人	203 人(0.95%)	①韓国 ②ベトナム ③フィリピン	4 人

出典：文部科学省「外国人の子供の就学状況等調査」（令和 4 年 5 月 1 日時点）、国籍・地域別上位 3 か国は法務省「在留外国人統計」（令和 4 年 6 月末時点）

外国人住民の居住の状況
町内の牧場に勤務するために転入してくるケースが多く、これまでは単身者が多かったが、子供連れが増加している。勤務先の従業員が外国人の受入れに慣れているため、行政手続きの際には、通訳として同行してもらっている。その場合、転入情報から勤務先に連絡をとり、協力を依頼している。

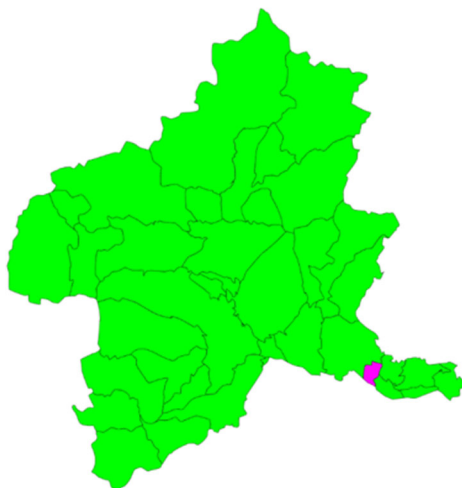
参考：新ひだか町教育委員会へのインタビュー調査を基に作成

1. 翻訳機及びタブレットの活用

新ひだか町では外国人の子供の数が多いことから、教育委員会が個別の言語に対し通訳を雇用することは難しいため、翻訳機やタブレットを就学後の支援等に活用している。道の教育委員会に申請し、対象の学校 1 校につき 1 台翻訳機の配布を行っていたが、毎年の申請手続きを簡略化するため、現在は新ひだか町教育委員会で購入し配布している。学校からの通信等についても翻訳機のカメラ機能で対応している。GIGA スクール構想で 1

人1台タブレットが配布されるようになったため、一部で Google 翻訳を活用している学校もあり、Google 翻訳は子供同士のコミュニケーション用、翻訳機は教師と子供、教師と保護者のコミュニケーション用として使用されている。

大泉町教育委員会



総人口	外国人住民数 ※（ ）は外国人住民割合	国籍・地域別 上位 3 か国	学齢相当の外国人の 子供の数
41,580 人	7,828 人 (18.8%)	①ブラジル ②ペルー ③ネパール	793 人

出典：文部科学省「外国人の子供の就学状況等調査」（令和 4 年 5 月 1 日時点）、国籍・地域別上位 3 か国は大泉町教育委員会による情報

外国人住民の居住の状況
同地域の住民がブラジルに移民として渡った過去があり、1990 年の出入国管理及び難民認定法（入管法）の改正により、日系 2 世、3 世及びその家族が移住してきた。近年はアジア系外国人が増加しているが、全体の外国人居住者の増減はそれほどなく、常に一定の数の外国人が定住している。同地域は北関東工業地域に位置し、家電製品や食品加工、自動車部品工場が多数あり、外国人を労働者として受け入れている。 外国籍の子供の状況について、日本での居住期間によっては母国語が話せない子供もいる。町内の学校 7 校全てに外国籍の子供が在籍している。平成 31 年度より文部科学省「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」（帰国・外国人児童生徒等の受入れから卒業後の進路まで一貫した指導・支援体制の構築を図る取組を支援）の対象となっている。

参考：大泉町教育委員会へのインタビュー調査、東洋経済 ONLINE、NHK for School 等を基に作成

1. 外国人の子供の転入情報の取得・住民登録窓口での働きかけ

住民課にて手続きを行う際、学齢期の子供に関する情報がシステムで共有され、大半はそのまま異動票を持って教育委員会のある 3 階へ案内されたのち、教育委員会にて話を伺い、外国人学校への入学を希望するケース以外はそのまま手続きを行う。窓口での案内は基本的に日本語だが、教育指導課に 1 台保有している自動音声翻訳機を利用したり、個人通訳や会社の通訳、勤め先、友人、知人に同行してもらったりしているケースもある。また希少言語の場合、その言語の通訳が可能な方を電話越しで挟んでやり取りを行うこともある。

2. 就学状況の把握と外国人学校との連携

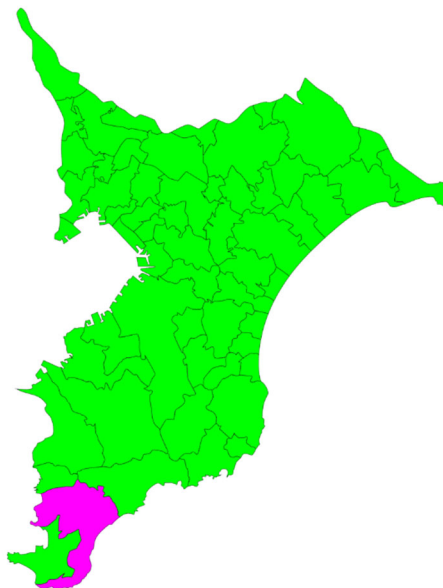
大泉町及びその近隣の市町村には外国人学校（ブラジル人学校）が数校所在している。就学状況の把握のため、近隣の外国人学校に連絡をとり、住民基本台帳にある外国人児童との照合を行うことで、公立学校にも外国人学校にも通っていないことが明らかとなった子供を不就学とみなし、直接家庭に訪問するなどして就学を促進している。また、大泉町では多文化協働課からも外国籍の家庭の支援を行っており、多文化協働課作成の広報紙 GARAPA にて日本の学校に関する案内等が行われている。

3. 多言語サロンの設置

国内外からの編入の場合、週 2 回 2 時間半ずつ開催している多言語サロンを案内している（新入学の場合は就学時健診含め日本人と同じ案内を行う）。多言語サロンでは、言語の習得、日本の学校のルールを学ぶことを目的としている。言葉や学校生活への準備ができたなら、その旨を家庭に通知し、家庭はその通知をもって教育委員会にて手続きを行う。教育委員会は同家庭の学区の学校との面談の設定を行う。

多言語サロンは外国人子女教育コーディネーター（町内に 1 名）と日本語指導助手 3 名が担当している。外国人子女教育コーディネーターは元教員を採用しており、外国人の子供の受入れの経験もあるため、その経験を生かして活動している。日本語指導助手は町内小中学校に勤務していて、ポルトガル語やスペイン語の通訳ができる方を雇用している。

南房総市教育委員会



総人口	外国人住民数 ※（ ）は外国人住民割合	国籍・地域別 上位3か国	学齢相当の外国人の 子供の数
35,930 人	407 人 (1.1%)	①ベトナム ②中国 ③フィリピン	9 人

出典：文部科学省「外国人の子供の就学状況等調査」（令和4年5月1日時点）、国籍・地域別上位3か国は法務省「在留外国人統計」（令和4年6月末時点）

外国人住民の居住の状況
南房総市に居住する外国人は、海沿いのホテルに勤務するなど観光業に就く人、都内勤務の人、農業の研修生として来る人などがおり、国籍や目的が異なる（アジア圏が多い）。近年、外国人居住者の人数は大きくは増加していない。在住する外国人の国籍、居住地などはばらつきがあるため、子供の立場での課題として、子供の孤立が挙げられる。外国人の子供の数が多くないため交流の場を持つことが難しい状況である。

参考：南房総市教育委員会へのインタビュー調査を基に作成

1. プレクラス・適応指導教室（スマイル）の設置

南房総市教育委員会では、子ども教育課内組織の教育相談センターが実施主体となり、プレクラス・適応指導教室（スマイル）を設置している。

集住都市と比較し外国人居住者数が多くなく、また国籍や居住地域にもばらつきがある同市では、外国人の子供も日本人の子供と同様、特別な支援が必要な児童として、既存の支援の枠組みを利用して体制を作っている点が特徴である。南房総市教育相談センターの主な業務は①家庭児童相談、②特別支援教育、③適応指導の 3 点であり、外国人の子供についても教育相談センターの中で支援している。各種申請手続きなど保護者への困り感は、①家庭児童相談担当が支援し、学齢期の外国人の子供に③適応指導教室スマイルでプレクラスを提供している。プレクラスは基本的に 3 カ月ほどで、元英語教員であったスマイルの教育相談員、言葉の教室の先生（発達面での支援）、特別支援教育の先生が担当している。相談センターは指導主事 3 名、主査（センター長）1 名、保健師長 1 名、特別支援教育相談員 2 名、家庭児童相談員 2 名、教育相談員 5 名、公認心理士 1 名の計 15 名から成り、それぞれが教員免許や保健師等の資格を有している。各部署とその下部機関の連携強化を図る目的で、教育委員会も全て 1 フロアに全て入っており、相談センターについても何かあればすぐに情報共有されるようになっている点も特徴である。

運営に際する課題は、毎日朝～夕実施しているが、市内に 1 拠点（丸山分庁舎）しかないため、親の送迎がないなどの理由から毎日来ないケースが多い点、実施言語が基本的に日本語であるため、英語以外の言語での対応が難しい点などが挙げられる。

2. 受入校への支援

外国人の子供を受け入れる学校には同市教育委員会子ども教育課の職員が出向き、子供の状況の説明や学校の受入れ体制の確認を行っている他、必要に応じて支援員を配置している。指導主事や②特別支援教育相談員が学校の巡回訪問を行い、子供の適応状況を随時モニタリングし、支援が必要な子供がいれば情報を得るようにしている。

岐阜県教育委員会



総人口	外国人住民数 ※（ ）は外国人住民割合	国籍・地域別 上位3か国	学齢相当の外国人 の子供の数
1,945,350 人	61,022 人 (3.1%)	①フィリピン ②ブラジル ③ベトナム	3,698 人

出典：文部科学省「外国人の子供の就学状況等調査」（令和4年5月1日時点）、国籍・地域別上位3か国は法務省「在留外国人統計」（令和4年6月時点）

外国人住民の居住の状況
平成元年の入管法改正（平成2年施行）により、日系人とその家族（日系3世までとその配偶者）に就労制限のない在留資格が付与され、また、外国人研修制度も開始されたことから、全国的に在住外国人の増加が進んだ。岐阜県でも平成20年までは右肩上がりで増加し、リーマンショックなどの影響により一時減少に転じたが、平成27年からまた増加し、令和元年には過去最高の60,206人となった。岐阜県には集住地域と呼ばれる外国籍の住民が集中して居住する市がいくつかあり、在住外国人が多い順に、岐阜市、可児市、大垣市、美濃加茂市、各務原市となっている（法務省「在留外国人統計」（令和4年6月））。岐阜県では主要産業の製造業が、技能実習生の実習先や定住者の就労先となっており、産業別に見た外国人労働者の割合は「製造業」が49.7%と約半数を占める。在留資格別では「身分に基づく在留資格」が44.6%、「技能実習」が32.2%となっている（岐阜労働局『外国人雇用状況』の届け出状況について」（令和4年10月））。外国人児童数も年々増加しており、公立小中学校の外国人児童生徒数は、令和3年に3,246人と過去最高となった。

参考：第4期岐阜県外国人材活躍・多文化共生推進基本方針（令和4年度～令和8年度）（令和4年3月）ほかを基に作成

1. 日本語指導を行うための「カリキュラム」「教材」「指導用教材」を提供（HP 掲載）

岐阜県では外国人児童生徒教育に係るカリキュラム、教材（ワークシート）、教師のための日本語指導用教材を作成し、HP で公開している。「外国人児童生徒教育カリキュラム開発推進会議」において、日本語指導が必要な外国人児童生徒等に日本語指導を行うための「カリキュラム」、「教材」、及び先生方に日本語指導の方法を学んでもらうための「指導者用教材」を作成している。

「外国人児童生徒教育カリキュラム開発推進会議」は、年4回日本語指導を行うためのカリキュラム、教材、指導用教材の作成方法、内容、配布方法等について協議する目的で開催しており、運営は文部科学省「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細やかな支援事業」の予算を活用している。同会議には、県教育委員会、外国人児童生徒集住市教育委員会、教育事務所（6カ所）に加え、愛知教育大学の准教授が外部有識者として参加している。

岐阜県教育委員会の HP : <https://www.pref.gifu.lg.jp/site/edu/11443.html>

<掲載資料の例>

- 「にほんごワークブック」
日本で学校生活をスタートさせる児童生徒が、健康・安全で楽しく学校生活を送るために必要となる最小限の日本語等について効果的に指導するためのワークブックである。
- 「こくごワークシート」（学年別／小1～中1）
日本語の「読み・書き」の能力を高め、日本語の定着を図るための教材である。小学校等の国語の教科書を活用して学習できるワークシートとなっている。
- 「外国人生徒教育カリキュラム及び授業用ワークシート」（学年・教科別）
各校における日本語指導や教科指導がより実効性のあるものにするための日本語指導、数学科、社会科における、カリキュラム及び授業用ワークシートである。
- 日本語の習得状況に応じた指導者用教材
日本語指導が必要な外国人児童生徒等の実態に応じて、岐阜県が作成したカリキュラムや教材等を活用しながら日本語指導を実施するための指導用教材（DVD）である（DVD は県内の小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校に送付されている）。

県教育委員会がカリキュラムや教材を作成・共有する主な目的は、新たに外国人児童生徒を受け入れる自治体が、一から教材や個別の指導計画の作成を行わなくても済むよう、参考資料として活用できるようにするためである。県内の外国人児童生徒は年々増加しており、近年は特定の地域に集中するのではなく、地域を問わず散在する傾向にある。そのため、これまで日本語指導が必要な外国人児童生徒に対する教育の経験がない学校におい

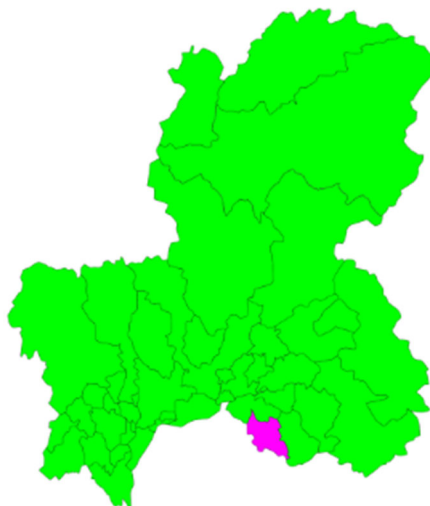
ても、突然対応を迫られるといったことも十分にあり得る状況となっている。このような状況を鑑み、県がカリキュラム・教材を作成・HP 上で公開することで、学校は必要に応じて資料を参照・活用することができる。作成された教材は、県教育委員会のホームページ（現在改訂中）に掲載しているほか、新任教頭研修や教員研修でも紹介している。

2. 外国人児童生徒の連絡協議会や教員研修を通じた情報共有

県教育委員会では、年 2 回外国人児童生徒連絡協議会を実施している。1 回目は県全体で実施をしており、各市町村の担当者が集い、各自治体の現状や効果的だった取組について情報交流を行っている。また、県教育委員会からは、外部講師を招いた研修の実施や、外国人児童生徒の受入れに関する県の方針や教材等リソースの説明を行っている。2 回目は県下に 6 カ所ある教育事務所ごとに分かれて実施しており、学校での授業研究を行うなど、各地域の実情に合わせた内容となっている。

また、県教育委員会では年 1 回の新任教頭研修と年 3 回の教員研修の際に、外国人児童生徒の受入れについての研修を行っている。研修では、外国人児童生徒の受入れにおいて必要な情報（家庭に何を聞く必要があるのか、どのような配慮が必要か等）、特別な教育課程（取り出し授業の方法等）を組むことの意味等を説明している。研修を行うことで、外国人児童生徒の受入れに対し、学校が前向きになっている様子がうかがえるという。

多治見市教育委員会



総人口	外国人住民数 ※（ ）は外国人住民割合	国籍・地域別 上位 3 か国	学齢相当の外国人 の子供の数
107,461 人	2,080 人 (1.9%)	①ベトナム ②中国 ③韓国	95 人

出典：文部科学省「外国人の子供の就学状況等調査」（令和 4 年 5 月 1 日時点）、国籍・地域別上位 3 か国は法務省「在留外国人統計」（令和 4 年 6 月時点）

外国人住民の居住の状況
多治見市では、支援が必要となる外国籍等児童生徒数が年々増加している。本市は、外国籍等児童生徒の散住・散在地域であり、外国籍等児童生徒が市内のあちこちに点在していること、突然の転入があること、保護者の日本の教育システムに対する理解が低いことなどが特徴として挙げられる。学齢相当の外国籍の子供は各学校に 1～2 名ずつ在籍している。家庭内言語が日本語以外のため、日本語指導が必要な日本人児童生徒が 7 名在籍している。

参考：令和 3 年度多治見市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書、多治見市教育委員会でのインタビューを基に作成

1. 相談員と支援員によるきめ細やかなサポート

多治見市教育委員会では、外国籍等児童生徒相談員¹ 名と支援員 7 名を配置しており、

¹ 相談員：教員免許、日本語指導者資格、英語・スペイン語による母語支援能力を有する。支援員：教員免許、日本語指導者資格、母語支援能力のうち少なくとも 1 つを有する。

外国人の子供の住民登録後から就学、就学後の支援まで行う。主な業務は以下の通り。

- 就学時健診の巡回
- 相談員と支援員3人一組となり、外国人の子供が在籍する多治見市内21校の小中学校を巡回。子供の状況に合わせて日本語指導や教科の学習支援を実施
- 新入学の案内等、就学に必要な書類を翻訳・配布
- 学校からの申請により懇談時の通訳派遣、通信や通知表などを翻訳（翻訳依頼はシステム上で一元管理）
- 不就学の子供への対応（面談・指導）

（多治見市教育委員会「令和4年度多治見市外国籍等児童生徒支援の概要」（令和4年11月）より）

2. 多言語での資料提供

多治見市では就学に係る各種資料を多言語（英語、スペイン語、ポルトガル語、中国語）に翻訳し、配布している。作成している資料は以下の通り。

- 新入学の案内（添付資料は英語、日本語）
- 就学への案内（不就学の子供用）（添付資料は英語、日本語）
- 外国籍等生徒向け進路説明会（添付資料は英語、スペイン語、日本語） 等

3. 日本語初期指導教室

多治見市の小中学校への就学を希望し、日本での学校生活に慣れておらず、日本語での授業に必要な日本語を十分に習得していない外国ルーツの児童生徒を対象に、日本語初期指導並びに学習支援を行っている。内容は学校の決まりや習慣、日本文化を学ばせる適応指導から、日本語での意思伝達やあいさつなど生活に必要なサバイバル日本語、国語や算数／数学、社会といった学習支援まで行う。

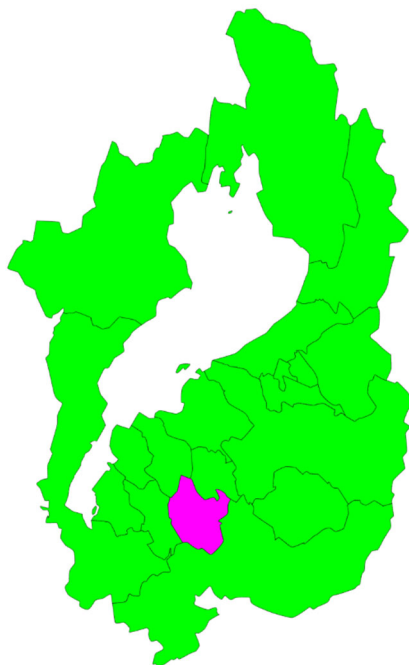
4. 外国籍の子供のための学習支援会

多治見市教育委員会では、春・夏・冬休みに外国籍等児童生徒に対し、日本語指導・学習支援会を実施している。相談員と支援員が指導者となり、夏休みの宿題の支援、日本語学習支援指導、学習支援を行う。不就学の子供も参加し、学習指導を受ける。募集の案内は日本語、英語、中国語、ポルトガル語、タガログ語、スペイン語の6言語で行う。（添付資料は日本語、スペイン語、中国語）

5. 多言語進路説明会

多治見市教育委員会では多言語（英語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語）での進路説明会を実施している。内容は高校進学やキャリアの話であるが、中学生に限らず、小学生も参加する。進路説明会では、学校（公立・私立）や就職の仕組みから、入試システムと外国人の入試、就学に係るお金の話（学費や定期券等）まで詳しく説明する。

湖南省教育委員会



総人口	外国人住民数 ※（ ）は外国人住民割合	国籍・地域別 上位 3 か国	学齢相当の外国人の 子供の数
54,583 人	3,244 人(5.9%)	①ブラジル ②ベトナム ③インドネシア	258 人

出典：文部科学省「外国人の子供の就学状況等調査」（令和 4 年 5 月 1 日時点）、国籍・地域別上位 3 か国は法務省「在留外国人統計」（令和 4 年 6 月末時点）

外国人住民の居住の状況
1990 年の入管法（出入国管理法及び難民認定法）改定以降、2 世の配偶者と実子（3 世）も日本に定住できるようになり、湖南工業団地がある湖南省でも在日ブラジル人の人口が増加し、湖南省は滋賀県内で最もブラジル人が多い市町村の一つである。平成 31 年度に文部科学省「帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業」（帰国・外国人児童生徒等の受入れから卒業後の進路まで一貫した指導・支援体制の構築を図る取組を支援）の認定地域となっている。

参考：平成 31 年度「帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業」に係る報告書の概要及びワールド・ファミリーバイリンガルサイエンス研究所 HP を基に作成

1. 日本語初期指導教室「さくら教室」

日本語レベルが日本の学校で学ぶことが難しい義務教育段階の外国籍の子供を対象に、日本語レベルの向上と日本の学校生活に慣れるために日本語と算数を学ぶ教室を提供する。期間は約 3 カ月間、通常の学校と同じ時間帯に開講する。教室は、室長（元校長）、通訳 2 名（ポルトガル語）の計 3 名で運営されており、運営費は湖南省が確保しているが、一部保護者から徴収している（1 か月の保護者負担費用：給食費 3,800 円、教材費・消耗品費 500 円程度）。

「さくら教室」の案内は転入時点で案内をし、各子供の状況に応じて提供するレベルや教材を変えるなど、独自の教材で教えている。さくら教室から日本の学校へ通い始めるタイミングは、保護者、本人、指導員との面談を通じて個別に判断している。

同教室の提供により、外国人の子供の日本の学校へのスムーズな接続が可能となっている。課題としては保護者の送迎が必須であるため、遠い地域の子は保護者が送迎できず通うことが難しい点が挙げられる。

2. 学校への通訳や日本語支援員の配置

県から必要な学校に日本語指導教員を配置している。外国籍の子供が多い学校については常勤、少ない学校は非常勤となっている。

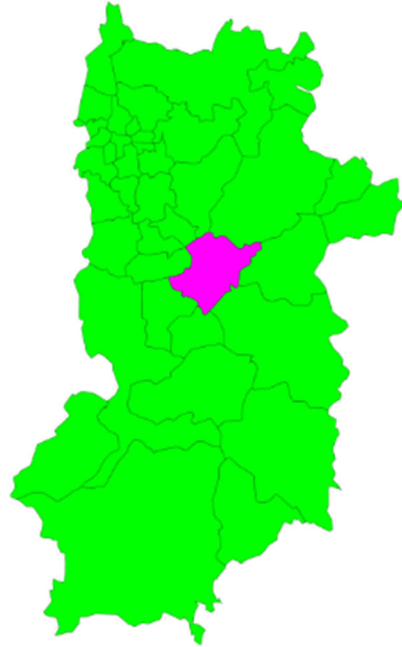
通訳についても、市から会計年度ごとの任用で必要な学校に配置している。ポルトガル語通訳が主であるが、それ以外の言語については市役所の通訳を必要な時に派遣したり、翻訳機等 ICT 機器による通訳を利用したりして対応している。通訳は県や市の国際協会とも連携し確保している。

また、滋賀県からの補助金により、家庭での母語によるコミュニケーションを支援するために母語支援員も配置している。

3. 小中学校日本語教室担当学会議の開催

年 3 回日本語教室担当学会を開催し、現状や課題の共有、交流会の計画等を行っている。同会議には教育委員会の職員も参加し、市の指導方針等の説明を行っている。同会議により、日本語指導についての各校の課題の共有やそれに対する対応方法の相談などを行ったり、各指導者が使用した日本語指導の教材を共有したりしている。

吉野町教育委員会



総人口	外国人住民数 ※（ ）は外国人住民割合	国籍・地域別 上位 3 か国	学齢相当の外国人の 子供の数
6,388 人	79 人 (1.23%)	①ブラジル ②フィリピン ③ベトナム	13 人

出典：文部科学省「外国人の子供の就学状況等調査」（令和 4 年 5 月 1 日時点）、国籍・地域別上位 3 か国は法務省「在留外国人統計」（令和 4 年 6 月末時点）

外国人住民の居住の状況
吉野町は古くから木材加工の製材所があり、平成 9 年～10 年頃より就業のために外国人の移住が始まった。それ以降、最初に移住した外国人が家族や親戚などを吉野町に呼び寄せ、継続的に居住するようになった。国籍はボリビア、ブラジル、フィリピンなどが多いが、最近インドネシアやベトナムからも移住がある。吉野町の小学校・中学校は令和 4 年度より合併し小中一貫教育校が 1 校のみ存在し、外国籍の就学年齢の子供たちは皆そこに在籍する。

参考：吉野町教育委員会へのインタビュー調査を基に作成

1. 外国人の子供の受入れ校に対する支援

吉野町では県から予算で日本語指導員（スペイン語可）を学校に配置（週 2 回 1 日 3 時間）しているが、吉野町独自の予算で配置時間数を増やし、学校でのより充実した支援を目指している。日本語指導員は、子供の日本語指導のほか、教師と保護者との面談や連絡

事項の通訳も務める。日本語指導員の支援により、外国籍の子供は授業の理解が進み、友人とのコミュニケーションが取りやすくなったという成果があった。また、中学校で実施する進路説明会でも日本語指導員が生徒の横について説明するなど、学習から進学までトータルな支援を実施している。

2. 都道府県や国の事業を活用した取組

吉野町教育委員会では、令和4年度より、外国籍の子供の保護者を含めた大人を対象とした日本語教室（生活のための日本語）を週2回程度開催している。この日本語教室は奈良県から支援を受けて実施しており、奈良県は文化庁の「外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」の補助事業者となっている。地域に住む外国籍の大人が日本語を理解することで、日常生活に役立つだけでなく、子供や学校との円滑なコミュニケーションにもつながる。

定住する外国人が一定数いる吉野町では外国籍の住人自らが日本語を理解することが重要と考え、以前から日本語教室の開催に向けた取組を進めている。現在、文化庁の事業採択を受けて、取組をより持続可能なものにするために、また、取組による成果を見える形にするため、県の支援を受けながら、生活者のための日本語教室の開催を目指した具体的な取組の段階にある。

外国人の子供の就学状況等調査結果について

事例集

令和4年3月

文部科学省

本報告書は、文部科学省の教育政策推進事業委託費による委託業務として、株式会社マインドシェアが実施した令和3年度「外国人の子供の就学状況等及び受入状況等の把握に関する調査事業」の成果物です。

■ 外国人の子供の就学状況の把握・就学促進に関する取組事例

世田谷区教育委員会.....	4
相模原市教育委員会.....	9
可児市教育委員会.....	18
浜松市教育委員会.....	23
佐賀市教育委員会.....	28
幸田町教育委員会.....	31
津市教育委員会.....	36
神戸市教育委員会.....	42
掛川市教育委員会.....	45

外国人の子供の就学状況の把握・就学促進に関する取組事例

世田谷区教育委員会

取組内容

相談室による支援について

- ①転入・転居届の受付時の対応
- ②帰国・外国人教育相談室の対応

①転入・転居届の受付時の対応

■概要

転入・転居届の受付時に、就学先を確認し、区立校を希望している場合は申請方法をご案内する対応

■実施のきっかけ

「外国人の子供の就学の促進及び就学状況の把握等について」（平成31年3月15日付文部科学省通知）や「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」（令和2年7月1日付文部科学省）等を受け、検討・実施。

■取組詳細

転入・転居者に学齢児がいる場合、住民登録の窓口で、就学状況を確認するシート（英語・中国語・ハングルの翻訳つき）の記入を依頼。

区立学校への就学希望者には、帰国・外国人教育相談室の案内冊子（英語・中国語・ハングルの翻訳つき）（利用対象者、実施内容等について記載）を配布。

【主担当】

各総合支所のくみん窓口及び出張所の住民登録の窓口担当者

【広報】

就学の案内は世田谷区ホームページにて、多言語で案内している。

■成果・今後の方針

【成果】

外国人児童・生徒の就学状況の把握が進んだこと。

転入・転居者以外の就学状況不明者について、引き続き調査や訪問を実施して就学状況の把握を進める。

【課題】

予算確保、窓口所管課への周知等

②帰国・外国人教育相談室の対応

■概要

帰国・外国人教育相談室において、区立校を希望しているが日本語があまり話せない児童・生徒へ授業を受けることや進路を考えるにあたっての相談・支援等の対応

■実施のきっかけ

世田谷区は、昭和58年から文部省の帰国子女教育受入推進地域の指定を受け、平成13年からしばらく「国際化推進地域」にも指定されていた。

その後、平成15年にかつて受入推進地域だったころのセンター校の一つ、梅丘中学校の一角に区教育委員会の組織として「帰国・外国人教育相談室」を開設。

区内全域からの帰国児童・生徒や外国人児童・生徒の受け入れを主導。

また、区内には4校の指導支援校があり、各校の担当の教員は相談室の補習教室等に講師として加わり、指導を支援。

■取組詳細

①の取り組みや、帰国・外国人教育相談室の案内冊子（英語・中国語・ハングル翻訳つき）を住民登録窓口および「せたがや国際交流センター」等の窓口で配布することにより、広く帰国・外国人教育相談室について周知し、本事業への認知を向上させている。また、世田谷区ホームページにて13言語による就学案内を掲載。

【主担当】

帰国・外国人教育相談室においては教育相談員
補習教室では指導支援校の教員も指導に加わる

【広報】

案内冊子配布の他、区のホームページ及び帰国外国人教育相談室がある
梅丘中学校のホームページにも案内を記載

■成果・今後の方針

【成果】

外国人の就学や在籍校での学習のフォロー、進路相談等について細やかな対応ができるようになったこと。引き続き、指導が必要な児童・生徒への支援を行う方針。

【課題】

帰国・外国人教育相談室につながっていない、潜在的な指導が必要な児童・生徒及びその保護者に当該事業について知ってもらい、支援につなげる必要がある。

■参考(就学状況確認シート 転入者用/英語版・転居者用/英語版)

(第1号の3様式) Local Application Form for Change of Designated School **転居者用/英語**

School Survey for Foreign Nationals

学校関係書類 (転居者用/英語版) 外国籍の方用

Notification date 年 月 日

an applicant/representative 氏名	Name of guardian 氏名	☐ Please check this box if this is the same person as the applicant/representative. この欄に記入する場合は、申請者/代表者の氏名と一致するかどうかを確認してください。	
the address 住所	Telephone No. 電話番号		
Name of child/student 氏名	gender 性別		
Date of birth 生年月日	relationship to the guardian 保護者との関係		

Please answer the following questions. 以下の質問に答えください。

Q1. Please select which of I to IV is most applicable with regard to your child's current schooling (the school they attend, etc.), and check the box. If you don't mind telling us, please fill in the name of the school and other relevant information.
お子様の現在の就学状況(通学する学校等)について、IからIVのいずれか最も該当するものを選択し、該当する場合は、学校名など必要に応じて記入してください。

※ If your child is to enter elementary or junior high school in the next school year, please write the name of the school your child is expected to attend (if your child is in their sixth year of elementary school, and their junior high school has been decided, please write this together with the name of their elementary school. If they are to enter a Setagaya City municipal junior high school, you will need to carry out procedures at the reception of the School Affairs Division.)
※ 来年度、小・中学生になるお子様の場合、進学する中学校の名称を記入してください(小6の学年で、進学する中学校が決まっている場合は、小・中学校の両方の名称を記入してください)。転入する中学校は、転居後の住所で決定します。

☒ I international school in Japan School name ()
☐ II national, metropolitan or private school School name ()
☐ III Setagaya City municipal elementary or junior high school ⇒ Please go to [Q2].
☐ IV Other ⇒ Please write the situation if you don't mind telling us ()

Q2. [Setagaya City municipal schools] In principle, a child's school is designated based on their address in Setagaya City. Please select the most appropriate statement from I to III and check the box. If you choose III, please write the name of the school and confirm the safety of the commute to this school, then check the box.
Q2. [Setagaya City municipal schools] 原則として、児童の学校は、その住所に基づいて指定されます。IからIIIのいずれか最も適切な文を選択し、該当する場合は、学校名を記入し、通学の安全を確認してください。

☐ I My child is to attend a municipal school in Setagaya City for the first time. 我が子が初めてSetagaya Cityの市立学校に通学する。	⇒ You must conduct the attendance procedures at the reception of the School Affairs Division, Secretariat of the Board of Education, at the Setagaya City Hall. Setagaya City Hallの教育委員会事務局で出席手続きを行います。
☐ II My child has attended a municipal school in Setagaya City, but will be transferring to a municipal school in the school ward of our new address. 転居後の住所で新しい市立学校に通学する。	⇒ We will issue a new school designation notice from this reception. Please submit the notice to the new school. 「新しい学校の指定通知書」をこの窓口で発行します。通知書は新しい学校へ提出してください。
☐ III My child is attending a municipal school in Setagaya City, and I want him/her to continue attending the same school (change of designated school). 我が子が現在Setagaya Cityの市立学校に通学しており、引き続き同じ学校に通学したい(指定変更)。 School name 学校名 ※ Please make sure you check the safety of the commute carefully with the school. 通学する上での安全に十分注意してください。 After confirming the statement below, please check the box. 以下の文を確認した後、この欄にチェックしてください。 ☐ Guardians are responsible should any accidents, etc. occur on the way to school. 通学途中に事故などが発生した場合、保護者が責任を負います。	⇒ Please check the box indicating how long you want your child to attend this school. We will issue a permission notice to change your child's designated school for this specific period of time from this reception. Please submit the notice to the school. お子様がこの学校に通学することを希望する期間を選択してください。この期間の指定変更許可通知書は、この窓口で発行します。通知書は学校へ提出してください。 ☐ ① Until the middle of the semester (M) (学期途中まで) ☐ ② Until the end of the semester 学期まで ☐ ③ Until graduation (for students in their sixth year of elementary school/third year of junior high school) 卒業まで (小6・中3の学年) ☐ ④ Until graduation (for students in their first to fifth years of elementary school / first or second year of junior high school) 卒業まで (小1~小5・中1~中2の学年) ※ Please make sure you obtain written permission for your child to continue attending this school by the end of the current semester, and carry out the procedures at the School Affairs Division for future semesters. 卒業までの学期まで、この学校の継続通学を許可する書類を提出してください。

相模原市教育委員会

取組内容

アンケート・訪問調査の実施

■概要

市立小中学校に就学していない外国籍の学齢児童生徒を対象に、就学状況を尋ねるアンケート調査票を送付した。

その後、アンケート調査に回答のなかった児童生徒について、出入国在留管理局へ出入国記録の照会及び家庭訪問を実施した。

調査の結果、相模原市に居住しているものの不就学の状態にあった者は1名であり、この児童については市立小学校への就学へつなげることができた。

■実施のきっかけ

令和2年7月1日に文部科学省が策定した「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」に基づき、外国籍の学齢児童生徒の就学状況を把握する方法を検討し、令和3年度に調査を開始した。

■取組詳細

①アンケート調査

アンケート調査票や就学案内は、外国語版（英語、中国語、韓国語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、カンボジア語、スペイン語、ポルトガル語）を作成し、ルビ付きの日本語版とあわせて母語と思われる言語のものを送付している。

令和3年度は小学校1年～中学校3年相当にあたる児童生徒55名にアンケート調査票を送付した。アンケート調査票には、対象者の負担・手間を軽減するため、切手を貼付した返信用封筒を同封した。

送付にあたっては、本市国際課及び区政推進課（外国人相談窓口所管課）へ対象者から問い合わせがあった場合の協力を依頼した。

②訪問調査

アンケート調査に回答のなかった 18 名の児童生徒については、必要に応じて出入国在留管理局へ出入国記録の照会を行い、家庭訪問を実施した。

アンケート調査に対する回答がなく、学務課職員が家庭訪問を複数回行っても応答のない家庭については、本市子育て支援センターに協力を依頼し、児童生徒の安否確認という観点から家庭訪問を行ってもらった。

<アンケート送付結果>詳細は参考資料参照

回答あり：37 名／55 名中

回答なし：18 名／55 名中

入管照会により海外出国済み：7 名

訪問調査による確認：10 名

その他：1 名

③その他

区民課等、住民異動届出を受け付ける本市の課・機関に対し、外国籍の学齢児童生徒の住民異動があった場合は、必ずその場で学務課に連絡するよう依頼し、就学に関する案内を漏れなく行うことができるようにした。

【主担当】

学務課職員

【予算】

令和 2 年度にアンケート調査票及び就学案内について外国語版を作成するため翻訳を依頼し、翻訳者に謝礼を支払った。

【財源】

相模原市独自予算 支出総額：36,000 円

■成果・今後の方針

出入国記録の照会により国内に居住していることが確認できていながら、複数回家庭訪問を行っても応答のない家庭への対応が難しかった。

今回は相模原市他機関に協力を依頼することで解決を試み、就学先が不明であった全ての学齢児童生徒について、就学先を把握することができた。

今後も同様のケースは発生すると考えられる。

本市に居住の実態があるものの不就学となる学齢児童生徒が生じないようにするため、次のとおり対応する。

①市外（海外を含む）からの転入者については、住民登録窓口から学務課へ連絡してもらうことにより、その場で就学案内及び就学先の聞き取りを行う。

②新1年生のうち、入学の時期が近づいても市立小中学校への就学手続きがされない児童生徒については、就学状況を尋ねるアンケート調査を実施し、回答がない場合は出入国記録の照会や家庭訪問の実施により就学先の把握に努める。

■参考資料（令和３年度 外国人の子どもの就学状況調査 集計結果）

令和3年度 外国人の子どもの就学状況調査 集計結果

1 対象

住民登録のある外国人の子どものうち就学状況が不明だった者

相当学年	人数
小学校 1 年	8
小学校 2 年	7
小学校 3 年	5
小学校 4 年	7
小学校 5 年	2
小学校 6 年	6
中学校 1 年	8
中学校 2 年	5
中学校 3 年	7
合計	55

2 調査結果

	就学先等	人数			
		回答を得た調査内容			
		アンケート	入管照会	訪問	合計
1	海外出国済		7		7
2	海外の学校	8		2	10
3	国内の私立学校	6			6
4	国内のインターナショナルスクール	23		7	30
5	調査時点で市立中学校への就学手続き中				1
6	調査により市立小学校への就学手続き完了			1	1
合 計		37	7	10	55

■参考資料（就学状況調査票 在学年用）

外国人の子どもの就学状況調査票【在学年用】

相模原市教育委員会 学務課

この調査は、相模原市にお住まいの外国人のお子様の就学状況を調査するために行うものです。調査にご回答いただいた個人情報、お子様の就学状況を把握する目的以外に使用することはありません。

お子様の名前 _____ 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
住所 相模原市 _____
電話番号 _____

【質問】お子様はどんな学校に行っていますか。
あてはまる番号に○をつけ、学校名を書いてください。

- 1 海外の学校 学校名 _____
- 2 日本の私立学校 学校名 _____
- 3 日本にある外国人学校、インターナショナルスクール
学校名 _____
- 4 日本にある語学学校 学校名 _____
- 5 学校には行かない（※次の中から、あてはまる理由に○をつけてください。）

- 《理由》
- 1 もうすぐ海外や相模原市外に引っ越すから
 - 2 日本語がわからないから
 - 3 学校へ行くお金がないから
 - 4 学校へ行かなくて良いと考えているから
 - 5 その他

※理由を書いてください。

ご協力ありがとうございました。●月●日までに、一緒に入っている封筒に入れて切手を貼り、ポストに投函してください。

★今、学校に行っていないお子様の保護者の方へ★

相模原市の学校では、日本語がわからない子どもに日本語の指導をしています。

また、経済的理由でお困りの方に対して学用品費などの費用の一部を援助しています。

相模原市の学校への就学について相談したい方は、下記連絡先へ電話してください。

連絡先 相模原市教育委員会 学務課 電話：042-769-8282
〒252-5277 相模原市中央区中央 2-11-15

■参考資料（就学状況調査票 小学校・義務教育学校新1年生用）

がいにくじん こ しやうがくじやうきやうちやうきひやう しやうがっこう せむ せむきやういくがっこうしん ねんせいよう
外国人の子どもの就学状況調査票【小学校・義務教育学校新1年生用】

さがみ はらしきやういくいんかい がくむか
相模原市教育委員会 学務課

この調査は、相模原市にお住まいの外国人のお子様の就学状況を調査するために行うものです。
調査にご回答いただいた個人情報、お子様の就学状況を把握する目的以外に使用することはありません。

お子様の名前 _____ 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

住所 _____ 相模原市 _____

電話番号 _____

【質問】あなたのお子様は、20●●年4月に小学校または義務教育学校に入学する年齢です。
4月以降、お子様はどんな学校に入学しますか。
あてはまる番号に○をつけ、学校名を書いてください。

1 相模原市立の学校 → てつづ ひつよう はず がくむか
手続きが必要です。お早めに学務課（電話042-769-8282）へ連絡してください。

2 海外の学校 学校名 _____

3 日本の私立学校 学校名 _____

4 日本にある外国人学校、インターナショナルスクール
学校名 _____

5 日本にある語学学校 学校名 _____

6 学校には行かない（※次の中から、あてはまる理由に○をつけてください。）
《理由》 1 もうすぐ海外や相模原市外に引っ越すから
2 日本語がわからないから
3 学校へ行くお金がないから
4 学校へ行かなくて良いと考えているから
5 その他（※理由を書いてください。）

ご協力ありがとうございました。●月●日までに、一緒に入っている封筒に入れて切手を貼し、ポストに投函してください。

★学校に行く予定がないお子様の保護者の方へ★
相模原市の学校では、日本語がわからない子どもに日本語の指導をしています。
また、経済的理由でお困りの方に対して学用品費などの費用の一部を援助しています。
相模原市の学校への就学について相談したい方は、下記連絡先へ電話してください。

連絡先 相模原市教育委員会 学務課 電話：042-769-8282
〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15

■参考資料（就学状況調査票 在学年用 英語版）

Survey of School Status of Child with Foreign Nationality (for current students)

Sagamihara City Board of Education, Division of School Administration

This survey is to research about the school status of a child with foreign nationality. Information given will not be used for any other purposes.

Child's Name: _____ Date of Birth: Year _____ Month _____ Day _____

Address: Sagamihara City _____

Phone: _____

Please circle the type of school your child is attending and write the name of the school.

- 1 School abroad: Name of school _____
- 2 Private school in Japan: Name of school _____
- 3 International school in Japan: Name of school _____
- 4 Language school in Japan: Name of school _____
- 5 Not attending school (please circle the reason from below)
 1. Because we are moving outside of Japan or Sagamihara City
 2. Because we do not understand Japanese
 3. Because we do not have the money to pay for school
 4. Because we feel that s/he does not need to attend a school
 5. Other (please describe) _____

Thank you for your cooperation. Please place a stamp on the enclosed envelope and mail it by _____.

★For parent/guardian whose child is not attending school★

Sagamihara City provides Japanese language instruction for children who do not understand Japanese. It also provides financial aid in school materials, etc. for those in financial need. Please contact the number below if you have any questions regarding school admission in Sagamihara City.

Sagamihara City Board of Education, Division of School Administration

Phone: 042-769-8282

Address: 2-11-15 Chuo, Chuo-ku, Sagamihara-shi, 252-5277

■参考資料（就学状況調査票 小学校・義務教育学校新1年生用 英語版）

Survey of School Status of Child with Foreign Nationality (for prospective elementary school students)
Sagamihara City Board of Education, Division of School Administration

This survey is to research about the school status of a child with foreign nationality. Information given will not be used for any other purposes.

Child's Name: _____ Date of Birth: Year _____ Month _____ Day _____

Address: Sagamihara City _____

Phone: _____

Your child is scheduled to start in elementary school from April 20_____. Please circle the type of school your child will be attending and write the name of the school.

- 1 School in Sagamihara City ➡ Please call the Division of School Administration (042-769-8282) at your earliest convenience for immediate processing.
- 2 School abroad: Name of school _____
- 3 Private school in Japan: Name of school _____
- 4 International school in Japan: Name of school _____
- 5 Language school in Japan: Name of school _____
- 6 Not attending school (please circle the reason from below)
 1. Because we are moving outside of Japan or Sagamihara City
 2. Because we do not understand Japanese
 3. Because we do not have the money to pay for school
 4. Because we feel that s/he does not need to attend a school
 5. Other (please describe) _____

Thank you for your cooperation. Please place a stamp on the enclosed envelope and mail it by _____.

★For parent/guardian whose child is not attending school★

Sagamihara City provides Japanese language instruction for children who do not understand Japanese. It also provides financial aid in school materials, etc. for those in financial need. Please contact the number below if you have any questions regarding school admission in Sagamihara City.

Sagamihara City Board of Education, Division of School Administration

Phone: 042-769-8282

Address: 2-11-15 Chuo, Chuo-ku, Sagamihara-shi, 252-5277

可児市教育委員会

取組内容

不就学0（ゼロ）に向けた取組

■概要

不就学0（ゼロ）に向けた取組について、

- ①：住民登録担当課（市民課）・多文化共生担当課（人づくり課）との連携
- ②：就学に向けた積極的なアプローチ
- ③：ステップを踏まえた編入学
- ④：通訳サポーターの配置
- ⑤：フレビア（NPO法人可児市国際交流協会）との連携

の5点の取組を中心に実施。

■実施のきっかけ

「不就学ゼロ」を目指して平成17（2005）年に開設した「ばら教室KANI」に、当初から外国籍児童生徒コーディネーターを配置して取組を行っている。

■取組詳細

・児童福祉担当課（こども課）や可児市国際交流協会（NPO法人）などの関係機関から不就学の子どもについての情報が教育委員会に入ると、学校教育課の学籍担当者が「外国籍児童生徒コーディネーター」に連絡。

・外国籍児童生徒コーディネーターと母語が分かる初期適応指導教室「ばら教室KAN I（以下ばら教室）」の学習指導員が家庭訪問し、保護者と子どもに対してばら教室での指導や指定学校での支援体制（いわゆる「特別の教育課程」による日本語指導や学習指導等）、学ぶことの大切さなどを説明して就学を勧める（在留資格を確認し、帰国又は母国の学校や外国人学校への入学等の意思を確認する場合もある）。金銭面での不安に起因している場合は、就学援助制度についても説明する。

・家庭訪問後にも手続きをしない場合は、繰り返し家庭訪問をして就学を強く勧める。

・次年度就学年齢になる子どもに対しては、すべての家庭に就学案内の文書を郵送し、就学願の提出を求める。

・手続きをしない場合は、各小学校の就学時健診に間に合うように上記の外国籍児童生徒コーディネーターによる家庭訪問を行って就学案内をする。

・乳幼児の情報をもっている児童福祉担当課（こども課）からの兄弟姉妹に関する情報や外国籍市民のコミュニティと密接な関係にある可児市国際交流協会（NPO法人）等からの情報によって不就学の状況を把握し、可児市として掲げる「不就学ゼロ」の具現に努めている。

なお、個別の対応であるため周知等はしていない。

【予算・財源】

・外国籍児童生徒コーディネーター 1 名（市の会計年度任用職員）
・文部科学省「帰国・外国人児童生徒教育の推進支援事業」（補助事業）－Ⅱ
外国人の子供の就学促進事業の補助金を給与の 3 分の 1 に充てている。

【主な担当者】

外国籍児童生徒コーディネーター 1 名（ばら教室KAN I 学習指導員兼務）

■成果・今後の方針

【成果】

①：住民登録担当課（市民課）・多文化共生担当課（人づくり課）との連携

②：就学に向けた積極的なアプローチ

→積極的な就学促進を行い、確認がとれないままにしないことにより就学漏れを防いでいる。

③：ステップを踏まえた編入学

④：通訳サポーターの配置

→細かな指導・支援が、日本語の定着とともに学力の向上につながっている。

⑤：フレビア（NPO法人可児市国際交流協会）との連携

→民間との連携により、外国籍児童生徒の居場所を保障し、さらに学校からのドロップアウトを防いでいる。

以上のように、それぞれの取組の結果、不就学を未然に防いだり、年度途中に入国した就学年齢の子どもの学習機会を確保したりすることができている。

【課題】

可児市に住民票を残して「みなし再入国許可による出国」をした子どもが再入国した場合、住民登録担当課（市民課）での手続きを行わないケースがあるため、出国前に在籍していた学校に保護者が帰国の連絡をしないと一時的に不就学の状態になっていることがある。

【今後の方針】

今後も「不就学ゼロ」を目指して関係機関との連携を密にする。

■参考：ばら教室KANI

可 児 市 ば ら 教 室 K A N I

可児市では、外国につながる子どもたちの学びを応援しています。



第1ばら教室KANI



第2ばら教室KANI
(広陵中学校内)

・日本語や学校生活に不安がある場合、学校に在籍したまま通塾することができます。通塾期間中、出席あつかりになります。
・在籍校の先生と相談して、修了時期を決定し学校にもどります。



■連絡先(れんらくさき)、学習内容(がくしゅうないよう)など

	第1ばら教室KANI	第2ばら教室KANI(広陵中学校内)
TEL&FAX	0574-27-4242 090-3252-0871	0574-50-8611
住 所	可児市土田2795-3	可児市東維子593
対応時間	月曜日～金曜日 8:30～17:00	月曜日～金曜日 8:30～17:00
学習内容	初期の日本語や日本の生活習慣を学びます。	レベルアップした日本語や日常生活を学びます。

■時間割(じかんわり)

第1ばら教室KANIの じかんわり		第2ばら教室KANIの じかんわり	
9:00までにようこう		8:30までにようこう	
あまのかい	9:10～9:35	あまのかい/あまのかつどう	8:55～9:35
1時間目(にほんご)	9:35～10:20	1時間目(にほんご)	9:45～10:35
2時間目(さんすう)	10:30～11:15	2時間目(さんすう)	10:45～11:35
3時間目(にほんご)	11:25～12:10	3時間目(にほんご)	11:45～12:30
きゅうしよく	12:25～13:10	きゅうしよく	12:30～13:10
ひるやすみ	13:10～13:30	ひるやすみ	13:10～13:30
そうじ	13:45～14:00	そうじ	13:35～13:45
4時間目(もうごう)	14:10～14:50	4時間目(もうごう)	13:55～14:45
かえりのかい	14:50～15:00	かえりのかい	14:50～15:10

ばらきょうしつでの せいかつを のぞいてみよう！



▲あまのかい「あいいうえお」



▲にほんごの べんきよう



▲ひらがな おぼえたよ



▲さんすう なんセンデかな



▲きゅうしよく おいしいよ



▲ひるやすみ なかまと



▲くつのはかた



▲はしの れんしゅう



▲かまの ぎしかた



▲ずこり はっぱを つかって



▲しよしゃ もうひつ たのしいよ



▲たいいく けんどう「めーん」



▲おいかけのかた よみかき



▲がっこう たいけん どきどき



▲しゅうりょうしき おめでどう

浜松市教育委員会

取組内容

プレスクールの実施について
翻訳機の導入について

①プレスクールの実施について

■概要

日本語が分からない、幼稚園や保育園の就園をしておらず、初めて日本の小学校に入る子供とその保護者に対し、プレスクールを実施。

学校生活を知る体験活動や、保護者の心構えについての講義を行うことで、子供、保護者の日本の学校への入学に対する不安を解消し学校生活への適応を図るための取り組み。

■実施のきっかけ

未就園の子供や日本語が分からない外国人の子供たちが、入学後なかなか学校生活に適応できない現状があったため、子供たちや保護者が安心して入学を迎えることができるようにするため実施することとした。

■取組詳細

【実施概要】

1月から3月の毎週土曜日の午前中に開催。

8回の初期適応指導プログラムを実施。

参加者は25人（令和3年度）。

言語別に3クラスに分かれ、少人数指導を行う。

また、子供たちの指導の時間に別室で、保護者対象の講義を実施している。

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、初年度は8回のところ4回の実施。

令和2年度は8回すべてのプログラムを実施。

【周知方法】

例年8月から9月初旬にかけて、新入学に該当する全戸へ教育総務課就学グループから「外国人児童の新入学申し立て案内」を送付。

申し立ての際、就学ガイダンスを行う中で、プレスクール対象となる子供や保護者には、プレスクールの目的や内容を説明し、参加申込書を記入いただく。

開催1か月前：参加者へ保護者宛の開講式の参加案内を送付。

開催1週間前：電話にて直接参加確認。

を行うことで、出席予定の状況を確実に把握している。

【予算・財源】

浜松市予算

（帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業による補助）

【主な担当者】

特定非営利活動法人 日本語・日本文化研究会へ業務委託

■成果

活動を通して、集団での適応の様子がわかり、入学先の小学校に子供の状況や配慮事項についての情報を提供することができる。また、プレスクール開始前に簡易的な語彙チェックを実施し、入学後に再び語彙チェックを行ったところ、個人差はあるが語彙力の向上が見られた。

②翻訳機の導入について

■概要

双方向 AI 通訳機（ポケトーク）を希望する学校に貸与した取組。

■実施のきっかけ

学校への編入・転入児童生徒の多国籍化が進んでいる。
派遣できるバイリンガルに限りがあるため、支援者がいない場合にも学校が対応できるようポケトークを購入し、必要とする学校に配備することとした。

■取組詳細

令和 3 年 8 月から希望する全ての学校に配備。

【予算・財源】

浜松市予算（ただし、付属消耗品費：帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業による補助）

■成果

日本語の分からない児童生徒との日常のコミュニケーションツールとなっている。また、バイリンガル支援者がいない時間帯にも待たせることなく、保護者対応を行うことができた。

（プレスクールの実施・翻訳機の導入について：共通）

■今後の方針

新規事業として、令和 4 年 4 月に、中学生を対象とした「初期日本語指導拠点校（以下拠点校）」を開設予定。

中学生の年齢で編入する“日本語がわからない”“初めて日本の中学校に入る”生徒を対象として初期日本語指導を 10 週間実施。

学校生活適応に必要な日本語や文法など日本語の基礎を学び、在籍校への適応を図る。

● 参考資料
プレススクール案内

2022年4月に小学校1年生に入学する子供のための、親子学校体験教室

プレススクールに来てください

学校でどんな勉強をするのか教えてもらった。

学校に行くのが楽しみになりました。

2021年に参加しました。日本語で自分の子供の名前が書けるようになりました。(保護者)

小学校入学前にプレススクールで学校の生活を体験しましょう。保護者も一緒に参加します。

日にちと時間	2022年1月15日(土)～3月5日(土) 9:30～11:30 毎週土曜日 全部で8回
場所	可美公園総合センター 〒432-8062 浜松市南区増楽町920-2
持ち物	子供: ふでばこ(鉛筆5本 消しゴム 赤青鉛筆) 下しき はさみ のり 保護者: 紙とペン

問い合わせ 浜松市教育委員会 教育総合支援センター 外国人支援グループ TEL053-457-2429
〒430-0929 浜松市中区中央一丁目2-1 イーステージ浜松オフィス棟7階

佐賀市教育委員会

取組内容

プレスクールの実施について

■概要

小学校入学前の幼児や保護者を対象として実施。

■実施のきっかけ

令和2年度に、令和3年度小学校入学予定の幼児のうち日本語指導が必要な幼児及びその保護者を対象に、就学ガイダンスを令和2年12月に実施（実施当時はプレスクールと呼称）。

令和3年度は、佐賀市国際交流協会と連携し、令和3年12月12日に「きかせてよおかあさん」という佐賀在住の外国籍の保護者の会合に学校教育課も参加した。

■取組詳細

【実態把握】

佐賀市保育幼稚園課の、令和4年度入学予定の日本語指導が必要な児童についての調査を受け、日本語指導が必要と思われる児童を把握。

【周知方法】

就学時健康診断にて、日本語が必要な幼児及び保護者に、日本語指導についての説明と「きかせてよおかあさん」への案内を配布。

チラシ作成は、佐賀市国際交流協会が行った。

佐賀市国際交流協会からは、電話連絡等を通して参加の呼びかけを実施。

【実施概要】

12月開催の「きかせてよおかあさん」は、外国籍の保護者同士のつながりをもつことがねらい。

令和4年度小学校入学予定の幼児及び保護者にも参加を呼びかけ、学校の概要や入学までに準備をするものなどについて説明を実施し、保護者同士の交流の場を設置。

幼児及び児童に対しては共遊の時間を設け、日本語指導を行っている講師による日本語能力チェック等を実施。

【主担当】

佐賀市国際交流協会、佐賀市教育委員会学校教育課

【連携している関係団体】

佐賀市国際交流協会、かすたねっと、佐賀市保育幼稚園課

■成果・今後の方針

【成果】

佐賀市における令和 4 年度入学児童のうち日本語指導が必要とみられる幼児は 1 名だったが、保護者（母）が外国籍のため、日本の小学校の様子や準備するものなどについて、真剣に説明を聞いている様子が見られた。

特に入学式の時の服装等、全くご存知なく、子どもはもちろんのこと親の服装などについても、他の参加者（外国籍保護者）に尋ねたりすることや、インターネット検索を利用したりして、理解を進めていた。

【課題・改善策】

日本語指導が必要と思われる児童の把握

⇒園と連携することにより現在では改善

【今後の方針】

令和 3 年 3 月には、令和 4 年度小学校に入学する幼児及び保護者に対して、入学予定の小学校にて体験入学を行う予定。

幸田町教育委員会

取組内容

プレスクールの実施について

■概要

就学前（４歳・５歳児）の、外国にルーツをもつ子どもに対して、文化や日本語を学びスムーズな日常生活がおくれるようにすること、またその際に保護者の方に情報提供を実施。

小学校入学後１年生、２年生を対象に、子どもが日常生活で必要な力や日本語の上達支援、保護者への情報提供を実施。

■実施のきっかけ

未就学児については令和２年度から実施。

外国籍住民が年々増加しているが、子どもに対しての日本語教室等がなかったことから事業を開始。

事業の参加者から継続的に事業を行ってほしいとの意見があったため、令和３年度からは小学校低学年に対しても事業を実施。

■取組詳細

①就学前（４、５歳児）の外国にルーツをもつ子どもに対する取り組み

２月６日、１３日、２０日、２７日の計４回実施。

会場：さくら会館

②小学校入学後１、２年生を対象とした取り組み

今年度から１年に６回の日本語教室を実施。

会場：こうた町家をむすびサロン

参加者の国籍：フィリピン５名、ブラジル２名、ペルー１名

参加者の学年：１年生４名 ２年生４名

１回目：８月２１日

(内容)保護者への概要説明、子どもの語彙力調査、漢字・ひらがな・数字

(参加人数)７名

2回目：10月31日

(内容) 漢字・ひらがな・数字、絵本の読み聞かせ

(参加人数)7名

3回目：11月28日

(内容)漢字・ひらがな・数字、かるたを使った読み書きの練習、絵本の読み聞かせ

(参加人数)5名

4回目：12月12日

(内容)漢字・ひらがな・数字、かるたを使った読み書きの練習、絵本の読み聞かせ

(参加人数)5名

5回目：12月26日

(内容) 読み聞かせ、ホットケーキの作りかた

(参加人数)6名

6回目：1月30日

(内容)まとめ、修了式

(参加人数)5名

【広報】

町の広報にも記載し周知するだけでなく、対象になる子供が在籍する学校にチラシを配布し、校内の日本語教室の先生からも声をかけていただいた。

未就学児に関しては、在籍している町内保育園からチラシを配布している。

【予算・財源】

令和3年度予算は、企画政策課で500,000円。

事業費の1/2は愛知県地域日本語教育推進補助金を活用している。

【主担当】

企画政策課が主体となり実施し、NPO法人トルシーダに委託している。

■成果・今後の方針

【成果】

昨年プレスクールで学んだ園児が今年小学生としての生活が始まり、日本の学校について理解した上で安心して、入学し、小学校で学習を進めることができた。

【課題・改善策】

日本語が通じない保護者の方への連絡や事業の周知。

⇒学校や保育園を通じて案内した。

【今後の方針】

今後も就学前（4，5歳児）の外国にルーツをもつ子どもに対して、文化や日本語を学びスムーズな日常生活がおくれるようにすること、またその際に保護者の方に情報提供を行う取り組みを続ける。

また、小学校入学後1，2年生を対象に日本語教室を行い、子どもの日常生活での必要な力や日本語の上達支援や保護者への情報提供を行う取り組みを続ける。

■参考資料（ちらし）

幸田町地域日本語教育推進事業(小学校低学年向け)

がいこくにつながりのある 1・2ねんせいのみなさんへ

おともだちといっしょに、
かんじ・にほんごのべんきょう
やぶんかをまなびましょう！



にちじ ① 8/21(ど) 14:00から15:30まで
② 9/26(にち) 10:00から11:30まで
③ 10/31(にち) 10:00から11:30まで
④ 11/28(にち) 10:00から11:30まで
⑤ 12/26(にち) 10:00から11:30まで
⑥ 1/30(にち) 10:00から11:30まで

ばしょ こうたまちやをむすびサロン ※ こうたえきまえぎんざの
なかにあります

ひよう
0えん

もうしこみしょを7/12までにがっこうへだしてください。
または8/11までにきかくせいさかへだしてください。

といあわせ こうたちょう きかくせいさくか せいさくグループ
☎:0564-62-1111(ないせん331) FAX:0564-63-5139

津市教育委員会

取組内容

就学ガイダンスの実施について
就学前日本語教室の実施について

①就学ガイダソスの実施について

■概要

小学校を会場にし、小学校生活に関する話や就学援助についての話、学校の施設見学を行う取り組み。

■実施のきっかけ

日本の学校を経験したことがない外国につながる保護者が安心して子供を入学させることができるように平成 22 年度より開始。

実際の小学校の施設を見学しながら日本の学校についての説明に変更したのは平成 29 年度から。小学校の子どもをもつ外国につながる保護者から話を聞かせてもらったり質問したりする時間も設定した。

■取組詳細

以前は公用施設を会場に実施していた就学ガイダソスを、数年前から小学校を会場に実施するように変更した。現在は外国につながる子どもが集住する地域の小学校 2 校を交代に会場として実施している。

【周知方法】

学校教育課が次年度入学予定者に就学案内を送付する際、“就学ガイダソス”の案内チラシを同封して送付することによって、確実に周知することが可能となった。

案内チラシを同封する場合、保護者の言語別に合わせて、母語でのチラシを届けている。それ以外にもHPや教会等への周知を行い、不就学を防ぐ取組を行っている。

担当指導主事が保育園長会、幼稚園長会に出向いたり、実行委員会のメンバーからそれぞれの国のコミュニティーを通じて周知している。

また、“就学ガイダソス”で使用する「日本の教育制度」の資料について、多言語版を作成し活用している。就学届、就学援助等の書類についても翻訳版を作成している。

【主な担当者・関係団体】

官民協働の実行委員会形式をとっているが、事務局として教育委員会事務局人権教育課が実務的な部分を担っている。

民間団体としてはエスペランサ、日本ボリビア人協会、高茶屋日本語教室「がんばる会」、津市市民交流課、子育て推進課、学校教育課、人権教育課で構成。
また、アドバイザーとして三重大学にも参画していただいている。

【予算・財源】

国、県の補助事業を活用している。

（帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業）

報償費：講師謝金（通訳者、支援ボランティア、先輩からのセッション講師）

消耗品費：事務用消耗品

②就学前日本語教室の実施について

■概要

年度末に就学前日本語教室「つむぎ」で、ひらがなの読みを勉強したり、掃除などの学校体験をしたりしている。その際、保護者向けの就学ガイダンスも行い、安心して小学校へ入学してもらえるようにする取り組み。

■実施のきっかけ

令和元年度より、就学前の子どもが学校で使う日本語に出会ったり、学校生活の経験をしたりすることで、安心して入学することができることをねらい開室した。

■取組詳細

昨年度より、就学前日本語教室「つむぎ」を開室し、本年度もカリキュラムの見直しを行い、さらに充実した形で実施している。

【予算・財源】

国、県の補助事業を活用している。

（帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業）

報償費：講師謝金（指導者、コーディネーター、支援ボランティア、アドバイザー）

消耗品費：指導教材作成消耗品

■成果・今後の方針

【成果】

保護者から「日本の学校と母国の学校との違いがよくわかりました。入学する前に知ることが出来て良かったです。」「安心して学校に行かせることができます。」「子どもが学校に行くことが楽しみだと言っています。」などの声をいただいている。

また、「つむぎ」で学んだ子どもたちの姿を追跡調査として入学後、学校に参観に行った際、「やったことある」と嬉しそうに挙手する姿が見られた。

【課題】

本年度は新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえながら実施を決定する必要があったため、間際まで実施できるか迷うことがあった。

また、「つむぎ」については感染拡大のため、予定していた8回中6回分が中止になり、カリキュラムの見直しを行い、特に必要なことに絞りながらの実施となった。来年度はさらに別の地域でもう1教室拡大していく予定のため、指導者の拡大が課題である。

【今後の方針】

外国につながる子どもの就学促進に関しては、他課や関係団体との連携が必須であると考え。本課が実施している不就学の家庭訪問についても他課と連携しながら実施し、不就学ゼロを持続している。これまで実施してきたように今後も他課や関係団体との連携や、不就学の家庭訪問や就学ガイダンス等、系統的な取り組みを持続していく。

■参考資料 令和3年度 就学前日本語教室「つむぎ」の様子（津市）



神戸市教育委員会

取組内容

日本語学習デジタルコンテンツの開発・作成について

■概要

日本語指導が必要な児童生徒の家庭学習を支援するため、GIGA スクール構想により所持する PC 端末を活用して自主学習ができる学習教材を、兵庫教育大学との共同研究により作成する。

■実施のきっかけ

令和 2 年 10 月頃より、GIGA スクール構想下における、外国人児童生徒等への学習支援の在り方として検討を開始した。

■取組詳細

兵庫教育大学との共同研究契約を締結し、双方より研究担当者が参加している。
来日から間もない児童生徒に対し、初級準備段階の日本語から対応できるコンテンツを開発中である。

教材内容は、3 分程度の動画とし「話す」「読む」「書く」「聴く」の技能に基礎レベルから対応するもの。

【主担当】

神戸市教育委員会事務局：

学校教育課指導主事（内 1 名を兵庫教育大学へ研究員として派遣）

学校教育課担当係長（こども日本語サポートひろば）

兵庫教育大学教員養成・研修高度化センター：

助教、プロジェクト研究員

【予算・財源】

共同研究経費として 3,828,000 円を計上。

文部科学省の帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業（帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業）の補助を活用。

■成果・今後の方針

【成果】

学識者との共同研究により、理論と実践の往還としての実践成果を感じている。

【課題・改善策】

コロナ禍による作業スケジュールの度重なる変更が発生した。

⇒オンライン等による臨時的な協議調整により対応。

【今後の方針】

（現況をお教えください）令和4年2月中のデジタルコンテンツ完成に向け、現在も制作中（令和4年1月現在）。

完成後は、兵庫教育大学のホームページから容易に利用できるよう公開予定である。

外国人児童生徒の母語による会話が可能な留学生ボランティアを活用した、以下の2事業を計画している。

- ① GIGA 端末とデジタルコンテンツを使った児童生徒の自習（日本語学習）を支援。
- ② 来日後、母語によるコミュニケーション不足により不安感が強くなっている児童生徒に対し、母語・母文化を通じた交流により児童生徒の心情への寄り添いを行う。

掛川市教育委員会

取組内容

**3 市運営の日本語初期指導教室の取組について
巡回訪問・外国人児童生徒支援室について**

① 3市運営の日本語初期指導教室の取組

■概要

NPO法人静岡県教育フォーラム「虹の架け橋」菊川・小笠教室は国からの補助金をもとに、菊川市・掛川市・御前崎市が在籍児童生徒数に応じて運営費用を按分し、共同運営している。

■実施のきっかけ

平成27年度まで国と県の補助金を受けて、掛川市、菊川市、御前崎市の3市で運営。平成28年度からは県の補助金が無くなり、運営委託料のうち、3分の1を国が、残り3分の2を3市で按分して現在の形で運営している。

■取組詳細

令和3年度は「虹の架け橋」と連絡をとる中、学習面で心配される表れがあった児童が在籍しており、学校教育課の職員が授業を参観し、学習の様子を入学予定先の小学校に情報共有を行った。

他には日本国籍をもちながら海外で育った生徒についても、市内の中学校に籍を置きながら虹の架け橋で日本語指導を受けたケースがあった。週に1回程度日本の中学校に通い、入学後の生活に慣れる機会を作り、スムーズな移行ができるように努めた。

外国人児童生徒が掛川市に転入する際には、市民課での手続きの際に学校教育課まで案内を行い、必要に応じて日本語初期指導教室について案内をしている。保護者や本人が希望する場合には、その場で虹の架け橋に連絡し初回の面談に繋げる等、参加しやすいよう工夫をしている。

【関係団体】

NPO 法人静岡県教育フォーラム『虹の架け橋』 菊川・小笠教室
日本語初期指導を委託

小笠地区定住外国人児童生徒就学促進連絡協議会

事務局である菊川市を中心に3市で協議会を設置し、虹の架け橋における指導や、初期指導教室の運営について定期的に協議を行う。

【予算・財源】

令和3年度分の総経費 22,663,574 円

- ・ 国庫補助金 7,291,000 円「教育支援体制整備事業費補助金（帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業）」（全体の三分の一）
- ・ 菊川市 7,074,721 円
- ・ 掛川市 6,086,603 円
- ・ 御前崎市 2,214,250 円 （三分の二を在籍生徒数に応じて三市で按分）

【主な担当者】

菊川市・掛川市・御前崎市の三市の教育委員会と「虹の架け橋」の職員が協議し運営。協議会には、三市から指導主事や行政職員等が参加している。

■成果

日本語初期指導を行うことで、生活言語や教室で頻繁に使用する日本語についての理解が進むため、学校の授業においてスムーズな移行が見られる。

②巡回訪問・外国人児童生徒支援室

■概要

(1)巡回訪問

外国人児童生徒が多く在籍している学校には、掛川市で独自に任用している外国人児童生徒支援員が巡回訪問を行う。

(2)外国人児童生徒支援室

掛川市教育センターには外国人児童生徒支援室を設置しており、平日の14時から17時には支援員が勤務し、外国人児童生徒や保護者の相談、文書の翻訳、日本語の学習支援等を行っている。支援室は学校に関係なく、誰でも相談が可能。

■実施のきっかけ

市内で増加する外国人児童生徒に対応するため、平成 23 年 1 月に掛川市教育センターに外国人児童生徒支援室を開設し、支援員による学校に出向いての個別支援や、通訳・翻訳などを充実させた。外国人支援員は 3 名から始まり、平成 27 年度に 4 名、令和 2 年度に 5 名と、増員して対応している。

■取組詳細

(1)巡回訪問

基本的な訪問スケジュールを作成し、それに沿って勤務。生徒指導事案の解決や進路に関わる急な三者面談、その他、突発的な事案に対しては、勤務を振り替えながら柔軟に対応を行う。

(2)外国人児童生徒支援室

外国人相談 Week を年間に 3 回設定し、夏休み期間中には外国人学習 Day を 4 日間設定した。相談 Week 1 は学習や学校生活全般の相談を主とし、相談 Week 2 は主に中学生対象の進路相談、相談 Week 3 は園児を対象とした小学校生活の説明と相談という内容で実施した。夏季学習 Day は児童生徒が夏休みの宿題を持参し、支援員と指導主事で相談にのりながら学習を進めた。

なお、外国人相談 Week や夏季集中学習 Day については日本語、英語、ポルトガル語、フィリピン語の案内を作成し、市内小中学校に通知し、外国人児童生徒に配布した。相談 Week の 3 回目は市内の公立だけでなく私立も含めた全ての幼保園、こども園に通知し、外国人園児保護者に開催案内を配布した。

学期末の保護者面談の時期等、派遣依頼が重なり、外国人支援室の支援員だけでは足りない時は NPO 法人掛川国際交流センターに協力を依頼している。通訳の臨時派遣で対応をしている。

【予算・財源】

外国人児童生徒支援員（5 名分 市の単独予算）

・ 給与 5,727,000 円

- ・ 交通費 802,000 円
- ・ 保険料 130,000 円
- ・ その他臨時の通訳費として 90,000 円

【主な担当者】

担当指導主事

外国人児童生徒支援員の勤務の割り振り、勤務時間や業務内容の確認を行う。

■成果

令和3年度は外国人相談 Week は 27 名、夏季集中学習 Day は 38 名の申し込みがあった。

夏季集中学習 Day では4日間続けて通う児童も見られた。学習 Day を通して学習内容を振り返り、理解できたという声が聞かれた。

相談 Week での個別面談を通して、個々の児童生徒の悩みを聞き対応することができた。また、面談後の巡回訪問でも特に支援を必要とする児童生徒には支援員が継続的に関わり、学校での様子を確認することができている。

(3 市運営の日本語初期指導教室の取組、巡回訪問・外国人児童生徒支援室:共通)

■今後の方針

【課題】

各校への巡回訪問や相談 Week での支援員派遣要請は多いが、平日の外国人支援室への相談の数は多くないため、困っている人は誰でも相談できるということを広報する必要があると考える。

【今後の方針】

学齢期の外国人については、外国人学校か市立小中学校または特別支援学校のどこに通うのか現在は全て確認できている。その中で、実際に学校に通う中で出てきた困りごとや保護者の悩み等に対応するために、学校に関係なく相談できる外国人支援室について広報していくことを検討中。

■参考資料（外国人支援室案内）

外国人児童生徒支援プラン

おいでよ 外国人支援室へ



困ったことや悩みがあったらいつでも御相談ください。

個別相談

学校のこと・子どものこと何
かあったらいつでも相談

毎週 月曜日から金曜日 午後2時から午後5時

電話番号 0537-72-1343

掛川市教育センター内 外国人児童生徒支援室

掛川市三俣620番地 大東支所4F

相談前に 電話をください

夏季集中学習 Day

午前9時から午前11時30分

8/3(火) 掛川市教育センター

4(水) 掛川市教育センター

8/5(木) つくし会館

6(金) つくし会館

対象：児童生徒

内容：子どもたちの夏休みの宿題を中心に補習学習を行います。

その他：児童生徒の送迎をお願いします。

相談WEEK

午後2時から午後5時(掛川市教育センター)

第1回 6月15日～6月18日

第2回 10月19日～10月22日

第3回 1月18日～1月21日

対象：保護者

内容：第1回 日本の学校生活や学習に関する相談会

第2回 中学生の保護者を対象とした相談会

第3回 来年度入学する園児の保護者を対象とした相談会

■参考資料（夏季集中学習 Day 案内）

開催案内

(ポルトガル語)

Noticia de Estudo Espontaneo nas Férias de verão

かけがわしがいいこくじんじどうせいとしえんしつ かきしゅうちゅうがくしゅう DAY

**掛川市外国人児童生徒支援室
夏季集中学習DAY**

外国人児童生徒のみなさんの夏休みの宿題を中心に、
補習学習を行います。

Vamos estudar e fazer tarefa de verão da escola junto!

日時 令和3年8月3日（火）～8月6日（金）

9:00～11:30

Data: No dia 3(terça) - 6(sexta) de Agosto

Das 9:00 até 11:30

対象 市内小中学校に在籍する外国人児童生徒等

Quem podem participar :Qualquer aluno/na estrangeiro etc.

na escola primaria e secundaria em Kakegawa

会場 3日,4日 掛川市教育センター（掛川市役所大東支所4階）

5日,6日 掛川市つくし会館（掛川市長谷433）

Local:3,4 de agosto:4° ro andar de filial de

Dpto de Prefeitura Kakegawa

(Kakegawa-Shi Mitsumata620)

5,6 de agosto:Kakegawa-Shi Tsukushi-Kaikan

(Kakegawa-Shi Nagaya 433)

■参考資料（外国人児童生徒支援室相談 WEEK 案内）

関係案内

(ポルトガル語)

かけがわしがいいこくじんじどうせいとしえんしつ そうだんWeek 2

掛川市外国人児童生徒支援室 相談Week 2

Gabinete de apoio a estudantes estrangeiros da cidade de kakegawa
Semana de consulta 2

外国人生徒と保護者のみなさんに、進路に係る案内や教育相談等を行います。

Para os pais e aluno/na estrangeiro.

日時 令和3年10月19日（火）～22日（金）

午後3時から4時30分まで

Data: 19 ~ 22 de outubro 15:00-16:30

対象：相談を希望する市内中学校に在籍する外国人生徒と保護者等

Quem pode participar: aluno/na estrangeiro e pais em Kakegawa

会場 掛川市教育センター（掛川市三俣620）

Local: Kakegawa-Shi Kyoiku-Center(Filial de Daito)

(Kakegawa-Si Mitumata 620)

内容 進路全般に係る相談

Programa: Consulta sobre assuntos relacionado ao novo nível escolar.

■参考資料（掛川市園児等相談 week 案内）

がいにくじん えんじとう そうだん しゅうかん

掛川市園児等 相談 week

**新 1 年生になる子どもや保護者のみなさんに
日本の小学校のことやべんきょうのことをお話しします！
Para pais de crianças que se tornaram alunos da 1o Serie**



日時 Data	令和4年1月18日（火）、19日（水）、21日（金） Data: 18 de janeiro 2021(terça-feira) ~ 22 de janeiro 2021(sexta-feira) 14:30から16:00まで Hor: 14:30 ~ 16:00 ※曜日によって対応できる言語が異なります。 ※Os idiomas disponíveis variam de acordo com os dias da semana.
場所 Local	掛川市役所大東支所 4 階会議室 外国人支援室 Local: Prefeitura de Daitou 4o Andar
対象者 Quem pode participar	令和4年4月から小学校1年生になる掛川市在住の外国人の子どもとその保護者 Para crianças que a partir de Abril de 2022 se tornaram alunos da 1ª Serie na cidade de Kakegawa.
内容 Explicação	子ども・・・ひらがな・すうじなどの学習 保護者・・・日本の小学校の制度についての説明 Para Crianças - letras japonesas(Hiragana, Katakana) e numeros em japones Para pais - sistema de escola e educação no japao

日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する 調査結果について 事例集

令和4年3月

文部科学省

本報告書は、文部科学省の教育政策推進事業委託費による委託業務として、株式会社マインドシェアが実施した令和3年度「外国人の子供の就学状況等及び受入状況等の把握に関する調査事業」の成果物です。

■ 日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する取組事例

茨城県教育委員会.....	4
埼玉県教育委員会.....	12
豊橋市教育委員会.....	20
札幌市教育委員会.....	33
神奈川県教育委員会.....	39
宇都宮市教育委員会.....	45
群馬県教育委員会.....	51
新潟市教育委員会.....	61
山梨県教育委員会.....	64
愛知県教育委員会.....	69
三重県教育委員会.....	76
堺市教育委員会.....	80
湖南市教育委員会.....	84
稲敷市教育委員会.....	89
豊田市教育委員会.....	92
東京都教育委員会.....	102
静岡県教育委員会.....	106
佐賀県教育委員会.....	111
京都市教育委員会.....	114
横浜市教育委員会.....	119
長門市教育委員会.....	128

日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する取組事例

茨城県教育委員会

取組内容

グローバル・サポート事業について

■概要

グローバル・サポート事業（令和元年度～3年度）は、茨城県内の小中高校に通う外国ルーツの子どもたちを本県と母国の架け橋となるグローバル人材及び地域の担い手として育成するために、茨城県内の教育関係機関等と NPO コモンズが連携し実施。

■実施のきっかけ

県内の日本語指導を必要とする児童生徒の増加に伴う日本語指導加配教員の指導力の向上、集住地域及び散在地域における支援体制の充実、県内の日本語指導体制構築に向けた関係機関及び外部専門機関との連携強化等を目的に実施。

※令和4年度～ グローバル・サポート事業の拡充

■取組詳細

①NPO 団体への業務委託（委託先：NPO コモンズ）

- ・翻訳サポートスタッフ、日本語アドバイザーの派遣 ※オンラインでも対応
- ・保護者や学校を対象とした電話相談（メール含む）の多言語対応（葡、西、英、比）
- ・オンライン多言語進路ガイダンスの開催（葡、西、英、比、タ、中、越、日等）
- ・日本語指導研修動画の配信（筑波大教員監修による）
- ・多言語版就園・就学のためのリーフレット（英、葡、中、西、比、越）

※リーフレットは PDF・Word で作成。

各自治体、学校の状況に合わせて修正し、活用いただけるよう Word 版を作成。

修正して活用している事例は、帰国・外国人児童生徒連絡協議会で共有している。

※上記の動画や資料はコモンズ HP(<http://www.npocommons.org/>)にて提供

(参考)就園・就学リーフレット HP/就園・就学リーフレット(英語版)抜粋

就園・就学リーフレット

茨城県教育委員会が委託により、新入園・入学の外国人保護者向けにリーフレット（多言語版）を作成しました。ご自由にダウンロードしてご利用ください。

※【Word版】は、各自治体、学校の状況に合わせて修正し、ご利用ください。

※一括ダウンロード（2021年度版）※ 各言語をクリックするとダウンロードできます。

学校種別	学級別	言語
小学校	1学期版	【Word版】 英語 / ポルトガル語 / 中国語 / スベトナム語 / 多言語版 / ペルシア語
		【Word版】 英語 / ポルトガル語 / 中国語 / スベトナム語 / 多言語版 / ペルシア語
		【Word版】 英語 / ポルトガル語 / 中国語 / スベトナム語 / 多言語版 / ペルシア語
	2学期版	【Word版】 英語 / ポルトガル語 / 中国語 / スベトナム語 / 多言語版 / ペルシア語
		【Word版】 英語 / ポルトガル語 / 中国語 / スベトナム語 / 多言語版 / ペルシア語
		【Word版】 英語 / ポルトガル語 / 中国語 / スベトナム語 / 多言語版 / ペルシア語
中学校	1学期版	【Word版】 英語 / ポルトガル語 / 中国語 / スベトナム語 / 多言語版 / ペルシア語
		【Word版】 英語 / ポルトガル語 / 中国語 / スベトナム語 / 多言語版 / ペルシア語
		【Word版】 英語 / ポルトガル語 / 中国語 / スベトナム語 / 多言語版 / ペルシア語
	2学期版	【Word版】 英語 / ポルトガル語 / 中国語 / スベトナム語 / 多言語版 / ペルシア語
		【Word版】 英語 / ポルトガル語 / 中国語 / スベトナム語 / 多言語版 / ペルシア語
		【Word版】 英語 / ポルトガル語 / 中国語 / スベトナム語 / 多言語版 / ペルシア語

就園・就学リーフレット（英語版）



Guidance for Enrollment
For Parents of Foreign-Born Children

茨城県教育委員会
Ibama Prefecture Board of Education

Facilities for Preschool Children

Item	Information
1. Name	茨城県教育委員会 Ibama Prefecture Board of Education
2. Address	〒300-8588 茨城県水戸市千代田1-1-1 1-1-1, Chiyoda, Mito City, Ibaraki Prefecture 300-8588
3. Phone	029-225-1111 (代表) 029-225-1112 (国際課) 029-225-1113 (入園・入学課) 029-225-1114 (生活課) 029-225-1115 (保健課) 029-225-1116 (給食課) 029-225-1117 (図書課) 029-225-1118 (体育課) 029-225-1119 (音楽課) 029-225-1120 (美術課) 029-225-1121 (理科課) 029-225-1122 (社会科課) 029-225-1123 (国語科課) 029-225-1124 (英語科課) 029-225-1125 (算数科課) 029-225-1126 (理科科課) 029-225-1127 (社会科科課) 029-225-1128 (国語科科課) 029-225-1129 (英語科科課) 029-225-1130 (算数科科課)
4. E-mail	ibama@ibama.pref.i-baraki.jp
5. Website	http://www.ibama.pref.i-baraki.jp/

・帰国・外国人児童生徒ハンドブックの作成(12 言語版)

日本語指導を必要とする帰国・外国人児童生徒のための学習の手引きとして、生活や学習のなかで使われる日本語表現を母語で表記し、児童生徒が活用できるように作成。

スペイン語・タイ語・フィリピン語(タガログ語)・英語・韓国語・ポルトガル語・中国語・インドネシア語・ロシア語・ベトナム語・ネパール語・ウルドゥー語の 12 言語に対応。

(参考)帰国・外国人児童生徒等ハンドブック 1～3 ダウンロードページ

帰国・外国人児童生徒等ハンドブック1～3

日本語指導を必要とする帰国・外国人児童生徒のための学習の手引きです。

生活や学習のなかで使われる日本語表現を母語で表記し、児童生徒が活用できるようにしています。

帰国・外国人児童生徒ハンドブック1

[ハンドブック1の使い方](#)【PDF:44KB】

- 01 [スペイン語](#) 【PDF:996KB】
- 02 [タイ語](#) 【PDF:2.2MB】
- 03 [フィリピン語\(タガログ語\)](#) 【PDF:1.1MB】
- 04 [英語](#) 【PDF:1.2MB】
- 05 [韓国語](#) 【PDF:1.0MB】
- 06 [ポルトガル語](#) 【PDF:1.1MB】
- 07 [中国語](#) 【PDF:1.1MB】
- 08 [インドネシア語](#) 【PDF:1.1MB】
- 09 [ロシア語](#)
- 10 [ベトナム語](#) 【PDF:4.0MB】
- 11 [ネパール語](#) 【PDF:3.7MB】
- 12 [ウルドゥー語](#) 【PDF:2.9MB】

(<https://www.edu.pref.ibaraki.jp/board/gakkou/shochu/gakuryoku/nihongo/bo-1-3.html>)

②大学への研究委託（委託先：筑波大学日本語・日本文化学類「外国人児童生徒のための研究グループ」代表 澤田浩子准教授）

- ・ 中学校に在籍する日本語指導が必要な生徒と筑波大学の教員・学生を遠隔で結び、初期の日本語学習支援や日本語能力評価を行う。なお、日本語学習支援は学生（日本語サポーター）が実習として実施する。

- ・ 基礎研究協力校（日本語指導教室非設置中学校：6校 22名）

- ・ 日本語サポーターの養成（外国人児童生徒支援研究・実習）

⇒令和2～3年度研究成果を踏まえ、県内の全中学校で日本語指導教室非設置校に在籍する日本語指導を必要とする生徒を対象とした事業へ令和4年度より拡充

③帰国・外国人児童生徒連絡協議会（オンライン形式）

- ・ 行政説明、大学教授による講義、グループ協議

- ・ 帰国・外国人児童生徒が在籍する学校管理職、県及び市町村教育委員会担当者、県及び市町村国際交流協会、各関係機関担当者

【予算】

- ・ グローバル・サポート事業（県単・国補）

国のデジタル田園都市国家構想推進交付金（デジタル実装タイプ）を活用。

NPO コモンズへの業務委託、筑波大学への研究委託等が主。

筑波大学との研究では、産学連携推進本部の支援を受け、学内及び民間企業との共同研究締結により予算確保（凸版印刷、NTT ドコモ、ポリグロッツ等）

【周知方法・内容】

- ・ 帰国・外国人児童生徒連絡協議会での行政説明

- ・ 県指導主事等研究協議会国際教育部会等での情報共有

- ・ 保護者及び学校への案内チラシでの周知

- ①日本語指導に関するプラットフォームの充実（NPO コモンズ HP）

- ②筑波大学実証研究では、各自治体との覚書締結、各学校での保護者説明会、DLA 結果のフィードバックの実施、進路ガイダンス、学生によるオンライン学習支援（夏季休業中）

■成果・今後の方針

【成果】

①NPO 団体への業務委託

県内広域の支援体制強化に向け、NPO をハブとした人的ネットワークの連携や、オンラインによる通訳及びアドバイザー派遣による県内広域派遣、業務の効率化、多言語化への対応が成果として挙げられる。

②筑波大学への研究委託

オンラインでの継続的な支援の効果測定（DLA アセスメントテスト）による生徒の日本語能力の向上や、大学と民間企業との連携によるコンソーシアムの構築が成果として挙げられる。

【課題】

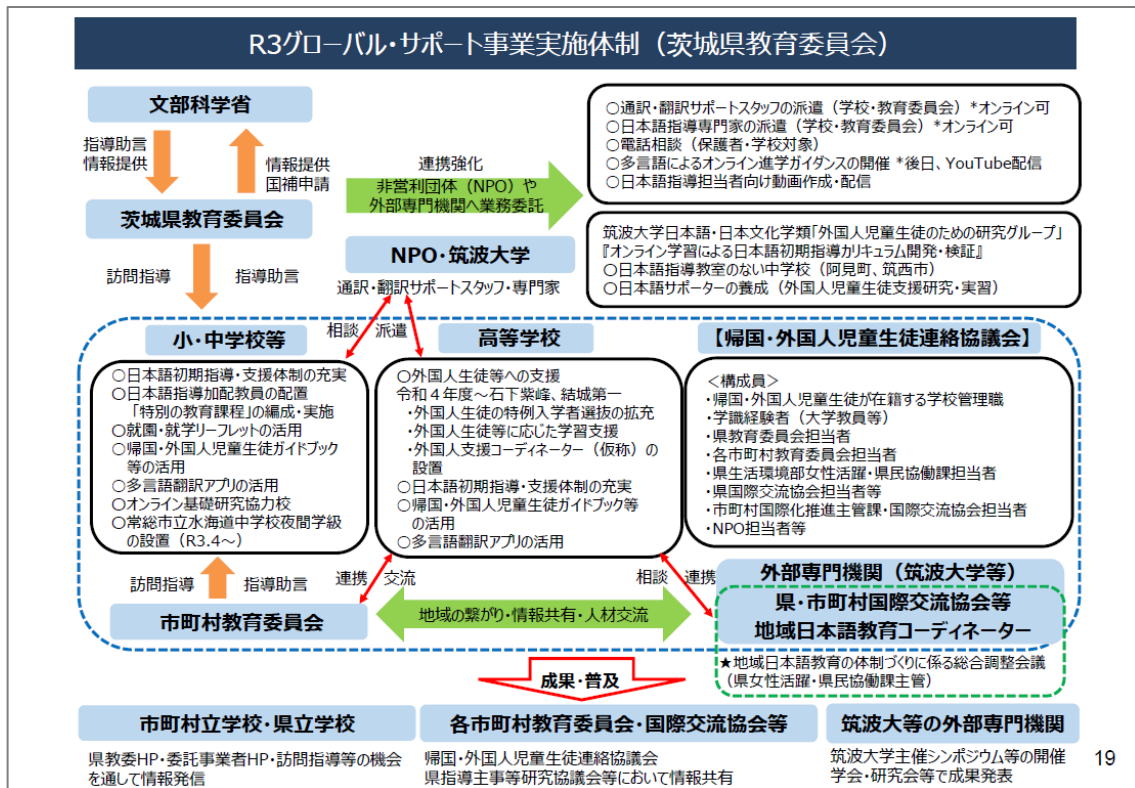
- ・日本語指導ボランティアの指導方法の意識改善、協力体制の再構築（指導方法の相違、対面指導の重視等）
- ・日本語指導担当教員の指導力向上
- ・オンラインでの支援等を通じた教員の ICT 活用能力の向上、安定したネットワーク環境の設定
- ・コロナ禍でも対応できるよう、一人一台端末を有効活用した日本語指導の在り方
- ・大学内の研究グループ設立に向けた教員による研究体制の構築、日本語サポーターの確保

【今後の方針】

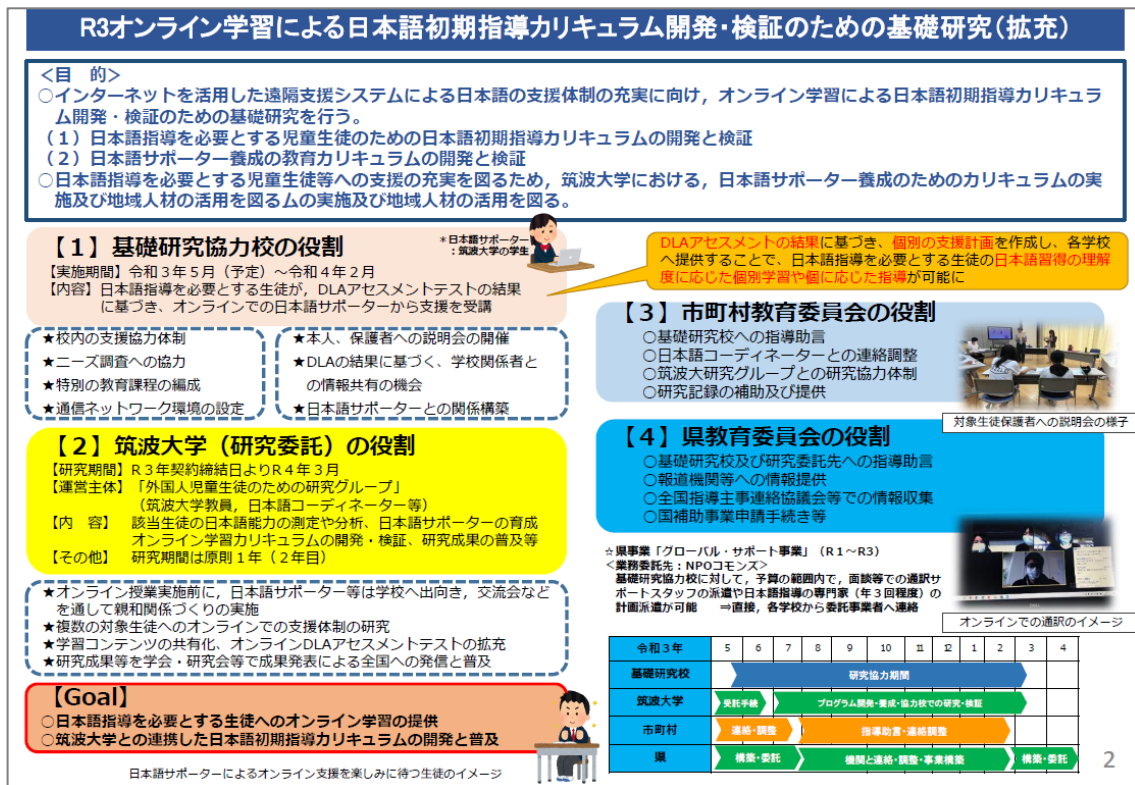
- ・外国人児童生徒支援のためのデジタルプラットフォームによる価値の創出
～オンライン学習によるアセスメントテスト結果、個別支援計画・学習履歴等のデータ管理
- ・コンソーシアムを活用した小中高のシームレスな支援体制の構築～学習からキャリア形成での一体的な支援体制（ステークホルダー：自治体・大学・産業界）
- ・大学と民間企業の学習プログラム共同研究の更なる支援～アプリ・Web 等を活用した指導体制のパッケージ化
- ・高等学校外国人生徒支援事業（県立石毛紫峰高校、結城第一高校）における、外国人生徒特例枠の拡大（40 人）、外国人生徒支援コーディネーター及び言語スタッフの配置

■参考資料

<説明資料>【ポンチ等】R3 グローバル・サポート事業 一部抜粋



19



2

■令和2年度筑波大オンライン学習による日本語初期指導カリキュラム研究事業報告書 一部抜粋

日本語支援を開始するまでの流れ

説明会

日本語支援を開始する前に、生徒と保護者に集まっていただき、支援の概要について説明会を行います。支援の目的や内容、進め方など、保護者の方にも十分ご理解をいただいてから支援を開始します。また、家庭での生徒の学習状況や、保護者の方からの将来に対する希望や不安なども聞きし、支援計画の参考にします。このように、学校・家庭・大学が連携して、生徒の成長を見守るためのサポート体制を作っていきます。

説明会のあとに、生徒・保護者には、実証研究に参加し協力してもらうための書類に記入をしてもらいます*。



生徒・保護者への説明会の様子や聞きとり

交流会

日本語支援の開始に向けて、日本語サポーターを担当する大学生が学校を訪問し、生徒との交流会を行います。自己紹介をしたり、さまざまなおしゃべりをする中で、お互いのことを少しずつ理解していきます。また、日本語サポーターは、子どもたちの習熟の勉強の様子や、学習の目標について聞き、それに基づいて個別の支援計画を作成し、オンラインでの支援を開始します。



大学生による日本語サポーター

* 本事業では、生徒の人格及び個人情報等の保護に関して、筑波大学で、十分に留意した上で研究を行っています。また、生徒・保護者にも、十分に留意した上で、同意書に署名をいただいているため、支援を開始しています。

日本語アセスメント

生徒の日本語で学力を正しく把握するために、日本語コーディネーターが日本語アセスメントを実施します。アセスメントには「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメント(DLA)」を利用しています。

外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメント

DLA(Dialogic Language Assessment for Japanese as a Second Language)とは…

文部科学省が開発した子どものための日本語の力を測るためのアセスメントです。

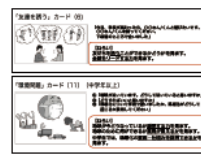
- ・子どもたちの潜在的な力を引き出せるよう、一対一の対話を重視
- ・日常会話はできるが、教科学習に困難を感じている児童生徒が対象
- ・言語能力を把握すると同時に、どのような学習支援が必要か、指導計画の検討に役立てることができる

(参考) https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1345413.htm

DLAの実施後、結果を分析し、生徒一人ひとりに診断シートを作成して学校と情報を共有しています。



DLA実施の様子
(対面、またはオンラインで実施します)



DLAのタスクの一例



DLA診断シート

支援計画の立案

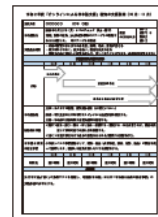
DLAの分析結果をもとに、日本語コーディネーターが生徒一人ひとりの支援計画を作成します。日本語支援で行う内容には、大きく以下の4つのプログラムがあります。生徒のレベルやニーズに応じて、これらを段階的に組み合わせて支援内容をカスタマイズします。この支援計画をもとに、日本語サポーターは支援を実施します。

サバイバル日本語 日本の学校生活や社会生活に必要な知識や、そこで日本語を使って行動する力を身につけます。

日本語基礎 発音や文字、語彙や文型など、日本語の基礎的な知識を学びます。
技能別日本語 「聞く」「話す」「読む」「書く」の4技能に焦点を絞って学習します。特に読解・作文など目的に応じて読み書きする力を高め、教科学習につなげます。

日本語と教科の統合学習 在籍学級での授業参加に向けて、教科の内容と日本語の表現とを組み合わせて学びます。

(参考)「外国人児童生徒受け入れの手引き 改訂版」「日本語指導のプログラム」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm



個別の支援計画

■令和3年度 グローバル・サポート事業チラシ（コモンズ） 一部抜粋

茨城県教育委員会 委託 グローバル・サポート事業 2021

学校文書を
翻訳してほしい

外国人児童生徒の受け入れ
の仕方や配慮事項を教えてください

保護者面談で
通訳を呼びたい

日本語指導を
サポート
してほしい

日本語教材や
指導法などの
情報が欲しい

当事業では、外国人児童生徒にまつわる様々なサポートをしています！
事業費で対応しますので、無料です。また、先生方の事務的負担もありません。
まずはお気軽に、お電話やメールでご連絡ください。

認定NPO法人 茨城NPO

住所：〒303-0801 水戸市大塚1-1-1

＜連絡先＞
TEL：070-2303-XXXX

月曜～金曜 9：00～17：00
※外国語での対応は14：00～

E-mail: global@npoc.or.jp

サポート内容

グローバル・サポート事業は、今年度（令和3年度）で3年目を迎えました。

通訳者・日本語サポーター派遣

就学時の説明・手続きや保護者面談、生徒指導などの通訳派遣を行っています。

また、日本語が分からない児童生徒に対し、サポーターを派遣して、取り出しの日本語初期指導を行っています。

例年、進路面談で多くご活用いただいています！
また、オンラインでの通訳派遣、取り出し授業に力を入れています。

文書翻訳

翻訳ソフトと翻訳サポーターによるネイティブチェックを併用し、学校文書やその他書類等の翻訳を行います。データをお送りいただき、翻訳して返送します。データは、Word、Excel、PowerPointで、加工できる状態のものをお送りください。
Faxや『一太郎』は非対応のため、ご相談ください。

翻訳実績：新入学説明会資料、行事（運動会や学校祭、修学旅行など）のお知らせ、国際学級での成績表、保健調査票など

翻訳言語：英語、ポルトガル語、タガログ語、中国語、ベトナム語、タイ語、ウルドゥー語など
（ネイティブチェック対応の可否は事前相談）

専門家の派遣・相談

日本語指導専門の大学教員、日本語教師、日本語指導経験者等を派遣し、指導のアドバイスや情報提供、相談対応を行います。

外国人児童生徒の日本語レベルのチェックや、日本語指導担当教員向けに研修も行います。

日本語指導に関するものだけでなく、在留資格についてや異文化の保護者対応ならではの相談を受けました。

電話・メール相談

外国人保護者や児童生徒への対応・指導方法や、日本語指導等に関して、アドバイスを情報提供、相談対応を行います。必要に応じて関係機関にお繋ぎします。

電話相談は、英語、タガログ語、ポルトガル語でも対応しています。（平日14時以降～）

サポート方法のご提案もさせていただきます。
まずはご連絡ください。

日本語指導担当教員向け研修動画

筑波大学教員等の監修による、日本語指導担当教員の指導力向上のための研修動画を作成しホームページに掲載します（8月末までに掲載予定）。ぜひご活用ください。

こちらからご覧いただけます。

テーマ（予定）

- 外国人児童生徒の現状・特徴
- 子どもの言語と認知の発達
- アセスメント（DLA紹介）
- 日本語指導方法
- リソース紹介
- 特別な支援の必要性のある子への配慮と支援

高校進学ガイダンスの実施

当会発行の「進学ガイドブック」に沿って、日本の学校制度や茨城県の高校入試について説明します。昨年度は、オンラインで言語ごとに国を分け、全6回（英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、ウルドゥー語、タガログ語）開催しました。

◆進学ガイダンスのホームページ
こちらから動画をご覧いただけます。

「進学ガイドブック」は、英語、タガログ語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語版を発行しています。

11

埼玉県教育委員会

取組内容

多文化共生推進員による支援について
オンライン日本語教室について
通訳・翻訳支援について

①多文化共生推進員による支援

■概要

県立高校３８校に日本語指導に関する資格や経験を有する多文化共生推進員４０名を配置し、帰国・外国人生徒の日本語支援を行う。

■実施のきっかけ

平成１４年度に「帰国生徒等サポート事業」を開始し、その一部として「日本語指導職員」（平成１７年度から「日本語コミュニケーションアドバイザー」に改称）を配置した。平成１９年度から「多文化共生推進事業」を実施している。

県内の公立高校に在籍する外国人生徒及び帰国生徒の合計数は増加傾向にあり、日本語指導の必要性が高まり、毎年度対応している。

■取組詳細

具体的な支援内容について

- (1) 授業の理解に困難がある生徒に対する日本語の支援に係る授業補助
- (2) 始業前や放課後の日本語の個別指導や教育相談
- (3) 日本語指導のための教材の開発・作成
- (4) 教員と連携を図り、他の生徒との相互理解を深めるための交流事業の実施

県内の公立高校に在籍する外国人生徒及び帰国生徒の合計数は増加傾向にあり、配置する学校数及び多文化共生推進員の人数を増やし対応している。

多文化共生推進員が日本語レベルやニーズを生徒から聞き取ったうえで、どのような対応が可能かを学校と相談し支援活動を始めている。

多文化共生推進員の募集については、埼玉県国際交流協会や日本語教師養成学校に直接案内することで、日本語指導に関する資格や経験を有する多くの人材から応募いただくようになった。

【担当者】

教育委員会（高校教育指導課）

多文化共生推進員の採用・配置を決定している。

②オンライン日本語教室

■概要

県立高校に配備された ICT 環境を活用し同時双方向的に行われるオンライン日本語教室（遠隔による日本語補習）を、年間計画を立て実施する。

■実施のきっかけ

日本語支援が必要な生徒の広域散在化に対応する必要性がより高まったため、令和 2 年度に試行実施を行い、令和 3 年度から実施している。

■取組詳細

委託はせず、教育委員会が直接採用した多文化共生推進員が、計画・教材準備・実務を担当している。

多文化共生推進員のうち 2 名（全日制 1 名、定時制 1 名）により、オンライン日本語教室の年間指導計画（各 3 5 回程度）を作成。週 1 ～ 2 回配信し、同時双方向での日本語学習の機会を提供する。

日本語教師養成学校及び埼玉県国際交流協会で研修をしている長期研修生（県立高校教員）が可能な範囲で技術面を含めサポートを行う体制とした。

これにより、日本語指導の時間をより多く確保し、言語に起因する学校生活の問題の解決を図り、安心して学習できる環境の整備を目指す。

オンライン日本語教室では、参加希望者を募り、年度途中からの参加も可能としている。画面上で自分の顔を表示しない生徒もいるが、指導者は常に発言しやすく参加しやすい雰囲気づくりを心がけている。

【担当者】多文化共生推進員

配置された校内において、オンライン日本語教室を実施している。

③通訳・翻訳支援

■概要

通訳員の派遣や通訳翻訳機器の活用により、教員と生徒・保護者とのコミュニケーションのサポートを行う。

■実施のきっかけ

通訳員がいない場面でも外国人生徒及び保護者との円滑なコミュニケーションを図り、より効果的な支援を実現できるようにすることを目的としている。通訳員の派遣に加え、令和3年度から、多様な言語に対応できる通訳翻訳機器を多文化共生推進校に配備している。

■取組詳細

原則として、通訳員の手配については各校が行う。市町村国際交流協会一覧の情報を各校に提供し、各校が地域の国際交流協会等に依頼している。

通訳派遣に係る費用は、予算の範囲内で県が負担する。英語、スペイン語及びポルトガル語に係る通訳・翻訳支援については、国際交流員（JET プログラム参加者）の派遣及びオンライン通訳での対応を可能とする。

保護者の対応可能な時間に可能な限り寄り添い、通訳の時間設定の要望に応じている。

令和3年度から多文化共生推進校に通訳翻訳機器（ポケットーク）の配備を行う。

令和3年度は54台を44校に配備し、日本語の不自由な保護者を含む三者面談などで活用した。

①②③事業全体

■予算・財源

総事業費 31,533,000 円

令和3年度教育支援体制整備事業費補助金（帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業）のうちⅠ帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業による補助
9,565,000 円

■成果・今後の方針

【成果】

多文化共生推進員による支援を受けた外国人等生徒の日本語能力が向上し、授業の理解が深まった。同生徒が在籍する学級、学年又は学校の関係する全生徒の多文化共生に対する意識が向上した。

多文化共生推進員と学校職員が情報共有を図り、生徒の進路が実現するなど効果的な支援につながった。

通訳支援により、学校職員が生徒や保護者と円滑な意思疎通や情報共有を実現でき、きめ細かな支援につながった。

【課題・改善策】

・日本語支援を必要とする生徒の増加や多様化、更には県内の広範囲に生徒が散在する状況を踏まえた日本語支援の方策を検討する必要がある。

⇒改善策として、令和3年度からオンライン日本語教室を導入し、遠隔による日本語支援の機会を提供している。

・入学前後から必要な事務手続や日々の問合せ等にも様々な言語で対応する必要がある。
⇒改善策として、多様な言語に対応できる通訳翻訳機器を配備し、外国人生徒及び保護者との円滑なコミュニケーションを推進し、より効果的な支援を実現できるようにしている。

・以前は多文化共生推進員の応募が少なく、人材確保が難しかった。
⇒改善策として、募集を埼玉県国際交流協会や日本語教師養成学校に直接案内することで、日本語指導に関する資格や経験を有する多くの人材から応募いただくようになった。

【今後の方針】

財源の可能な範囲で、多文化共生推進員の配置を希望する全ての学校に、多文化共生推進員を配置する。日本語支援が必要な生徒の広域散在化に対応するため、オンライン日本語教室を充実・定着させる。

1 多文化共生推進事業の1年間の流れ

	県立高校	多文化共生推進員	その他
2月	配置について（通知）	募集（県HP、日本語学校）	補助事業の事業計画書提出
3月	配置申請	応募書類受付 面接	補助事業の交付申請
4月	配置決定通知 学校への令達	配置決定案内	傷害保険の加入
	支援の開始・個別対応		
	勤務状況報告書（毎月）		
3月	事業報告書の提出	支援の終了	補助事業の報告書提出

令和3年度 外国人児童生徒教育担当指導主事等連絡協議会 事例発表②

3

2 多文化共生推進員による支援

(4) 具体的な取組

- ア 授業の理解に対する日本語の支援
 - ・生徒に寄り添った学習支援
 - ・日本語指導のための教材の開発・作成
- イ 始業前や放課後の日本語の指導
 - ・情報共有や円滑なコミュニケーション
 - ・授業の予習・復習や日本語能力検定試験受験に向けた支援
 - ・進学指導のサポート



令和3年度 外国人児童生徒教育担当指導主事等連絡協議会 事例発表②

8

2 多文化共生推進員による支援

(4) 具体的な取組

- ウ 他の生徒との相互理解を深めるための交流事業
 - ・校内の多文化共生の意識を醸成するための多文化理解講演会の実施
- エ 教育相談・生活相談（心理サポート）
 - ・進路に係る二者面談あるいは三者面談への同席
 - ・生徒又は保護者を含めた生活相談や個別相談への対応

令和3年度 外国人児童生徒教育担当指導主事等連絡協議会 事例発表②

9

4 通訳・翻訳支援

- (1) 通訳ボランティアの派遣
- (2) 教育局に配置されている国際交流員による通訳支援
- (3) 通訳翻訳機器（ポケトーク）の活用（令和3年度より）

- ・ 入力した音声を瞬時にテキストと音声に翻訳
- ・ 入力した文字をテキストに翻訳
- ・ カメラ機能で撮影した文字を自動で認識し、
テキストに翻訳または読み上げ



令和3年度 外国人児童生徒教育担当指導主事等連絡協議会 事例発表②

12

6 成果及び今後の課題と展望

成果

- (1) 多文化共生推進員による支援を受けた外国人等生徒のうち日本語能力が向上し、授業の理解が深まった。77.2%
- (2) 多文化共生推進員による支援を受けた外国人等生徒が在籍する学級、学年又は学校の関係する全生徒のうち多文化共生に対する意識が向上した。87.3%
- (3) 多文化共生推進員と学校職員が情報共有を図り、生徒の進路が実現するなど効果的な支援につながった。
- (4) 通訳支援により、学校職員が生徒や保護者と円滑な意思疎通や情報共有を実現でき、きめ細かな支援につながった。

令和3年度 外国人児童生徒教育担当指導主事等連絡協議会 事例発表②

17

6 成果及び今後の課題と展望

課題

- (1) 日本語支援を必要とする生徒の増加や多様化、更には県内の広範囲に生徒が所在する状況を踏まえた日本語支援の方策を検討する必要がある。
- (2) 入学前後から必要な事務手続や日々の問合せ等にも様々な言語で対応する必要がある。

令和3年度 外国人児童生徒教育担当指導主事等連絡協議会 事例発表②

18

豊橋市教育委員会

取組内容

市役所・教育委員会の連携した取組について
日本語適応教室における初期の集中指導コースの開設と
オンラインの活用について

①市役所・教育委員会の連携した取組について

■取組詳細

(1)市役所市民課窓口から教育委員会の学校教育課への案内

市役所市民課の窓口では、外国人住民が市内に転居の手続きをした場合、庁舎内で各種手続きを行うように案内を行っている（例えば、子育て支援課で子ども手当の手続きをする等）。就学年齢の子どもがいる場合は、学校教育課で手続きを行うように周知している。

(2) 教育委員会内で協議している転入手続きへの取組

転入手続きでは、学事担当者と外国人児童生徒教育相談員（ポルトガル語、タガログ語、英語、スペイン語、やさしい日本語での対応が可能）が立ち合い、日本の公立学校での就学意思の確認を行い、「転編入指定通知書」に記入をしてもらっている。

その際、日本の学校に初めて編入する児童生徒や、他市町村からの転入でも滞日歴が短く日本語に不安を感じている児童生徒には、初期支援コースでの指導を受けることができる」と案内している。

「転編入指定通知書」記入後、「就学援助制度」の説明を行う（ポルトガル語、タガログ語、英語、スペイン語の翻訳文書を整備）。

その後、外国人児童生徒相談コーナーにて、就学に関する詳しいガイダンスを実施（外国人児童生徒相談コーナーは、庁舎内の学校教育課と同じフロアーに開設）。その際、転編入時に学校で必要な書類の説明をし、「転編入パック」として学校での手続きに持参するように説明をしている。

※「転編入パック」

ポルトガル語、タガログ語、英語、スペイン語、中国語の翻訳文書を整備し、以下の文書を入れている。なお、これらの文書は全て「豊橋市外国人教育資料」のHP(<http://www.gaikoku.toyohashi.ed.jp/>)に公開している。

- ・ 児童生徒生活調査票
- ・ 健康カード
- ・ 緊急時児童下校カード（小学校）／緊急連絡カード（中学校）
- ・ 学校給食申込書
- ・ 「がっこうでつかうもの」（小学校）／「中学生の身だしなみ」（中学校）

- ・独立行政法人スポーツ振興センター加入の申し込み
- ・学費口座振替依頼書 記入例
- ・食物アレルギー調査
- ・結核健診問診票
- ・就学援助のお知らせ
- ・「外国人児童生徒のための就学ガイドブック」（文部科学省作成）
- ・学校用語集

保護者には学校での手続き時に、印鑑、通帳、健康保険証、母子手帳（ない場合は、母国の予防接種の記録）を持参するように伝えている。

※日本語に通じない児童生徒の下学年への編入について

学齢相当学年への編入を原則とするが、中学校3年生や過年齢（16歳）で、日本の高校への進学を本人も保護者も強く希望する編入生徒については、状況に応じて学年を一つ下げて受け入れる等の配慮も行っている。

(3)就学児検診の案内を出す際の手組

1. 就学時健康診断までに渡す書類の整備

10月初めに、教育委員会から来年度の就学対象児童の名簿が学校に届けられる。

その際、翻訳版の提出書類（ポルトガル語、スペイン語、英語、タガログ語、中国語）を添付し、学校は該当児童の言語に合わせて翻訳版を活用。

また、本市発行の広報誌「広報とよはし」の外国語版でも、就学時健康診断のお知らせを掲載して、広報に努めている。

2. 就学手続きの返事

外国人家庭の場合、日本の学校に対する情報不足から就学を迷う場合もあり、就学手続きの返事が来ないこともある。その場合は、家庭訪問を行い就学の意思を確認している。返事を促す手紙の翻訳版も用意しており、家庭訪問の際に活用している。

保護者が就学を決めかねている場合には、教育委員会の外国人児童生徒相談コーナーから、保護者に連絡をし、就学を勧めている。

3. 就学時健康診断

外国人の子どもの場合、就学前に本国と日本を行き来している場合があり、学校は保育園や幼稚園、外国人向け託児所などから、就学前の状況や日本語理解力について事前に聞き取りをしている。

日本語が全く理解できないことがあらかじめ分かっている児童については、就学時健康診断に通訳が付き添って母語による説明を行うことで、子どもの不安感を軽くしている。発達検査では日本語がわからなくても、通訳が支援することで、数や関係性を理解する力については測ることができる。

教育委員会では、就学時健康診断時に簡単な語彙調査（愛知県「プレスクール実施マニュアル掲載の語彙調査から一部を抽出したもの」）の実施を学校に依頼。新1年生の学級編成の資料となると共に、次年度の教育委員会のバイリンガル相談員やスクールアシスタント等の母語対応支援者の配置等を決定する際の大切な情報となっている。

外国人児童数が多い学校では、保護者向けに講演会などを行っている間に外国人の保護者だけを別室に集め、説明会を行う。外国人保護者を対象とした詳しい説明は、保護者の不安を解消する上で非常に有効な取り組みである。この時、提出書類の説明を行い、児童の成育歴や保護者の日本語の理解力なども確認している。

1月になると、市教委から就学通知が保護者宛てに郵送される。入学説明会では、就学通知が届いたら必要事項を記入し学校に必ず提出することや、入学説明会の日程など、今後の予定についても保護者に伝えている。

4. 入学説明会

日本人の保護者なら常識として知っていることでも、外国人の保護者は知らないことがあり、一斉の入学説明会では必要な事柄が完全には伝わらない。そのため、別室に外国人の保護者だけを集めて、説明会を行っている学校が多い。

教育委員会では、外国人保護者向けの入学資料「豊橋版就学ガイドブック もうすぐ1年生」（豊橋市外国人児童生徒教育資料

<http://www.gaikoku.toyohashi.ed.jp/gaidobukku/gaidobukku.html>）を作成しており、学校にこの入学資料の活用を促している。

入学説明会では、通学班での通学やそうじ、欠席時の連絡等、学校生活について説明し、更に入学式の日時や服装、持ち物等の確認もしている。「生活調査票」や「保健調査票」なども、可能な限りこの場での提出を求めている。

■参考：一連の流れ

	市教委 ●通訳派遣 ◆翻訳文書	学校	特別支援 未就園
10月	学齢簿の作成 (次年度就学予定児童名簿の打ち出し) 就学予定児童名簿を学校に発送 ◆市教委作成の翻訳書類 (HP に多言語で公開) → ・就学案内 ・就学時健康診断のお知らせ ・就学時保健調査票 ・就学時健康診断に関する書類の提出の仕方 ・予防接種のお知らせ ・アレルギーの調査 ・未提出者への保健調査票提出のお願い(再) ・台風の影響が心配な就学時健康診断について ・就学時健康診断の結果 ●就学時健康診断への通訳派遣 ← ●特別支援学校や特別支援学級への入学を考慮される児童の就学相談に通訳を派遣 ← ◆就学時健康診断を受けなかった児童に対する翻訳文書での再度のお知らせ ←	①就学時健康診断のお知らせを就学予定児童の家庭に配布 ・翻訳された必要書類を同封する ②保護者が記入した就学時保健調査票が学校に戻る ③就学時保健調査票が戻らない場合 ・家庭への電話連絡、家庭訪問 ・未提出者への翻訳文書保健調査票提出のお願い(再) (翻訳版あり) ④就学予定外国人児童の名簿を作成 ・市教委に就学時健康診断の通訳依頼 ・幼稚園、保育園、外国人向け託児所等への聞き取りをする ⑤就学時健康診断 ・日本語能力に応じてグループ分けをし、必要に応じて通訳を付ける ・簡易版の語彙調査を行う ・保護者への対応 ・教員・通訳による情報交換 ⑥校内就学指導委員会 ⑦就学時健康診断を受けなかったが、その後就学を希望する場合は、学校で健康診断を行う ⑧就学予定児童が確定する ・市教委に入学説明会の通訳依頼 ⑨新入学児入学説明会 ・外国人保護者を集めた説明 ・経済的に困難な家庭への支援 (就学援助の広報、学習用品のリサイクルなど) ⑩学級編制 ⑪入学式の案内の配布 ⑫入学式 ⑬日本語指導計画作成 (1年語彙調査)	【特別支援】 通訳派遣で支える ●就学相談 ●発達検査 ●特別支援学校の体験入学等の相談に対する通訳派遣 【未就園】 就学前プレスクールにつなげる ・プレスクール事業 (豊橋市多文化共生・国際課)
1月	◆就学予定の子どものいる外国人家庭に多言語対応の就学通知書を郵送 保護者が必要事項を記入し就学届けを提出		
2月	●新入学児入学説明会への通訳派遣 ← ◆市教委作成の翻訳文書 (HP に多言語で公開) → ・生活調査票 ・緊急連絡先カード ・学費の口座振替依頼書の書き方 ・保健調査票 ・就学援助のお知らせ ・「豊橋版就学ガイドブック もうすぐ1年生」		
3月	就学援助の申請の受付 ●申請窓口に通訳の配置		
4月	◆入学式のお知らせ ◆入学後にすぐ必要となる翻訳文書 (HP で公開) → ●入学式への通訳派遣 ← 1年生の語彙調査 (日本語指導計画作成の参考に) →		

②日本語適応教室における初期の集中指導コースの開設とオンラインの活用

■実施のきっかけ

豊橋市では増加する日本語指導が必要な外国人生徒への支援として、2018 年度に「みらい東」、2019 年度に「みらい西」を開設し、指導体制を整えてきた。

市内では外国人住民の散在化が進み、今後登下校の課題から、通級を諦めざるを得ない生徒が出てくることも考えられたため、今年度はパイロットプロジェクトとして、「みらい西」をベースにして、Teams を使ったオンライン授業を計画した。

※豊橋市教育委員会では、令和 3 年度文部科学省の「帰国・外国人児童生徒等教育の推進事業〔帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業〕」の補助を受けており、その実施項目に「ICT を活用した教育・支援」も含まれる。

このプロジェクトは、「1 人 1 台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育 環境を実現する」という GIGA スクール構想にも合致している。

今回のプロジェクトで行う日本語指導のプログラムは、「日本語と教科の統合学習」のうち「JSL カリキュラム英語科」。英語の授業はアクティビティが豊富で「導入→ルールの定着→運用」という授業の流れが、オンライン授業との親和性が高いとも言われているため。

■概要

豊橋市内の小中学校には、愛知県の教員配置によって「日本語適応教室」を開設している学校も多いが、初期指導においては母語話者の支援者が必要なことや、日本語指導に関する専門的な知見も必要とされるため、初期の集中指導コースを開設している。

■取組詳細

(1)平成 30 年度：初期支援コース「みらい東」スタート

中学生対象。市の東部地区の中学校内に設置

(2)平成 31 年度（令和元年度）：初期支援コース「みらい西」スタート

中学生対象。市の西部地区の中学校内に設置

海外あるいは国内にある外国人学校から、豊橋市内の小中学校に編入してくる児童生徒は年々増加。豊橋市では、国際教室の開設、教育相談員やスクールアシスタント、登録バイリンガルの派遣などの支援体制を整えて、成果を上げてきた。

一方で、特に中学校に編入する生徒への日本語指導は専門的な知識が求められ、担当教員の負担にもなっていた。

そのため、平成 29 年度に外国人児童生徒教育推進委員会からの「答申」を受け、平成 30 年度に中学生を対象とした初期支援コースを豊岡中学校内に開設。

平成 31 年度は通学の利便性を考慮し、羽田中学校内にも同様の初期支援コースを開設した。

(3)令和 2 年度：初期支援コース「きぼう」スタート

小学生対象。市の東部地区の小中学校内に設置。

※初期支援コース「みらい西」では、初期支援修了生を対象に、オンライン授業をパイロットプログラムとして開始した。

近年は日本国内の労働者不足を補うために外国人の雇用が増え、それに伴って豊橋市内の公立学校に編入する児童生徒が急増。小学生を対象とした初期支援は長い間、多文化共生・国際課が公立学校外で行う「虹の架け橋教室」が担ってきたが、令和 2 年度より、教育委員会が小学生を対象とした初期支援コース「きぼう」を開設。

これにより、子ども達が公教育における様々なサービスを公平に受けられるようになり、更に初期支援コースでの指導のノウハウを活かした質の高い指導を受けることができるようになることを期待した。

(4)令和 3 年度：初期支援コース「みらい」オンライン授業スタート

令和 3 年度は、4 クールに分けて実施予定。

申込方法は、在籍する学校の教務主任から、教育委員会学校教務課に申込書類を交換便で、各クールの 1 週間前までに送付する。

(5)つながり早見表

市内には不登校や特別支援等、多様な相談に関わる外国人児童生徒がいる。外国人保護者には相談機関がわからない、学校関係者には外国人保護者に紹介できる機関がわからないということがあったため、教育委員会の所管委員会である「不登校対策推進協議会」が作成した「つながり早見表」をポルトガル語、タガログ語、スペイン語に翻訳し、配

布。

(6)外国人児童生徒教育担当者研修会

日本語指導が必要な児童生徒の増加に伴い、「日本語適応教室」の担当教員も増加しており、初めて担当する教員も多い。担当教員の資質向上が喫緊の課題であり、課題解消のため実施。

令和3年度は、年間を貫くテーマを3つ設定し、教員を3グループに分け、年3回の「外国人児童生徒教育担当者研修会」を実施した。

この研修会の計画には、文部科学省の「外国人児童生徒等教員を担う教員の養成・研修モデルプログラム」を参考に行っている。

【広報活動】

翻訳文書を作成し、学校を通じて保護者に配布を行う。

【関係団体】

(5)「つながり早見表」では、教育委員会の「にじのご相談室」と連携している。

【予算・財源】

(1)(2)(3)は市費に加えて、文部科学省「公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業」（補助事業）による補助を受けている。

■成果・今後の方針

【(1)(2)(3)の初期支援コースの成果】

■通級児童生徒・保護者に関して

- ・保護者や児童生徒の日本の学校生活への不安を取り除くことができた。
- ・初期段階の日本語を習得することができ、前向きな気持ちで在籍校へ戻ることができた。
- ・学校生活に必要なきまりや礼儀、習慣等を身につけることができた。
- ・初期支援コースを終えた生徒は、自分の将来に夢をもち、それを修了式で語ることができた。

■在籍校に関して

- ・在籍校の担当者の負担を軽減できた。
- ・金曜日の在籍校への登校が生徒のソフトランディングにつながった。
(生活適応・日本語習得・校内での友人関係・教職員の理解)
- ・生徒の前向きな学習態度に後押しをされ、進路指導や学習指導が充実した。

■市の外国人児童生徒教育に関して

- ・今まで分散して編入していたため、編入生徒の編入前の状況や現在の生活環境、学力などの情報を収集したり、分析することができた。
- ・多くのメディア（テレビ、新聞等）に取り上げられることで、市内外への PR につながった。

また、外国人生徒に関わる様々な問題（下学年や過年齢への対応、不就学、子どもが抱える日本の文化や学校生活への困難さ、進学、発達障害に関わること等）への理解が深まった。特に、直接かかわっている中学校の教職員の外国籍生徒への理解と協力が得られるようになった。

- ・初期支援プログラムや初期の日本語指導の教材などを作成することができた。必要に応じて各学校にも配付し、活用してもらうことができた。
- ・令和3年度末には、初期支援コース「みらい」で使用している「みらいの日本語」を出版し、市内の中学校に配布する予定。

【課題・改善策】

担当教員の資質向上については、教育委員会主催の研修だけでは成果が得にくい一面もある。

⇒担当指導主事、外国人児童生徒教育アドバイザー、（日本語教育を担当する）教科領域等指導員、外国人児童生徒教育相談員等が、国際教室設置校に巡回訪問を行い、「個別の指導計画」の作成や、校内体制や時間割の作り方など、個々の学校の状況に対応する助言を行っている。

■参考：全体の流れ

	「みらい西」	在籍校担当者	生徒
事前	・ワークシート作成 →交換便で在籍校へ ・Teams ルーム設置 ・生徒 ID 登録 ・会議室ログインテスト	・ワークシートを生徒に配付 ・生徒ログインテスト	[持ち物] ・生徒用タブレット ・英語教科書 ・筆記用具 ・ノート など
当日朝	・電話で確認	・生徒欠席の場合、8：30までに羽田中（担当：山本）まで、電話で連絡してください。	
授業中	T1 モデレーター	T： 生徒支援	学習
事後	・e ライブラリ課題指示と提出確認		・e ライブラリ課題の取組み、提出
	・改善点の共有	・改善点の共有	

■参考資料

(1)(2)「みらい」 中学校説明用 Q&A (R3 年 4 月版・改訂版) 一部抜粋

初期支援コース通級の申し込みの手順

Q5 初期支援コースに通級する申し込みはどうするのですか？

保護者は学校教育課にて①転編入の手続きをして、在籍校を決めます。②外国人児童生徒相談コーナーにて、初期指導についての説明を受けます。

初期支援コースへ通級することを希望した場合、保護者と生徒本人が③初期支援コースでのガイダンスに参加します。〔「初期支援コースガイダンス資料」別紙1〕指導内容等を了解し、「通級申込書」(別紙1)に記入をします。④中学校や保護者の状況によっては、初期支援コースのガイダンスが、中学校での転編入手続きの前に行われることもあります。

在籍校は、初期指導について保護者と本人の希望を聞くと共に、初期支援コースでのガイダンスの様子を初期支援コースのコーディネーターと共有します。そして、初期支援コースへの通級が本人に望ましいと学校長が判断した場合、⑤「**初期支援コース(豊岡中学校内)への通級について(依頼)**」(別紙2)を教育委員会に提出し、通級が確定します。



別紙1
豊橋市立 _____ 中学校
学校長 _____ 様

初期支援コースでの指導の申込書

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

初期支援コースのきまりを守ります。初期支援コースでの指導を申し込みます。

生徒氏名: _____ (男・女)
保護者氏名: _____

1. 国籍: _____
住所: _____
電話番号: _____

2. 通級期間: 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 ~ ____ 年 ____ 月 ____ 日

3. 下記の内容をご承諾いただける場合は、□に☑をご記入ください。
□体調不良等で早退する場合は、学校へ子どもを迎えに来ます。
□「特別警報」や緊急事態等危険な状況が発生した場合は、「みらい」へ子どもを引き取りに来ます。

通級方法

①保護者が送迎する場合

送迎する人の氏名	本人との続柄	電話番号

※送迎する人が代わる場合は、事前に初期支援校担当者に連絡をします。

②自分で通級する場合

() 徒歩
() 自転車
() 公共交通機関利用
※公共交通機関利用の場合の記述例
(例) 自宅 - (徒歩) - 豊橋駅 - (市電) - 岩田運動公園前 - (徒歩) - 豊岡中学校

別紙3

31 豊 教 学 号 外
令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

豊橋市立〇〇中学校長 様

豊橋市教育委員会
教育長 山西 正泰

初期支援コース「みらい」の授業見学について (依頼)

このことについて、下記のとおり開催しますので、貴校 教諭の出席について、格別のご配慮をお願いします。

記

1 日 時 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 () : ____ ~ ____

2 会 場 初期支援コース「みらい」(豊橋市立豊岡中学校・羽田中学校内)
住所: _____
電話: _____

3 内 容 ・授業見学
・情報交換

4 その他 本市では、節電の取り組みとして5月1日から10月31日まで「クールビズ」を実施します。本会におきましても、この運動の趣旨をふまえ、軽装でお願いします。

担 当 教育部学校教育課 (柴田さやか)
電 話 0532-51-2826
FAX 0532-56-5104

(3)「きぼう」小学校説明用 Q&A (R3年4月・改訂版) 一部抜粋

岩西小学校 初期支援コース「きぼう」概要

【対象児童】

日本の学校に初めて編入する小学校3年から6年までの日本語に通じない児童。
(日本国籍者を含む)

【指導】

小学校の教員免許を持つ教員が「特別的教育課程」による指導を行う。他に、ポルトガル語とタガログ語の相談員、初期支援コースコーディネーターを配置する。

【通級申し込みの手順】

- ①保護者が教育委員会で編入手続きをする。(在籍校の決定)
- ②外国人児童生徒相談コーナーで、初期指導について説明を受ける。
- ③岩西小学校の初期支援コース「きぼう」に通級を希望した場合、「きぼう」でのガイダンスに参加し、「通級申込書」に記入する。
- ④初期支援コース「きぼう」の担当者と在籍校の間で、児童の日本語理解の状況や通級手段等の情報を共有する。(通級申込書:「きぼう」→在籍校)
- ⑤初期支援コース「きぼう」への通級が本人に望ましいと学校長が判断した場合、「初期支援コースへの通級について(依頼)」を教育委員会に提出する。

【初期支援コース「きぼう」への通級方法】

保護者による送迎。ただし、保護者以外の送迎を希望される場合は、詳しく事情を聞き、在籍校の学校長の判断を仰ぐ。

【学習期間】

入級後6週間(6週目の木曜日が修了日)

【指導日】

指導日は、毎週月～金曜日。隔週の月曜日に入級を受け入れる。
隔週の金曜日に在籍校に登校し、在籍校での適応を促す。

1週目	2週目	3週目	4週目	5週目	6週目
月火水木金	月火水木金	月火水木金	月火水木金	月火水木金	月火水木金 木曜日:修了日
入級週	×	入級週	×	入級週	×

【指導時間】

1日5単位時間×27日間＝135単位時間程度

【学習内容】

- ・登下校の注意や保健室の利用、学校での日課(給食や掃除など)、遊具の使い方や遊びのルールなど、日本の小学校生活への適応指導。
- ・持ち物の準備や宿題の提出など、基本的な学習習慣を身に付ける指導。
- ・挨拶の言葉や学習の指示語など、具体的な場面で使う日本語表現。(サブイノバル日本語)
- ・学校生活頻出語彙や、ひらがななどの文字の読み書きの学習。(日本語基礎)
- ・日本の方法による四則計算の学習。(算数の基礎)
- ・母国での学習経験が少ない音楽や図工などの指導。(トピック型「JSLカリキュラム」)

1

15	学習期間や時間はどのようになっていますか。	7
16	学習内容はどのようになっていますか。	7
17	昼食はどのようになっていますか。	8
18	通級指導中、体調不良になった場合、どうしますか。	8
19	通級指導中の事故や怪我は、スポーツ振興センターの災害給付の対象になりますか。	8
20	指導の短縮はありますか。	8
21	なかなか日本語が覚えられない場合、指導の延長はありますか。	8
22	保護者は日本の学校について知らないことが多いですが、保護者支援はありますか。	8
23	通級中の「特別的教育課程編成・実施計画」の扱いはどうなりますか。	8
24	通級中、在籍校での評価はどのようにしたいのでしょうか。	9
25	通級中、在籍校での行事の扱いは、どのようになりますか。	10
26	通級中、学校保健関係の扱いは、どのようにしたいのでしょうか。	10
27	在籍校へ登校する金曜日の給食は、どのようにしたいのでしょうか。	12
28	初期支援コース通級中の集金は、どのようにしたいのでしょうか。	12
29	通級中の教科書の配付は、どのようにしたいのでしょうか。	12
30	初期支援コースとの連絡調整はどのようにしたいのでしょうか。	12
31	金曜日の在籍校への登校では、どんな支援をしたいのでしょうか。	12
32	通級修了後の指導は、どのようなことをしたいのでしょうか。	14
33	初期支援コースに通級を希望しない場合、支援はありますか。	15
	【別紙1】初期支援コース「きぼう」通級の手引き	17
	【別紙2】初期支援コースでの指導の申込書	19
	【別紙3】初期支援コース(岩西小学校)への通級について(依頼)	20
	【別紙4】通級方法確認書	21
	【別紙5】初期支援コース「きぼう」の授業見学について(依頼)	22
	【資料】令和2年度 初期支援コース「きぼう」まとめ	23
	令和3年度 初期支援コース 入級日・修了日 予定	24

2

(6)令和3年度外国人児童生徒教育担当者研修会 一部抜粋

令和3年度外国人児童生徒教育担当者研修会

〔令和2年度反省〕

- 令和2年度はコロナ禍の研修会で、回数の減少(3回の予定から1回へ)を余儀なくされたが、全体を3グループに分けて行った研修会自体は好評だった。
- 令和3年度は年3回の計画で、今年度同様、参加者を3グループに分けて、課題とニーズに対応する研修としたい。
- コロナウイルス感染の状況によっては、オンライン研修も計画すべきと考えられる。

〔研修の対象と目的〕

- ①国際教室の初心者への研修
「掘む」:研修を通して、国際担当者としての実践力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させる。
- ②国際教室の2年目以降の担当者への研修(国際教室の経験が比較的短い担当者向け)
「広げる」:外国人児童生徒教育における課題に幅広く対応し得る内容について、体系的に研修を行い、資質・能力の向上を図る。
- ③国際教室の2年目以降の担当者への研修
「深める」:外国人児童生徒教育における課題に対応し得る内容について、専門的な研修を行い、資質・能力の向上を図る。

〔研修内容〕

①国際教室の初心者への研修

「掘む」:国際担当初心者としての実践力と使命感を養うための研修です。

4月21日 (水)	「国際教室はじめの歩」	①国際教室運営の考え方 ②日本語指導の教材紹介 ③初期支援コースから学ぶ 初期適応指導「きぼう」 日本語基礎指導「みらい」
6月4日 (金)	「日本語と教科の統合学習(JSLカリキュラム)の考え方と実践」(オンライン研修) 講師:菅原雅枝(愛知教育大学)	①日本語と教科の統合学習(JSLカリキュラム)の概要の実践
9月29日 (水)	「個別の指導計画」作成と評価 「日本語指導の方法」	①「個別の指導計画」作成の考え方と評価 ②実践報告「国際教室の指導」

②国際教室の2年目以降の担当者研修

「広げる」:外国人児童生徒教育の全体像を幅広く、体系的に学ぶ研修です。

4月21日 (水)	「外国人児童生徒等教育の考え方と日本語初期指導」	①外国人の児童生徒等の教育に必要な基本的な考え方と、児童生徒等の状況を把握したことばの教育 ②日本語初期段階の指導方法
6月4日 (金)	「日本語と教科の統合学習(JSLカリキュラム)の考え方と実践」(オンライン研修) 講師:菅原雅枝(愛知教育大学)	①日本語と教科の統合学習(JSLカリキュラム)の概要の実践
9月29日 (水)	「日本語教育-他領域の知見・研究から」	①特別支援教育と外国人児童生徒への支援の接点

③国際教室の2年目以降の担当者研修

「深める」:外国人児童生徒教育の専門的な知識を深く学ぶ研修です。

4月21日 (水)	「日本語の力を測る～DLAの方法と評価」	①『外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA』の概要 ②DLAの方法と評価
6月4日 (金)	「日本語と教科の統合学習(JSLカリキュラム)の考え方と実践」(オンライン研修) 講師:菅原雅枝(愛知教育大学)	①日本語と教科の統合学習(JSLカリキュラム)の概要の実践
9月29日 (水)	「外国人児童生徒とキャリア教育」	①進路説明会「進路の手引き」共有 ②高校に進学した生徒のインタビュー視聴 ③高校の取り組みを知る

札幌市教育委員会

取組内容

札幌市帰国・外国人児童生徒教育支援事業について

■概要

小中高等学校において日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒に対する指導を充実させ、円滑な学校生活に資することを目的としている。本事業では、事業の実施にあたって定めた条件に該当するボランティアを指導協力者として登録し、各学校に派遣し児童生徒の支援を行う。

■実施のきっかけ

帰国・外国人児童生徒に対して各学校における支援が必要となったため、平成 18 年度より開始。

■取組詳細

本事業は、各学校に在籍する児童生徒の日常の状況等を踏まえ、各学校が教育委員会に支援依頼し、支援を行う。事業実施にあたっては、学校から保護者に対して、事業概要等について説明することで児童生徒の安心な学校生活を支えるとともに、札幌市の関係部署が実施する日本語指導等に係る事業等について、周知するなど、児童生徒及び保護者の孤立を防ぐことを目的とした関わりを行っている。

ボランティアは、日本語指導等にかかわるボランティア団体に所属し日本語指導経験のある方で、本事業の主旨に賛同していただいた方を登録している。

指導協力者（登録者の中で実際に支援にあたる方）の派遣に係り、市教委及び学校との連絡調整を行う担当者を委嘱し、支援を円滑に進めている。

札幌市における関係部署及び各学校の管理職または日本語指導担当者、指導協力者が一堂に会して現状把握及び今後の円滑な事業推進に向けて、年 2 回の連絡推進会議を実施している。

【予算・財源】

令和 3 年度「札幌市帰国・外国人児童生徒教育支援事業」に係る予算は、3,445,000 円（指導協力者謝金、連絡調整担当者謝金、指導用教材費、指導協力者保険料等）

【主な担当者】

主担当課は、学校教育部教育課程担当課。

事務局は担当課所属の指導主事が運営している。

■成果・今後の方針

【成果】

事業開始当初は、9校に指導協力者を派遣し、12名の児童生徒の支援にあたっていたが、事業の学校内における効果や支援体制の充実により、年々派遣校数及び支援児童生徒数が増加傾向にあり、令和2年度においては、46校91名の支援を行っている（令和3年度においては、10月30日現在、45校、71名の児童生徒を支援）。

本事業に携わる方々との絆が年々太くなることで、大学関係者の家族等、短期間の日本滞在の児童生徒に対する支援から、日本への定住を視野に入れた保護者をもつ児童生徒の進学等を踏まえた支援ヘシフトチェンジが行われるなど、時々ニーズに合わせた柔軟な対応が実施できている。

【課題】

事業開始当初から支援を担っている方々の指導技術の伝達及び学習言語の支援を行う上で必要となる指導協力者の人材育成等が今後事業を継続させていく上での課題と認識している。

⇒日本語指導加配教諭による巡回指導形式による支援体制を構築し、各学校において特別の教育課程による指導を充実させる取組を推進している。

【今後の方針】

巡回指導形式による日本語支援の充実及び本事業に従事する指導協力者への研修体制の構築などを検討している。

～市教委内他課との連携～

- ・ 令和4年度開校の公立夜間中学との連携。
- ・ 札幌市学びの支援総合センターにおいて整えた、帰国・外国人児童生徒の相談を受けられる仕組みを効果的に活用できる体制を整備する。

■参考資料（R3 事業実施要項）

令和3年度 札幌市帰国・外国人児童生徒教育支援事業実施要項

1 趣旨

本事業は、札幌市立小学校、中学校、中等教育学校、高等学校（以下、学校という。）に在籍する、日本語指導等が必要な帰国・外国人児童生徒（以下、支援対象児童生徒という。）に対する指導の充実を図るため、指導協力者の派遣による教育支援を行うことで支援対象児童生徒の円滑な学校生活に資することを目的とする。

2 所管

教育委員会教育課程担当課（以下、教育委員会という。）が本事業を所管し、事業を推進する。

3 指導協力者

(1) 指導協力者の役割

ア 日本語指導

指導協力者は、教育委員会の依頼を受け、支援対象児童生徒に対して日本語指導等を行う。

イ 連絡調整

連絡調整担当者は、指導協力者の派遣に係り、教育委員会及び学校と指導協力者との連絡調整を行う。

(2) 指導協力者の登録

アからエの条件のいずれかに該当する者を、本事業の指導協力者として登録する。

ア 日本語教育能力試験合格者もしくは日本語教師養成講座を修了した者

イ 日本語指導等にかかわるボランティア団体に所属し、日本語指導の経験のある者

ウ 支援対象児童生徒の在籍する学校長の推薦を得た者

エ ボランティアへの関心が高く、教育委員会が適当と認めた者

(3) 守秘義務

指導協力者は、支援等で知り得た支援対象児童生徒に関する秘密等を他に漏らしてはならないものとする。

(4) 連絡推進会議

学校や指導協力者、札幌国際プラザ、教育委員会が集まり、円滑な事業の実施に向けて研修や情報交換等を行う。

(5) 事業推進協議会

教育委員会と指導協力者が集まり、事業の現状や今後の方向性について協議する。

4 事業に要する経費

(1) 謝金

指導協力者の派遣に際し、以下のとおり謝金を支給するものとする。

ア 指導協力者（日本語指導）

各学校における1単位時間の支援につき、謝金として1,000円を計上し、上半期（4月～9月）と、下半期（10月～3月）の派遣実績をそれぞれとりまとめた上で支給する。なお、1単位時間の支援で複数名を指導した場合についても、1,000

円とする。

イ 指導協力者派遣に係る連絡調整担当者

当事業における指導協力者の派遣に係る連絡調整の経費として、1時間当たり1,000円に、週当たり2.5時間分（一日当たり0.5時間とする）を乗じた額を支給する。なお、長期休業期間は含まないものとする。

ウ 連絡推進会議

指導協力者が連絡推進会議に出席した場合については、交通費相当分として1,000円を支給する。

エ 事業推進協議会

指導協力者が事業推進協議会に出席した場合については、交通費相当分として1,000円を支給する。

(2) ボランティア保険

教育委員会は、指導協力者を対象としたボランティア活動保険に加入する。

(3) 指導資料

支援対象児童生徒の日本語の習得状況に合わせた日本語指導を行うため、教育委員会は指導用図書や教材を購入し、支援対象児童生徒の在籍する学校長に貸与する。

5 指導協力者派遣の手順

(1) 学校は保護者や児童生徒に派遣の希望を確認する。

(2) 希望がある場合は、学校長が支援依頼書【様式1】を教育委員会に提出する。

(3) 教育委員会は、学校長へ指導協力者の派遣についての結果を通知する。

(4) 学校の日本語指導担当者は、教育委員会及び指導協力者と支援についての打合せをする。

(5) 指導協力者と支援対象児童生徒が面談をする。

(6) 学校の日本語指導担当者は、指導協力者と連携して指導目標や指導計画等を立案し、学校長は個別の指導計画書【様式2-1】、特別的教育課程編成実施計画（報告）書【様式3-1】を作成するとともに、【様式3-1】は支援開始後、教育委員会に提出する。【様式2-1】については学校で保管し、半期に一度計画を見直した上で教育委員会に提出する。

(7) 日本語指導支援を実施する。

(8) 学校長は支援の実施状況を、日本語指導月別報告書【様式2-2】、特別的教育課程編成実施計画（報告）書【様式3-1】に記入し、【様式2-2】については、支援を実施した翌月15日までに教育委員会に提出し、【様式3-1】については、年度末に教育委員会に提出する。

6 留意点

指導協力者の派遣対象となった場合、学校は、以下の内容に留意して事業を実施することとする。

(1) 支援は、支援対象児童生徒の過度な負担とならないよう、1回につき2時間以内、週2回を目安とするが、来日または帰国直後、進学等を視野に入れた支援が必要な場合など、特別な事情がある場合の支援については、その限りではない。（※あらかじめ教育委員会と協議する。）

(2) 学校長は、支援対象児童生徒の日本語指導担当者を決定し、支援の実施に当たっ

て校内の日本語指導担当者及び支援児童生徒に係る教職員と教育委員会、指導協力者が十分な打合せを行った上で、日本語指導担当者が計画書及び報告書を作成・提出する。

(3) 日本語指導は、教育課程内で実施する事を基本とするが、児童生徒の実態に応じて学校と協議の上、支援日程を決定する。

(4) 取り出しによる指導を原則とし、指導を行う場所については支援対象児童生徒の実態を踏まえ、教育委員会、学校、指導協力者が協議し決定する。

(5) 支援対象児童生徒が帰国または、日本語習得の状況に応じて、指導協力者の派遣が不要になった場合、学校は速やかに教育委員会まで連絡する。

本事業の実施に当たっては、教育センターに設置している「日本語教室」と連携し、支援対象児童生徒の状況に応じて本事業との併用を推奨するなどして指導の充実を図る。

(6) 本要項に定める内容以外に個別の対応が必要になった際には、支援対象児童生徒の実態を踏まえ、教育委員会、学校、指導協力者が協議し対応を決定する。

■参考資料（派遣実績の推移）

1. 帰国・外国人児童生徒教育支援事業 派遣実績の推移（平成18年度～令和3年度）

（令和3年10月現在）

	派遣校数	支援児童生徒数
平成18年度	9校	12名
平成19年度	13校	21名
平成20年度	19校	27名
平成21年度	17校	32名
平成22年度	15校	29名
平成23年度	15校	34名
平成24年度	19校	33名
平成25年度	25校	42名
平成26年度	34校	57名
平成27年度	27校	49校
平成28年度	28校	63名
平成29年度	27校	60名
平成30年度	39校	71名
平成31年度 （令和元年度）	51校	86名
令和2年度	46校	91名
令和3年度	45校	71名
合計（延べ）	429校	778名

■参考資料（令和3年度派遣実績）

2. 帰国・外国人児童生徒教育支援事業 令和3年度派遣実績

	派遣校数	支援児童生徒数	国籍
小学校	30校	47名	● 中国（12名） ● モンゴル（8名） ● ネパール（6名） ● インドネシア・日本（2名） ● ギニア・ロシア（2名） ● タイ（2名） ● ナイジェリア（2名） ● 日本（2名） ● フィリピン（2名） ● アメリカ・台湾（1名） ● エリトリア（1名） ● 韓国（1名） ● チュニジア（1名） ● 日本・アメリカ（1名） ● 日本・中国（1名） ● フランス（1名） ● ブラジル（1名） ● ロシア（1名）
中学校	14校	20名	● 日本（7名） ● 中国（4名） ● ネパール（3名） ● アメリカ（2名） ● 韓国（1名） ● 日本・フランス（1名） ● ベルギー（1名） ● モンゴル（1名）
高等学校	1校	4名	● ネパール（2名） ● タイ（1名） ● 中国（1名）

神奈川県教育委員会

取組内容

日本語を母語としない生徒支援援者派遣事業・
多文化教育コーディネーター派遣事業について

■取組名称・概要

＜「日本語を母語としない生徒支援者派遣事業」及び「多文化教育コーディネーター派遣事業（NPO 多文化共生教育ネットワークかながわとの協働事業）」＞

在県外国人等特別募集実施校及び日本語を母語としない生徒が多く通学している定時制高等学校等に、外国籍生徒支援担当者（教職員）を置く。

多文化教育コーディネーターと協力しながら、高校教育課と必要な支援について協議の上、学校、家庭、通訳、支援者、地域資源等をつなぐ日本語を母語としない生徒支援に必要な地域のサポーターを派遣する。

■実施のきっかけ

神奈川県が平成 13 年に基金 21 条例を制定し公益を目的とする事業に取り組む非営利の各種団体を支援するためボランティア活動推進基金 21（100 億円の基金）を設置し、地域や社会の課題解決に向けて、団体に事業費として負担金を交付した。

神奈川県と NPO 多文化共生教育ネットワークかながわが協働事業としての協定の締結を行い、平成 18～22 年の間に基金 21 協働事業「外国につながりを持つ子どもたちへの教育・進路サポート事業」を実施した。

その後も、それぞれの負担で継続し、

多文化教育コーディネーター派遣事業を平成 19 年から開始。

平成 19 年度：4 校 平成 20 年度：9 校 平成 21 年度：12 校

平成 22 年度：13 校 平成 23 年度：15 校 平成 25 年度：16 校

平成 29 年度：20 校 平成 30 年度：21 校 平成 31 年度：21 校

令和 2 年度に新たに 1 校増え、現在は 22 校に多文化教育コーディネーターを派遣している。令和 4 年度からはさらに 5 校が加わっている。

■取組詳細

多文化教育コーディネーターは、日本語を母語としない生徒が学校生活を円滑に送ることができるよう、各学校と相談の上、適切なサポーターを選任し、日本語学習の支援、職員研修会の実施、通訳派遣等の必要な支援をコーディネートする。

地域のサポーターは、日本語を母語としない生徒が学校生活を円滑に送ることができるよう、日本語学習の支援、職員研修会の実施又は通訳等の必要な支援をする。

【広報活動】

本事業による支援を受ける生徒は、神奈川県教育委員会が指定した 22 の学校が対象となるため、他の県立高等学校及び県立中等教育学校に対して、本事業と外国につながりのある生徒やその課題を周知するため年 2 回の教育課程説明会にて紹介をしている。生徒に対しては、各学校において、やさしい日本語を用いたり、ルビをふったりした日本語を活用し、工夫している。

なお、本課が対象となる学校を指定しているため、参加者数を増やすことを意図した広報は行っていない。

【関係団体】

NPO 多文化共生教育ネットワークかながわ (ME-net)

【予算・財源】

日本語を母語としない生徒支援者派遣事業サポーター派遣及び多文化教育コーディネーター派遣事業は、県費と、多文化共生教育ネットワークかながわ (ME-net) 予算で実施。

【主な担当者】

- ・ 外国籍生徒支援担当者（該当校の担当教職員）
- ・ 多文化教育コーディネーター
（NPO 多文化共生教育ネットワークかながわ (ME-net)）
- ・ 地域のサポーター（地域資源等をつなぐ日本語を母語としない生徒支援者）

■成果・今後の方針

(1)「学校生活の安定と継続」に効果的と感じた取組について

多文化交流部・委員会・その他による校内の居場所作り：居場所があることで安心感を得られる。生徒が教員やコーディネーターと話し合う場ともなる。

面談での通訳配置：言語通訳の側面に加えて、通訳者による生徒・保護者への寄り添いが問題発見と解決に効果がある。

(2)「日本語の力の伸長と学力の定着」に効果的と感じた取組

日本語学習を目的とした学校設定教科・科目における日本語授業、個別対応による教科授業の実施。

(3)「ルーツを含む自己肯定感の向上」に効果的と感じた取組について

多文化交流部・委員会・その他による校内の居場所、校外イベントへの参加支援、個別対応による教科授業の実施。

(4)「進路実現」について効果的と感じた取組について

進学支援（外国につながる専門学校生・大学生との交流 /外国につながる生徒向け進路情報の提供）。

【課題】

学習指導や生活面の相談・指導を必要とする生徒が非常に多く、生徒個々の課題を把握し、きめ細かな個別対応を継続的に行う必要性が見受けられる。

派遣可能な学校数、派遣実施回数に限りがあり、支援を必要としている生徒へサポートが行き届かない状況の報告もあるため、必要な支援のための予算の確保を行う必要がある。

【今後の方針】

学習指導や生活面の相談・指導を必要とする生徒の増加が見込まれるため、生徒個々の課題を把握し、きめ細かな個別対応を引き続き行う必要がある。

派遣可能な学校数、派遣実施回数に限りがあるものの、次年度以降も支援を必要としている生徒の実情に合わせたサポートを継続する。

■参考資料（外国につながるの生徒への神奈川県支援について 一部抜粋）



増加する外国人への対応

- 7 -

多文化理解の推進

- 国籍などの違いを越えて多様性を理解する取組

外国籍県民等も安心してらせる地域社会づくり

- 言葉の壁などの不便や疎外感を感じることのない体制づくり

外国人が活躍できる環境づくり

- 留学生などの外国人が活躍できる環境づくり

多文化共生の
地域社会づくり



外国籍県民への支援施策 1

- 8 -

総合計画・かながわグランドデザイン

（県政運営の総合的・基本的指針として神奈川の将来のあるべき姿を描いたもの）
（平成24年3月策定、令和元年7月改定（第3期））

県民生活 ⇒
ともに生きる地域社会の実現 ⇒
多文化共生の地域社会づくり ⇒

多文化理解の推進

外国籍県民がくらしやすい環境づくりの推進



外国籍県民への支援施策 2

- 9 -

かながわ国際施策推進指針（平成3年策定、平成29年改定（第4版））

多文化共生の 地域社会づくり	神奈川の強みを生 かした国際展開	グローバル人 材などの育成	非核・平和 意識の普及	県民などの国際活動の 支援、協働・連携の促進
-------------------	---------------------	------------------	----------------	---------------------------

多文化理解
の推進

A

外国籍県民等がく
らしやすい環境づくり

B

国際社会で活躍
できる人材の育成

C

教育

A: ○学校教育における多文化理解の推進

B: ○外国につながるの子どもたちの教育機会の拡大
○外国につながるの子どもたちの教育の充実

C: ○国際バカロレア認定校設置に向けた環境整備を実施
○国際化に対応した教育の推進



外国籍県民への支援施策 3

- 10 -

総合相談	多言語支援センターかながわの運営
	○ 多言語(11言語)のコールセンター運営
	医療通訳派遣システム
	○ 医療通訳スタッフを派遣
民間・NPO法人等との連携	外国人居住支援システム
	○ 外国人のすまい探しや賃貸に関する相談等への支援
	あーすフェスタかながわ
	○ 民族団体、NPO法人、市民ボランティア等の協力によるイベント開催
留学生支援	かながわ国際ファンクラブ
	○ 留学生支援・交流拠点「KANAFAN STATION」の運営等
外国籍県民の県政への参画	外国籍県民かながわ会議
	○ 外国籍県民の視点を生かした地域づくりを協議

昭和51年 民際外交: 国同士の交流ではなく、人と人、地域と地域の交流が必要
 昭和55年 内なる民際外交: 県内の外国籍県民の大部分を占めるアジアの人々への支援
 平成14年 ボランタリー活動推進基金21: ボランタリー団体等が立ち上げる事業を支援



支援に向けた主な取組

- 18 -

外国につながるのある子どもたちの教育機会の拡大
神奈川県公立高等学校入学者選抜における在県卒の拡大
外国につながるのある子どもたちの教育の充実
日本語を母語としない生徒支援者派遣事業
日本語指導の充実
通訳支援事業
多文化教育コーディネーター派遣事業
個別の学校の支援から地域全体での支援へ
外国につながるのある生徒を支援する教職員の人材育成



日本語指導の充実 2

- 23 -

「日本語の力の伸長と学力の定着」に効果的だと感じた取組
 内容の多い順 (派遣校20校21課程を対象とした令和元年度データ)

順位 (回答した課程数)	取組内容
1 (9 課程)	国語総合その他国語科における日本語授業
1 (9 課程)	日本語能力試験受験支援
2 (8 課程)	日本語学習を目的とした学校設定教科・科目における日本語授業
2 (8 課程)	個別対応による教科授業の実施
3 (5 課程)	放課後補習における日本語学習

「神奈川県の日本語指導が必要な高校生の進路と校内の支援にかかわる調査」報告書(令和3年3月)から

宇都宮市教育委員会

取組内容

日本語及び学校生活適応指導体制の充実について

■概要

児童生徒の日本語習得状況に応じ、各段階をつなぐ系統的な指導を行う。

- ・日本語指導講師・ボランティアの派遣
- ・はばたき教室の実施（初期日本語指導教室）

■実施のきっかけ

- ・日本語指導講師の派遣について

平成4年度より、母国語による日本語指導を行う日本語指導講師を、国籍を問わず日本語指導が必要な外国人児童生徒が在籍する学校へ派遣し、本市貸与教材を使用した日本語指導を実施。

- ・平成20・21年度帰国・外国人児童生徒受入促進事業の指定を受け、下記の取組を実施

- (1)外国人児童生徒教育に関する推進組織の設置
- (2)就学リーフレットの作成・配布、説明会の実施
- (3)日本語指導が必要な外国人児童生徒在籍校への有償ボランティアの派遣（拡充）
- (4)初期指導教室の設置（現在のはばたき教室）

来日間もない児童生徒及び就学前の子どもに対して、母国語による日本語指導及び適応指導を行う（仮称）国際理解教室を、本市教育センター内に設置する。

- (5)学校の指導体制充実のための指導補助者の配置

■取組詳細

日本語指導講師・ボランティアの派遣

【関係団体】

日本語ボランティアによる日本語指導委託業務の委託先：特定非営利活動法人宇都宮市国際交流協会（以下、協会）

【委託内容】

- ・中期段階、後期段階の外国人児童生徒へ日本語ボランティアの学校派遣
- ・長期休業期間（夏休み・春休み）中の日本語指導「ふれあい集中日本語教室」

【対象者】

- ・ はばたき教室に通学中の小・中学生
- ・ 現在、小中学校日本語支援を受けている学習者
- ・ 今後、小中学校に入学予定の外国籍の児童生徒及び帰国子女

【担当ごとの業務詳細】

- ・ 日本語指導講師（母語による日本語指導者）、母語通訳及び翻訳者
 - ① 学校からの要請に基づき、教育委員会事務局学校教育課が、指導者と調整を行う。
 - ② 教育委員会事務局学校教育課が、指導者と学校の調整を仲介する。
 - ③ 指導者と学校間で、日時等の調整を行い、決定・実施となる。
- ・ 日本語ボランティア（日本語による日本語指導者）
 - ① 教育委員会事務局学校教育課が、学校からの要請内容を協会へ伝え、派遣を依頼する。
 - ② 協会が、ボランティアと調整を行い、教育委員会事務局学校教育課へ派遣者を伝える。
 - ③ 教育委員会事務局学校教育課が、ボランティアと学校の調整を仲介する。
 - ④ 指導者と学校間で、日時等の調整を行い、決定・実施となる。

<はばたき教室>

小・中学校へ入学したい子どもに初期の日本語を教えている。

通級希望については、当該児童生徒に係る編入学手続きを行う際に、学校管理課就学グループの窓口にて説明し、受付を行う。

【担当者】

会計年度任用職員（1名）が教室を運営し、保護者等との面談、学校への情報提供等を担当する。

【広報活動】

宇都宮市の外国人児童生徒教育の各種取組は、宇都宮市公式ホームページ

<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kurashi/gakko/1012029/1006403.html>に掲載。

小・中学校ガイドブックを、日本語のほか、6か国語（英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、タイ語、ベトナム語）で作成し、市公式ホームページに PDF として格納している。

なお、「ふれあい集中日本語教室」の開催情報については、市教育委員会、学校間をつなぐ情報システムで配信し、各校から当該児童生徒、保護者に配布し、募集する。

【予算・財源】

市の独自予算のみ。

■成果・今後の方針

【成果】

日本語指導を受けている初期指導段階の児童生徒のうち、1年以上の日本語指導を受け、初期指導段階から中・上位段階に上昇した児童生徒の割合が増えている。

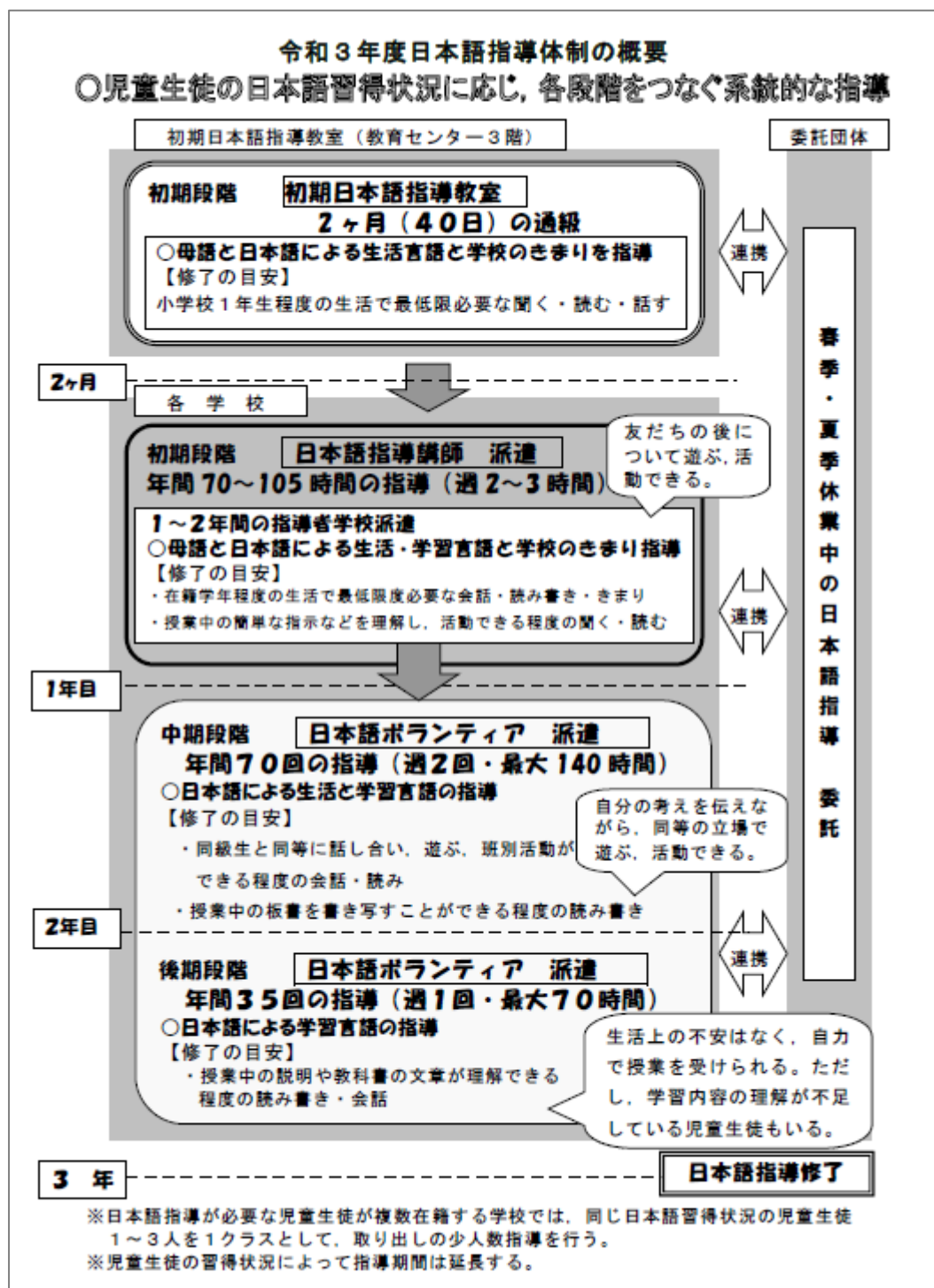
【課題】

- ・新規希望者の多言語化に対する対応
- ・当該児童生徒が各教科等の授業において抱える悩みや不安、指導上の課題は、日本語の習得状況に起因することなのか、特別支援教育の視点に立つ支援を必要とする状況であるのか、判断が難しいケースが増えている。

【今後の方針】

1人1台端末など ICT 機器の活用による通訳・翻訳支援の充実。

■参考資料（令和3年度日本語指導体制の概要）



■参考資料（令和3年度はばたき案内リーフレット）

しょう ちゅうがっこう にゅうがく こ しょう にほんご あり しょうしつ

小・中学校へ入学したい子どもに初期の日本語を教える教室

はばたき教室

宇都宮市には、外国から日本へ来た子どもたちが簡単な日本語や学校生活の約束などを学習するための教室があります。

「子どもに、日本語を学ばせたい。」「子どもを、学校に入学させることが不安だ。」などとお考えでしたら、お子さまを初期日本語指導教室「はばたき教室」に、2ヵ月間通わせてみませんか。

希望される場合は、宇都宮市教育委員会事務局学校教育課(632-2728)へお申し込みください。

○ 通うことができる子ども ※国籍は問いません。

・これから宇都宮市立の小・中学校へ通わせる予定で、日本語や学校生活のきまりを学習させたい子ども

○ 教室に通う期間 ・約2ヵ月

○ 教室を開く期間 ・令和3年4月8日～令和4年3月24日

（土曜日と日曜日、祝日、夏休みや冬休みなどは教室を開きません。）

○ 教室の場所 ・宇都宮市教育センター3F 初期日本語指導教室「はばたき教室」 担当 赤羽

（受付時間 8:30～15:30）028-651-6533

○ 授業時間 ・9:00～12:00

・ 4月 8日（木）～ 7月20日（火）

・ 8月30日（月）～10月 8日（金）

・ 10月14日（木）～12月24日（金）

・ 1月11日（火）～ 3月24日（木）

○ 学習する内容 ・日本語の、簡単な会話・ひらがな読み・書き、小・中学校のきまり

○ 申し込み方法 ・学校教育課に申し込む方の連絡先を伝えてください。

その後、はばたき教室から、面接を行う日時を決める連絡をいたします。

○ その他 ・お子様の送り迎えは、保護者の責任で行ってください。

・教室へ通うために、保護者の皆様から費用はいただきません。

【問合せ・申込先】 宇都宮市教育委員会事務局学校教育課 指導グループ

Tel : 028 (632) 2728

Mail : u4602@city.utsunomiya.tochigi.jp

群馬県教育委員会

取組内容

学習、生活等支援ポータルサイトについて

■取組名称・概要

＜学習、生活等支援ポータルサイト「ハーモニー」開設＞

外国につながる子供たちの学習・生活等支援について、困ったことが生じた際にすぐに活用できるコンテンツを集めた、ポータルサイト「ハーモニー」を開設し、現在、周知と活用の推進に努めている。

■実施のきっかけ

令和元年度に「外国人の子供等の就学に関する検討会」を立ち上げ、本県の課題に即した協議を行った。今後、日本語指導を必要とする児童生徒の増加、多国籍化、散在化が進むことが予想され、地域差ない指導・支援体制を構築していくことが喫緊の課題として挙げられ、外国人児童生徒等教育充実総合対策として行う。

■取組詳細

ポータルサイト「ハーモニー」のコンテンツは、基本的には指導・支援にあたる教員や支援員等に向けてのものである。

コンテンツとして、「学校生活支援Q & A」「外国人児童生徒等への学習支援ガイドブック」「指導者育成参考資料」「支援団体等一覧表」「就学案内及び学校紹介用動画」等を掲載している。「就学案内及び学校紹介用動画」については、日本語を含めた7カ国語で作成され、二次元バーコードも記載されたリーフレットをダウンロードできるようにしており、各市町村の住民課窓口にて、対象となる児童生徒や保護者に周知できるようにしている。

今年度末には、「外国人の子供等の就学に関する検討会」及びワーキンググループにおいて検討・協議した内容を、新たなコンテンツ「日本語指導中期プログラム」「在籍学級での学習支援参考資料」「多言語進学ガイダンス動画」として更新する予定。

外国人の子供等の就学に関する検討会及びワーキンググループでは、関係市町村教育委員会、小中学校長代表、ぐんま暮らし活躍推進課、ぐんま外国人総合相談ワンストップセンター、関係市町村国際交流協会、NPO 法人「Gコミュニティー」（別添資料参照）、県総合教育センター、文部科学省外国人児童生徒等教育アドバイザー、ICT 先進地域教育委員会、等と連携を図り、検討会委員やワーキンググループ構成メンバー、ゲストメンバーとして参画していただいている。

※他取組：

●巡回型日本語指導教員（JLT）配置：

外国人散在地域において、これまで特配教員や支援員等が不在で、指導・支援のノウハウのない学校に、JLT を令和 2 年度より県単で 5 名配置。直接的な児童生徒への学習指導とともに、コーディネーター的立場から、各学校に指導・支援のノウハウを伝え、散在地域における指導・支援モデル構築を推進している。

また、学習支援のための外国人児童生徒学習サポーターを 4 名配置し、JLT とともに、指導・支援モデル構築を推進している。

●外国人児童生徒等教育・心理サポート事業：

NPO 法人との委託連携のもと、学習支援や教育相談事業、母語カウンセリング事業等に取り組んでいる。相談窓口の電話番号を記載したカードを一部市町村で配布したり、市町村の教育委員会や関係部局へ事業周知のチラシを送付したりしている。

【予算・財源】

- ・帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業（国 1 / 3 補助）

外国人集住地域等で日本語指導ができる、児童生徒の母語が分かる支援員の配置等、市町村が行う事業を支援している。

- ・補習等のための指導員等派遣事業（国 1 / 3 補助）

外国人散在地域において、日本語指導を必要とする児童生徒が在籍する学校に、学習等を支援する外国人児童生徒学習サポーターを配置し、支援の充実を図っている。

- ・外国人児童生徒等教育・心理サポート事業(県単事業)

【主な担当者】

県教育委員会事務局義務教育課

学校人事課 教育事務所は、JLT 及び学習サポーターの配置・派遣を担う。

■成果・今後の方針

【成果】

・指導・支援にあたる各学校の教員や支援員等に向けてリーフレットを配布。実際に「ハーモニー」コンテンツの「日本語指導プログラム」や「学校生活支援Q & A」「外国人保護者向け学校通知翻訳文書」などを活用して役に立ったとの声も伺っている。

・外国人児童生徒等教育・心理サポート事業については、委託先の NPO 法人が SNS を活用している。外国人コミュニティへの働きかけに SNS は大変有効であると伺っている。

・これまで外国人集住地域の各市町でそれぞれ行っていた施策等が、現在散在地域での取組事例も含めて、「ハーモニー」によって全県で地域差なく情報を共有できるようになった。

・散在地域においては、JLT 及び学習サポーターの実践により、徐々に散在地域ならではの支援モデルが構築されつつある。

・言語の違いで保護者と面談することが困難なケースにおいて、学校からの要請により NPO 法人が通訳ボランティア等を派遣することで、双方の思いを理解し合え、その後の支援や指導をスムーズに進めることができた。

【課題】

・指導・支援において、困ったのでどうにかしたいと意識をもった方は「ハーモニー」を活用しているが、受入れや指導・支援の向上に対して意識の低い方は、なかなか活用までには至っていない。

活用方法や効果等も含めた周知のよりよい方法をもっと検討する必要がある。

・総合対策 3 年計画後の散在地域における指導・支援体制について検討する必要がある。

・委託先の NPO 法人が支援のために協力者を探しているが、特に散在地域での支援に関わるボランティアを見つけることが難しい状況。

【今後の方針】

総合対策自体は来年度が3年計画の最終年となる。

来年度も検討会及びワーキンググループ、JLT サポート会議や学習サポーターの配置も継続の予定であり、コンテンツの充実及び拡充（ICT 有効活用やキャリアガイダンス動画等の作成を予定）を行い、指導・支援の更なる充実を推進していく。

■参考資料

ポータルサイト「ハーモニー」リーフレット

ぐんまの外国につながる子供たちの学び応援サイト

必要なコンテンツをクリックして
ぜひご利用下さい。

ハーモニー

～学習・生活等支援コンテンツ ポータルサイト～

群馬県では、日本人と外国人が相互に理解し合い、安心して暮らせる**多文化共生・共創社会**の実現に向けて、重要な柱の一つである**「教育の充実」**を図っています。
「ハーモニー」を活用していただくことが、その一助となっていくことを願います。

新しいコンテンツを更新しました！【New!】 ※その他コンテンツについては裏面に掲載されています。

**日本語中期指導
かけはしプログラム**

初期指導プログラムに続く「取り出し」指導プログラム。
在籍学級での学びにつなげる学習内容として全15単元で構成。
モジュール指導で誰でも柔軟に活用ができる。

**外国人児童生徒等への
学習支援ガイドブック
ぐんまのかけはし
(県総合教育センター)**

「ぐんまのぐんぐんガイド-受入れ編・指導編-」に続く、
継続した日本語指導、在籍学級における授業づくり、ICT活用、
学級づくり等の例を紹介する学習支援ガイドブック。
(令和3年度県総合教育センター長期研修員作成)

**在籍学級での
学習支援参考資料**

多くの時
して学び
支援の

**多言語
進路ガイダンス動画**

日本の
7カ国語
中国語・

『5分で分かる！
活用のための解説動画』
を作成しました。
詳しくはWEBで！ <https://youtu.be/h1>

下記のWebサイトから御覧いただけます。
ぐんま外国ハーモニー
<http://www.nc.gunma-boe.gsn.ed.jp/>
群馬県教育委員会

その他、以下のようなコンテンツが掲載されています。

安心した受入れ

就学促進資料

新1年生や、編入学する外国人の子供の就学までの流れや
対応例のポイント等について、分かりやすく紹介。

就学案内及び
学校紹介動画
「ようこそ日本の学校へ」

日本の教育制度や学校生活の様子について、
7カ国語(日本語・ポルトガル語・スペイン語・
フィリピン語・ベトナム語・中国語・英語)対応
の動画「ようこそ日本の学校へ」が視聴できる。すぐに取り扱えます。

地域差ない指導

**学校生活支援
Q&A**

「受入れ準備」「学級づくり」「授業づくり」「保護者との関係
づくり」等での支援について、Q&A形式で紹介。

**日本語初期指導
ぐんぐんプログラム**

日本語を初めて学ぶ児童生徒に対して、特配教員や支援員等
がいない地域においても柔軟に活用できる「取り出し」指導プ
ログラム。全15単元で、1単元を3～4のモジュールで構成。

**ぐんまのぐんぐんガイド
-受入れ編・指導編-
(県総合教育センター)**

外国人の子供の受入れ体制の整備や日本語指導、学習指導、
学校生活への適正な指導を行うことを目指したガイドブック。
(令和2年度県総合教育センター長期研修員作成)

**指導者育成
参考資料**

JLTへの研修等における講義・演習資料や、日本語指導研究
協議会における報告、文科省の研修動画等へのリンクなどを
集めた、指導者育成のための参考資料(随時更新)。

**外国人保護者向け
学校通知翻訳文書**

外国人保護者に向けて6か国語で翻訳された学校通知文書
を掲載。各学校の実状に応じて編集を加えて活用できる。

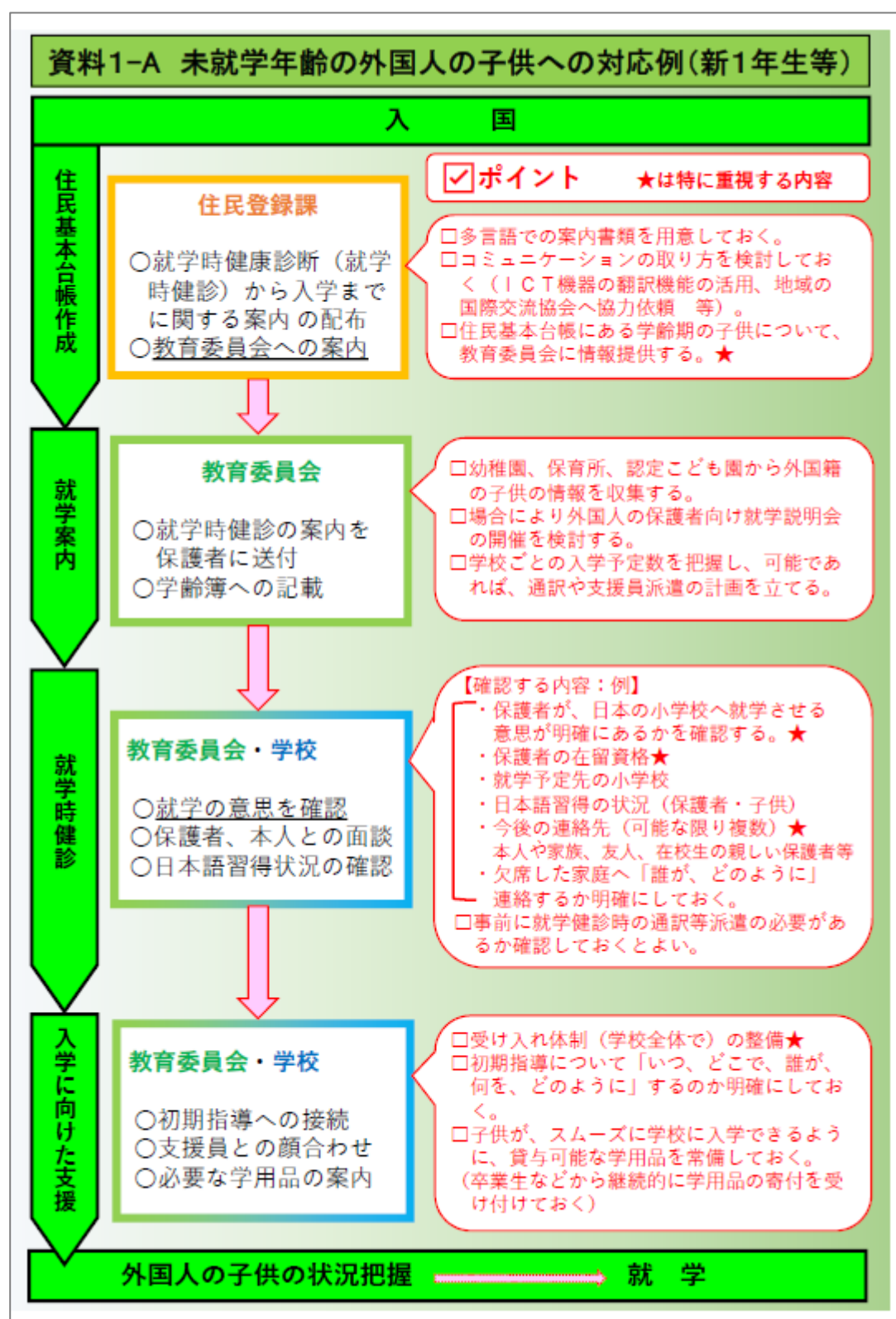
継続した支援

支援団体等一覧表

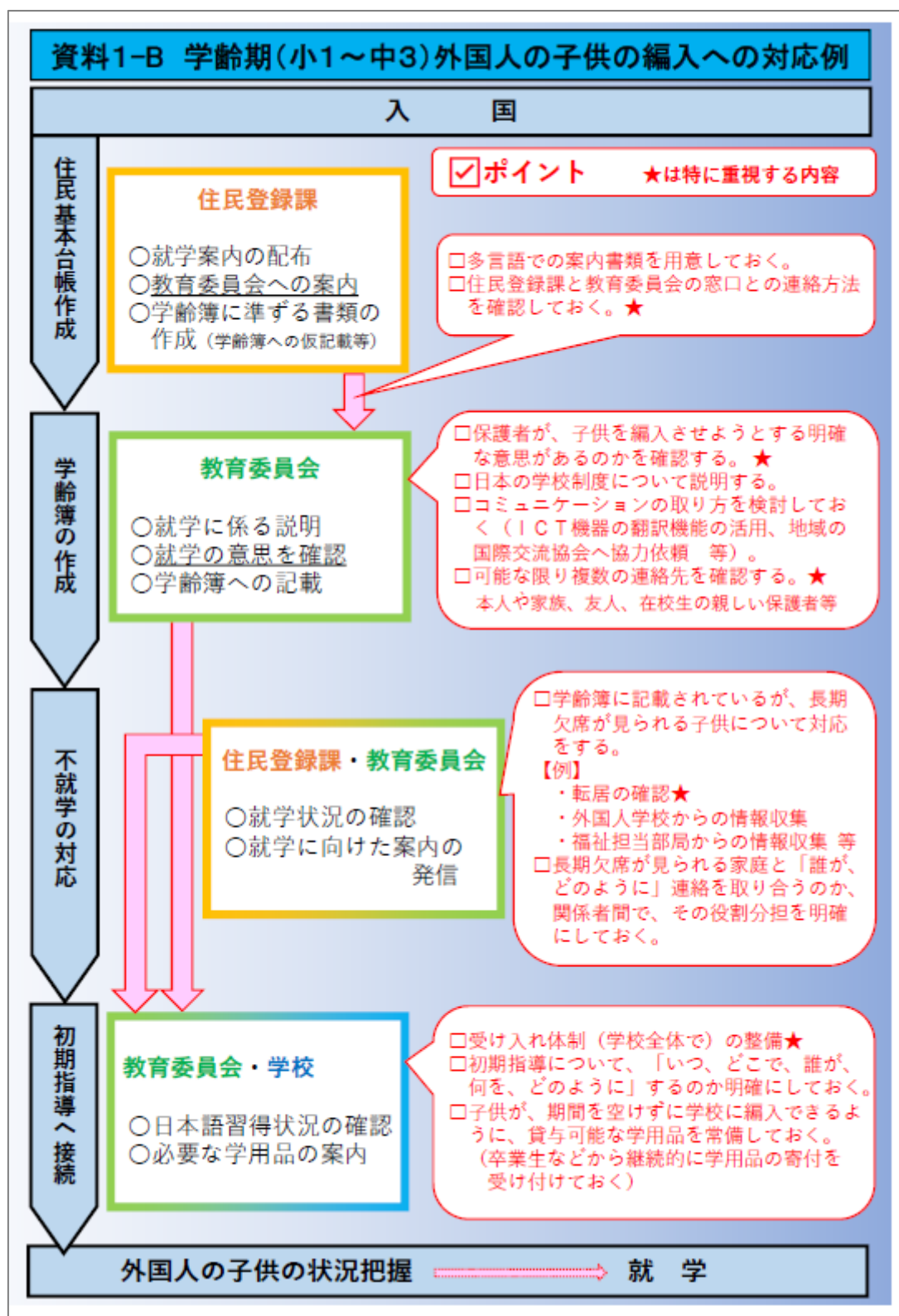
外国人への支援を行っている団体等を、「相談窓口等」「日本
語・学習支援」「ボランティア」「イベント交流」「生活支援」の
5つの分類で示した一覧表。

ポータルサイト「ハーモニー」は、活用していただく皆様の
御意見を参考にしながら、今後も随時更新していく予定です。

資料 1-A 「未就学年齢の外国人の子供への対応例（新1年生等）」



資料 1 - B 「学齢期（小1～中3）外国人の子供の編入への対応例」



資料2「対策の工夫例」

資料2

「市町村の住民登録担当課から教育委員会に保護者が向かう仕組みづくり」や
「保護者の目を学校に向け、学校のことを知ってもらう」ことに関する対策の工夫例

外国人の子供等の就学に関しては、特に、「市町村の住民登録担当課から教育委員会に保護者が向かう仕組みづくり」や、「保護者の目を学校に向け、学校のことを知ってもらう」ということが課題として挙げられます。以下に、その対策の工夫例を示しましたので、市町村の実態に応じて、参考にしてください。

1. 住民登録担当課から教育委員会への直接的な案内

来日や転居してきた外国人が、地域の役所を訪れ、住民登録に関する手続きをするときは、教育委員会と学齢期の子供がいる保護者とが接触する絶好の機会となります。

住民登録担当課において、学齢期の子供がいる保護者が訪れてきたと判断した場合には、その時点において、内線電話等で教育委員会に連絡したり、可能な場合は、職員等が保護者を案内したりするなどの、連携体制をつくることが考えられます。

2. 住民登録担当課から教育委員会まで可視化して案内

外国人の子供等の保護者は、手続きの説明のとき、言語が原因でその内容や手順が十分伝わらない場合、教育委員会まで足を運ぶことができず、子供が就学をする機会を逃してしまうことがあります。

保護者との言語面での課題を取り除き、スムーズに住民登録担当課の窓口から教育委員会に向かうことができるよう、住民登録担当課から教育委員会までの道順を示した多言語の案内図を保護者に手渡したり、各課・窓口名を伝えるのではなく、各課・窓口の表示等に番号を付け、表示番号を伝え誘導したりするなど、案内を可視化する工夫などが考えられます。

3. 様々な機関や団体等に協力の依頼をして周知

住民登録担当課以外の様々な場所からも教育委員会の窓口につなげられるよう、保護者が役所に手続きなどで出向く可能性の高い関係窓口、就学に関する書類を設置してもらったり、外国人の保護者の勤務先や外国人コミュニティなどにも、就学に関する情報を伝えたりすることなどが考えられます。

4. 各健康診断の機会を活用した周知

小学校入学前には、新入学児童就学時健康診断（以下、就学時健診）があり、その機会において、外国人の子供等の保護者に就学の案内に関する情報などを伝えることができます。さらには、就学時健診前の5歳児健康診断の段階から、就学に関する情報を発信していくことなども考えられます。

5. 学校公開日を活用した周知

外国人の子供等の保護者に対して、日本の学校に対するイメージを具体的にもってもらう方法として、学校公開日を活用することも考えられます。公開日の情報については、市町村の広報等に掲載したり、幼稚園・保育所・認定こども園を通じて、直接、知らせたりする方法等があります。

6. QRコード等での周知

現代は、携帯電話などからインターネットに簡単に接続できる環境にあり、外国人の子供等の保護者は、これらを通して得られる情報を頼りに、日常生活を送る傾向にあると言われています。そこで、QRコード等から就学に関する情報を閲覧できるようにする方法も有効であると考えられます。

外国人児童生徒等教育・心理サポート事業について

事業の目的 公立学校及び外国人学校等において、言語・文化・習慣の違い、家庭環境、経済的理由等により学校に適應できず、不登校傾向が見られる、または既に不登校・不就学になっている外国人児童生徒やその保護者を主な対象として、電話による相談対応、カウンセリングなどの心理的サポート、日本語指導・教科指導等の包括的な支援を行い、不登校の予防または不登校・不就学からの復帰を目指します。

1 スクールホットライン群馬

・外国人児童生徒や保護者等からの生活・教育などに関する相談に対し、電話等により多言語（ポルトガル語、スペイン語、英語、日本語）で対応。

・学校、行政、医療機関等との橋渡しの支援も可能です。

Aconselhamento Educacional para estrangeiros (Grátis)
Consultoría Educacional para extranjeros (Grátis)
Consultations about the Education of Foreign Children (free)
電話による外国人の子どもの教育相談窓口（無料）

SCHOOL HOTLINE GUNMA

TEL: 080-8730-6969

Agentes responsáveis e atendentes das 10:00-21:00
E-mail: school_hotline_gunma@gmail.com 電話: 080-8730-6969

☎ 080-8730-6969

E-mail: school_hotline_gunma@gmail.com
(平日・土曜10:00~21:00)

相談無料

2 母語心理カウンセリング

・学校での出来事や親子関係の不和などの悩みを抱えている子どもや保護者に対して、心理の専門家が母語によるカウンセリングを行います。

・ポルトガル語、スペイン語、英語、日本語の4カ国語に対応。

＜スペイン語、英語、日本語対応＞

会場: 伊勢崎市境総合文化センター
第1水曜日 9:30~16:30

＜ポルトガル語対応＞

会場: 伊勢崎市境総合文化センター
第3・4土曜日 9:30~16:30

要予約・相談無料

3 日本語・教科学習支援

・地域の日本語指導者やボランティア等の協力により、日本語の習熟や学習の支援を行います。

・支援が必要な外国人児童生徒に対するサポートについて、学校や教育委員会等から相談していただくことも可能です。

＝連絡先＝

NPO法人 Gコミュニティ 代表 本堂 晴生
070-5021-9103
E-mail jp.ed.gcommunity@gmail.com

4 心理コーディネーター養成講座

・専門家を講師に招き、外国人の子どもたちのサポートに必要な基礎知識や技能を学ぶことができます。

※開催日等詳細は後日チラシにてお伝えします。

5 外国人進路説明・相談会

・母国と日本の進学システムの違いや、進路に関する難しい用語、費用面のことについて説明します。

・ポルトガル語、スペイン語、英語で個別面談可能。

※開催日等詳細は後日チラシにてお伝えします。

本事業は、群馬県教育委員会からNPO法人 Gコミュニティへの委託事業です。

新潟市教育委員会

取組内容

日本語指導教員の巡回指導について

■概要

集住地域の学校に在籍している加配教員が、自校の児童生徒だけでなく、近隣学校の児童生徒の日本語指導も行う「巡回指導」の形式の取り組み。

■実施のきっかけ

加配教員の経験が少ない方が多くいたため、日本語指導協力者の講演、質疑・応答に関しては、令和3年度から計画し実施した。

※新潟市国際交流協会の参加については、平成30年度から開始。

■取組詳細

・4月実施の日本語指導加配担当研修会：

経験が長く、実際の指導についての経験や知識が豊富な日本語指導協力者から、大切なポイントについて講演をして頂く。小グループで質疑・応答の時間を設置。

・8月実施の日本語指導協力者派遣事業運営協議会・研修：

対象は日本語指導加配教員、日本語指導協力者。

新潟市国際交流協会にも参加をしてもらった。

なお、対象が決まっているため広報活動は行っていない。

【予算・財源】

日本語指導協力者が研修に参加するための旅費などについて、「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」を活用している。

【主な担当者】

教育委員会、学校支援課の日本語指導派遣事業担当の指導主事。

計画・運営を主に担う。

■成果・今後の方針

【成果】

日本語指導が必要な児童・生徒についてのよい情報交換の機会となっている。
経験が少ない加配教員にとって、実際の日本語指導のイメージをより具体的にしたり、
疑問に思っていることを相談したりする場になっており、不安の解消につながっている。

※令和4年2月に実施予定の第2回日本語指導協力者派遣事業運営協議会・研修会がコロナウィルス感染拡大防止のため中止となった。

【今後の方針】

日本語指導協力者が、ICTを活用して指導できるようにタブレット端末を貸与できるように進めている。

山梨県教育委員会

取組内容

外国人児童生徒等支援事業について

■概要

外国人児童生徒等支援事業では

(1)連絡会議

(2)拠点校による日本語指導のモデル事業 ※拠点校は集住地区に設置を行っている。

■実施のきっかけ

令和2年度から、文部科学省の補助事業を活用して、「外国人児童生徒等支援事業」に取り組んでいる。

多様化する外国人児童生徒に対して、よりきめ細かな支援が行えるように、指導体制の充実や日本語指導を行う教員の指導力向上を図り、外国人児童生徒が円滑に学校生活に適應できることを目的とする。

■取組詳細

(1) 連絡会議の実施

義務教育課が主催して、年3回、日本語指導の有識者と外国人児童生徒教育に関わる関係諸機関が一堂に会し、外国人児童生徒が安心して学べる環境作りについて、情報共有、意見交換を行っている。

高等学校等における日本語指導の制度化及び充実方策が文部科学省から報告される中で、令和3年度より、高校教育課、高校改革・特別支援課の担当者が連絡会議の構成メンバーに加わり、児童生徒の進路・進学の問題に対して、情報共有、意見交換ができています。

連絡会議は、児童生徒や保護者を対象としていないため、周知は行っていない。

【構成員】

大学教授（座長）／国際交流協会局長／外国人児童生徒等教育アドバイザー／
NPO 法人代表／外国籍県民代表／拠点校校長及び日本語指導教員／
公立高等学校校長〔（兼）帰国外国人生徒教育会長〕／県内各地域指導主事／
国際戦略グループ（県行政）／高校教育課／高校改革・特別支援教育課／
義務教育課（事務局）

(2) 拠点校による日本語指導のモデル事業

拠点校による日本語指導のモデル事業（授業公開）は、連絡会議の構成員に事前周知を行い、授業参観と研究会を実施して、拠点校に指導助言を行った。

山梨県では、21人の日本語指導センター校担当教員が、日本語指導が必要な児童生徒に巡回指導を行っている。その日本語指導担当の先生方に、動画で拠点校による日本語指導のモデルとなる授業を見てもらい、指導改善につなげた。

新型コロナウイルス等の影響もあり、令和3年度は外国籍の保護者等に対しては周知しなかった。

【予算・財源】

予算：2,756,000 円

国費：1 / 3 917,000 円

県費：1 / 3 983,000 円

中央市教育委員会（拠点校所属）：1 / 3 856,000 円

【主な担当者】

(1) 連絡会議の実施

県教育委員会

(2) 拠点校による日本語指導のモデル事業

中央市教育委員会及び拠点校の日本語指導担当教員

■成果・今後の方針

拠点校である小学校での取組を基に、様々な立場の構成メンバーが、山梨県の外国人児童生徒教育を充実させるために、自身ができることを考え、情報共有、意見交換を行いながら、検討を進めている。

それぞれの立場でとらえる子供たちの状況や問題点、今後の課題を明確にすることで、外国人児童生徒等の支援について、横のつながりも広がってきている。

【課題・改善策】

連絡会議のメンバーが、多岐にわたるため、多角的に事業を進めることができていないが、

外国人児童生徒教育の範疇を超えた様々な課題や要望が多いため、対応に苦慮することがある。

⇒本事業でできることを整理し、実施してきた。

【今後の方針】

拠点校での取組を中心に据えて、日本語指導の指導改善に資する取組を、引き続き行っていく。連絡会議の構成員の先生方にもその趣旨を理解していただき、指導助言をいただく。

また、構成員の先生方の要望についても、山梨県の外国人児童生徒教育を充実させるために、できる限りの協力をしていきたい。

■参考資料（事業説明・取組資料 一部抜粋）



愛知県教育委員会

取組内容

プレスクールのマニュアル作成について

■概要

プレスクール実施マニュアルの作成・普及・実施等を行う。

■実施のきっかけ

2006 年度～2009 年度にプレスクールモデル事業を実施。

愛知県は全国的に見ても日本語指導が必要な子どもが多いため、外国人の子どもが入学した小学校で戸惑うことなく、早期に学校生活に適応できるようにすることを目指し、取組を始めた。

■取組詳細

2006 年度～2009 年度にプレスクールモデル事業を実施し、それを元に 2009 年 10 月に「プレスクール実施マニュアル」を作成。作成したマニュアルは HP 上 <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/tabunka/0000028953.html> で公開している。

2009 年度からは、更なる普及のために、市町村及び市町村国際交流協会等を対象にプレススクール普及説明会を開催している。

普及説明会は、市町村職員（多文化共生関係部署、子育て支援関係部署、教育関係部署）や NPO 等民間団体を対象とし、講演や事例報告を行う。

関係団体とプレススクール実施状況等の情報共有も行っている。

【予算・財源】

2021 年度予算額：91,000 円

【主な担当者】

プレススクールマニュアルの作成やプレススクールの普及については、

愛知県 県民文化局 県民生活部 社会活動推進課 多文化共生推進室が担当。

プレススクールの実施主体は、

愛知県の調査では、NPO 等民間団体や学校、市町村教育関係部署等。

■成果・今後の方針

【成果】

ブレスクール実施市町村が 2014 年度から 2020 年度までの 7 年間で、15 市町から 18 市町までに増加した。

【実施中の困ったこと・改善策】

市町村ごとに事情が異なり、実施の有無や内容に差が生じている。

市町村によって財政措置が難しく、継続的且つ十分な財政支援が必要である。

多文化共生関係部署に留まらない施策であるため、教育委員会との十分な連携が必要である。

【今後の方針】

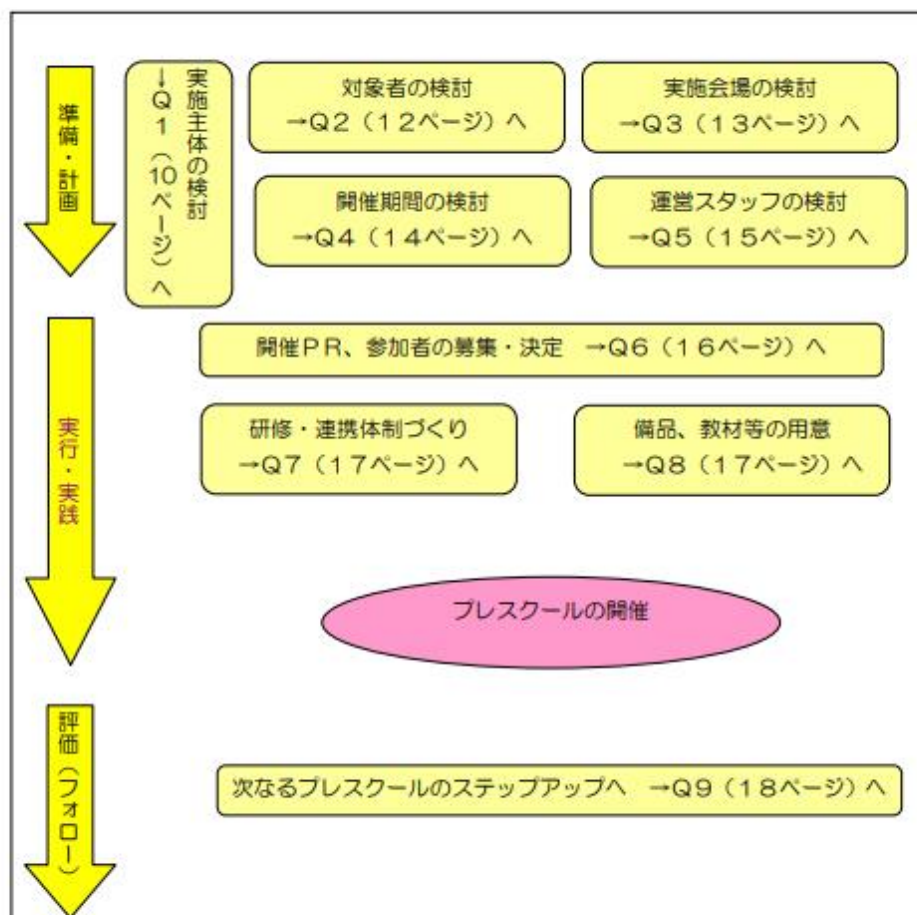
愛知県内市町村に対する日本語初期指導教室の運営にかかる補助。

■参考資料（愛知県「プレスクール実施マニュアル」より一部抜粋）

第1章 プレスクール事業を企画・運営する際のポイント(Q&A)

プレスクールは、子どもの成育にかかわる大切な事業ですので、「準備・計画（PLAN）」、「実行・実践（DO）」、「評価（SEE）」のプロセスを踏まえた仕組みづくりがとても重要です。

本章では、プレスクール事業を企画・運営する際のポイントについて、「Q（想定される疑問点）&A（アドバイス）」方式でわかりやすく紹介していきます。プレススクール事業は、このような流れですすめていくとよいでしょう。



Q1 どのような組織がプレスクール事業の実施主体となりますか？

プレスクール事業の実施主体としては、市町村の「教育委員会」、「多文化共生担当課」、「幼稚園・保育園担当課」のほか、「外国人支援団体（国際交流協会など）」などが考えられます。

考えられる実施主体には、それぞれにより点と課題点が考えられます。下記の表を参考にし、プレスクールが実施される地域の実情に合わせて最も効果的な実施主体を検討しましょう。

	よい点	考えられる課題点
教育委員会・ 学校教育担当課 （小学校含む）	・就学（小学校入学）後の指導と連動した指導ができること（小学校担任教員との連携や調整） ・指導者など人材に関する情報が豊富	・他機関との連携や調整
多文化共生担当課	・他機関との連携や調整 ・外国人住民に関する情報が豊富であること	・就学前指導に関する経験 ・指導者などの人材確保
幼稚園・保育園担当課 （幼・保育園、外国人 向け託児所含む）	・在園児の指導時間・場所を柔軟に確保できること ・園児の情報が指導計画に反映できること	・不就園者への対応 ・指導者などの人材確保
外国人支援団体 （国際交流協会など）	・多言語の情報や外国人住民に関する経験や蓄積が豊富 ・多言語に対応できる人材確保	・運営資金の確保 ・住民に関する情報（個人情報）の扱い

どの組織が実施主体になった場合でも、プレスクール事業を進める上では、幼稚園や保育園、小学校、庁内の各関係課、外国人コミュニティなど、他機関・他組織との連携・協力がとても必要となります。こうしたことから、実施主体は、プレスクール事業のコーディネート（調整・調和）を図るため、担当者をコーディネーターとして明確に位置付けるとよいでしょう。なお、このコーディネーターは、プレスクールの指導者とは求められる能力等が異なるということからも、プレスクールの指導者とは別にした方が効果的です。また、コーディネーターは個人情報を取り扱うことが多くあるので、その点にも十分配慮する必要があるでしょう。

2 プレスクールの組み立て

プレスクールの組み立ては、次のような流れで行います。

1 情報収集 →3（23ページ）へ

プレスクールの活動を開始する前に子どもの生育環境や日本語の力について情報収集をします。

（1）プレスクールの案内を作成しましょう。 →3（1）（23ページ）へ

（2）プレスクール申込書と保護者への調査票を作成しましょう。

→3（2）（25ページ）へ

（3）幼稚園・保育園、外国人向け託児所関係者から子どもの様子を聞きましょう。

→3（3）（27ページ）へ

（4）子どもへの語彙調査をしましょう。 →3（4）（30ページ）へ

2 指導計画の作成 →4（31ページ）へ

集めた情報を参考にして、クラス編成、指導時間などを考え、教材教具を用意しましょう。

3 プレスクールのカリキュラム →5（38ページ）へ

4 保護者や関係者との情報共有 →6（52ページ）へ

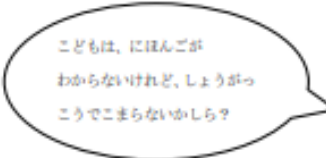
プレスクールの活動を通じて得られた子どもの様子や情報を保護者、幼稚園・保育園等と共有し、さらに入学先の小学校へそれらの情報を繋げることが重要でしょう。

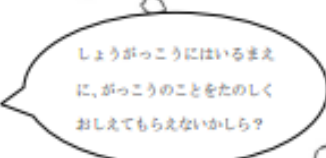
これらの過程では様々な個人情報を扱うことになりますので、事業主体として、適切に管理することが必要となります。

＜プレスクールの案内（例）＞



“プレスクール”に さんかしませんか！





1. “プレスクール”とは：
しょうがっこうに ひつような にほんごや がっこうの ルールを、にゅうがく まえに まなびます。プレスクールで がくしゅうする ことで、しょうがっこう せいかつが スムーズに スタート できるように しえんします。
2. プレスクールの こども
2010ねんの 4がつに しょうがっこうに にゅうがくする こども
3. ばしょ：
とよはしょうちえん／はんだほいくえん／こまきこうみんかん／ちりゅうしょうがっこう
4. きかん・じかん：
2010ねん1がつ～2010ねん3がつ まいしゅう げつ・すい・きんようび
10：00～11：00
5. そのた：
 - ・じゅこうりょうや きょうざいは かかりません。むりょうです。
 - ・けがや びょうきの ばあいは、ほごしゃに れんらくを します。
 - ・やすむときは、かならず れんらくを してください。
 - ・さんかもうしこみしよつきの アンケートを、OがつOにち までに だしてください。

といあわせきき： 00-0000
(たんとうしゃ：)



- 24 -

三重県教育委員会

取組内容

日本語学習クラブの取組について
教職員向けの日本語指導研修について

①日本語学習クラブ

■概要

日本語指導が必要な外国人生徒を対象に、社会生活に必要な日本語の力（話す、聞く、読む、書く）を育むことを目的とし、専門家による日本語指導のほか、日本の社会の一員として、自立して生きるうえで必要な社会制度や生活文化について学ぶ場を提供する。

■取組詳細

放課後に 1 時間程度、年間 30 回実施（新型コロナウイルスの影響により中止有）。実施校の生徒は指定の教室に集合し、実施校以外の生徒はオンデマンドでクラブの動画を視聴する形式。



（日本語学習クラブの様子）

【実施内容】

- ・「話す」「聞く」「読む」「聞いたことや読んだことをまとめて書く」活動を通じて、来日後間もない外国人生徒が、高校生活の早い段階で、日本語能力試験 N3 相当の日本語能力を実践的に身につける。

- ・キャリア教育の視点を含めた日本語学習教材である「日本語学習で未来を描く～高校生版みえこさんの日本語ワークシート～」(公益財団法人三重県国際交流財団が作成)を活用して、進学や就職に必要なことを学んだり、労働条件や税金などの職業に関する知識を身につける。

- ・地域で働いている外国人の先輩を招いて、将来の進路について考えたり、日本の生活文化について理解を深める。

②教職員向けの日本語指導研修

■概要

日本語指導が必要な外国人生徒が在籍する県立高校の教職員を対象に、来年度以降も各校の日本語の授業や個別指導で活用できるようにすることを目的とする。

■実施のきっかけ

県立高校に在籍する日本語指導が必要な外国人生徒の多国籍化多言語化が進んでいる状況から、専門家による日本語指導の実施及び普及を目指し、令和３年度に委託事業として実施。

■取組詳細

日本語学習クラブで使用する教材を使った日本語の指導の方法について、教職員研修会を今年度４回開催。

日本語指導が必要な外国人生徒が在籍する学校への周知、Google クラスルームを利用したオンラインでの情報提供を行う。

事業を実施する際には、参加する生徒の保護者向けに多言語翻訳した案内文を送付し、放課後の活動により時間的拘束が発生することに理解を求めている。

①日本語学習クラブ・②教職員向けの日本語指導研修 共通

■取組詳細

【予算・財源】

県独自の予算の他、国の補助金を3分の1活用。

【主な担当者】

- ・ 三重県教育委員会事務局の指導主事
- ・ 委託先（三重県国際交流財団）の事務局員及び講師（大学教授等）
- ・ 実施校の外国人生徒担当教職員
- ・ 教育委員会が雇用する会計年度任用職員（母語による支援を行う「外国人生徒支援専門員」及び日本語指導の支援を行う「日本語指導アドバイザー」）

■成果・今後の方針

【成果】

日本語指導が必要な外国人生徒が、自分の在籍する教職員以外から指導や助言を受けることで、日本語の習得や進路選択の際の刺激になっている様子が見受けられる。

【課題】

会計年度任用職員の雇用も含め課の事業費で賄っているため、予算の確保が困難。

【今後の方針】

オンラインを活用した情報共有や研修を充実させる予定。

堺市教育委員会

取組内容

拠点校を核とした日本語指導体制について
一人一台端末を活用した学習支援について

①拠点校を核とした日本語指導体制

■概要

通級・遠隔指導を行う拠点校式「日本語指導センター校」を本市 4 エリア（中学校 4 校）に設置。来日間もない児童生徒の日本語初級レベルの指導を行う。

■実施のきっかけ

拠点校体制は令和 2 年度より実施。対象児童生徒の増加、散在化への対応として始める。拠点校での遠隔指導の導入は令和 3 年度より実施。

■取組詳細

通級・遠隔指導を行う拠点校式「日本語指導センター校」を設置し、日本語指導のスキルの高い教員（日本語教師養成研修受講者や日本語教育能力検定試験合格者等）を各校に複数配置。来日間もない児童生徒の日本語初級レベルの指導を通級や遠隔指導により実施している。

特に遠隔指導では、これまで、通級が困難な子どもに対しては、センター校教員が巡回指導により 1 対 1 の日本語指導を行っていたが、教員の人員不足等が課題となる。

一人一台端末の導入を機会に遠隔指導を導入。通級ができない子どもたちへの日本語指導を実現するだけでなく、教員の巡回指導では不可能であった、遠隔によるグループ学習が可能となり、共に日本語を学ぶことができるようになった。

その他にも、学習言語能力レベル児童生徒の日本語能力の見取り及び「日本語指導・支援シート」作成による在籍校への指導支援への助言、国際理解教育の推進啓発や遠隔指導による敬語や作文指導等（令和 4 年度より試験的運用）を行う。また、集住校に配置している日本語指導教員への指導助言も行い、日本語指導ができる教員の育成を図る。

②一人一台端末を活用した学習支援

■概要

日本語での授業参加が困難な児童生徒（主に小学校高学年以上）のうち、母語が定着しているものに対して、一人一台端末を活用した翻訳支援。

■実施のきっかけ

一人一台端末の活用開始は、令和２年度１月頃より試験導入。日本語の壁の為、学びが止まり、将来への展望に自信をなくす外国人児童生徒の状況を少しでも改善したいという思いが長年あった中、GIGA スクール構想の導入が発想のきっかけとなった。

■取組詳細

Microsoft 社の翻訳機能 translator による授業者の同時通訳支援を導入している。日本語指導と並行して行うことで、帰国来日間もない児童生徒の学びをとめない支援を行う。

受入れ面談の際に、市教委及び日本語指導センター校教員が立ち会うことで、日本語指導体制や翻訳機能による支援方法等を紹介している。

【関係団体】

日本 Microsoft 社との協力・連携提携

【予算・財源】

国からの教員配置及び GIGA スクール構想に準じた予算のみ

①拠点校を核とした日本語指導体制・②一人一台端末を活用した学習支援・共通

■取組詳細

【主な担当者】

市教委の日本語指導担当課の担当指導主事が、全体のコーディネートを行いながら進めている。

教職員の配置は、本市教職員人事課と連携のうえ、人材の確保育成は日本語指導担当課で行っている。外部人材派遣についても、日本語指導担当課で行っている。

■成果・今後の方針

【成果】

外国にルーツのある子どもたちの日本での学びへの不安の軽減につながった。

【課題】

- ・遠隔指導による日本語指導を行う際の教員配置。

オンラインでの日本語指導を行う場合は、児童生徒の横に教員がつく必要があるため、一人の児童生徒への遠隔指導に対して教員が2名必要となっている。安全面を考えても、学校内で児童生徒を教員の管理外で別室指導はできないとも考えているが、外部人材の活用等が認められれば教員の人員負担は軽減され则认为ている。

- ・一人一台端末の管理面。端末を複数使う為充電や持ち運びが大変。

- ・翻訳機能の誤訳を防ぐため、日本語話者の正しい日本語の使用に課題。

【今後の方針】

令和4年度末より就学前幼児、その保護者を対象にしたプレスクールの導入を検討。

湖南省教育委員会

取組内容

交流会・ワークショップの実施について

①日本語初期指導教室（さくら教室）の取組

■実施のきっかけ

外国籍の児童生徒の増加に伴い、市全体で初期指導を行い、学校生活へのスムーズな適応をねらいとして 2007 年 9 月から設置。

■取組詳細

来日後間もない児童生徒や日本語初期指導の必要な児童生徒を対象に、3 ヶ月～1 年間、市が設置している日本語初期指導教室（さくら教室）で日本語の基礎や生活習慣・文化について学ぶ機会を設けている。通級後、児童生徒は在籍校に戻って学習を続ける。市の国際協会と連携し、さくら教室では週に 1 回のボランティアの方々により文化講座も行っている。

②外国にルーツのある児童生徒交流会の取組

■実施のきっかけ

外国籍の児童生徒の増加に伴い、体験学習だけでなく、仲間や先輩との交流を通して自信を持って学校生活を送り、社会に出て活躍できるようにとの願いを込めておよそ15年前に開始した。

■取組詳細

小学校では学区ごとに外国にルーツのある児童の交流会を行っている。主にレクリエーションを中心とした仲間づくりをメインに、地域のボランティアの方々を講師に招くなどして交流を行っている。

中学校では、全4中学校合同で交流会を開催している。

前半の部では文化のワークショップ（日本、ブラジル、ペルー文化を一年ごとに体験する）を行い、専門家（日本は剣道・昔遊び、ブラジルはカポエイラ・お菓子作り、ペルーはマリネラ・お菓子作り等）を招いて実際に体験しながら仲間づくりや自尊感情の高揚を目指した取組を行っている。運動が得意な生徒も苦手な生徒も体験活動ができるよう、二種類の活動を準備している。

後半の部では、市内中学校を卒業した社会人の外国籍の若者を講師に招き「進路のワークショップ」を行い、体験談を聞きながら高校や進路、それぞれの生き方について考えたり、交流したりする機会を設けている。

滋賀県国際協会とも連携し、交流会の最後には、進路に関する情報や資料を生徒に説明・配布していただいている。小学校・中学校の交流会の開催に向けては、各校の日本語教室担当教員や日本語初期指導教室（さくら教室）室長が年間3回集まり、市全体で協議をしながら取組を推進している。

湖南市国際協会、滋賀県国際協会、国際交流グループ「カリーニョ」と連携し、進路の情報の提供や、講師の開拓について助言をいただくこともある。

③外国籍親子子育て支援事業（すまいりー）

■実施のきっかけ

夏休みの課題に取り組むことが難しい児童生徒が多くいることと、2学期からスムーズな学校生活を送ることができるようにするためにおよそ15年前に開始。

■取組詳細

夏季休業中に外国籍児童生徒の多い3つの中学校区を中心に夏休みの宿題を支援するための学習会を実施している（夏季休業中に3回から4回程度実施）。

教職員、通訳、支援員、湖南省国際協会、滋賀県国際協会、県内の大学生、地域のボランティアの方々等に講師として参加して頂いている。

ポルトガル語やスペイン語で案内文書を出すようにし、モニカスタンプ（外国籍親子支援スタンプ）を活用し、重要な情報が的確に伝わるよう工夫している。

【予算・財源】

全てにおいて市費で対応。

【主な担当者】

湖南省が主体となり、教職員や通訳、ボランティアの方々と連携しながら実施している。

①の日本語初期指導教室には室長のほか3名のポルトガル語やスペイン語を話せる指導員が指導にあたっている。

①②③共通

■取組詳細

【予算・財源】

全てにおいて市費で対応。

【主な担当者】

湖南省が主体となり、教職員や通訳、ボランティアの方々と連携しながら実施している。

①の日本語初期指導教室には室長のほか3名のポルトガル語やスペイン語を話せる指導員が指導にあたっている。

■成果・今後の方針

【成果】

- ・取組が多くの方々の賛同を得て、たくさんの方々が協力してくださるようになってきており、以前、生徒として参加していた若者が講師として参加してくれるようになってきている。
- ・児童生徒のロールモデルとなる先輩が出てきている。
- ・さくら教室での初期指導から各校での日本語指導へと日本語指導体制が市全体で構築されてきている。
- ・児童生徒が進路について向き合い、前向きに考えることのできる機会となっている。
- ・ほぼ全ての外国にルーツのある生徒が高校に進学している。
- ・外国にルーツのある若者の活躍の場が広がってきている。

【課題】

- ・通訳や支援員への謝金の額が増額できるとよい。
- ・児童生徒の学習言語の習得には時間がかかる。
- ・コロナ禍のため、昨年度と今年度は全体が集まったの交流会を実施せず、各中学校で先輩を招いての「進路のワークショップ」を実施。

【今後の方針】

- ・さらなる支援体制の向上（持続可能な日本語指導体制の構築）
- ・多言語化の進展が予想される支援の必要な児童生徒への支援体制

稲敷市教育委員会

取組内容

スクールソーシャルワーカーの設置について

■概要

稲敷市独自で生活支援を行う者としてスクールソーシャルワーカーを配置している事業。

■実施のきっかけ

稲敷市内の学区の中には、年々、外国籍の家族の転入が増え、日本語指導教室を設置する小学校がある。

このような状況下で、児童生徒が抱える問題への対応を、学校だけでなく、スクールソーシャルワーカーの強みを生かしたアプローチも大切にしたいという考えをもとに、令和3年度から、稲敷市独自の予算で開始。

■取組詳細

児童生徒が抱える問題について、家庭環境等を把握し、関係機関との連携からの福祉的なアプローチをする際に、いじめや不登校問題等のほかに、日本語指導の必要性の有無についての視点を加えるということから、スクールソーシャルワーカーの配置をしている。

今年度からスクールソーシャルワーカーの派遣事業を始めたことを、市の校長会や教頭会での説明を通して、各学校へ周知。

学校のカウンセリング担当者やスクールカウンセラーを通して、問題を抱える家庭にスクールソーシャルワーカーの存在を紹介している。

【関係団体】

- ・ 稲敷市教育センター（適応指導教室）
- ・ 市こども支援課
- ・ てらこむ（NPO SMSC）

【予算・財源】

稲敷市独自の予算（一般会計＞教育費＞教育総務費＞学校指導事務費）
週1回（毎週水曜日）の勤務

【主な担当者】

- ・ スクールソーシャルワーカー 1 名（NPO 法人 スペース空 所属）
- ・ 稲敷市教育センター職員（スケジュール管理）
- ・ 稲敷市教育委員会指導室指導主事

■成果・今後の方針

今年度新たに始めた事業のため、現在、成果と課題を振り返り、分析している。

【課題】

可能であれば、毎日、スクールソーシャルワーカーを市教育センターへ常駐させ、学校や家庭からの相談のタイミングを合わせられるようにしていきたいが、予算上の関係から難しい。

【今後の方針】

来年度（令和 4 年度）もスクールソーシャルワーカーの配置事業は継続予定。

日本語指導教室への通級や外部関係団体との連携をさらに円滑にしていくことで、日本語指導を必要としている児童生徒や日本語習得について悩みを抱えている児童生徒の抱える問題の解決につなげていきたい。

豊田市教育委員会

取組内容

授業改善・学校改革の取組について

■概要

豊田市では「超」集住地域である保見地区で、「魅力あふれる『多文化共生の街“保見”』の深化に向けたコミュニティ・スクールとしての連携―『ちがい』を認め合い、学び合う児童生徒の育成を目指して―」をテーマに研究を進めている。

DLA ステージに応じた学習環境、JSL カリキュラム作成、二言語読書プログラム、ユニバーサルデザイン授業、コミュニティ・スクールとしての連携を柱に、授業改善・学校改革に取り組んでいる。

■実施のきっかけ

外国人児童生徒の割合が年々高くなる保見地区の学校において、令和元・2年度に多文化共生推進校として豊田市教育委員会指定による研究を始めた。

■取組詳細

案内等は日本語の文章だけでなく、ポルトガル語等の翻訳版も準備している。

学校ホームページ・学校だよりで、翻訳版を含み周知を行っている。

また、地域の回覧板での周知もしている

学校には、母語対応ができる市費負担の学校日本語指導員が常駐。

地域学校協働本部と連携を行うことにより、放課後や休日での活動が展開できるようにしている。

【関係団体】

- ・地域の幼稚園、こども園、小学校、中学校、高等学校、大学との連携
- ・豊田市国際まちづくり推進課、トルシーダ・こどもの国（NPO）等

【予算・財源】

国の「帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業」を活用
（学校日本語指導員雇用にかかる費用の補助）

【主な担当者】

学校の教職員

■成果・今後の方針

【成果】

- ・子どもたちの授業参加意欲の向上
- ・協力的な外国人保護者の増加
- ・トラブルの減少

【課題・改善策】

- ・外国人児童生徒等教育を専門に学んできた教員がいなかったため困った。
⇒外部講師を招聘し、継続的な指導を得ている。

【今後の方針】

- ・保見地区での研究成果を、市内に広めていく方針。
- ・日本語指導の指針となる豊田市版カリキュラムの完成を目指す。

■参考資料 (研究概要：保見中版①)

西保見小、東保見小、保見中には様々な言語事情を抱えた子どもたちが…

魅力あふれる「多文化共生の街 保見」の深化に向けた
コミュニティ・スクールとしての連携
「[いがい]を認め合い、学び合う児童生徒の育成を目指して」

DLA

JSL

二言語読書プログラム

ユニバーサルデザイン授業

コミュニティ・スクールとしての連携

DLA (Dialogic Language Assessment)	子どもたちの日本語能力を把握
JSL Japanese as a Second Language (第二言語としての日本語指導)	教科指導と日本語指導を統合して学習活動に参加するための力を育成するカリキュラム
二言語読書プログラム	ステージに合った読書活動を通して楽しみながら主体的に読書力を高める。
ユニバーサルデザイン授業	すべての子どもたちに「分かった!」「楽しい!」に繋げるための授業づくり
コミュニティ・スクールとしての連携	「文化的・言語的に多様な子どもたち」の学びを「保護者・地域・外部機関」と共に支える

子どもたちの日本語能力を把握するための【対話型アセスメント】

DLAの結果から6つのステージに分けて
特別の教育課程による個別の指導計画に合った学習活動へ

DLAの様子を見てみよう

DLAを元にしたステージ分けと
JSLカリキュラムと保見中UD(ユニバーサルデザイン)授業の連携

日本語能力	1	2	3	4	5	6	支援
6							保見中UD授業
5							保見中UD授業
4							二言語読書プログラム 取り出し授業6時間 (国JSL時間二言語読書2時間、理・社JSL取り出し各1時間)
3							取り出し授業10時間 (国JSL4時間、理・社社会各3時間)
2							
1							

様々なステージの子が、一緒にの教室で授業をすることを考え誰もが参加できる授業と環境づくりが必要!

JSL
Japanese as a Second Language

外国につながる生徒への指導の考え方や平立てを示したものが、それがJSLカリキュラム

取り出し授業 「話す・読む・書く・聞く」力の向上を目指す!

1、2年生の(DLAの)ステージ1の生徒に対して、漢字4時間、国語科4時間、社会科3時間、理科3時間の合計10時間の取り出し授業を実施します。ステージ2-3の生徒には、漢字4時間、国語科4時間、社会科1時間、理科1時間の合計6時間の取り出し授業を行います。国語科4時間のうち1時間を「二言語読書プログラム」に充て、それ以外の3時間をJSLカリキュラムにそった指導を実施します。

場面やテーマを重視した学習活動

クロス取り出し授業 「教科学習言語能力」の効果的な習得を目指す!

「クロス取り出し授業」とは、ステージ2-3の生徒を対象に、社会科の授業を行っている時に、取り出し授業対象の生徒は国語で理解の指導を受けます。また、理科の授業を行っている時には、国語で社会科の取り出し授業を受けます。このことで、理科と社会科のそれぞれの担当が、取り出し授業でも専門の教科を指導することができ、より効果的な指導につながっています。

クロス取り出し授業で

- ①予習先行型で学習内容を事前に学ぶ。
- ②専任全体の概念を押しこめる。
- ③理解のポイントとなる箇所や内容を説明。

日本語成績表

取り出し授業を行った生徒は、通常の漢字表ではなく、日本語成績表で評価します。

教科学習言語能力の習得のために必要な「読書力」の向上

「読書力」とは、まとまりのある文を読んで内容を理解する「読解力」や、本や読書への関わりといった「読書習慣・興味・態度」などの力を指します。

★「あらすじ再生」などの支援で読解力の向上

二言語読書プログラム

実態把握

DLAで生徒の読書力レベルと読解力を把握

環境作り

母語の本

ステージに合わせた本

国語: 週4時間の取り出し授業のうちの1時間

ワールド図書館

読んだページ数を可視化するしりとり作り

オリジナルロケット作り

あらすじ再生

記録

読んだページ数に応じてロケットを進める

■参考資料 （研究概要：保見中版②）

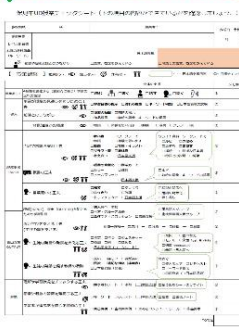
「すべての子どもたちの学力向上につながる授業づくり」

ユニバーサル
デザイン授業

★3つの観点を意識した授業づくり

- ①「焦点化」・・・学習内容の精選
- ②「視覚化」・・・目から入る情報を整理
- ③「共有化」・・・学習した内容を相互で深め合う

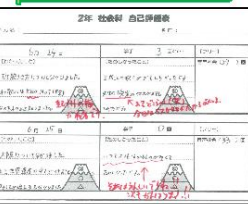
授業プラットフォームを使って授業者の品質を高める施策



スリージ分けのわかる授業表で日本語能力を評価

1-2 学年		3-4 学年		5-6 学年	
1-2	3-4	5-6	1-2	3-4	5-6
1-2	3-4	5-6	1-2	3-4	5-6
1-2	3-4	5-6	1-2	3-4	5-6
1-2	3-4	5-6	1-2	3-4	5-6
1-2	3-4	5-6	1-2	3-4	5-6

教科ごとの自己評価表です。子どもたちの理解度を把握



「文化的・言語的に多様な子どもたち」の学びを支えるために

ユニバーサルデザイン
としての連携

「幼稚園・こども園・小学校・中学校・高等学校・大学」との連携
「保護者・地域・外部機関」との連携

WE
LOVE
ほみ



■参考資料 (研究概要：西保見小版②)

ステップ教室

対象：ステージ3の外国に憧れる児童
対象：外国の文化や生活について学ぶ児童

自己紹介

夢の家

学校紹介

思い出すごろく

食べ物と栄養

ジャンプ教室

対象：ステージ3の外国に憧れる児童
対象：リライト教材を活用した授業を
二言語読書プログラムで支援

リライト教材や視覚化を意識した授業

二言語読書プログラムでのアルバム作り・あらすじ再生

二言語読書プログラム

読み書きの量と質を高め、教科学習言語能力を向上
児童もステージ3に伸びが期待されるように、楽しみながら主体的に
日本語の「聞く」「話す」「読む」の力を高める。

<ステージに合った通書・読みたくなる環境づくり>

ワールド図書館

冊数や本のあらすじを可視化する掲示

<さまざまな読書活動>

読み語り

あらすじ再生

読書アルバム作り

ユニバーサルデザイン授業

「すべての子どもたちの学力向上につながる授業づくり」
☆3つの観点を意識した授業づくり

- ①「焦点化」・・・学習内容の精選
- ②「視覚化」・・・目から入る情報を整理
- ③「共有化」・・・学習した内容を相互で深め合う

「焦点化」リライト教材

「視覚化」

「共有化」

文化の違い・言葉の壁

いつ・どこで・誰と・何の学習をしても同じを喜びで！
安心して学校生活を営むことができる！

教師力アップ大作戦

西保見っ子学習の10か条

対先生の模擬授業

授業検討会

**すべての子どもたちが
分かりやすい授業をめざして**

■参考資料 (研究概要：西保見小版③)



■参考資料 (ユニバーサルデザイン授業チェック表 西保見小)

ユニバーサルデザイン授業 & JSLカリキュラム チェック表			
参観日 月 日 教科		参観者 () 先生 () 参観者 ()	
授業参観で以下の項目にチェックをしながら見ましょう。終わったら、授業者と話し合おう。			
		全体の支援	日本語の支援 (○はJ教室のみ)
学習計画段階	学習への意欲を高め、全員が参加できる学習目標が設定されている。 意欲化	☐ 教科の目標 ←JSLカリキュラム ①本時のまとめを短冊化して提示	☐ レベル別 (学習教室に合わせた) 日本語指導の目標
	言語面の達成目標が設定されている。 意欲化	②押さえる学習言語は?	A 取り上げる日本語表現は? A 活用する語彙は?
	理解、表出を助けるための学習形態が工夫されている。(3語彙的に学ぶ) 共有化	③全体での話し合い・聞き合いの形 ③ペアやグループ活動 ③個人→ペア→グループ→全体 ③情報収集 (持ち寄り発表)	B 同言語によるグループ活動 ⇒日本語で全体に広げる B 学習環境の整備 (外国語の書籍設置等)
	4技能を強化する (意図的に使う) 学習ができています。	④聞く 話す 読む 書く	C 4技能カードを黒板に提示
	学習目標、学習のめあてを受けて、評価が適切に設定されている。	⑤めざす子どもの姿を具体的に示す。	D 日本語指導目標に対する評価を設定
導入	子どもが授業の見通しをもつための工夫がされている。 意欲化・視覚化・共有化	⑥学習のめあて (学習目標を具体的に) ⑥めあてを全員で読む (言う) ⑥流れの確認・キーワードの確認	E めあてカードを黒板に提示 E めあてにルビ・赤色下線 (右減線)
	背景知識と関連付ける工夫がされている。 子どものやる気・意欲を引き出すための工夫がされている。 意欲化	⑦体験を思い出す。 ⑦動画や写真、紙芝居等で示す ⑦グラフや表を提示する	F 日本語指導員による母語支援
	前時との関連付けがされている。 意欲化	⑧前時のふり返しを行う ⑧前時までの提示物・作品提示	G 前時の重要表現の提示
理解支援 INPUT	言葉づかいや話し方が意識されている。	⑨短文で、分かりやすく (特に発問) ⑨くり返すときは、同じ言葉で示す ⑨ゆっくり・はっきり ⑨敬語 ⑨敬称を付けて呼名	H 正しい日本語で話す
	内容理解や言語理解の工夫がされている。 意欲化・視覚化・共有化	⑩体験を思い出す ⑩具体物の操作 ⑩動画や写真、紙芝居等で示す ⑩グラフや表を提示する ⑩本文に立ち返る (根拠を求める)	I ことばの視覚化、動作化 I 重要語句・日本語表現の模範 ①リライト教材の作成
	板書が工夫されている。 意欲化・視覚化・共有化	⑪3色チョークの活用 黄色…子どもの考え、重要語句 赤色…つながり、強調 白色…基本 ⑪構造化 (子どもの意識の流れが分かる)	K 前時の重要表現の提示 K 重要語句のルビ K 4技能カードを黒板に提示
表出支援 OUTPUT	深い学びを支える工夫がされている。 視覚化・共有化	⑫動作化 ⑫ペア学習・グループ学習 ⑫ふり返しを書く (メタ認知)	L 日本語指導員による母語支援 L 同言語によるグループ活動 ⇒日本語で全体に広げる
	子どもの発言や発表を支える工夫がされている。 視覚化・共有化	⑬肯定する。←否定しない ⑬待つ ⑬誤りを言い直す ⑬例えを挙げる ⑬ほめる ⑬キーワード・文型の提示 ⑬学習環境の整備 (提示物等)	M キーワード、モデル文の提示 M 日本語指導員による母語支援
	子どもの発言を促す教師の活動ができています。 意欲化・視覚化	⑭相手のルール (右手と左手) ⑭発言をつなげる (脱1対1) ⑭ハンドサイン・氏名マグネット活用	N 話し始めの言葉の提示 N 語彙を提示 N ゲームやクイズを通して発話
評価	学習の理解度や学習状況をチェックする工夫がある。 意欲化・視覚化	⑮ふり返しシート ⑮根拠表の活用	O 振り返りカードの視覚化等
	学習者自身が達成感を感じる評価の工夫がされている。 視覚化・共有化	⑮コメント ⑮シール、スタンプ ⑮蛍光ペン等のライン	

■ 参考資料 (ユニバーサルデザイン授業チェック表 保見中)

保見中UD授業チェックシート (支援が、授業で有効的に使われているか確認しましょう。)				
教科領域		科	授業者:	作成日 令和3年
学習目標				月 日
レベル別目標				
【 授業観察 】 視覚化… 焦点化… 共有化… …日本語支援内容 ①…目標チェック数				
		全体の支援		メモ欄
授業通して	4技能を強化する(意図的に使う)学習の流れの設定	☐ 読む ☐ 書く ☐ 話す ☐ 聞く		④
導入	授業の見通しをもつための工夫 	☐ 学習目標の提示 ☐ 流れの確認 ☐ キーワード確認 ☐ 日本語表現の説明		③
	前時とのつながり 	☐ 復習の時間 ☐ 前時の掲示 ☐ 作品提示 ☐ 前時の語彙、キーワードの掲示		②
	背景知識との関連 	☐ 物語 ☐ 体験を思い出す ☐ 動画 ☐ 写真/グラフ/表		②
理解支援 INPUT	内容や言語理解の工夫 	☐ 教科書 ☐ 具体物 ☐ 動画 ☐ 写真・イラスト ☐ グラフ・表 ☐ 物語・体験 ☐ ノート、ワークシート リライト資料、ワークシートで ☐ルビ ☐穴埋め ☐なぞり ☐定型文 ☐挿絵 ☐簡単な日本語 ☐母語での説明 ☐対話		⑤
	板書の工夫 	☐ 板書の定型化 ☐ 指示カード ☐ カラー ☐ 書き分け(強調) ☐ ネームプレート ☐ルビ ☐前時の語彙、キーワード掲示		⑤
	教師の言葉遣いの工夫 	☐ 短文 ☐ ゆっくり ☐ はっきり ☐ 強調 ☐ ドラマチックに ☐似た言葉の提示 ☐用語の意味の確認 ☐繰り返す ☐母語表現		⑤
	理解(INPUT)、表出(OUTPUT)を助けるための学習形態	☐ 個人調べ・活動 ☐ ペア・グループ活動 ☐ 全体でディスカッション ☐同言語のグループ ☐生徒間支援グループ ☐タブレットでの言語調べ		②
表出支援 OUTPUT	深い学びを支える工夫 (学びの質を支える)	記憶→理解→ ☐ 応用 → ☐ 分析 → ☐ 評価 → ☐ 創造		①
	生徒の発言や発表を支える工夫 	☐ 活動のためのルールづくり ☐ 立ち位置(生徒の近くなど) ☐ 多くの回数 ☐ 適切な指名(座席表) ☐選択 ☐並べ替え ☐モデル ☐文型(です、思います) ☐構造(起承転結など) ☐母語→日本語へ		④
	生徒の発話を促す教師の活動 	☐ 肯定 ☐ 間、待つ ☐ ジェスチャー ☐ 強調 ☐ 例 ☐ ほめる ☐ 長い ☐ 詳しい ☐ 質が高い 発表で ☐導入を示す ☐リキャスト ☐キーワード提示 ☐母語発表(→日本語通訳)		②
	理解、学習状況をチェックする工夫 	☐ 振り返りシート ☐ 添削 ☐振り返りシートのリライト		①
評価	学習者が達成感を感じる評価の工夫 	☐ 自己評価 ☐ 生徒間評価 ☐ 認めるコメント ☐ シール ☐ 作品掲示		①
	語彙や概念の習得を確認する工夫 	☐ キーワードの確認 ☐ 小テスト ☐語彙 ☐表現ノート		①
↓ 語彙指導の自己評価			TOTAL	/50
本時の教科語彙は？				教えた日本語表現
宿題や個別支援が生かされる場面は？		あった なかった		

東京都教育委員会

取組内容

日本語指導の充実に関する映像教材の
作成・配付について

■取組の概要

東京都公立学校における来日間もない児童・生徒が、日本の学校に転入する際に困ることや知っておきたいことについて理解し、日本の文化や習慣の違いに気付くとともに、学校生活に必要な日本語の習得を図ることを目的に、本映像教材を作成した。

■取組の背景

東京都公立学校における日本語指導が必要な児童・生徒数は外国籍・日本籍を合わせて、近年 4000 人前後で推移しており、外国籍の言語数も多岐にわたっている。
東京都内全ての公立学校において、日本語指導の一層の充実を図る必要が生じていた。

■取組詳細

日本語指導が必要な児童・生徒向けの映像教材の作成に際しては、制作検討委員会を設置し、都内大学教授、東京都小学校日本語教育研究会、東京都中学校日本語教育研究会、区市町村の日本語学級設置校長、都立高等学校長の中から委員を選定、委嘱し、作成協力を依頼した。

映像教材を作成・配付するとともに、東京都公立学校における日本語指導が必要な児童・生徒の状況や東京都教育委員会の取組等についてまとめたリーフレット「日本語指導に関する資料 日本語指導が必要な児童・生徒への指導」を令和 3 年 3 月に都内全公立学校に配付した。

また、東京都教育委員会ホームページに関連資料の一部として掲載し、広く周知を図っている。

【主な担当者】

東京都教育庁指導部指導企画課

■成果と課題、今後の方針

【成果】

日本語指導の充実に関する映像教材「東京の学校生活」を活用した学校の教職員からは、「映像を基にして、様々な状況を想定し、日本語を練習できるため指導の幅が広がった。」、「児童の日本語の習得状況に応じて音声と字幕を選択できるため、児童に学習内容を理解させることができる。」等の感想があった。

【課題】

映像教材は DVD 媒体の資料のため、日本語指導が必要な児童・生徒及び指導に当たる教職員が幅広い場面で活用できるよう改善を図りたいと考えている。

【今後の方針】

映像教材の活用事例を作成し、都内公立学校に周知を図る予定。活用事例は、東京都教育委員会ホームページに掲載する予定。

■参考資料

令和2年度日本語指導に関する資料「日本語指導が必要な児童・生徒への指導」
一部抜粋

2 東京都教育委員会の資料

○初期指導に活用できる児童・生徒用資料



日本語指導の充実に関する映像教材

「東京の学校生活～日本の学校で楽しく学ぶために～」

【内容】

来日間もない児童・生徒が、日本の学校に転入する際に困ることや知っておきたいことについて理解し、日本の文化や習慣の違いに気付くとともに、学校生活に必要な日本語の習得を図ることができます。

<主な内容構成>

- 1章 日本の学校生活
 - ① 挨拶・主なコミュニケーション
 - ② 学校内の用具
 - ③ 授業の受け方
 - ④ 学校保健
- 2章 小学校 3章 中学校
- 4章 高等学校（2・3・4章共通）
 - ① 学校の1年間
 - ② 持ち物
 - ③ 一日の生活・時間割

※校種により

係活動、クラブ活動・当番、給食と弁当、部活動・委員会（生徒会）活動、授業科目・単位、進路などを収録。



外国人児童・生徒用日本語テキスト「たのしいがっこう」



【内容】

学校生活への適応指導に役立つ23言語対応のテキストです。「あいさつ と へんじ」、「からだの ちょうし」等、学校生活に合わせた日本語を学べます。

<目次>

- | | |
|------------|----------|
| 1 挨拶と返事 | 7 私の学校 |
| 2 体の調子 | 8 学校の一日 |
| 3 頼む時 尋ねる時 | 9 時間割 |
| 4 学校の行き帰り | 10 学校の一年 |
| 5 仲良く遊ぼう | その他 |
| 6 持ち物 | |

○日本語指導が必要な児童・生徒を指導する教職員用の資料



「日本語指導ハンドブック

その1」（初級者対象）

【内容】

来日後の児童・生徒を指導する初任者を対象としているテキストです。学校生活に最低限必要な内容とし、徐々に主述の整った文章の習得を学習できます。

「日本語指導ハンドブック

その2」（中級者対象）

【内容】

日本語の定着を一層図るために、発展的な内容になっています。児童・生徒の日本語の習熟の程度に応じて、学習時間等を調整して活用することができます。



静岡県教育委員会

取組内容

支援対象校への巡回派遣について

■概要

外部委託により、日本語コーディネーター及びキャリアコンサルティング技能士を支援希望校に派遣。両者の共同により作成した、生徒個々の能力に応じた個別支援プランに基づき、日本語コーディネーターによる日本語指導、キャリアコンサルティング技能士によるキャリア支援を行う。

■実施のきっかけ

静岡県においては、西部地域の製造業を中心に多くの外国人労働者を雇用しており、外国人労働者の子供が高等学校にも多く在籍しているが、日本語の能力の不足により学習や就職に支障がでている課題がある。

日本語への課題を克服することで、学習の伸長さらには卒業後の正規雇用の就職へとつなげ、将来的には地域経済を支える人材となりえることを目指し、令和元年度から実施している。

■取組詳細

生徒の実情や学校の状況に応じ、集団による日本語講座及びキャリア支援、個別の指導による日本語指導及びキャリア支援とともに、Zoom を利用したリモート支援を実施。

キャリア支援の一つとして、生徒同士や大人とのコミュニケーションを図るための生徒支援の場づくりとしてスクールソーシャルワーカー、大学生、フードバンク等のサポートを受けながら、キャリアカフェを実施している。

キャリアカフェでは、参加対象を外国人生徒に限定せず日本人生徒も参加することで、日本語によるコミュニケーションを積極的に行うように促している。

広報活動としては、保護者への直接的な働き掛けが難しいため、生徒を通じた間接的な働きかけにとどまっている。三者面談に立会い、第三者としてアドバイスを行うことも検討したが、日程調整などが難しく、学校からも現状で良いのではないかとアドバイスを受けている。

【予算・財源】

令和3年度は15,300,000円の予算を措置。

うち3分の1（5,100,000円）は国庫補助金「教育支援体制整備事業補助金（帰国・外国人児童生徒等教育推進支援事業）」（文部科学省）を活用し、残り3分の2（10,200,000円）は県費。

【主な担当者】

日本語コーディネーター（長年にわたり日本語教師等の外国人を対象とした日本語指導に従事した実績のある者）、

キャリアコンサルティング技能士（国家資格を有しキャリアコンサルタントとしての実績のある者）を中心に、それに準ずる者が担当。

■成果・今後の方針

【成果】

(1)日本語講座

- ・漢字の読み方や言葉の意味を学習することで学習理解が向上した。
- ・日本語能力試験への興味が深まり、日本語能力試験（JLPT）受験という具体的な目標ができた。
- ・日本語の理解が深まれば学習理解につながり成績アップにつながることを実感し、学習へのモチベーションが上がり、将来の目標に向かって頑張る力がついた。

(2)キャリア支援

- ・日本語で自分の考えや思いを考え、伝える機会が楽しいと感じている。
- ・自分の興味、能力、価値観・展望の自己理解が深まり面接や卒業に向けて自分から考え行動している。
- ・卒業までの時間を大切に考え、就職後に向け今できることを自分から模索している。

【課題】

(1)日本語講座

- ・日本語の授業に参加する必要性をどう伝えるか。
- ・生徒の欠席遅刻

- ・外国人生徒が多数いる学校の支援方法（個別は限界がある）

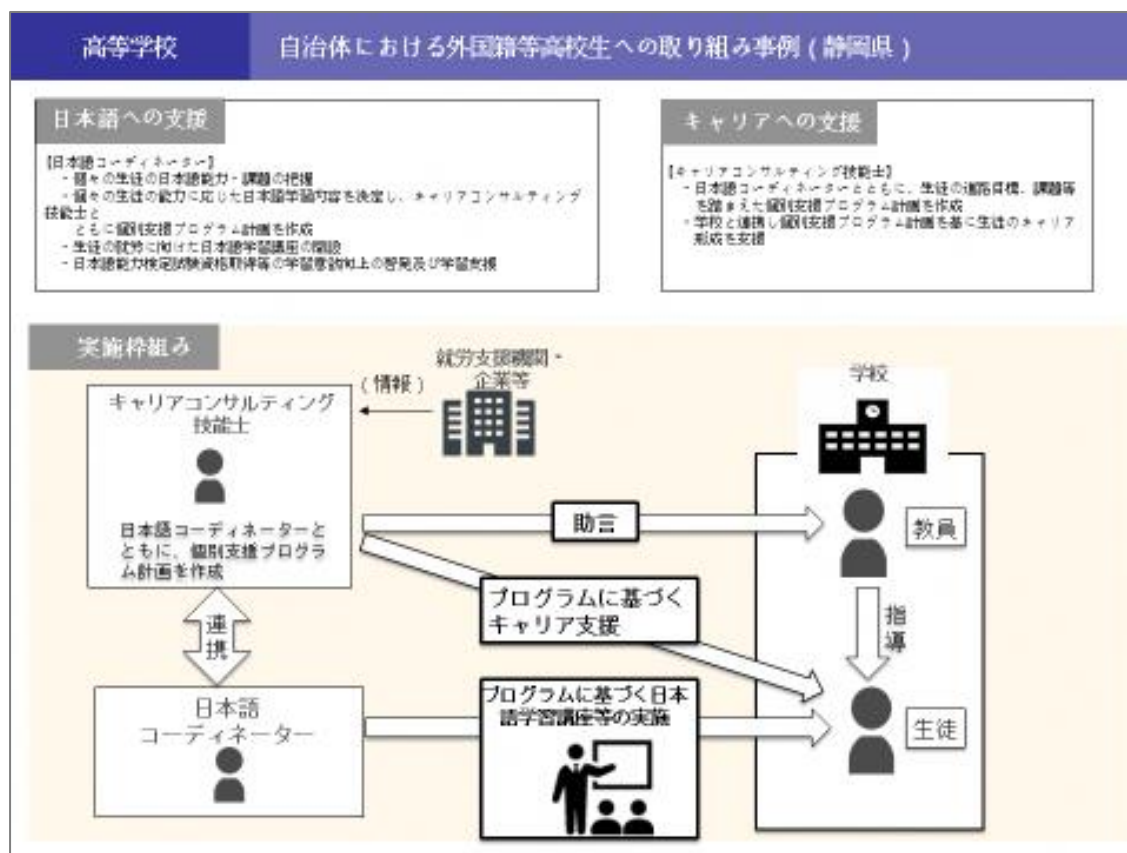
(2)キャリア支援

- ・定時制の生徒では、アルバイトや家庭の事情に左右されることがある。
- ・支援の時間が0 時限や放課後に限定される。

【今後の方針】

令和 4 年度事業については、令和 3 年度と同程度の事業規模での実施を予定している。
就職の際に求められる日本語能力の指標となる、日本語能力試験（JLPT）の資格取得を中心とした日本語支援の強化を行う。

■参考資料（高等学校取組事例 資料）



佐賀県教育委員会

取組内容

DLA の小学校入学前実施について

■概要

DLA を小学校入学前に実施することで、入学後のその児童に対する支援が円滑に進むことを期待し、DLA 支援員の派遣対象を小学校入学前の未就学児まで広げた。

■実施のきっかけ

関係団体及び市町教育委員会からの要望を受け、令和 2 年度の後半に DLA 支援員派遣に係る要綱を改正した。

■取組詳細

就学説明会等で日本語指導が必要と思われる未就学児又は幼児を入学予定校が把握し、市町教育委員会と連携を図り、県へ DLA 実施を依頼。

その後、関係団体と調整し、日本語指導を支援する関係団体の構成員（DLA 測定ができる方）及び日本語指導担当教員に、県が DLA 支援員を委嘱し、対象校へ DLA 支援員を派遣している。

学校や市町教育委員会に対し、年に 2 回程度、DLA 支援員派遣に係る制度の周知を行うとともに、相談等があった場合には、その都度制度の活用について案内している。

【予算・財源】

国補助事業（帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業）を活用。

■成果・今後の方針

【成果】

入学直後からのスムーズな支援が可能となった。また、学校の受入体制の構築にも役立っている。

【課題】

未就学児には、通常の DLA で扱う内容が難しく、適当な測定指針について検討中である。

【今後の方針】

- ・ 帰国・外国人児童生徒の受入と指導の手引き作成
- ・ 県教育センターHP への日本語指導に係る指導資料の掲載

京都市教育委員会

取組内容

外国にルーツをもつ子ども達の教育に特化した
ウェブサイトについて

■概要

外国にルーツをもつ子ども達の教育に特化したウェブサイト「京都市教育委員会 学校に行こう！」を構築。

■実施のきっかけ

外国人児童生徒等の教育に係る資料等は、従来、京都市教育委員会のイントラネット内での掲載をしていたが、2点課題があった。

1. 外部からのアクセスができないこと
(各種ボランティアや保護者などに情報が届けられない)
2. イン트라ネット内の検索がしにくく情報が取り出しにくい

これらの課題を解決し、必要な方に適切な情報が迅速に届けられるよう、令和2年度予算で専用ウェブサイトを開設した。

■取組詳細

令和2年度予算でホームページ作成ソフトを購入し、担当指導主事が外国人児童生徒等の教育に特化したウェブサイトを作成した。開設時には、全市園・学校にウェブサイト開設通知を行った。

保護者向け・学校向け・その他のカテゴリーに分けて、情報提供や翻訳文書の掲載等を行っている。ウェブサイトに掲載する資料については、府国際センターや市国際交流協会、地域の大学等から情報提供をいただいている。

なお、ウェブサイトは4言語で表記（やさしい日本語、英語、中国語、タガログ語）し、外国人児童生徒等の受入面談の際に保護者に紹介している。

学校向けの就学事務説明会で周知もしており、小学校入学に係る就学通知（やさしい日本語、英語、中国語、タガログ語併記）に、ウェブサイト内の資料のQRコードを同封。他にも、市教委主催の「小学校生活オリエンテーション」の案内、市教委主催の「多言語進路ガイダンス」等、市外も含めて様々な研修等で紹介している。

【主な担当者】

- ・担当指導主事
ウェブサイトの運営
- ・教育委員会の各課や小中学校在籍の日本語指導担当教員
掲載が必要な文書等の情報提供
- ・京都市教育委員会の会計年度職員である「母語支援員」
掲載する翻訳資料等の作成

■成果・今後の方針

【成果】

- ・就学前の面談等で、保護者から就学通知に掲載している QR コードにアクセスしたという声を聴いた。

- ・「小学校生活オリエンテーション」の申込数が予想より多かったりしたことから、資料やイベントの詳細等をウェブサイトに掲載し QR コードを保護者に知らせることにより、興味がある人が簡単に情報を得ることができるようになったと感じる。

- ・外国人児童生徒等の受入れ校に対しての情報提供が一度にできるようになり、学校側も必要な時にすぐに情報を得ることができるようになった。

【課題】

- ・運営担当者が 1 名であるため、情報の更新が後手になってしまうことが多い。

- ・急を要する通知文などについては、日本語のものが出されてからの対応になるため、情報提供が遅れてしまう。

【今後の方針】

- ・ウェブサイト掲載資料の充実

- ・ウェブサイトにアクセスした保護者からの質問を受けられるような仕組みの作成

■参考資料（京都市教育委員会 学校に行こう！

URL： <http://www.edu.city.kyoto.jp/gakkoshido/japanese/>（ ）

京都市教育委員会 多言語学校情報館

Gakko ni ikou!

学校に行こう!

Let's go to School!

000044

保護者の方

学校向け

その他



保護者の方

For parents and guardians.

为 各位家长.

Magulang / Tagapag'alaga



学校向け

For school teachers.

为 学校 老师.

Para sa mga Paaralan



その他

Others

其他

Iba pa

PROFILE

京都市教育委員会学校指導課

人権教育担当

〒604-8161

京都市中京区烏丸通三条下ル

隣崎屋町595-3

大同生命ビル 7階

TEL.075-222-3815

FAX.075-231-3117

INFORMATION

NEW!!

■2022年1月 「通訳ボランティア募集」チラシを掲載しました！※「その他」のページ

■ 2021年10月 「GIGA端末の持ち帰りについて」の翻訳文書を掲載しました。

■ 2021年8月 「多言語による小学校生活オリエンテーション」のチラシをアップしました。

■ 2021年8月 区役所に通訳タブレットがあります。（英語、中国語、韓国語、ベトナム語、タイ語フィリピン語、ポルトガル語、スペイン語、フランス語、ネパール語、ロシア語）

■ 2021年8月 「多言語進路ガイダンス」の資料をアップしました。

RETURN TO TOP

copyright©20XX Builder Home Page all rights reserved.

人権教育

横浜市教育委員会

取組内容

日本語支援アドバイザーについて
日本語支援拠点施設ひまわり プレクラスの独自教材について

①日本語支援アドバイザー

■概要

国際教室での経験が豊かな教員が各学校を訪問し日本語指導についてアドバイスや研修等を実施するとともに、オンラインによる勉強会、相談会を行う。

■実施のきっかけ

国際教室を新たに開設する学校や日本語指導が必要な児童生徒を初めて受け入れる学校が年々増加していることを受け、日本語指導に携わる教員等を支援するために、令和3年度より実施。

■取組詳細

日本語指導に携わる教員等を支援するために、日本語支援拠点施設「ひまわり（中区）」及び「鶴見ひまわり」に、国際教室での経験が豊かな教員である日本語支援アドバイザーを1名ずつ配置。

日本語支援アドバイザーは、各学校を訪問して、アドバイス等の支援や校内での研修等のほか、オンラインによる各学校の国際教室担当教員との相談会、勉強会を年9回程度実施している。

4月に全校あてに事業について通知するとともに、新たに国際教室が設置された学校にはアドバイザーから直接連絡し、事業内容等を学校に説明。

訪問支援では、国際教室担当教員に対し、時間割や掲示物の作成等、国際教室運営に関するアドバイスを行っている。

さらに、オンライン研修会は、効果的な運営方法、教科と日本語の統合学習やDLA等、毎回テーマを設定し実施している。

アドバイザーが直接学校訪問するだけでなく、電話やメールでの相談、毎回のオンライン研修会の中で相談の時間を設けるなど、国際教室担当教員が相談しやすい体制を整えている。

【広報活動】

全校への通知、校長会での説明などにより各校に広く周知を行っているため、国際教室の時間割の作成方法や日本語指導方法等だけでなく、中学校卒業後の進路選択の相談など、担当教員が迷っていることなどを気軽に相談できる体制ができている。

【主な担当者】

国際教室での経験が豊かな小学校教員と中学校教員の2名が担当。

所属校での指導及び他校の訪問を通じた国際教室担当教員への支援を行っている。

■成果

・国際教室を新たに開設する学校や日本語指導が必要な児童生徒を初めて受け入れる学校が年々増加しているだけでなく、初めて国際教室を担当する教員が毎年、全担当者の半数前後の人数となっているが、担当経験が浅い教員から経験年数が豊かな教員まで、幅広く支援を行うことができた。

・学校訪問での支援では、初めて担当となる教員に対しては、国際教室掲示物の効果的な掲示方法、時間割の作成から指導教材の選定などに関する助言、担当経験が豊かな教員に対しては、学校の実情に応じた運営方法や校内研究授業時の指導案作成などをともに考えることができた。

・オンライン研修会では、感染症拡大防止により集合研修が通常通りに実施できない中でも、日本語と教科の統合学習やDLA実施方法の発信、「マイ国際教室」として各学校の国際教室の風景などを発信、共有することができた。

・学校訪問やオンライン研修に参加した担当教員や学校管理職からも「初めての担当で不安だったが聞きたいことをすぐに聞くことができた」など好評を得ている。

②日本語支援拠点施設ひまわり プレクラスの独自教材

■取組名称・概要

ひらがな学習のための日本語支援拠点施設ひまわりのプレクラス独自教材である「ひまわり練習帳 1」及び、ひらがな特殊音学習のための「ひまわり練習帳 2」を発行している。

■実施のきっかけ

日本語指導の専門的な知識をもたない教員等を支援するために、プレクラスにおける集中的な日本語指導ノウハウを教材としてまとめ、
「ひまわり練習帳 1」（清音編）を令和元年 9 月に、
その続編となる「ひまわり練習帳 2」（特殊音編）を令和 3 年 9 月に発行。

■取組詳細

プレクラスにおける集中的な初期日本語指導のノウハウをプレクラス指導員や日本語講師が教材としてまとめ、ホームページに掲載するとともに、各学校にも配付し、国際教室等での指導で活用している。

（「ひまわり練習帳」の冊子データは横浜市 HP に掲載。）

<<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/plankoho/kyouikukoho/default20191204.html>>

ひらがな清音練習（ひまわり練習帳 1）、
濁音などのひらがな特殊音練習（ひまわり練習帳 2）に教材を分けて作成。

子どもの学年に応じて文字の書くマスの変更に、
「小学校低学年」、「小学校高学年」、「中学校」の 3 冊を発行し、小学校には冊子にした「低学年用」と「高学年用」の 2 冊、中学校には「中学校用」の 1 冊をそれぞれ配付。

また、状況に応じて必要なページを印刷できるように、HP 上には全体版と分割版の 2 種類の PDF データを掲載している。

全校への通知などにより各校に周知するとともに、ひまわりの指導者が学校を訪問し、練習帳の使い方などを担当教員に説明している。

その結果、教材などが整っていない学校などで急な編入学があっても、指導時に活用することができている。また、国際教室や在籍級での使用だけでなく、個別支援学級でのひらがな学習時に練習帳を使用している学校もある。

【主な担当者】

ひまわりの指導者（会計年度職員）が作成を担当。（プレクラス指導員・日本語講師）

■成果

・国際教室を新たに開設する学校や日本語指導が必要な児童生徒を初めて受け入れる学校には、日本語指導に関する教材が整備されていないことが多い。

急な編入学などに「ひまわり練習帳」を活用することで、日本語指導を速やかに開始することができた。また、迷路で遊んだり色塗りができる「ひとやすみ」のコーナーがあるなど、ひらがなを楽しみながら学習できる構成となっており、家庭での学習や個別支援学級でのひらがな指導の際にも活用されている。

①②事業全体

■予算・財源

両事業の事業費については、文部科学省の「帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業」より、補助金の交付を受けている。

■今後の方針

横浜市の日本語指導が必要な児童生徒は年々増加をし続けており、市内でも特定の地域への集住とともに、散在化も進んでいる。

「だれもが、安心して、豊かに」学校生活を送れるよう、各校の状況やニーズ等を踏まえ、引き続き各事業の拡充を検討している。

■参考資料

(資料1) R3 日本語指導が必要な外国人児童生徒教育

横浜市における日本語指導が必要な児童生徒教育・支援

R3年 5月1日 小中学校企画課

1 横浜市における外国籍及び外国につながる児童生徒数(小・中・義務教育学校)

(5月1日現在)※R2のみ7月1日現在

	H29(2017)	H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)
外国籍・外国につながる	9,129	9,713	10,103	10,933	11,252
外国籍	3,111	3,415	3,658	4,127	4,386
中国・台湾	1,519	1,801	2,039	2,376	2,573
フィリピン	391	408	376	400	409
韓国・朝鮮	249	255	245	266	261
ベトナム	236	229	237	252	255
ブラジル	161	141	143	162	158
ペルー	97	90	87	84	84
ネパール	37	50	49	56	77
アメリカ合衆国	38	39	41	53	56
インドネシア	37	38	36	29	39
パキスタン	36	31	39	41	39
インド	10	11	25	30	39
外国につながる	6,018	6,298	6,445	6,806	6,866

※国籍及びつながる国の総数: 109 개국

日本語指導が必要	2,080	2,320	2,705	2,923	3,110
----------	-------	-------	-------	-------	-------

※日本国籍、帰国児童生徒を含む

2 国際教室担当教員配置校・非常勤講師・外国語補助指導員

○日本語指導が必要な児童生徒への指導を担当する教員を配置する。国際教室を設置し、日本語指導、教科指導、生活適応指導等を行う【H4～】

★配置期間: 1年間

★配置目安: 日本語指導が必要な児童生徒数に応じて配置。

(H29より配置基準変更。外国につながる児童生徒も含む。)

年度	H29(2017)	H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)
国際教室担当教員配置校数	109	121	142	167	186
小学校	85	96	112	131	147
中学校	24	25	30	36	39

★R3国際教室設置校(186校)

(小)147校(内 新規校:21校)

生妻小、豊岡小、鶴見小、瀬田小、下野谷小、市場小、市場小けやき分校、平安小、東吉小、下米吉小、東台小、藤巻小、矢向小、入船小、寺尾小、汐入小、馬場小、駒岡小、獅子ヶ谷小、上寺尾小、新鶴見小、三ツ沢小、青木小、幸ヶ谷小、浦島小、平安小、神橋小、西寺尾小、西寺尾第二小、神奈川小、羽沢小、菅田の丘小、南神大寺小、東小、新鶴見小、西鶴小、平沼小、宮谷小、戸部小、浅間台小、みなとみらい本町小、本町小、山元小、元街小、北方小、大島小、関門小、立野小、本牧南小、本牧小、南吉田小、石川小、中村小、日枝小、磯田小、大岡小、井土ヶ谷小、永田小、南太田小、太田小、南小、藤の木小、永田台小、六ツ川小、日下小、下永谷小、港南第三小、富士見台小、稚子小、岩崎小、仙崎小、新井小、坂本小、瀬戸ヶ谷小、上菅田の丘小、二俣川小、今宿小、今宿南小、港南小、磯子小、浜小、杉田小、根岸小、藤原小、梅津小、洋光台第一小、さわの里小、洋光台第三小、洋光台第四小、森東小、藤巻小、文庫小、六浦小、釜利谷小、西栗小、並木第一小、並木中央小、並木第四小、能見台小、小田小、大磯小、大宮根小、港北小、下田小、綱島東小、太尾小、小机小、十日市場小、三保小、竹山小、上山小、中山小、東が丘(前期)、つつじが丘小、堤が丘小、もえぎ野小、みたけ台小、磯田小、磯田小、磯田小、磯田南小、川和東小、戸塚小、森戸塚小、大正小、小宮小、柏尾小、川上北小、名瀬小、平戸小、島が丘小、上矢部小、本郷小、飯島小、上飯田小、新橋小、飯田北いちよう小、原小、上瀬谷小、藤巻小、南瀬谷小、二ツ橋小、瀬谷第二小、相沢小、藤巻さくら小、阿久和小

(中)39校(内 新規校:4校)

市場中、矢向中、鶴見中、寺尾中、瀬田中、寛政中、栗田谷中、浦島丘中、大磯中、菅田中、藤中、老松中、港中、仲尾台中、本牧中、横浜吉田中、平塚中、共進中、永田中、藤の木中、笹下中、丸山台中、岩崎中、根岸中、岡村中、洋光台第二中、森中、金沢中、藤巻中、富岡東中、中山中、東が丘(後期)、青葉台中、箕岡中、平戸中、上飯田中、いずみ野中、瀬谷中、下瀬谷中

○日本語指導が必要な児童生徒が一定数に在籍する学校に、在籍数に応じて「日本語指導が必要な児童生徒支援非常勤講師」を配置する【H25～】

○日本語指導が必要な児童生徒が一定数に在籍する学校に、「外国語補助指導員」を1名配置する【H25～】

★R3「外国語補助指導員」配置校(11校)

瀬田小、入船小、東小、本町小、元街小、日枝小、南吉田小、港南小、飯田北いちよう小、瀬田中、横浜吉田中

3 日本語支援拠点施設「ひまわり」【H29～】・「鶴見ひまわり」【R2～】

- プレクラス【H29～】515名の児童生徒が参加(H29年9月～R3年3月):
外国から、新たに転・編入学してきた児童生徒を対象に、1か月間、週3日の集中的な日本語の初期指導及び学校生活の体験を行う
- 学校ガイダンス【H29～】533組の児童生徒・保護者が参加(H29年8月～R3年3月): 外国から、新たに転・編入学してきた児童生徒及びその保護者を対象に、英語、中国語、タガログ語、スペイン語、ポルトガル語、やさしい日本語による日本の学校生活等の紹介及び児童生徒の学習状況確認を行う
- 就学前教室「さくら教室」(「ひまわり」のみ実施)【H29～】のべ233組の児童・保護者が参加(H29、H30、R2) 日本語支援が必要な新小学1年生及び保護者を対象に、学校生活の体験と学校生活の紹介を行う。
3月第1、第2土曜日に実施 ※R1年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

4 横浜市日本語教室

- 日本語の初期指導が必要な児童生徒に対して、日本語指導資格をもった講師が指導を行う【S56～】
【集中教室(児童生徒が通級)】 Y校教室、豊岡教室、飯田北いちよう教室、並木第一教室、
横浜吉田教室 月曜日～金曜日・週2回 計40～60コマ
【派遣指導(日本語講師を各小学校へ派遣)】 月曜日～金曜日・週1回 計30～55コマ
【日本語講師の対応言語内訳】 R3年度:50名

中国語(28) 英語(27) スペイン語(12) ポルトガル語(5) 韓国・朝鮮語(5) ドイツ語(3) タイ語(2)
インドネシア語(2) フランス語(2) ベトナム語(1) イタリア語(1) スウェーデン語(1) クメール語(1)

★入級者数

年度	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)
合計	554	526	560	567	453
集中教室	149	137	142	120	81
派遣指導	405	389	418	447	372

5 母語支援ボランティア活用事業

- 「母語による初期適応・学習支援」:対象となる日本語指導が必要な児童生徒へ、母語のできるボランティアによる初期適応支援【H20～】・学習支援【H18～】を行う
【配当回数】対象児童生徒1人につき、国際教室のない学校50回まで、国際教室のある学校30回まで
- 「母語による中期放課後等学習支援」:初期適応・学習支援実施後等の児童生徒へ放課後や長期休業期間中等に、母語のできるボランティアによる補習等の学習支援を行う【R2～】
- 「保護者等通訳支援」:学校が見つけた母語支援ボランティアによる通訳支援【R2～】

6 学校通訳ボランティア(保護者対応)

- 市立小・中・義務教育学校における転入学の説明、個人面談、入学説明会、家庭訪問等での通訳を行う
- ボランティアの派遣は、公益財団法人横浜市国際交流協会(YOKE)に業務委託【H18～】

★派遣実績(回)

※R2は新型コロナウイルス感染症拡大防止として、派遣内容に大幅な制限を実施

年度	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)
回数	1222	1477	1,472	1,807	157

7 各種ガイドブック等発行(配布・HP)

- 《横浜市教育委員会HP掲載》
- 「ようこそ横浜の学校へ」【H24～】
- 「横浜市帰国児童生徒教育ガイド」【S56～】
- I 日本語指導が必要な児童生徒受入れの手引
- 「ひまわり練習帳1(清音編)・カード集」【R1～】
- II 学校通知文・用語対訳集(※対訳あり)
- 「ひまわり練習帳2(特殊音編)・カード集」【R3～】
- III 保護者の方へ～横浜の学校生活～(※対訳あり)
- ※日本語支援拠点施設プレクラス独自教材
- ※7か国語対訳(英語、中国語、スペイン語、タガログ語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、ベトナム語)

8 日本語指導者養成講座・日本語指導者養成中級講座・上級講座

- 日本語指導の仕方、日本語指導が必要な児童生徒の受入れと指導等を主題とした教員研修
- (1) 日本語指導者養成講座【H22～】(全7回、募集人員90名)
○全校対象(国際教室担当1年目の教員は悉皆参加)
- (2) 日本語指導者養成中級講座【H30～】・上級講座【H29～】(各2回ずつ、募集人員50名と30名)
○中級講座は全校対象、上級講座は主に日本語指導者養成講座を前年度までに修了した教員を対象

9 日本語支援アドバイザー

- 国際教室での経験が豊かな教員が各学校を訪問し日本語指導についてアドバイスや研修等を実施【R3～】
- (1) 各学校を訪問し、管理職、担当教員等による相談、授業へのアドバイス等
- (2) 各学校での校内研修等の講師
- (3) オンラインによる相談会、勉強会の開催 等

(資料2)【記者発表】(教育委員会事務局・9月29日10時)「ひまわり練習帳1」の続編となる「ひまわり練習帳2」(特殊音編)を発行しました！」



横浜市記者発表資料

令和3年9月29日
教育委員会事務局
小中学校企画課

ひまわり練習帳1の続編、特殊音編が完成！ 「ひまわり練習帳2」を 発行しました！

来日したばかりの児童生徒やその保護者への支援のため、横浜市では「日本語支援拠点施設『ひまわり』『鶴見ひまわり』」において「プレクラス(裏面参照)」で約1か月、週3日の集中的な日本語指導等を行っています。

集中的な初期日本語指導のノウハウをまとめ、プレクラスでも使用している「ひまわり練習帳1」を令和元年に発行しましたが、このたび、その続編となる「ひまわり練習帳2」(特殊音※編)を発行しました。

今後は、各学校での指導に活用していきます。

※濁音、半濁音、促音、長音、拗音のひらがな

ひまわりれんしゅうちょう 2
はな (小学校 低学年)



著者： _____

Copyright © 2021, Open Yokohama
All Rights Reserved. 発行所：横浜市教育委員会事務局



「ひまわり練習帳2」のポイント 日本語特殊音の初期指導に最適！

- 1冊でひらがな特殊音※全てを学習できる！
- 「読む」、「書く」、「聞く」、「話す」の全てに対応！
- かわいいイラストで、日本語がわからない子どもたちにも理解しやすい！
- 子どもの学年に応じて文字の書くマスの大きさを変更するなど、「小学校低学年」(A4版50頁)、「小学校高学年」(A4版58頁)、「中学校」(A4版50頁)の3冊を発行！

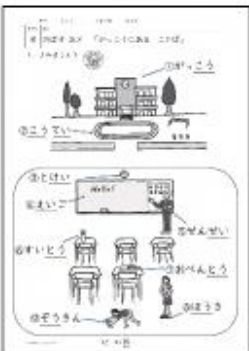


「ひまわり練習帳1」は、学校からも「基礎の導入教材として、コンパクトにまとまっていてよい」「子どもの覚えが早い」など評価をいただいています！

※「令和3年度日本語支援拠点施設『ひまわり』『鶴見ひまわり』に関するアンケート」より









裏面あり

参考 1

横浜市の状況

日本語指導が必要な児童生徒は増加傾向にあり、10年間で1,915人、約2.6倍に増加しています。



参考 2

プレクラスとは…

（水曜・木曜・金曜実施）

外国から来たばかりの子ども達は日本語がわからないだけでなく、学校のルールや文化の違いなどに戸惑うことが多くあり、不安を感じています。靴を履きかえて校舎に入ること知らない、授業中トイレに行きたくなったときにどうすればいいかわからない、母国の学校にはない教科がある・・・。

プレクラスはそんな子ども達が学校に入った最初の1か月、週3日通う学校です。日本語を集中して勉強したり、日本の学校生活を体験したりすることで、日本の学校に早く慣れることを目的としています。

子ども達は、小学校低学年、小学校高学年、中学校の3クラス（各クラス最大20名）に分かれ、日本語指導の専門家や小学校・中学校教員経験者からの指導を受けます。



「ひまわり練習帳2」の冊子データは横浜市 HP に掲載しています。

URL: <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/plankoho/kyoikukoho/default20191204.html>



お問合せ先

教育委員会事務局 小中学校企画課日本語支援担当課長 出川 進 Tel 045-671-3588

長門市教育委員会

取組内容

通訳翻訳支援・翻訳機の導入について

■概要

長門市内小・中学校に在籍する外国籍の児童・生徒及びその保護者に対して、タブレット型情報端末を活用した学習補助と支援員（ながと日本語クラブ）による通訳・翻訳の支援を実施。

■実施のきっかけ

市内に在住している外国籍の方（児童・生徒）が増加したため、平成 31 年度より実施。

■取組詳細

学校と対象となる保護者と話し合いを行い実施している。

具体的な支援内容としては、長門市内小・中学校に在籍する外国籍の児童・生徒及びその保護者に対して、緊急性や重要度の高い文書の理解や提出が求められる文書について、支援員による通訳を実施。

令和 2 年度より、タブレット型情報端末を活用しても学習の定着が困難な外国籍の児童・生徒に対して、保護者の許可を得て、週 1・2 時間程度、支援員による日本語指導を行っている。

外国籍の保護者等に対する直接的な広報は行っておらず、年度初めの校長会で周知し、校内で活用が必要性の有無について検討後、申請するように伝えている。

【主担当】

学校の教職員：タブレット型情報端末

ながと日本語クラブ：支援員

【連携している関係団体】

ながと日本語クラブ

【予算・財源】

- ・ 通信運搬費（タブレット型情報端末） 578,000 円（令和 3 年度）
- ・ 業務等委託料（ながと日本語クラブ） 261,000 円（令和 3 年度）

いずれも一般財源にて執行。

■成果・今後の方針

【成果】

児童生徒が明るく楽しく毎日登校している。

保護者も安心されており、学校教育活動に理解を示し積極的に参加いただいている。

【課題・改善策】

多国籍になり、使用言語が多くなってきたため、支援員では対応できない場合がある。

⇒なかと日本語クラブに加入している外国籍の方に協力いただき、外国籍の方に外国籍の方の通訳をして頂く。

【今後の方針】

児童生徒に限らず、園児も対象として拡充を図る。

5歳児すこやか相談会、就学時健診のスクリーニング検査 などを検討中。

外国人の子供の就学状況の把握・就学促進に関する取組事例

令和2年3月
文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課

本資料は、令和元年に実施した外国人の子供の就学状況等調査の回答を元に、一部の地方公共団体及び教育委員会の協力を得て更に聴き取り等を実施し、他の教育委員会等の取組の参考となる事例をとりまとめたものです。

目次

■ 事例から見る取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 1
■ 外国人の子供の就学状況の把握・就学促進に関する取組例	
可児市教育委員会・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 4
浜松市教育委員会・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 13
豊橋市教育委員会・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 23
松阪市教育委員会・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 33
広島市教育委員会・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 43
兵庫県教育委員会・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 52
■ お役立ちツール・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 54

事例から見る取組のポイント

各事例から見る取組のポイント

※【参考事例】の表記は、各取組例資料に関連記載があるかという観点から記載したもの。
【参考事例】に挙げていない教育委員会においても、実際には同様の取組が行われている可能性があることに留意。

Point 1

外国籍の方の転入があったら・・・ **住民登録窓口**での働きかけ・教育委員会との情報共有

住民登録手続きは、行政窓口で足を運んでももらえる貴重な機会！

～工夫例～

- ✓ 就学手続きの案内（多言語対応）を配布【参考事例：可児市、浜松市、広島市】
- ✓ 住民登録システムと学齢簿システムの連携による情報共有
→ 学齢簿に準ずるものの整備【参考事例：可児市、浜松市、松阪市、広島市】
- ✓ 教育委員会への案内（確実に案内するため、通訳が引率する例も）
【参考事例：可児市、豊橋市、松阪市】

Point 2

保護者・子供に寄り添いながら・・・ **教育委員会**における就学手続き、丁寧な説明

就学への不安を解消！

～工夫例～

- ✓ 通訳の活用【参考事例：可児市、浜松市、豊橋市、松阪市】
- ✓ 外国人対応のための体制（通訳等）が整った支援センターでの就学手続き
【参考事例：浜松市】
- ✓ 初期指導教室等の説明・案内 → 初期段階の学校適応への不安を軽減
【参考事例：可児市、豊橋市、松阪市】

Point 3

新1年生に対して・・・ **外国語での就学案内**の送付

内容を読んで認識してもらうことがスタート！

～工夫例～

- ✓ 多文化共生担当部局と連携した翻訳文書の作成【参考事例：可児市、浜松市、広島市】
- ✓ 郵送に限らず、幼稚園・保育所を通じた就学のお知らせも【参考事例：可児市】
- ✓ 送付して終わりではなく、入学希望の返信がない場合には電話や訪問による確認を実施【参考事例：可児市、浜松市、豊橋市、松阪市】

Point 4

新1年生に対して・・・ **就学時健康診断**の機会等を捉えた就学促進

保護者・子供と接触できる貴重な機会を活用！

～工夫例～

- ✓ 就学時健康診断に通訳を派遣し就学手続きや日本語能力チェック等を実施
【参考事例：豊橋市】
- ✓ 就学手続きを行う際に保護者と子供両者に足を運んでもらい、手続と併せて就学ガイダンスを実施（その際、日本語能力チェックも実施）【参考事例：浜松市】
- ✓ 外国人対応のための体制（通訳等）が整った支援センターにおける教育相談受付
【参考事例：浜松市】

各事例から見る取組のポイント

Point 5

不就学または就学状況が不明な子供に対して・・・

関係部局、外国人学校、出入国在留管理局等を通じた情報把握

様々な関係機関と連携し、子供の状況を把握！

～工夫例～

- ✓ 福祉担当部局が行う「居住実態が把握できない児童に関する調査」による把握情報を共有【参考事例：可児市】
- ✓ 外国人学校に就学状況に関する照会を実施（退学者に関する定期的な情報提供を依頼する例も）【参考事例：浜松市、広島市、兵庫県】
- ✓ 出入国在留管理局に一時出国状況に関する照会を実施【参考事例：可児市】
- ✓ 地域、各種支援団体、外国人コミュニティ等からも情報共有を受ける【参考事例：浜松市】

Point 6

不就学または就学状況が不明な子供に対して・・・

電話や家庭訪問による就学状況の確認・就学促進

就学的重要性を丁寧に説明、通訳や国際交流協会とも上手く連携！

～工夫例～

- ✓ 通訳の同行、国際交流協会への委託
- ✓ 子供の将来のための就学的重要性を丁寧に説明（外国人学校の選択肢を紹介する例も）
- ✓ 入学後のサポートについても説明し、不安を解消

【参考事例：可児市、浜松市、豊橋市、松阪市】

Point 7

就学することが決まったら・・・

円滑な学校生活への適応に向けた支援

（就学準備支援、初期支援校・初期指導教室等）

就学への不安を丁寧に解消！

～工夫例～

- ✓ 通訳を伴う就学ガイダンスや入学説明会の実施【参考事例：浜松市、豊橋市】
- ✓ 外国人对応のための体制（通訳等）が整った支援センターにおける教育相談受付【参考事例：浜松市】
- ✓ 初期支援校や初期指導教室等の取組による初期集中支援（初期日本語、学校生活ルールの学習等）【参考事例：可児市、浜松市、豊橋市、松阪市】
- ✓ 就学に係る費用負担の軽減（リサイクル制服、ランドセル、就学援助の案内）

【参考事例：豊橋市】

Point 8

県レベルでの実践例

県による就学状況調査の実施

県として情報把握を行うとともに、市町村の就学状況把握を後押し！

～工夫例～

- ✓ 関連部署や外国人学校等への調査協力依頼により、市町村による調査を円滑化

【参考事例：兵庫県】

Point 9

取組全体を通じて・・・

関係部局や関係機関等との連携

住民基本台帳担当・国際担当・福祉担当の部局、国際交流機関等様々な主体との連携が不可欠！

【参考事例：可児市、浜松市、豊橋市、松阪市、広島市、兵庫県】

可児市教育委員会



※地理院地図を加工して作成。

総人口	外国人住民数 ※（ ）は外国人住民割合	国籍・地域別 上位3か国	学齢相当の外国人の 子供の数
102,245人	7,773人（7.6%）	①フィリピン ②ブラジル ③ベトナム	808人

出典：文部科学省「外国人の子供の就学状況等調査」（令和元年5月1日時点）、国籍・地域別上位3か国は法務省「在留外国人統計」（令和元年6月末時点）

外国人住民の居住の状況

～～可児市多文化共生推進計画（令和2年度～5年度）「外国籍市民増加の背景」より～

本市には県下最大規模の可児工業団地や、市内及び周辺地域に大手の自動車・家電関連の製造企業が多く存在しており、バブル景気を背景に外国人労働者の受け入れが活発になり、1990年代には南米出身の日系ブラジル人を中心とした就労目的の外国籍市民が急増してきました。2000年代に入ると経済が国境の枠にとどまらずに拡大、国内景気の拡大もあり、就労を目的とした東南アジア出身の日系外国籍市民が増加するなど、多国籍化も進展してきました。

平成20年（2008年）秋の経済危機以降、雇用情勢の悪化により日系ブラジル人人口は大きく減少しましたが、平成22年（2010年）から日系フィリピン人人口の増加が始まり、平成26年（2014年）6月には人口の順位が逆転し、翌年度には外国籍市民の総数も再び増加に転じました。令和2年（2020年）1月には過去最高の8,089人となっています。これは、企業の求人数が増加傾向にあること、家族の呼び寄せなどにより永住する外国籍市民の増加によるものと推測されます。

また今後は、日本人の少子高齢化や平成31年（2019年）4月に創設された在留資格「特定技能」、令和2年（2020年）に開催される東京オリンピックなどにより、各業界への就労を目的とする外国人労働者の増加が予測されます。

不^{ゼロ}就学^〇に向けた可児市の取組

(1) 住民課・多文化共生担当課との連携

- ① 住民課に住民票の届け（転入の届）が出された際には、教育委員会で就学手続きをするように確実に声掛け※¹をしている。（住民登録をした時点で、就学年齢の子どもがいる世帯には、居住地による指定学校の入学通知書が発行※²される。）

外国人学校に就学予定の者については、その旨を教育委員会に情報共有する。どこにも就学する意思がない場合であっても、まずは教育委員会に引率する（住民課と教育委員会は同一の建物内に所在。）。

※¹：転入者の日本語能力に応じ、②のように通訳がサポート。転入者に手渡す「転入セット」の中に、就学に関する資料も同封。

※²：住民登録を行うと自動的に入学通知書が発行されるシステム。

<学齢簿の作成について>

- ・ 住民課で基本情報を入力すると、教育委員会の端末で学齢期の子どもの情報のみを検索することができるシステムを活用して学齢簿を作成している。
- 教育委員会窓口で提出していただいた就学願の情報（氏名や生年月日など）を学齢簿の様式に入力することによって、住所や世帯主、指定学校などが自動的に検索される仕組みになっている。

- ②多文化共生担当課に配置している通訳が手続きのサポートを行い、公立小中学校への就学手続きについても説明する。（多くの場合、通訳が住民課から教育委員会窓口へ引率する。）

- ③母国からの編入、他の市町村からの転入の外国籍児童生徒は、必ず就学願の手続きをし、教育委員会及び外国籍児童生徒コーディネーター※³（ばら教室KAN Iに配置）が、ばら教室KAN Iへの通室の必要があるか否かの判断をする※⁴。（入国及び転居をきっかけとする不^{ゼロ}就学^〇の未然防止）

※³：教育委員会のばら教室KAN I（初期適応指導教室）に配置されており、同教室における日本語指導も行う。

※⁴：初来日の場合は自動的に通室に向けた面談日の設定を即時に行う。その他は様々なケースがあるが、例えば来日経験がある場合、子供も窓口に来ていれば、その場で簡単な日本語のやりとりを行い、必要性が感じられれば通室に向けた面談日の設定を即時に行う。

（２）就学に向けた積極的なアプローチ

※新１年生以外の対応（①②）についてはばら教室K A N Iが主体、新１年生への対応（③④）については教育委員会が主体となってアプローチを実施。

①就学の意志確認ができない家庭には、繰り返し家庭訪問を行う。

（ばら教室K A N Iに配置している外国籍児童生徒コーディネーターが担当する。）

②場合によっては、通訳も同行して家庭訪問を行い、就学に向けて丁寧な説明を行う。

※公立学校か外国人学校に通わせる以外の選択肢は基本的にはないという前提で、学校に通うことの必要性を説明。あわせて、可児市ではしっかりと予算を充てて就学後のサポートも行っていることも説明。その結果、全く保護者から理解を得られないというケースはほぼない状況。

③次年度就学年齢になる子どもに対しては、すべての家庭に就学案内の文書※^５【参考１】を郵送し、就学願【参考２】の提出を求める※^６。就学時健診を行う時期に手続きをしていない場合は、教育委員会担当者が家庭訪問をして、公立小学校に入学するかどうかの意思確認をする。（又は外国人学校への入学意思を確認する。）

※５：市の多文化共生担当課で翻訳。

※６：幼稚園や保育所に通っている子供については、幼稚園・保育所を通じて就学の案内を行うことで、ほぼ100%の割合で就学願の回収が可能。年にもよるが、令和元年度の例では、就学願の提出がなく教育委員会が家庭訪問を行ったのは7件。

④子育て支援部局とも連携※^７し、就学年齢の子どもがいる居所不明の世帯について、出入国在留管理局に問い合わせた情報をもとに、不就学ではないことを確認する。

※７：厚生労働省の「居住実態が把握できない児童に関する調査」の関係で、福祉部局において、乳幼児健診に来ない子供について、追跡調査を実施している。出入国在留管理局への問合せも行うため、出国情報等について、福祉部局より必要な範囲で情報提供を受けている。

（３）ステップを踏まえた編入学

①ばら教室K A N I（初期適応指導教室）

・日本の学校への適応指導や初期段階の日本語指導及び学習指導（おもに算数・数学）を3ヶ月程度実施（定員（令和元年度時点）：35名）

②各小学校の初期指導教室

- ・読み・書きを中心とした日本語の定着を図る指導を実施

③各小・中学校の国際教室

- ・「特別の教育課程」の編成を行い、取り出しによる日本語指導（国際教室）を実施
- ・学年相当の学習内容を扱うことができるような指導計画の立案

④通常学級での指導

- ・各小・中学校で、通常学級において支援を受けながら学習できる支援員を配置している。

（４）通訳サポーターの配置

- ①令和元年度は、母語による支援を行う市費による通訳サポーターを学校に１７名配置（ポルトガル語、フィリピン語、中国語）

- ②家庭訪問に通訳が同行することがある。

（５）フレビア（ＮＰＯ法人可児市国際交流協会）との連携

- ①入国してから、ばら教室ＫＡＮＩに入るまでの児童生徒への日本語指導を実施

※市の多文化共生部局が「定住外国籍の子どもの就学促進事業」を委託。ばら教室ＫＡＮＩが定員オーバーとなった際（ばら教室ＫＡＮＩの通室対象児童生徒は５０名に上ることもある。）には、定員に空きが出るまでの間、こちらで日本語指導を実施する。

- ②不登校傾向の外国人児童生徒を受け入れる適応指導教室を設置し、心のケアや学習指導を行う。

※寄り添った心のケアを可能とするため、外国人児童生徒を対象とした支援事業を同協会に委託し、母語によるサポートを実施（日本人を対象とした一般の適応指導教室とは別のものとして実施。）。

★（１）（２）のような積極的な就学促進を行い、確認がとれないままにしないことが就学漏れを防いでいる。（３）（４）によるきめ細かな指導・支援が、日本語の定着とともに学力の向上につながっている。（５）のような民間との連携により、外国籍児童生徒の居場所を保障し、さらに学校からのドロップアウトを防いでいる。

（６）その他

①幼児期の支援について

- ・フレビア（NPO法人可児市国際交流協会）において、未就学児を対象に集団生活や日本語に慣れることや学校について知るための教室を実施しており、就学前の子供については、そうした教室への参加も促している。

②取組開始当初に発生し得る課題とその対応 ※（１）（２）に関して

- ・転入者を住民課から教育委員会へつなぐことの困難さ

⇒いかに自動的な流れを作るかが重要。可児市においては、住民課から教育委員会へ引率したり、その場で面談の日程設定や必要な手続きを行ったりすることで、対応が漏れることがないよう配慮。働きかけを粘り強く行うことが重要。

③現在の可児市が抱える課題

- ・ばら教室K A N I の定員で賄いきれないケースが出てきており、３か月程度の初期指導という取組内容を維持しつつ、どのように規模を拡大させていくべきかが課題。
- ・学校に就学させれば終わりではなく、どのように力を付けていくかが課題。

令和元年 7月 8日

関係保護者 様

可児市教育委員会事務局

日本の学校の入学案内

日本の学校では4月1日より新学年となります。令和2年4月よりあなたのお子さんが小学校に入学する年齢になります。

あなたのお子さんは可児市の学校に入学を希望されますか。

希望される場合は、10月に就学時健診を受診しなければなりませんので、可児市教育委員会事務局学校教育課（可児市役所4F）に速やかにお越しいただき、就学願を書いて提出してください。

受付は8月30日までです。受付の際、お子さんのパスポートと外国人登録証または在留カードが必要となりますのでお持ちください。

なお、入学を迷ってる場合も一度ご相談に来てください。

希望されていても受付期間中に来ることができない方は学校教育課へ連絡してください。

また、ブラジル人学校などの外国人学校へ行くことが決まっている場合やお子さんが帰国している場合など、日本の学校に入学を希望しない人は、市役所またはばら教室 KANI(通訳がいます)まで必ず電話で連絡してください。

ばら教室 KANI の電話番号は 0574-27-4343 です。

対応時間は平日の 8:30~17:00 です。

連絡先

可児市教育委員会事務局 学校教育課

(0574)62-1111 内線 2412

KANI CITY BOARD OF EDUCATION

2019 Year／ 7 Month／ 8 Day

To: Parents or guardians

Guidance on Admission to Public Schools in Japan

We would like to inform you that your child has reached the age, at which he/she can be admitted to a Japanese elementary school from April, 2020(the new school year in Japan starts on April 1).

Furthermore, newly-enrolling pupils must undergo a medical checkup this October. If you are willing to enroll your child at Kani City's public school, please appear at the Public Education Division "GAKKOU KYOUIKU-KA" (4F Kani City Hall) before 8 / Month/30 / Day (do not forget to bring your child's passport and "Residence Card" or alien card).

However, if you intend to enroll your child to Kani City's public school but cannot make it during the period above, please consult with the Public Education Division.

If you have decided NOT to enroll your child in a public school but rather to an international school or send him/her back to your home country, please make sure to notify City Hall or BARA KYOUSHITSU KANI (interpreter for English, Tagalog and Bisaya languages available).

※BARA KYOUSHITSU KANI / TEL: (0574)27-4343

Monday thru Friday (8:30-17:00)

KANI CITY BOARD OF EDUCATION
Public Education Division
TEL: (0574)62-1111, extension 2412

受付印

外国人就学願
APPLICATION FOR SCHOOL ADMISSION

日付：年 / 月 / 日
Date : Year / Month / Day

保護者
Parent/Guardian

下記の者、可児市立学校に入学を希望します。

なお、入学後は日本の法令ならびにその学校の方針に従って教育を受けさせます。

I hereby apply for the admission of the child mentioned below.

After enrollment, I and the child will abide by Japanese law and policies of the school.

児童・生徒 CHILD/STUDENT	氏名 FULL NAME						
	国籍 NATIONALITY		性別 SEX	男 M	女 F	生年月日 DATE OF BIRTH	年 / 月 / 日 YEAR / MONTH / DAY / /
	住所 ADDRESS	可児市 Kani -Shi					
保護者 PARENTS/GUARDIAN	氏名 FULL NAME				続柄 RELATIONSHIP	父 / その他 FATHER/OTHER ()	
	電話番号 PHONE NO.	自宅 HOME	携帯 MOBILE				
	勤務先 EMPLOYMENT						
	氏名 FULL NAME				続柄 RELATIONSHIP	母 / その他 MOTHER/OTHER ()	
	電話番号 PHONE NO.	携帯 MOBILE					
	勤務先 EMPLOYMENT						
備考 NOTES	面談 INTERVIEW						
処理欄	パスポート、在留カード確認(必要に応じ写) ☐ ヨミガナ確認 ☐ 結核問診 ☐ 保護者へ写 ☐ 学校資料 ☐					関係機関 FAX ☐	

●保護者様へ To guardians

日本の学校は、保護者が仕事をしている間、子どもを預ける場所ではありません。日本で生活していく上でのルールや集団生活を学び、子どもの将来のために学習する場です。また、以下のことは保護者の責務ですのでご確認ください。

The Japanese elementary and junior high schools are not places to take care of children while their guardians are at work. On the contrary, school is where children can acquire academic background, learn how to live together with other people and learn rules and regulations to live in the Japanese society. Please check the following. These are responsibilities of the guardians.

- ☐ 先生との会話や子どもの勉強をみるために、日本語の勉強をしてください。
Learn Japanese to communicate with school teachers and to watch over the child's studies.
- ☐ 学校での出来事を子どもから聞いてください。
Inquire about events from school.
- ☐ 住所、学校、電話番号等が変わる時は、学校にすぐ連絡してください。
Notify the school concerning any change in address, school, phone number, etc.
- ☐ 無断欠席・遅刻をさせないでください。
Not to be late or absent from school without notice.
- ☐ 給食費・学費等の滞納をしないでください。
Not to fall behind school payments.

チェック
してください。
Please check.

1. 日本にどのくらいの期間住んでいますか。How long has the child been in Japan?

☐ 生まれた時から ☐ 入国しました (入国日: / /)
Since he/she was born Came to Japan (Date: Year / Month / Day)

国 _____ BCG 有/無

~

~

2. 日本語を話すことができますか。Can the child speak Japanese?

☐ ほとんど話せる ☐ だいたい話せる ☐ 少し話せる ☐ まったく話せない
Almost fluent - 100% More or less - 70% A little - 30% Cannot speak

3. 日本語を書くことができますか。Can the child write in Japanese?

新一年生 → ☐ 自分の名前をひらがなで書くことができる ☐ 書くことができない
1st Grade Can write own name in hiragana Cannot write

その他 → ☐ ほとんど書くことができる ☐ ひらがな、カタカナは書けるが、漢字が書けない
Others Can write almost everything Can write hiragana and katakana, but not kanji
☐ カタカナは書くことができる ☐ 書くことができない
Can write only katakana Cannot write

4. 保護者は日本語を話すことができますか。Can the parents/guardian speak Japanese?

☐ ほとんど話せる ☐ だいたい話せる ☐ 少し話せる ☐ まったく話せない
Almost fluent - 100% More or less - 70% A little - 30% Cannot speak

5. 保護者は日本語を書くことができますか。Can the parents/guardians write in Japanese?

☐ ほとんど書くことができる ☐ ひらがな、カタカナは書けるが、漢字が書けない
Can write almost everything Can write hiragana and katakana, but not kanji
☐ カタカナは書くことができる ☐ 書くことができない
Can write only katakana Cannot write

6. 日本の幼稚園・保育園、学校に通園、通学していますか。それは、どのくらい前からですか。
Is the child going to any Japanese nursery/kindergarten or school? If YES, when did he/she start going to such school?

☐ はい () 学校・園に () 年 () 月から ☐ いいえ
Yes Name of school etc. Since year month No

7. 毎日給食がでますが、日本食は食べることができますか。また、牛乳等のアレルギーはありますか。
Considering that lunch is served every day at elementary and junior high school, can the child eat Japanese food?
Does he/she have milk or food allergy?

日本食: ☐ 食べられる ☐ 食べられない ☐ 食べたことがない
Japanese food: Can eat Cannot eat Never tried
牛乳: ☐ 飲める ☐ 飲めない ☐ 飲んだことがない
Milk: Can drink Cannot drink Never tried
食物アレルギー: ☐ ある ☐ ない
Food allergies: Yes No

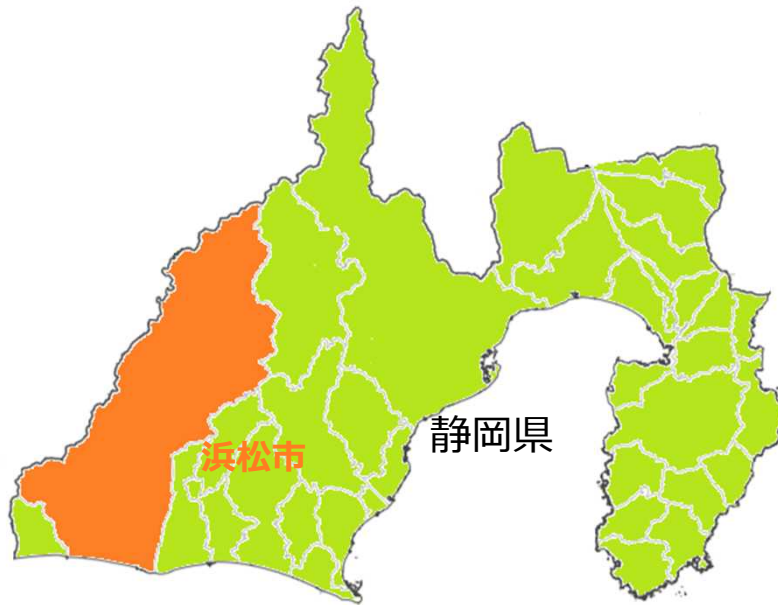
7a. 食物アレルギーがある場合、どのような食材でおきるかわかっていますか。
If the child has food allergy, do you know which foods are the common causes of allergic reactions?

☐ はい 食材: ()
Yes Foods:)
☐ いいえ
No

8. 健康面で学校に連絡したいことがありますか。
Is there anything you would like to inform the school regarding your child's health?

☐ はい ()
Yes)
☐ いいえ
No

浜松市教育委員会



※地理院地図を加工して作成。

総人口	外国人住民数 ※（ ）は外国人住民割合	国籍・地域別 上位3か国	学齢相当の外国人の 子供の数
802,939人	24,750人（3.1%）	①ブラジル ②フィリピン ③ベトナム	2,155人

出典：文部科学省「外国人の子供の就学状況等調査」（令和元年5月1日時点）、国籍・地域別上位3か国は法務省「在留外国人統計」（令和元年6月末時点）

外国人住民の居住の状況

～第2次浜松市多文化共生都市ビジョン（2018年3月）「浜松市に暮らす外国人市民」より～

1990年（平成2年）の出入国管理及び難民認定法の改正施行以後急増しました。2008年（平成20年）の経済状況の悪化を受け、それまで増加を続けた本市の外国人の数も大きく減少しましたが、現在は漸増傾向にあります。

国籍別では、割合は減少傾向にあるものの南米系出身者が約5割を占めているのが特徴で、ブラジル国籍者は全国の中で最多です。ただ近年は、アジア系国籍者の割合が増加して一定の割合を占め、多国籍化が進んでいます。

一方、在留資格別では長期滞在が可能な在留資格の割合が8割を超え、定住化は一層進展している状況です。

外国人の子どもの不就学ゼロ作戦事業の取組

浜松市
国際課

外国人の子どもの不就学ゼロ達成まで[平成23年度～平成25年度]

事業の目的

外国人の子どもの就学状況の実態を把握し、不就学を解消するとともに、不就学を生まない仕組みを構築する

事業実施の背景

課題

- 外国人を在留管理の対象として情報管理(外国人登録制度)
⇒ 登録情報と居住実態の乖離
- 日本では法的に外国籍の子どもの親に子どもを就学させる義務がない
⇒ 外国人の子どもに対する就学に向けた働きかけが消極的になりがち

外国人の子どもの就学状況が把握されていない。
※浜松市において外国人の子どもの
「推定不就学者数」が700人を超える状況

近年の状況

- > 外国人住民の人口減少
 - > 外国人住民の定住化が一層進展
 - > 外国人児童生徒が占める割合の変動は少ない
 - > 外国人住民の住民基本台帳制度の運用
- ⇒ ピーク時は3万3千人を超えていた
⇒ 永住者等中长期滞在可能な在留資格が8割以上
⇒ 公立小中学校に在籍する全児童生徒に対する比率2.2%(ピーク時は2.5%)
⇒ 正確な居住実態の把握が可能になる
- ◇ 子ども重視の政策 ◇ 外国人住民はまちづくりの重要なパートナー → 外国人の子どもの教育は、地域の重要な課題

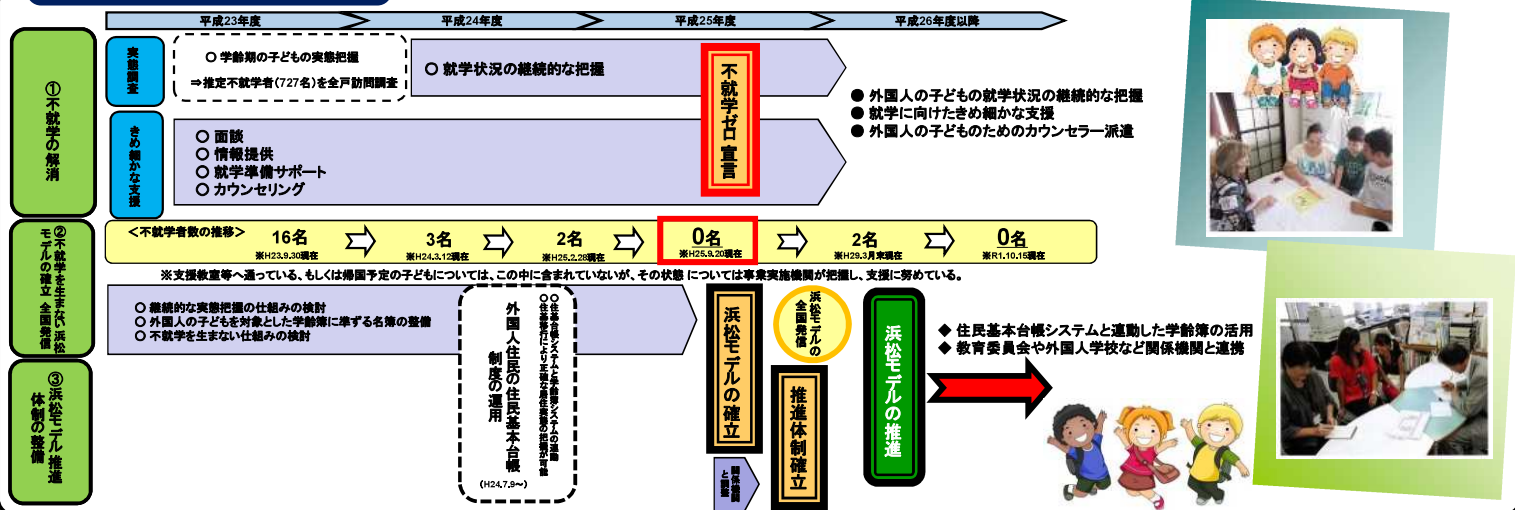


2011年「外国人の子どもの不就学ゼロ作戦事業」開始(3か年事業)

- ① 外国人の子どもの不就学の解消
- ② 不就学を生まない仕組み「浜松モデル」の構築および全国発信
- ③ 「浜松モデル」を推進する体制の整備



主な取組と不就学者数の推移



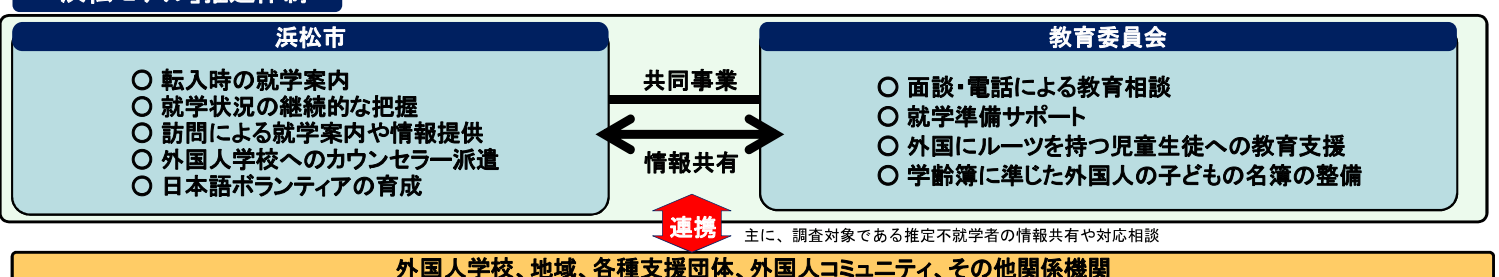
「浜松モデル」の確立と推進[平成26年度～]

不就学を生まない「浜松モデル」

- ① 転入時等の就学案内
 ◆ 就学案内チラシの配布
 ◆ 教育総合支援センターへの案内
- ② 就学状況の継続的な把握
 ◆ 新小学校1年生を対象とした調査(年度始め1回)
 ◆ 転入者を対象とした調査(2ヶ月毎)
 ◆ 公立小中学校、外国人学校等の退学者を対象とした調査(2ヶ月毎)
 ※学齢期の外国人の子どもを対象とした学齢簿に準ずる名簿を整備(住民基本台帳システムと連動した学齢簿システムの活用)
- ③ 就学に向けてのきめ細かな支援
 ◆ 訪問による就学案内や就学に関する情報提供
 ◆ 教育総合支援センターでの就学準備サポートや教育相談
- ④ 就学後の定着支援
 ◆ 外国にルーツを持つ児童生徒への教育支援(日本語・学習支援、初期適応支援、母国語支援など)
 ◆ 外国人学校へのカウンセラーの派遣
 ◆ 日本語ボランティアの育成

「浜松モデル」推進体制

関係機関と連携し、外国人の子どもの不就学を生まない取組「浜松モデル」を推進



① 転入時等の就学案内

◆就学案内チラシの配布について

⇒ 各区役所区民生活課において、住民票登録(転入)手続き時に、ウェルカムパック(生活に必要な情報・チラシ式)に入れて手渡し。チラシでは、就学手続きの問合せ先として教育総合支援センターを紹介。[参考1](#)

◆教育総合支援センターへの案内について

⇒ センターに来訪する保護者は、浜松市立公立小中学校に就学する前提で来ているので、聞き取り・ガイダンスの後、健康安全課(結核検査のため)や教育総務課(学籍を起すため)につなぐ。すぐに就学しない場合には、日本語を学習できる場(NPOなど)を紹介する。

※ 教育総合支援センター:教育委員会指導課に設置。外国人支援グループの他に発達支援グループ、相談グループがある。主な機能は、浜松市の小中学校に通う子供と保護者のための教育相談窓口。就学相談や教育相談の他に外国人支援グループでは、学校への指導者・支援者派遣、担当者研修、子供・保護者へのライフコースに沿った支援などを行っている。ポルトガル語、スペイン語、英語、タガログ語、フランス語、中国語の対応が可能。[参考2](#)

② 就学状況の継続的な把握

◆新小学校1年生を対象とした調査(年度始め1回)について

⇒ 下記の流れで調査を実施。

(1) 新1年生となる子供がいる家庭に対し、8月に就学案内を送付する。[参考3](#)

→ 就学を希望する場合は、保護者と子供は共に教育総合支援センターに出向き、就学ガイダンスを受けた後、就学の手続きを行う。

(2) 年度始めに、外国人学校への照会も行いながら、学齢簿に準ずる名簿と照らし不就学が疑われる子供(新小学1年生相当)をリストアップする。

(3) 不就学が疑われる子供がいる家庭に対し、現地訪問を行う(委託先の浜松国際交流協会職員が実施)。

→ 教育総合支援センターの案内、生活支援の案内(区役所の生活保護担当)等を行う。

◆転入者を対象とした調査(2ヶ月毎)について

⇒ 2ヶ月毎に上記(2)、(3)と同様に不就学が疑われる子供のリストアップ・現地訪問を行う。

◆公立小中学校、外国人学校等の退学者を対象とした調査(2か月ごと)について

⇒ 2ヶ月毎に上記(2)、(3)と同様に不就学が疑われる子供のリストアップ・現地訪問を行う。外国人学校等の退学者については、市内の外国人学校(3校)から2か月毎に情報提供をお願いしている。

※ 教育委員会において学齢簿に準ずる名簿を整備。国際課が外国人学校に対して行った照会の結果と照らし、教育委員会が推定不就学リストを作成。推定不就学リストのデータは、2ヶ月毎に教育委員会から国際課に提供。

③ 就学に向けてのきめ細かな支援

◆訪問による就学案内や就学に関する情報提供について

⇒ 「②就学状況の継続的な把握」の中で調査活動の一環として併せて実施。

◆教育総合支援センターでの就学準備サポートや教育相談について

⇒ 児童生徒にかかわる情報の聞き取り(保護者連絡先、生育歴、就学歴、家族構成、帰国予定、アレルギーの有無、日本語能力等)を実施。※聞き取った内容については、保護者の同意を得て学校へデータ送信し、学校は指導に生かす。

⇒ 就学ガイダンスを実施(日本の学校のシステム、学校の決まり、学校生活で必要なもの、就学援助制度などの説明)

⇒ 教育相談件数は、年間約600件(外国人支援グループの対応ケース数。平成30年度実績)

④ 就学後の定着支援

◆外国にルーツを持つ児童生徒への教育支援(日本語・学習支援、初期適応支援、母国語支援など)

◆日本語ボランティアの育成

◆外国人学校へのカウンセラーの派遣について

⇒ 日本人の心理士と通訳を市内のブラジル人学校3校に派遣し、学校側で必要となる相談を行う。年間スケジュールを決め、その日程で必要な時に派遣。

外国籍の子どもをもつ保護者の皆さんへ

お子さんを学校に通わせましょう！

子どもは教育を受ける権利をもっています。

日本では、6歳から15歳の子どもをもつ保護者は、子どもに教育を受けさせることが義務付けられています。

浜松市内には浜松市立小中学校、私立中学校、外国人学校などがあり、個々の状況に応じて、子どもが教育を受けることができます。
※詳しくはそれぞれの《問合せ先》にご連絡ください。



《浜松市立小中学校》

- ◎日本語で日本の教育をします。
- ◎学校での学習に適応するために、支援をしています。
- ◎教育委員会での手続きが必要です。

《問合せ先》

**浜松市教育委員会
教育総合支援センター**

住所：浜松市中区中央一丁目2-1
イーステージ浜松7F
TEL:053-457-2429

《私立中学校》

- ◎日本語で日本の教育をします。
- ◎授業料が必要です。

直接学校にお問合せください。

《外国人学校》

- ◎主に南米系の外国人が対象です。
- ◎ポルトガル語、スペイン語で学習します。
- ◎それぞれの学校が定めた、日本の学校とは異なった学習をします。
- ◎授業料が必要です。

《問合せ先》

◎ムンド・デ・アレグリア TEL:053-482-7666
浜松市西区雄踏町宇布見9611-1

◎伯人学校イーエーエス浜松 TEL:053-540-2037
浜松市東区半田山二丁目24-3

◎エスコーラ・アウカンセ TEL:053-430-6340
浜松市中区高丘北二丁目1-20

※どの学校でも諸経費が必要です。

◎ 浜松市役所 国際課 ◎
(TEL:053-457-2359・FAX:050-3730-1867)

To Guardians of Children of Foreign Nationality

Send Your Children to School!

Children have the right to an education.

In Japan, it is mandatory for guardians of children aged between 6 and 15 to ensure their children receive education.

In Hamamatsu, the options include municipal elementary and junior high schools, private junior high schools and foreign resident schools. Children can receive an education that meets their individual needs.

※For further details, please contact the facilities listed under <Enquiries> below.



<Hamamatsu City Municipal Elementary and Junior High Schools>

- ◎Classes are conducted in Japanese.
- ◎Study support is available to help students adjust to their studies at school.
- ◎You will be required to complete certain procedures at the Board of Education.

<Enquiries>

**Hamamatsu City Board of Education
Educational Support Center**

Address: 2-1 Chuo 1-chome, Naka-ku,
E-stage Hamamatsu 7F
Tel: 053-457-2429

<Private Junior High School>

- ◎Classes are conducted in Japanese.
- ◎Tuition fees are required.

Please contact the schools directly.

<Foreign Resident Schools>

- ◎Mainly for foreign resident children of South American descent.
- ◎Classes are conducted in Portuguese and Spanish.
- ◎Curriculums are decided by individual schools and are different from regular schools in Japan.
- ◎Tuition fees are required.

<Enquiries>

- ◎**Mundo de Alegria** Tel:053-482-7666
9611-1 Ubumi, Yuto-cho, Nishi-ku, Hamamatsu
- ◎**EAS Hamamatsu** Tel:053- 540-2037
2-24-3 Handayama, Higashi-ku, Hamamatsu
- ◎**Escola Alcance** Tel: 053- 430-6340
2-1-20 Takaokakita , Naka-ku, Hamamatsu

※Each type of school involves various expenses

◎ Hamamatsu City Hall International Affairs Division ◎
(TEL:053-457-2359・FAX:050-3730-1867)

外国籍の子どもをもつ保護者の皆さんへ

お子さんを学校に通わせましょう！

子どもは教育を受ける権利をもっています。

日本では、6歳から15歳の子どもをもつ保護者は、子どもに教育を受けさせることが義務付けられています。

浜松市内には浜松市立小中学校、私立中学校、外国人学校などがあり、個々の状況に応じて、子どもが教育を受けることができます。
※詳しくはそれぞれの《問合せ先》にご連絡ください。



《浜松市立小中学校》

- ◎日本語で日本の教育をします。
- ◎学校での学習に適応するために、支援をしています。
- ◎教育委員会での手続きが必要です。

《問合せ先》

**浜松市教育委員会
教育総合支援センター**

住所：浜松市中区中央一丁目2-1
イーステージ浜松7F
TEL:053-457-2429

《私立中学校》

- ◎日本語で日本の教育をします。
- ◎授業料が必要です。

直接学校にお問合せください。

《外国人学校》

- ◎主に南米系の外国人が対象です。
- ◎ポルトガル語、スペイン語で学習します。
- ◎それぞれの学校が定めた、日本の学校とは異なった学習をします。
- ◎授業料が必要です。

《問合せ先》

◎ムンド・デ・アレグリア TEL:053-482-7666
浜松市西区雄踏町宇布見9611-1

◎伯人学校イーエーエス浜松 TEL:053-540-2037
浜松市東区半田山二丁目24-3

◎エスコラ・アウカンセ TEL:053-430-6340
浜松市中区高丘北二丁目1-20

※どの学校でも諸経費が必要です。

◎ 浜松市役所 国際課 ◎
(TEL:053-457-2359・FAX:050-3730-1867)

Srs. Pais e Responsáveis de Crianças Estrangeiras

Vamos matricular o filho na escola!

A educação é um direito da criança.

No Japão, os responsáveis das crianças na idade de 6 a 15 anos, têm a obrigação de matricular seus filhos na escola.

Em Hamamatsu, há escolas municipais de ensino primário e ginásial, escolas particulares de ensino ginásial, escolas estrangeiras e outras, possibilitando matricular a criança na escola condizentes às circunstâncias individuais.

※ Para mais informações, favor consultar as instituições abaixo.



“Escolas municipais de ensino primário e ginásial de Hamamatsu”

- ◎ Sistema de ensino japonês com aulas ministradas no próprio idioma.
- ◎ Há medidas de apoio para adaptação escolar.
- ◎ É necessário efetuar a inscrição no Comitê de Educação.

<Contato>

Comitê de Educação de Hamamatsu

(Hamamatsu shi kyoiku iinkai)

Centro de Apoio Educacional

(Kyoiku sogo shien center)

Endereço: Hamamatsu-shi Naka-ku Chuou 1-2-1

E-Stage Hamamatsu 7º andar

Tel: 053-457-2429

“Escolas particulares de ensino ginásial”

- ◎ Sistema de ensino japonês com aulas ministradas no próprio idioma.
- ◎ É necessário pagar pelo ensino.

Entrar em contato direto com a escola.

“Escolas Estrangeiras”

- ◎ Voltadas, principalmente, aos estrangeiros latino-americanos.
- ◎ Aprendizado em português, espanhol.
- ◎ O sistema de ensino difere das escolas japonesas, são determinadas pelas respectivas instituições.
- ◎ É necessário pagar pelo ensino.

<Contato>

◎ **Mundo de Alegria** Tel: 053-482-7666
Hamamatsu-shi Nishi-ku Yuto-cho Ubumi 9611-1

◎ **Escola Brasileira EAS de Hamamatsu**
Tel: 053- 540-2037
Hamamatsu-shi Higashi-ku Handayama2-24-3

◎ **Escola Alcance** Tel: 053- 430-6340
Hamamatsu-shi Naka-ku Takaoka Kita 2-1-20

※ Em todas as escolas necessitará pagar despesas diversas.

◎ Divisão de Relações Internacionais da Prefeitura de Hamamatsu ◎
(TEL:053-457-2359・FAX:050-3730-1867)

アクセス



■ イーステージ浜松 オフィス棟7階

(浜松市中区中央一丁目2番1号)

※ 遠州病院の南側、7階建て・7階にあります。

・浜松駅より徒歩10分(約800m)

・遠州鉄道 遠州病院駅より徒歩3分(約300m)

※【駐車場】

エムテッククリエート浜松東パーキング

電話相談、来所相談、カウンセリング相談

匿名 OK! 無料! 秘密は守られます!

ご相談ください

教育、心理の専門家が対応いたします。

必要に応じてカウンセリングも受けられます。

親子が別々の部屋でカウンセリングを受けることも可能です。

バイリンガル相談員もいます。

Português, Español, Tagalog, English, Français, 中文

電話相談 (053) 457-2424

月～金 8:30～17:15

(※祝日、年末年始を除く)

お気軽にお電話ください



来所相談

※事前に予約が必要です。

月～金 8:30～17:15 (※祝日、年末年始を除く)

予約は (053) 457-2424 へどうぞ。

相談は約60分です。

教育総合支援センター相談室にて行います。

案内掲示にそって直接相談室までどうぞ。

カウンセリング相談

※予約制

専門家によるカウンセリングをご希望の場合は、来所相談(上記の来所相談参照)を受けた上でお申し出ください。必要性に応じて対応いたします。

【浜松市いじめ子どもホットライン】

(053) 451-0022

24時間いじめ専用ダイヤル 年中無休で対応します。

【24時間子供 SOS ダイヤル】(全国共通ダイヤル)

なやみあつ

0120-0-78310 年中無休で対応します。

2017年4月開設

教育のことでの お悩み・・・、 安心して ご相談ください

浜松市の小・中学校に通うお子さんと、
保護者様のための教育相談の窓口です。

「教育総合支援センター」

(053) 457-2424



浜松市



参考2

教育のことでの

お悩み...

(053) 457-2424

学校生活に関すること

授業についていけない
友達づきあい困っている...



子育てに関すること

子供のしつけに悩んでいる
子供との関係が上手くいかない...



性格、行動に関すること

親から離れられない
じっとしてられない...

例えば...



不登校に関すること

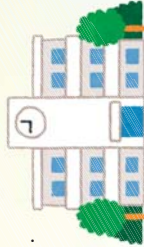
登校を渋る
家に引きこもっている...



例えば...

就学に関すること

発達支援学級や特別支援学校は
どんな学習をしているのか知りたい...
日本の学校は初めてだから不安
どんな準備をするのか分からない...



■相談の進み方

教育総合支援センター

(053) 457-2424
お電話ください

相談

☐ 電話
☐ 来所 (要予約)

↑
お悩みの解決方法を一緒に考えます

↑
他機関を紹介します

↑
当センターのカウンセリング相談につなげます

■来所相談・カウンセリング相談の相談室



☐ 予約された方はエレベーターで7階へどうぞ

☐ 案内表示にそって

「教育総合支援センター 相談室」へ

☐ 相談室待合室でお待ちください
係の者が参ります



Q：子供の発音が気になります...

A：幼児ことばの教室があります。学齢期では通級指導教室（言語）があります。詳細は学校または当センターにお問い合わせください。

Q：学習障害や発達障害で困っています。

A：通級指導教室（LD等）があります。小学校7校、中学校3校に設置しています。お子さんの困り感の軽減のためにその子に合わせた支援を考えます。

Q：不登校児の学校以外の学びの場はありますか？

A：市内6か所に「適応指導教室」を開設しています。無料で利用できます。各教室で活動日、活動時間、活動内容が異なります。また、体験型適応指導「チャレンジ教室」も年12回実施しています。詳細は当センターへお問い合わせください。

Q：発達支援学級や特別支援学校に入るためには、どんな手続きが必要ですか？

A：就学教育相談を受けていただく必要があります。申込書は当センターや幼稚園や保育園などにありますので、御記入の上、郵送もしくは幼稚園や保育園などを通して提出してください。詳細は、当センターへお問い合わせください。

Q：浜松に住むことになりました。日本の学校について知りたいのですが？

A：当センターにはバイリンガル相談員を配置しております。日本の学校のきまりや入学準備などを※母国語で説明いたします。お子さんと一緒に来所ください。まず、当センターへお電話ください。

※ Portuguese, Español, Tagalog, English, Français, 中文

ねん がつ にち
年 月 日

ほごしやさま
保護者様

はまつしきょういっくいんかい
浜松市教育委員会

ねんどはまつしりつしょうがっこうしんにゅうがく あんない
〇〇年度浜松市立小学校新入学のご案内

あなたの世帯のお子さんについて、小学校入学の時期まであと半年余りとなりました。浜松市では、日本国籍をもたない子供であっても、浜松市立小中学校への入学を希望する場合には、その受け入れをしております。

つきましては、同封の案内をよく読んでいただき、お子さんを来年4月から浜松市立小学校へ新入学させることを希望する場合は、下記により浜松市教育委員会あて、必ず保護者の方が新入学の申し出をしてください。

なお、発達に何らかの障がいのある子供のための学校や学級もありますので、ご相談ください。

き
記

1 しんにゅうがくよていじどう
新入学予定児童

(1) 児童氏名

(2) 生年月日

(3) 住所

2 しんにゅうがくもうでてつづほうほう
新入学の申し出の手続き方法

(1) てつづきかん この通知を受け取った日から ねん がつ にち () まで。

(2) てつづばしょ はまつしなかくちゅうおういつちようめ はまつとうかい
手続きの場所 浜松市中区中央一丁目2-1 イーステージ浜松オフィス棟7階
はまつしきょういっくいんかい きょういくそうごうしえん
浜松市教育委員会 教育総合支援センター Tel:

(3) じさん
持参するもの

① いんかん
印鑑

② ほごしやこ ざいりゅう
保護者とお子さんの「在留カード」

※入 学 申 立 書に保護者の署名 (サイン) が必要ですので、必ず保護者がお子さんと一緒に手続きに来てください。

※申し立ての前に浜松市立小中学校についての説明 (就学ガイダンス) を7階で受けてください。

はまつしきょういっくいんかい きょういくそうむか しゅうがく
浜松市教育委員会 教育総務課 就学グループ Tel:
きょういくそうごうしえん
教育総合支援センター Tel:

豊橋市教育委員会



総人口	外国人住民数 ※（ ）は外国人住民割合	国籍・地域別 上位3か国	学齢相当の外国人の 子供の数
376,750人	17,444人（4.6%）	①ブラジル ②フィリピン ③ペルー	1,555人

出典：文部科学省「外国人の子供の就学状況等調査」（令和元年5月1日時点）、国籍・地域別上位3か国は法務省「在留外国人統計」（令和元年6月末時点）

外国人住民の居住の状況

～豊橋市多文化共生推進計画2019－2023「4 本市の現状」より～

外国人人口は、リーマンショック以降、減少傾向が続いてきましたが、2015年以降、再び増加に転じ、国の外国人受入れ施策の拡大により、今後も増加が見込まれます。さらに、2018年4月1日現在、本市の外国人市民の国籍は72か国に達するなど、外国人市民の多国籍化も進んでいます。これまでの日系人を中心とした外国人市民のみでなく、技能実習生の増加も顕著です。市内では介護分野での外国人材の受入れも始まっています。また、市の南部に位置する豊橋技術科学大学は「スーパーグローバル大学」に選定されており、留学生の受入れ拡大を国際戦略として進めていることや、2019年には市内に日本語学校の開校も予定されており、今後も外国人市民の多国籍化、留学生の増加が進展すると推測されます。

また、愛知県が実施した「外国人県民アンケート調査報告書（豊橋市）」によると、在留資格の回答は「永住者」が48.4%と約半数を占めています。滞日年数では10年以上が70.5%に達しており、今後の滞日予定は「ずっと日本に住み続ける」が50.0%と最も多い結果となっています。これらの結果から、外国人市民の多くが既に日本に長く在住し、日本での永住を予定していることがわかります。外国人市民の長期定住化、永住化傾向が高まりつつある現在、外国人市民を日本人市民と同じ生活者・地域住民としてとらえる視点がより一層求められています。

豊橋市における日本語教育が必要な児童生徒への指導・支援（H31）

- 【日本語教育適応学級担当教員（県加配）】H31 小学校 23 校:54 人 中学校 13 校:40 人 計 94 人（うち再任用 34 人）
- ・日本語教育が必要な児童生徒の在籍数に応じて配置される目的加配
 - ・加配教員 1 人あたりの日本語指導の時間数は、「週 20 時間程度以上」かつ「授業の持ち時間数の半数以上」
- （※取り出し指導・入り込み指導の合計時間）

●【県語学相談員による巡回指導】

目的：ポルトガル語またはスペイン語を母語とする外国人児童生徒に語学指導や生活適応指導等を行うことにより、本県外国人児童生徒教育の充実に資する。

●希望調査（年 3 回）：4～7 月期（2 月に希望調査）・9 月～12 月期（5 月に希望調査）・1 月～3 月期（10 月に希望調査）

●【外国人児童生徒教育相談員】19 名（2 名増員）勤務時間 8：40～15：40（週 31 時間勤務）（市嘱託職員）

【巡回相談員】13 名

日本語相談員 8 名

- ①日本語指導補助および教育相談
- ②外国人児童生徒教育担当者への教材・教員の紹介
- ③日本語の指導法に関する助言・支援

バイリンガル相談員 5 名

- ①母語による日本語指導補助
- ②保護者面談等の通訳
- ③文書の翻訳

【常駐相談員】8 名

- 多米小 ポ語 1 名
 岩田小 ポ語 1 名・タ語 1 名
 東陽中・多米小（2 校兼務）ポ語 1 名
 初期支援コース ポ語 2 名・タ語 2 名
 （豊岡中・羽田中）

●【外国人児童生徒対応スクールアシスタント（SA）】5 名

勤務時間 8：30～12：30（午前中 4 時間勤務）

岩田小 タガログ語 1 名・ポルトガル語 1 名

飯村小 タガログ語 1 名・ポルトガル語 1 名

岩西小 ポルトガル語 1 名

- ①日本語教育適応学級担当教員の補助（取り出し指導）
※単独での教科指導はできない。
- ②母学級で指導する際の通訳（入り込み指導）
- ③保護者と学級担任との通訳や連絡
※家庭訪問や面談には必ず教員が同伴する。
- ④転入学手続き事務の補助
- ⑤連絡文書の翻訳

●【登録バイリンガル】26 名 H31：2150 時間（有償ボランティア）

<登録者>（H31.3.29 現在）

ポルトガル語 6 名
 タガログ語 5 名
 スペイン語 4 名
 英語 4 名
 中国語 4 名
 韓国朝鮮語 1 名
 インドネシア語 2 名

合計 26 名

- ①初期支援（保護者の希望の有無によって決定）
・母語での生活支援
→40 時間（来日間もない児童生徒）
→10 時間（虹の架け橋教室で初期支援を受けた児童）
・計画表を担当相談員とともに作成する。
- ②通訳派遣（学校からの要請に応じて派遣）
・保護者と担任等との通訳
※指導主事を通して派遣依頼を行う。
※必ず担任とともに活動。

●【初期支援コース】「みらい東・西」

- 【対象】
国外または国内の外国人学校からの編入生徒
- 【学習期間】（200 時間）
月～木 1 日 5 時間×4 日×10 週間
- 【指導者】
・日本語適応学級指導担当教員 2 名
・バイリンガル相談員 2 名（ポ語・タ語）
・コーディネーター（日本語教育相談員）
- 【学習内容】
・生活適応支援 ・初期日本語指導



市役所 11 階

【コーディネーター】

バイリンガル・日本語相談員 各 1 名

- ①外国人児童生徒相談コーナーでの業務
- ②学校や関係機関への巡回
- ③学校教育課が必要と認める事務及び活動

【外国人児童生徒相談コーナー】

- ①学校への連絡一般
- ②通訳派遣の調整・連絡（学校・相談員・TB）
- ③編転入学手続きの支援
- ④学校からの依頼文書の翻訳
- ⑤保護者との教育相談

★「外国人児童生徒相談コーナー通信」や「にほんごリソースルーム通信」などの発行（不定期）

【にほんごリソースルーム】

日本語指導や多文化共生の教材や教具、図書、他県・市町村発行の教材や紀要などがある。貸し出しも行っている。

☎ 51-2077

☎ 56-5104

子どもと保護者のための外国人児童生徒教育相談

月	火	水	木	金
	ポルトガル語 11:00～15:30			ポルトガル語 11:00～15:30
	スペイン語 11:00～15:30	タガログ語 11:00～15:30		
	やさしい日本語による教育相談（通訳ではない）13:00～17:00			やさしい日本語による教育相談

1 愛知県教育委員会による支援

(1) 日本語教育適応学級担当教員の加配

◆「日本語教育が必要な児童生徒」とは

日本国籍の有無にかかわらず、「①日本語で日常会話が十分にできない者 および ②日常会話はできて学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じている者で、日本語教育が必要な者」で、通常の授業以外にも特別の指導を受けている児童生徒をいう。

【加配教員】

- 日本語教育が必要な児童生徒の人数に応じて配置される**目的加配**

「日本語教育が必要な児童生徒に関する調査」(県調査5月・9月・1月)において、9月調査(H31の9月における実数)・1月調査(H32の見込み数)の少ない方の人数を基準に市町村に配当。

- 主に、日本語教育適応学級(国際教室)での日本語指導を担当

加配教員一人あたりの日本語指導の時間数は

「週あたり20時間程度以上」かつ「授業の持ち時間数の半数以上」

※取り出し指導、入り込み指導の合計時間

- 本年度の加配状況(H30年度との比較による増減)

	日語加配総数 (枠)	正規(枠) ※再任用フル含む	再任用ハーフ (枠)	加配学校数(校)
小学校	54(4増)	46(再フル4)	8(16人×0.5)	23(1増 ※津田小)
中学校	40(6増)	34(再フル2)	6(12人×0.5)	13(1増 ※青陵中)

(2) 語学相談員(ポルトガル語・スペイン語対応)による巡回指導

◆語学相談員派遣の目的

ポルトガル語またはスペイン語を母語とする外国人児童生徒の就学者に語学指導や生活適応指導等を行うことにより、本県外国人児童生徒教育の充実に資する。

【訪問日決定】

- 年3回(5月、10月、2月)実施する希望調査をもとに、県で調整後訪問日が決定される

【提出書類】

- 訪問校は、県の様式「語学相談員学校訪問計画及び外国人児童生徒の状況」(別紙様式4)を訪問日の2週間前までにメールで担当指導主事あてに送付する

<担当語学相談員>

ポルトガル語 亀山砂江子 語学相談員(西三河教育事務所所属)

スペイン語 サルボ ダニエル 語学相談員(東三河教育事務所所属)

- 豊橋駅または自宅(乗用車の場合)を午前8時以降発、学校での勤務終了を午後3時45分を越えないように訪問計画を立てる
- 1日で2校の訪問がある場合は、交通手段や時刻などについて相手校と事前に連絡をとった上で計画を立てる

※スペイン語のサルボ ダニエル 語学相談員は、自家用車中心で訪問する予定です。

(3) 外国語が堪能な者の採用選考実施

- H20年度より外国語が堪能な者を対象にした教員採用選考を実施

2 豊橋市教育委員会独自の措置による支援

① 人的支援 ② 相談活動

(1) 外国人児童生徒教育相談員 2 2 名 ～非常勤嘱託員～ (H30 1 9 名 3 名増)

【勤務時間】

- ・原則 8 時 4 0 分～ 1 5 時 4 0 分(木曜日のみ～ 1 5 時 2 5 分)
- ・週 3 1 時間勤務

【巡回・通訳派遣】

- ・年 3 回 (2 月、6 月、1 1 月) 実施する「巡回派遣希望日・通訳派遣希望日調査」によって、派遣校を決定
 - 派遣依頼文書 (別紙様式) を、訪問 1 週間前までに担当指導主事に提出
- ・相談員の勤務時間以降の派遣及びバイリンガル相談員の巡回予定時間外の通訳派遣は、管理職の了解のもと担当指導主事へ連絡し、派遣可能の連絡があった場合に派遣依頼文書を提出

【勤務評価】

- ・よりよい活動にするために、勤務校での校長による評価を依頼

◆巡回相談員 (日本語教育相談員 8 名・バイリンガル相談員 5 名)

【活動内容】

日本語教育相談員

◆拠点校・巡回校において

- ① 日本語指導補助および教育相談
- ② 外国人児童生徒教育担当者へ教材・教具の紹介
- ③ 日本語の指導法に関する助言・支援

バイリンガル相談員

◆拠点校・巡回校において

- ① 母語による日本語指導補助
- ② 保護者面談等の通訳
- ③ 文書の翻訳

◆要請校において

- ④ 保護者との面談、関係諸機関での通訳支援

【勤務形態】

- ・拠点校方式とし、拠点になる学校をベースに他校の巡回を実施

◇常駐相談員 (バイリンガル相談員 8 名) ※H30: 7 名

【配置校】 岩田小 2 名 (ポ・ス各 1) 多米小 1 名 (ポ) 多米小・東陽中兼務 1 名 (ポ)
初期支援コース「みらい東」2 名 (ポ・ス各 1) 「みらい西」2 名 (ポ・ス各 1)

【活動内容】

◆常駐校において

- ① 母語による日本語指導補助
- ② 保護者面談等の通訳
- ③ 文書の翻訳
- ④ プレクラス担当教員の母語による支援

【勤務形態】

- ・常駐校での勤務
- ・相談員月例会を行う木曜日午後は、市役所で勤務

(2) 外国人児童生徒教育コーディネーター ～非常勤嘱託員～

【担当者】

- ・バイリンガル相談員、日本語相談員の中から各1名を充当

【勤務時間】

- ・バイリンガル相談員 8:40～10:30:巡回指導 11:00～15:30 相談コーナー
- ・日本語相談員 10:00～12:00:巡回指導 13:00～17:00 相談コーナー
- ・週31時間勤務

＜活動内容＞

- ① 外国人児童生徒相談コーナー（市役所11階）での業務
 - ・学校への連絡一般
 - ・通訳派遣の調整、連絡（学校、相談員、TB）
 - ・編転入手続きの支援
 - ・学校から依頼の文書翻訳
 - ・保護者との教育相談
 - ・書籍、資料等の管理
- ② 学校や関係機関への巡回
- ③ 学校教育課が必要と認める事務及び活動

【外国人児童生徒相談コーナー】

下表のとおり、バイリンガル相談員・日本語相談員が常駐（保護者の相談等に対応）

相談時間	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
11:00～ 15:30	ポルトガル語	ポルトガル語	ポルトガル語		ポルトガル語
11:00～ 15:30		スペイン語	タガログ語		
13:00～ 17:00	やさしい日本語	やさしい日本語	やさしい日本語		やさしい日本語

※「やさしい日本語」：日本語指導相談員による平易な言葉を使った説明や相談（通訳ではない）

(3) 外国人児童生徒対応スクールアシスタント（SA）

【配置校】児童生徒の在籍状況や日本語教育支援の必要度に応じて検討し、5名のSA配置校を決定

※H31は、岩田小2名（ポ・タ各1） 飯村小2名（ポ・タ各1） 岩西小1名（ポ）

【派遣時間】1人あたり、年間175日 700時間以内（時給制）

※勤務時間は原則として8：30～12：30（学校の日課に合わせる）

【活動内容】

- ① 国際教室等での日本語教育適応学級担当教員の補助（取り出し指導）
→ SA単独での教科指導は行わない
- ② 遅刻・欠席児童生徒の保護者との連絡
- ③ 保護者と学級担任との通訳 → 家庭訪問、面談には必ず教員が同伴する
- ④ 転入学手続き事務の補助 → 必ず学級担任と一緒にを行う
- ⑤ 母学級で指導する際の学級（教科）担任と児童生徒との通訳
- ⑥ 連絡文書の翻訳

【勤務評価】校長によるSA評価を依頼し、次年度の採用試験や配置校決めの資料として活用

★提出書類★

- ・活動状況表（学事グループから出されるもの）
- ・国際教室指導時間割表（該当校で作成）
- ・活動年間計画表（該当校で作成）

(4) 登録バイリンガル（TB）制度 ～有償ボランティア～

【登録者】

（平成31年3月29日現在）

中国語	4名	英語	4名	タガログ語	8名	スペイン語	4名
韓国朝鮮語	1名	ポルトガル語	8名	インドネシア語	2名		
						合計	31名

【派遣対象校】

初期支援 → 日本の小中学校への在籍が初めてなどの理由で、学校生活を送ることが困難な外国人児童生徒等が在籍する学校で、かつ豊橋市教育委員会が必要と認めた学校に派遣

通 訳 → 学校からの要請に応じて派遣

【活動内容】

【初期支援】（※初期支援コースに通級する場合は、ポルトガル語・タガログ語については派遣しない）

① 母語での生活支援

- ・編入手続き時に保護者に希望の有無を確認
- ・40時間程度の初期生活適応支援を実施
- ・「虹の架け橋教室（カンチーニョ学園）」で初期支援を受けた児童は、公立小学校へ編入の際は、生活適応支援として10時間派遣とする。

※登録バイリンガルを派遣される学校は、担当相談員とともに計画書を作成し、担当指導主事に提出する。初期支援終了後も、活動報告書を担当指導主事に提出する。

【通訳派遣】

② 保護者と学級担任の通訳 ※日本人家庭の2倍時間がかかることをふまえる

- ・担当指導主事を通して派遣依頼を行う
- ・担任との打ち合わせ時間をとる
- ・必ず担任とともに活動する

【派遣方法】原則30分単位での派遣

※活動状況表には、実質勤務した時間で記入する。

※H30より、活動状況表の勤務時間合計の歳出方法を変更（日ごとに30分単位で計算）

(5) 初期支援コース2コース目の開設（豊岡中学校内「みらい東」・羽田中学校内「みらい西」）

【対象】

- ・海外あるいは国内の外国人学校から、豊橋市内の中学校に編入してくる外国人生徒のうち、保護者の希望と在籍学校長の通級の許可を認めたもの
- ・ 日本の学校の就学期間が半年未満で、日本語の習得状況が不十分な生徒

【実施方法】

- ・居住区の中学校に転編入後、初期支援コース（豊岡中・羽田中学校内に設置）に通級し、約10週間（200時間）の日本語集中指導を行う。10週間の指導修了後は、在籍校で継続した日本語指導を受ける。

(6) プレクラス（外国人児童集住4校にて開設）

【対象】

- ・以下の学校への転入手続きをした外国人児童（在籍は各校の通常学級）のうちの希望者
ポルトガル語：岩田小学校、多米小学校、岩西小学校、飯村小学校
タガログ語：岩田小学校

【実施方法】

- ・国際教室担当者が主になり、母語話者（外国人児童生徒教育相談員、外国人児童生徒対応スクールアシスタント、登録バイリンガル）の支援を得て指導を実施

(7) 翻訳について

【対象となる文書】

- ・外国人児童生徒およびその保護者に対する通知文等の翻訳

【依頼方法】

- ・相談員もしくはスクールアシスタントが常駐する場合は常駐する者に依頼
- ・バイリンガル相談員の巡回がある学校は、訪問時に依頼
- ・上記以外の場合、「翻訳言語」と「いつまでに必要なものか」を明記の上で以下の2つの方法で依頼
 - ① 内部共通事務システムメールで「外国人相談員」にデータを送信
 - ② 児童生徒の連絡帳の翻訳等、緊急を要する場合は、担当指導主事に電話で依頼後にFAXで送付

【文例の活用】

- ・文例は「豊橋市立小中学校情報ネットワーク」の「外国人児童生徒教育」に掲載
「豊橋市教育委員会」⇒「学校教育課」⇒「豊橋市立小中学校情報ネットワーク」⇒「外国人児童生徒教育」

③ 指導者研修

(1) 外国人児童生徒教育担当者研修会（年間3回実施）

※研修の充実を図るため、本年度より、初心者研修会をすべて担当者研修会に変更する。

- ・国際教室の担当者全員（再任用教員も含む）を対象にした研修会の実施（日語加配校のみ）
第1回：4月17日（水）男女共同参画センター 第1・2・3研修室（全体会后、グループ別研修）
第2回：5月10日（金）男女共同参画センター 第1・2・3研修室（全体会后、グループ別研修）
第3回：9月10日（火）教育会館 第2研修室（全体会后、グループ別研修）

(2) 外国人児童生徒教育指導員（教科等指導員）及び主任相談員の巡回訪問

◆巡回訪問の目的

国際教室設置校を巡回訪問することで、国際教室担当者への支援および「特別の教育課程」実施による「個別の指導計画」充実を図るため

就学促進の取組について

1 転入時の対応

- ・豊橋市役所で居住の手続きをした場合、就学年齢の子供のいる家族に対しては、必ず学校教育課に行くように案内を行う（市役所1階から11階へ移動）。
- ・学校教育課では、通訳が就学の勧奨を行う。
- ・市内にあるブラジル人学校への入学を予定している場合も、学校教育課まで案内し、公立校に就学しないがブラジル人学校に就学する旨の申出書類を提出してもらう。
- ・公立学校、ブラジル人学校どちらにも就学しない子どもに対しては、市教委から何度も連絡・呼び出しを行い、就学を強く勧める。

2 新1年生への対応

- ・小学校の新1年生については、就学案内のほか、10月に行われる就学时健康診断の案内についても、翻訳文書の送付を行う。
- ・就学时健康診断では、通訳（バイリンガル相談員）を派遣し、就学に関する手続きや日本語能力のチェック等を行う。通訳は、事前に就学时健康診断についての研修を受けている。
- ・就学时健康診断を受診せず、就学先が不明な家庭には、学校は必ず家庭訪問による所在確認を行う。
- ・入学説明会においても、通訳（バイリンガル相談員）を派遣し児童や保護者に対応している。
- ・中学入学対象者にも、翻訳版の就学案内を送付している。ブラジル人学校に通っている子どもにも送付。
- ・特別支援が考えられる新1年生には、学校や教育会館での就学相談に通訳を派遣している。

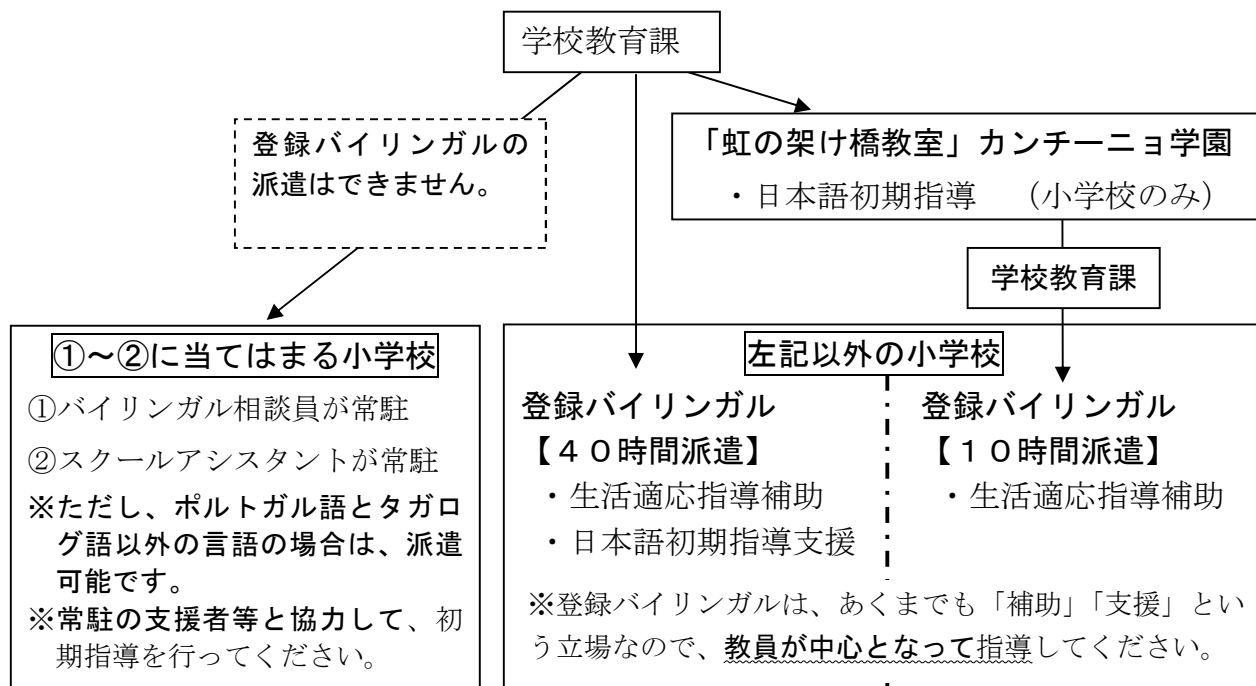
3 その他の就学に係る支援

- ・日本語が分らない子どもの受入れ体制として、小学生には「虹の架け橋教室」を、中学生には「初期支援コースみらい」を整備している。
- ・市内の中学校に依頼文を出し、リサイクル制服を用意している。
- ・小学生には、リサイクルランドセルの貸出しをしている。
- ・就学援助の案内を多言語で用意し、就学手続きの時に説明をしている。
- ・次年度の就学援助の申請の時期には、手続き会場に通訳を置き、説明をしている。更に、保護者が参加しやすいように、申請期間中は土日の受付もしている。

外国人児童の初期支援について【小学校】

1 登録バイリンガル派遣時間

初期支援における登録バイリンガル派遣時間は、以下のとおりとします。



※平成31年度より、岩田小学校区内に居住している児童も、岩田小学校の「プレクラス」か、「虹の架け橋教室」かを選択できるようになりました。

※登録バイリンガルは人数や言語に限りがあるため、実施時期等、学校の希望に添えない場合があります。また、登録バイリンガル総派遣時間にも限りがあるため、上記のとりの時間を派遣できるわけではありません。ご承知おきください。

※令和2年度より、カンチーニョ学園での「虹の架け橋教室」は廃止され、小学校初期支援コース「きぼう」を岩西小学校内に設置する予定です。

2 計画作成と報告（学校との打ち合わせ）

以下の流れで、初期支援を実施します。

- ①学校教育課での編入手続き時に、保護者に登録バイリンガル支援の希望を伺う
- ②登録バイリンガルと相談員が学校に訪問し、学校と支援日時を相談（1時間程度）
学校は「登録バイリンガル活動予定表」を作成し、担当指導主事に提出
※「登録バイリンガル活動予定表」は、相談員と打ち合わせをしながら作成します
- ③登録バイリンガルの活動（40時間）
- ④登録バイリンガル支援終了後、学校は、「登録バイリンガル活動報告書」を担当指導主事に提出

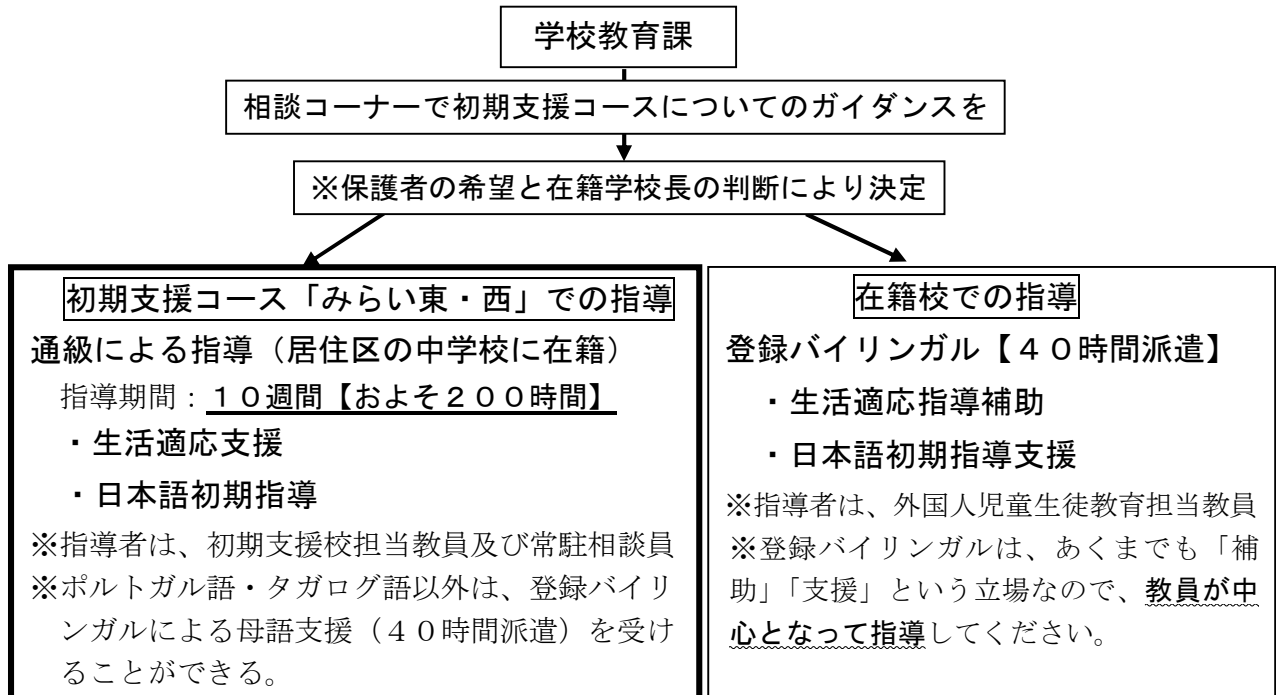
3 その他

初期支援終了後も、必要に応じて（例：部活動入部の説明や行事の事前指導など）登録バイリンガルの派遣が可能です。その場合は、担当指導主事にご相談ください。

外国人生徒の初期支援について【中学校】

1 登録バイリンガル派遣時間

初期支援における登録バイリンガル派遣時間は、以下のとおりとします。



※登録バイリンガルは人数や言語に限りがあるため、実施時期等、学校の希望に添えない場合があります。また、登録バイリンガル総派遣時間にも限りがあるため、上記のとおり時間を派遣できるわけではありません。ご承知おきください。

2 計画作成と報告（学校との打ち合わせ）

【在籍校で指導を受ける場合】

以下の流れで、初期支援を実施します。

- ①学校教育課での編入手続き時に、保護者に登録バイリンガル支援の希望を伺う
- ②登録バイリンガルと相談員が学校に訪問し、学校と支援日時を相談（1時間程度）
学校は「登録バイリンガル活動予定表」を作成し、担当指導主事に提出
※「登録バイリンガル活動予定表」は、相談員と打ち合わせをしながら作成します
- ③登録バイリンガルの活動（40時間）
- ④登録バイリンガル支援終了後、学校は、「登録バイリンガル活動報告書」を担当指導主事に提出

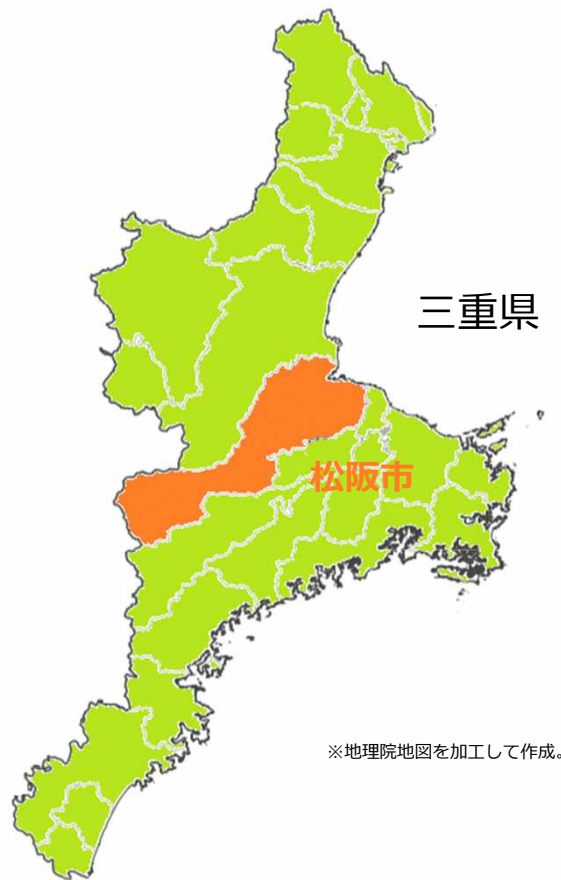
【初期支援校で指導を受ける場合】

上記①～④の手続きをすべて初期支援コースで実施します。

3 その他

初期支援終了後も、必要に応じて（例：部活動入部の説明や行事の事前指導など）登録バイリンガルの派遣が可能です。その場合は、担当指導主事にご相談ください。

松阪市教育委員会



総人口	外国人住民数 ※（ ）は外国人住民割合	国籍・地域別 上位3か国	学齢相当の外国人の 子供の数
164,018人	4,425人（2.7%）	①フィリピン ②中国 ③ベトナム	372人

出典：文部科学省「外国人の子供の就学状況等調査」（令和元年5月1日時点）、国籍・地域別上位3か国は法務省「在留外国人統計」（令和元年6月末時点）

外国人住民の居住の状況

本市の外国人住民総数は、令和元年5月1日現在、4,425人（前年比+284人）で総人口の約2.7%に相当します。フィリピン国籍者が全体の約54%を占めているのが本市の特徴です。外国人住民数は緩やかに増加傾向にあり、ここ数年はベトナムからの労働者が増加しています。令和元年9月1日現在、市内の小中学校に在籍している外国籍児童生徒は347人（前年比+18人）です。また、日本語指導が必要な児童生徒は、271人（前年比+3人）で、16小学校6中学校に在籍しています。271人のうち228人がフィリピン国言語の児童生徒で、全体の84%を占めています。ここ数年、外国人児童生徒数は増加傾向にあり、一部の中学校区に集中しながらも、広域化傾向にあります。ベトナム、インドネシア、ネパール、アフガニスタンなど少数言語の児童生徒も在籍しています。

外国人児童生徒の受入について

松阪市教育委員会

1. 受入の流れ

- ① 戸籍住民課 … 住民登録（登録した情報は、学齢簿システムに自動的に共有される）
学齢相当の子どもがいる場合、日本の学校への就学意思を尋ね、希望があったり迷ったりしている場合には教育委員会につなぐ。
 - ② 学校教育課 … 就学に関する説明、海外での就学状況等の聴き取り
在籍校の決定・転入学日の決定・入学手続き日の決定
結核検診の予約 結果が出てから登校
新1年生に対しては、9月時点で入学希望届を郵送。返信が無い場合には学校による家庭訪問を実施。
 - ③ 学校支援課 … いっぱ教室の案内
 - ④ 在籍校 … 編入手続き、いっぱい教室についての相談
- ※①～④における説明に当たり、必要に応じて通訳が同席。

2. 教育委員会での確認

名前の確認	
在籍する学校と学年の確認	〔 〕 学校・〔 〕 年
確認事項	生年月日 〔 〕 住所 〔松阪市 〕 国籍 〔 〕 母語 〔 〕 わかる言語 〔 〕 来日時期 〔 〕 〔 〕 年まで修了
保護者の就労状況	父 〔 〕 ・ 母 〔 〕
通訳の必要性	必要 ・ 大丈夫 いっぱ教室の紹介
通級方法の相談	いっぱい教室の場所 バスで行く 詳しくは学校で相談
日本の学校のルール	アクセサリー 化粧 飲食物

3. いっぱ教室の案内

受入可能の確認	可 ・ 不可	(ア)	パンフレットの説明
いっぱ教室に行く日		(イ)	場所確認（通学路）
		(ウ)	通級方法の相談
同校区の児童の確認	いる ・ いない	(エ)	日本の学校のルール
			（アクセサリー 化粧 飲食物 お菓子）

4. 学校での確認

- ・ 学校教育課からの転入書類をわたす
- ・ 名前、住所、家族構成、連絡先、通学方法、集金の方法
- ・ 学校のルール
- ・ 学用品の確認（受入ガイドブックの活用）
- ・ 服装等の確認（制服、体操服、上履き、体育館シューズ）
- ・ アレルギー、健康面、宗教面で配慮すべきこと
- ・ 初登校の日の時間確認 いっぱ教室への通級についての確認

初期適応支援教室「いっぽ」

～「いっぽ」からひろがり つながる 松阪市の外国人児童生徒教育～

1. 松阪市の現状

令和元年4月現在、松阪市の総人口は約16万人です。そのうち、外国人住民の人口は4425人で総人口の2.76%となります。つまり、40人に1人が外国人住民です。国籍別にみると、フィリピン国籍者（2,435人）が最も多く、次いで中国（651人）、ベトナム（425人）、韓国（234人）、ブラジル（209人）で、計38カ国におよぶ国籍を持つ人々が松阪で暮らしています。これにともない日本語指導が必要な児童生徒も増加しています。

＜資料＞市内小中学校に在籍する外国人児童生徒数と日本語指導が必要な外国人児童生徒数

	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2019年度 調査内訳
外国籍児童生徒数	106	127	134	144	157	211	221	262	280	302	329	333	小学校(207) 中学校(126)
日本語指導が必要な児童生徒数	79	99	122	147	150	197	204	232	238	231	268	263	小学校(172) 中学校(91)

2. 「いっぽ」教室って・・・？

日本語に自信のない外国人の子どもたちの学習を応援する教室として、2007年5月7日に「いっぽ」教室がスタートしました。ここでは、国籍も年齢も違う外国人児童生徒が、それ



ぞれの文化を共有しながら一緒に机を並べて、「はじめての日本語」を学習しています。その他、日本の学校に通わせることが心配な保護者の相談対応や資料の各種翻訳など、市内の小中学校に通うすべての外国人児童生徒の学校生活を支えています。その評判は外国人住民に口コミで広まりました。現在では、外国人児童生徒、保護者、学校をつなぐ重要な場所となっています。

3. いっぽ教室の概要



- ①設置場所 松阪市子ども支援研究センター
※松阪市内の中心部にあり市内循環バスが利用できる。
- ②対象（市内小中学校に在籍）
 - ・基本的な日常会話ができない。
 - ・ひらがな・カタカナの読み書きができない。
- ③実施日・時間
月～金曜日 8:35～11:00 ⇒ 在籍校へ
- ④学習内容
 - ・ひらがな、カタカナ、（小学校低学年の漢字）の読み書き
 - ・日本語による日常会話

4. いっぽ教室の支援体制

＜いっぽ教室の運営＞

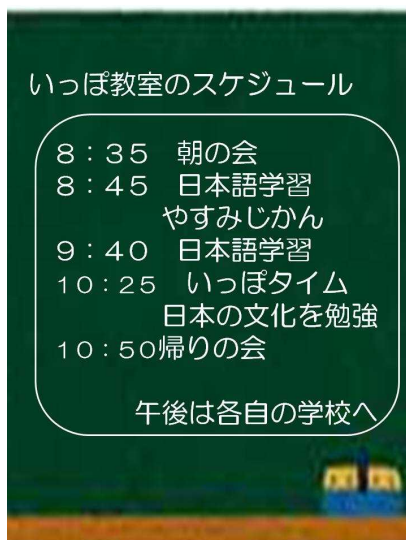
- ・いっぽ教室コーディネーター（1人）・・・教室の運営、在籍校や市教委との連携

＜いっぽ学習支援者＞

- ・日本語指導員5人（常時2, 3人）・・・授業補助
- ・ボランティアによる学習支援員（約40人）・・・松阪国際交流協会、大学生等
- ・母語スタッフ【タガログ語（毎日1人）・中国語・ポルトガル語等】・・・言葉の支援、通訳・翻訳
- ・松阪市子ども支援研究センター職員（1人）～学校との連携・教室の運営

5. いっぽ教室の日課

【朝の通学の様子】



【日本語学習】

1限目 8:45～9:30 【日本語会話学習】

2限目 9:40～10:25 【日本語文字学習】



いっぽ教室へ入ってくる時期がみんなちがうので、勉強の進み方がちがいます。そのため、指導形態は、できるだけ、個別指導で行うようにしています。日本に来て、不安な子どもたちです。子どもたちの様子をよく見て、習熟状況を把握し、きめ細かな支援を行えるようにしています。母語スタッフの方に、日本語の説明が伝わりにくい時に翻訳して伝えていただいたり、子どもたちの悩みや不安を聞いていただいたりしています。

【いっぽタイム】

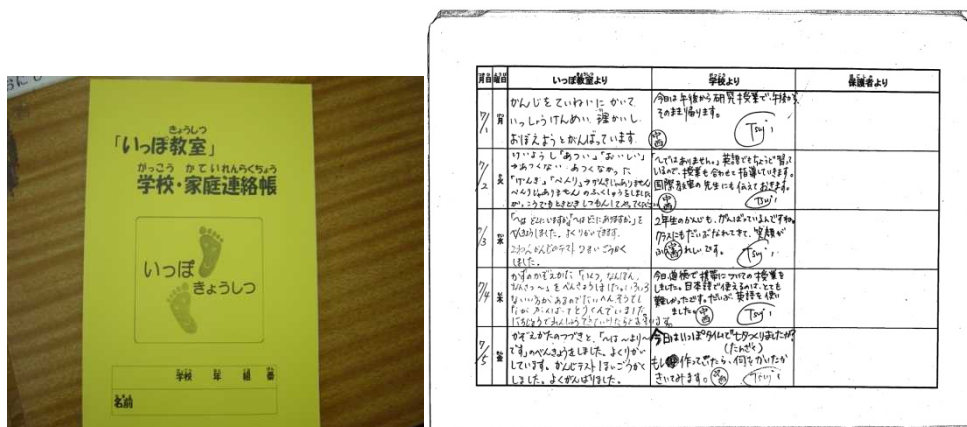
3限目 10:30～10:50



友だちと関わりあいながら、学習内容の習熟を図る活動をしています。
この時間では、日本の文化や日本での生活についても学習します。

【帰りの会】

帰りの会では、今日の振り返りを行います。今日学習したこと、できるようになったことを発表し、みんなで認め合います。帰りの会では、学校や家庭にむけての連絡帳が渡されます。



いっぽ教室では、外国人児童生徒一人ひとりの連絡帳を作っています。いっぽ教室の先生は教室での学習内容などを、外国人児童生徒の担任の先生へ連絡し、担任の先生は午後からの学習内容などを保護者に連絡するというサイクルです。この連絡帳が、外国人児童生徒と保護者・担任の先生・いっぽ教室をつないでいます。

6. いっぽ教室での学習を終えて～いっぽ終了式～



いっぽの修了式には、松阪国際交流協会の古市会長をはじめ在籍校の校長先生や担任の先生、保護者、母語スタッフ、日本語のスタッフ、いっぽ教室在籍生が集まり盛大に行われます。修了式では、自分の思いを日本語で書いた作文を朗読します。いっぽに入学した時は、ほとんど日本語を話すことができなかった児童・生徒が堂々と朗読する姿に感動します。

(Aさんの作文 小学4年生)

いっぽをしゅうりょうして

日本に きたときはとても うれしかったです。はじめて ちがう くくに すめるからです。

いっぽでは 九九と かん字と みえこさんの 本が おずかしかったです。

それとべんきょうちゅう しずかに するの も たいへんでした。

そして はやく しゅうりょう できるように ベんきょうを がんばりました。

じぶんでも よくがんばったと おもいます。

いっぽでうれしかったことは 友だちと いっしょに あそんだことです。

学校では 先生たちと友だちが とても やさしいです。わからないことが あったら おしえてくれます。

しょうらいの ゆめは おいしゃさんに なることです。びょうきの人に しゅじゅつを したりちゅうしゃを うったりして なおして あげたいです。

これからも ちゃんと ベんきょうをします。

お父さん お母さんいっぽの 先生ありがとうございました。

だい五小学校の先生これからも よろしく おねがいします。

7. いっぽ教室をささえるボランティア

- ・いっぽ同窓会（松阪国際交流協会による同窓会毎年3月に開催）

2019年6月1日現在、いっぽ教室を修了した児童・生徒の数は390人です。この卒業した児童や生徒が集まるのがいっぽ同窓会です。ここでは修了した児童や生徒の紹介ののち、みんなでゲームをしたり、いっぽ教室のテーマソングの「きみとぼくはともだち」を歌ったりします。最後には、お世話になった日本語ボランティアの方たちや先生たちに感謝の気持ちを込めてメッセージを贈ります。



令和元年度外国人児童生徒就学実態調査について

- 1 調査期間 10月～12月
- 2 調査員 タガログ語通訳、ポルトガル語通訳、中国語通訳、市教委担当者
※市教委担当者と通訳（必要言語）の2人で行う。
- 3 対象世帯数 31世帯 36人（フィリピン26世帯31人、ブラジル2世帯2人、
中国3世帯3人） *令和元年度10月現在
※新1年生については、本調査とは別に入学希望届の送付及び学校による家庭訪問（希望届の返信がない場合）を行う。
- 4 調査方法 通訳と2人で家庭訪問を行う。
留守宅は3回以上訪問する。（隣人等から状況を得られた場合は除く）
- 5 調査内容 該当児童生徒の就学状況の確認
日本の学校での就学の意思の確認
家庭環境を含めた生活状況の確認
いっぽ教室及びふたば教室の紹介
※子どもの就学について前向きでない場合、子どもや保護者の不安を取り除きながら、就学の重要性について説明していく。日本での就学や海外での就学の両方について検討を勧める。
※毎年1回の調査を行う。訪問してみると市内に居住実態がない子ども（出国等）が大半を占めている。不就学が確認できた家庭には、何度も家庭訪問を行い、就学に向けての不安を取り除いていく。

外国人の就学状況調査 一覧表

【資料4】

番号	児童生徒名	国籍	現住所	番地等	アパート等	学校区	学年	年齢	性別	昨年度の状況	国内就学	不就学	転居・出国(外国で就学)	不現住	備考
1	1	000 0000	〇〇町	△△-△	〇〇アパート△号	〇〇小	小6	12歳	女	外国の学校(父に確認)					
2	2	△△△ △△ △△△	◇◇町	△△-△	□□マンション〇号	□□中	中2	14歳	男	不在中(3回訪問)					
3	3	ブラジル					中3	15歳	男						
4	4	フィリピン					小4	9歳	女						
5	5	フィリピン					小1	7歳	男						
6	6	フィリピン					小6	11歳	女						
7	7	フィリピン					中1	13歳	女						
8	8	フィリピン					小5	10歳	女						
9	9	中国					中3	14歳	女						
10	10	フィリピン					小1	7歳	男						
11	11	フィリピン					小6	12歳	男						
12	12	フィリピン					小3	8歳	男						
13	13	フィリピン					中3	14歳	女						
14	14	フィリピン					小5	11歳	男						
15	15	フィリピン					小4	10歳	男						
16	16	フィリピン					中3	14歳	男						
17	17	フィリピン					中1	12歳	男						
18	18	フィリピン					小3	8歳	男						
19	19	フィリピン					小3	8歳	女						
20	20	フィリピン					中3	14歳	男						
21	21	フィリピン					小5	11歳	男						
22	22	フィリピン					中1	12歳	男						
23	23	フィリピン					小4	9歳	女						
24	24	フィリピン					小5	10歳	女						
25	25	フィリピン					中1	12歳	女						
26	26	フィリピン					小3	8歳	男						
27	27	中国					中2	14歳	女						
28	28	フィリピン					中2	15歳	男						
29	29	フィリピン					小5	11歳	女						
30	30	フィリピン					小2	7歳	男						
31	31	フィリピン					小3	8歳	男						
32	32	フィリピン					中3	15歳	男						
33	33	フィリピン					小2	7歳	男						
34	34	フィリピン					小6	12歳	男						
35	35	フィリピン					小6	10歳	男						
36	36	中国					中3	14歳	女						

広島市教育委員会



総人口	外国人住民数 ※（ ）は外国人住民割合	国籍・地域別 上位3か国	学齢相当の外国人の 子供の数
1,195,846人	19,874人（1.7%）	①中国 ②韓国 ③ベトナム	909人

出典：文部科学省「外国人の子供の就学状況等調査」（令和元年5月1日時点）、国籍・地域別上位3か国は法務省「在留外国人統計」（令和元年6月末時点）

外国人住民の居住の状況

広島市に在住する外国人市民数は近年増加が続いており、令和元年（2019年）12月末時点で20,351人と、総人口の約1.7%を占めています。平成25年度末（2014年3月末）と平成30年度末（2019年3月末）の人数を比較すると、総人口の増加率は0.7%であるのに対し、外国人市民数は約25%と大幅に増加しています。特に、国籍別ではベトナム、在留資格別では技能実習の増加が著しく、この5年間でベトナム国籍の市民数は約7倍に、技能実習生の人数は2.5倍に増えています。

国は、少子高齢化に伴う深刻な人手不足に対応するため、出入国管理及び難民認定法を改正し、平成31年（2019年）4月から新しい在留資格「特定技能」を創設しました。また、それに合わせ、日本人と外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を推進するため、その目指すべき方向性を示した「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を取りまとめました。

令和2年（2020年）に入り、特定技能外国人労働者の受入れが本格的に開始されると見込まれることや、国内の労働者不足の状況が解消されていないこと等の状況から、今後も本市の外国人市民の増加は続くものと見込まれます。

広島市教育委員会における就学状況把握・就学促進の取組

- 学齢簿に準ずるものの整備
- 多言語による情報発信
- 外国人学校との情報連携

以下の流れで就学状況を把握。

【前提】住民情報の入手方法

住基システム担当課から外国籍を含めた学齢(相当)者に係る住民情報(氏名、住所、生年月日等の基本情報のほか、国籍の情報も有り。)データ入手し、学齢簿システムに取り込む。(月に2回)

新小1年生相当者への対応

- 学齢簿システムを活用し就学案内を世帯主宛に9月頃に送付。
 - * 学齢簿システムから対象者を抽出し、就学案内を作成
 - * 就学案内は7言語に対応(首長部局の国際交流部に翻訳作業を依頼)
- 9月以降に転入してきた場合は、住民登録担当課から保護者へ就学案内を渡す。

転入してきた学齢相当者(新小1年生を除く。)への対応

- 住民登録担当課から保護者へ就学案内を渡す。

- 把握した就学先等の情報を学齢簿に準ずるものに記録。

就学状況不明者への対応(外国人学校への問合せ)

- 年1回、教育委員会職員(2名程度)が市内の外国人学校への訪問を実施。
 - ⇒ 学齢簿に準ずるものに照らして就学状況が不明な子供のリストを作成し、在籍状況を確認してもらう。(厚生労働省の「居住実態が把握できない児童に関する調査」への対応のために訪問しているが、外国籍学齢相当者の就学状況を把握する重要性を説明の上、任意で情報提供に協力していただいている。8月頃に訪問。)

- 外国人学校への調査結果を学齢簿に準ずるものに記録。

- 上記のほか、2019年度版『外国人市民のための生活ガイドブック』(7言語対応)を作成するなど、多言語による情報発信を行っている。

令和元年 9 月 1 2 日

保護者様

広島市教育委員会
(学 事 課)

広島市立学校への入学について (案内)

あなたのお子さんは、2020年 (令和2年) 4月に日本の義務教育課程である小学校への入学年齢になります。

広島市立学校へ就学を希望する場合は、同封の「就学申請書 (新入学児童用)」を、下記のとおり提出してください。提出後、1月末に「入学通知書」を送ります。

なお、就学申請書提出後、広島市立学校以外へ入学することになったときは、学事課まで連絡してください。

その他お子さんの就学についてご不明の点がありましたら、学事課へお問い合わせください。

記

1 提出期限 2019年 (令和元年) 10月 31日 (木)

2 提出先及び問い合わせ先

● 各区役所市民課・出張所

または

● 広島市教育委員会学事課

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目4番21号

TEL (082) 504-2469

※ 郵送で「就学申請書 (新入学児童用)」を提出する場合は、教育委員会学事課あてにお願いします。

裏面に続きます。

◎「2020年度（令和元年度）新入学児童」とは、
2013年（平成25年）4月2日から
2014年（平成26年）4月1日までの間に生まれた人です。

◎ 学齢の児童を対象とした教育施設は、次のものがあります。
なお、広島大学附属学校・私立学校または外国人学校の入学手続き等は、直接各学校にお問い合わせください。

(1) 公立学校（広島市内）

① 小学校

公立	広島市立各小学校	広島市内（142校）	—
----	----------	------------	---

② 特別支援学校（視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・知的障害）

区分	学 校 名	所 在 地	電話番号
公立	広島県立各特別支援学校	広島市内（4校）	—
	広島市立広島特別支援学校	みなみくでじまよんちょうめ 南区出島四丁目1-1	250-7101

(2) 広島大学附属学校・私立学校又は外国人学校（広島市内）

① 小学校

区分	学 校 名	所 在 地	電話番号
広島大学附属学校	広島大学附属小学校	みなみくみどりいちちょうめ 南区翠一丁目1-1	251-9882
	広島大学附属東雲小学校	みなみくしのめきんちようめ 南区東雲三丁目1-33	282-1161
私立	広島三育学院小学校	なかたけやちよう 中区竹屋町4-8	243-4526
	安田小学校	なかはくしまきたまち 中区白島北町1-41	221-5472
	なぎさ公園小学校	きえきくかいろうやまみなみにちようめ 佐伯区海老山南二丁目2-30	943-0001

② 外国人学校

区分	学 校 名	所 在 地	電話番号
私立	広島インターナショナルスクール	あさきたくくかけさんちようめ 安佐北区倉掛三丁目49-1	843-4111
	広島朝鮮初・中・高級学校	ひがしくやまねちよう 東区山根町37-50	261-0028

にほんご
日本語



令和元年(2019年)10月 広島市市民局

ようこそ広島へ		
1	消防車・救急車（119番）・警察（110番）	
1-1	火事・急病などの時	1
1-2	交通事故・犯罪の被害にあった時	2
2	日常生活について	
2-1	ごみの出し方	2
2-2	水道・下水道・電気・ガス	3
2-3	住宅	4
2-4	郵便	5
2-5	生活のルール、マナー、習慣〔住まいのルール、町内会・交通・ペットなど〕	5
3	暮らしのために必要な手続き	
3-1	外国人市民のための制度〔在留管理・住民基本台帳・在留資格など〕	7
3-2	区役所への届出〔住民登録・戸籍関係（引越、結婚、出産、死亡など）〕	9
3-3	健康保険	11
3-4	介護保険	13
3-5	年金	14
3-6	税金	15
3-7	児童手当	15
4	暮らしのサポート	
4-1	医療〔休日・夜間の救急医療〕	15
4-2	健康・福祉	17
4-3	育児	18
4-4	教育	19
4-5	仕事	20
4-6	お金に困ったとき	21
5	防災情報	
5-1	自然災害	21
6	相談・案内窓口一覧	
6-1	相談窓口	23
6-2	市の機関、施設等	26
6-3	外国公館、国際機関等	30
6-4	その他	30
7	生活の中で見る主な標識等	31
8	家庭ごみの正しい出し方	33
9	外国人市民のための緊急・救急カード	40

4-3 育児

4-3-1 妊娠・出産

妊娠したら、区役所厚生部保健福祉課（東区は地域支えあい課）（P27参照）に申し出てください。母子健康手帳をお渡します。（英語、中国語、フィリピン語、タイ語、ハングル、ポルトガル語、スペイン語、インドネシア語、ベトナム語で表記したのものもあります。）

この手帳は、母と子の健康状態を記録するもので、綴じ込みの健康診査券、予防接種券でサービスが受けられます。

乳幼児は、1歳の誕生日の前日までに2回医療機関で受診できる乳児一般健康診査と、市が行う4か月児健康相談、1歳6か月児・3歳児健康診査を受けることができます。4か月児健康相談、1歳6か月児・3歳児健康診査については、市から通知が届きます。

0歳から中学3年生まで（15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の子ども（入院は「中学3年生」まで、通院は「小学3年生」まで）を対象に、医療費を補助します。（所得制限があります。）

また、0歳児から中学校第3学年まで（15歳到達後、最初の3月31日まで）の子どもを育てている人に対して児童手当を支給します（P15参照）。住んでいる区の区役所厚生部保健福祉課（東区は福祉課）（P27参照）にお問い合わせください。

4-3-2 保育園等

保育園等は、子どもの親が働いていたり病気であったりするなどの理由で、子どもを昼間、家庭で保育できない場合、子どもを預かり保育する施設です。0歳から小学校入学前までの子どもが対象です。

保育料は、その子どもの家庭の市民税額等を基準にして決まります。

この施設には、次のような施設があります。

- ・保育園
- ・認定こども園（幼稚園と保育園の両方の機能を持った施設です。）
- ・小規模保育事業所（小規模で0歳から2歳までの子どもが対象です。）
- ・事業所内保育事業所（地域枠）（企業が従業員のために作った保育施設で、地域の子どもの受け入れをしています。0歳から2歳までの子どもが対象です。）

原則として、入園を希望する月の前月の10日までに申込みの手続きをしてください。

（ただし、3・4月入園希望の場合を除く）

入園の申込みや保育料の相談は、入園を希望する保育園等がある区の厚生部保健福祉課（東区は福祉課）（P27参照）で行っています。

4-3-3 幼稚園

幼稚園は、小学校入学前の子どもを対象としている教育施設です。幼稚園には市立幼稚園と私立幼稚園があります。

市立幼稚園は、4歳児と5歳児を対象としています。（基町、落合、船越の3園は3歳児も対象）3歳児と4歳児の募集は入園前の11月に行っています。また、欠員がある幼稚園では、いつでも入園を受け付けています。市立幼稚園に関しては、教育委員会指導第一課にお問い合わせください。（Tel 082-504-2784）

なお、私立幼稚園の多くは3歳児から5歳児を対象としています。入園を希望される場合は希望する幼稚園に直接お問い合わせください。

4-3-4 放課後児童クラブ

小学校1年生から6年生までの子どもを対象として、保護者が働いているなどの理由で、放課後、週4日以上、午後5時ごろまで家庭で保育できない場合、子どもを預かり保育する事業です。利用に当たっての条件等については、利用を希望する放課後児童クラブに直接お問い合わせください。

4-4 教育

4-4-1 日本の教育制度

日本の義務教育制度は、6歳から12歳までの小学校6年間と12歳から15歳までの中学校3年間のあわせて9年間です。

さらに、教育を受けたい場合は、試験を受け高等学校3年間、大学4年間（短期大学の場合は2年間）等に進学することができます。

どの学校も、学年は4月に始まり、翌年の3月に終わります。また、学校の種類は公立（国立・県立・市立）と私立があります。

4-4-2 小学校・中学校・特別支援学校

市立の小・中学校への入学を希望する場合は、住んでいる区の区役所（P26参照）市民課または教育委員会学事課（Tel082-504-2469）にお問い合わせください。

特別支援学校への入学を希望する場合は、青少年総合相談センター（Tel082-504-2197）へお問い合わせください。

市立小・中学校・特別支援学校へは日本語の能力にかかわらず入学することができますが、住んでいるところで入学する学校が決まっています。

市立小・中学校・特別支援学校の授業は、日本語で行われます。授業料は不要ですが、給食費や教材費の一部にお金がかかります。

市では、経済的な理由で子どもを学校に通わせることが困難な家庭に対して学習に必要な費用を援助する就学援助を行っています。就学援助については、通学する学校または教育委員会学事課（Tel082-504-2469）にお問い合わせください。

4-4-3 高等学校（高校）

日本では98%以上の人が高校に進学しています。

入学するためには、試験を受ける必要があります。推薦入学制度がある学校もあります（日本の中学校を卒業していなくても、同じ程度の学力があると認められれば、入学試験を受けることができます。）。

高校は、国・県・市が設置している公立学校と私立学校があり、授業内容により普通科と専門学科（工業科、商業科、農業科など）と総合学科、また、授業を受ける時間帯などによって、全日制、定時制（昼間・夜間）、通信制に分かれています。

市立の高校については、教育委員会指導第二課（Tel082-504-2704）にお問い合わせください。

他の高校については次のところにお問い合わせください。

- | | | |
|---------|----------------------------|-----------------|
| ※ 国立の学校 | ひろしま大学附属高等学校 | Tel082-251-0192 |
| ※ 県立の学校 | 広島県教育委員会高校教育指導課 | Tel082-513-4992 |
| ※ 私立の学校 | ひろしまけんしりつがっこうだんたいそうごうじむきょく | Tel082-241-2805 |

4-4-4 短期大学・大学

短期大学(短大)と大学に入学するためには、高校と同様に入学試験を受ける必要があります(日本の中学校や高校を卒業していなくても、同じ程度の学力があると認められれば、入学試験を受けることができます。)

入学を希望される場合は、希望する短大や大学に直接お問い合わせください。

4-4-5 外国人学校

市内には、英語で授業が行われる広島インターナショナルスクール、韓国・朝鮮語で授業が行われる広島朝鮮初中高級学校があります。

外国人学校は、各種学校とされ、いずれの学校も、日本の幼稚園、小学校、中学校及び高校に相当する課程があり、日本の大学へ進学できる場合もあります。詳しくは、各学校へお問い合わせください。

※ 広島インターナショナルスクール TEL082-843-4111

※ 広島朝鮮初中高級学校 TEL082-261-0028

4-4-6 日本語を習いたいときに

日本語を習うところとして、日本語学校のほか国際交流団体や地域のボランティア団体が公民館等で開催している日本語教室や日本語講座があります。

日本語学校は、授業料が必要です。地域の公民館等で開催している日本語教室や日本語講座の場合は、安い費用または無料で習うことができます。広島平和文化センター国際交流・協力課のホームページ(<http://www.pcf.city.hiroshima.jp/irocd/Japanese/index.html>)の「広島市内の日本語教室」を見て、希望する教室に直接お問い合わせください。

日本語学校を希望される場合は、希望する学校に直接お問い合わせください。

4-5 仕事

仕事をする必要がある場合や既に仕事に就いて雇用・労働条件等のトラブルが生じた場合は、次の相談窓口にお問い合わせください。

● 職業相談・紹介に対する問い合わせ

広島外国人雇用サービスコーナー(ハローワーク広島内)(P24参照)

通訳: 10:00~16:00 (TEL082-228-0522)

スペイン語、ポルトガル語(月曜日・木曜日・第2・4水曜日に配置)

中国語(月曜日・水曜日・金曜日に配置)、英語(火曜日に配置)

※ ハローワーク広島以外に、市内にあるハローワーク

ハローワーク広島東 TEL082-264-8609

通訳: 月曜日・水曜日 10:00~16:30 スペイン語、ポルトガル語

ハローワーク可部 TEL082-815-8609

● 雇用・労働条件等のトラブルの相談 (P24参照)

広島外国人労働者労働条件相談コーナー(広島労働局監督課内)

開設時間: 9:00~12:00 13:00~16:30 (TEL082-221-9242)

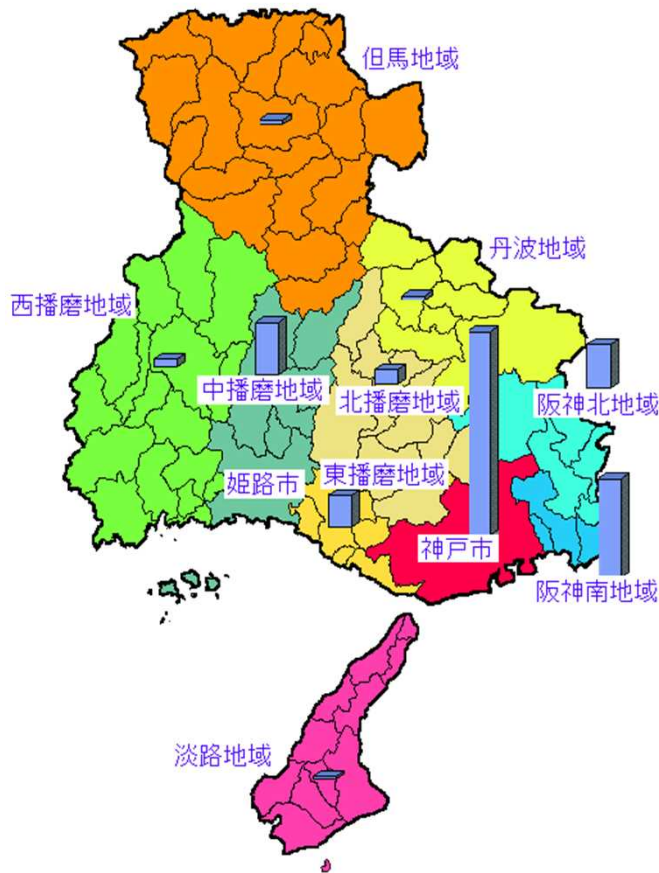
通訳: ポルトガル語、スペイン語(火曜日・金曜日)、中国語(金曜日)

広島中央外国人労働者労働条件相談コーナー(広島中央労働基準監督署内)

開設時間: 9:30~12:00 13:00~17:00 (TEL082-221-2460)

通訳: ベトナム語(火曜日)

兵庫県教育委員会



総人口	外国人住民数 ※（ ）は外国人住民割合	国籍・地域別 上位3か国	学齢相当の外国人の 子供の数
5,534,938人	109,928人 (2.0%)	①韓国 ②中国 ③ベトナム	4,493人

出典：文部科学省「外国人の子供の就学状況等調査」（令和元年5月1日時点）、国籍・地域別上位3か国は法務省「在留外国人統計」（令和元年6月末時点）

兵庫県教育委員会における多文化共生社会の実現をめざす教育

1 外国人児童生徒等の数・分布

現在、兵庫県において公立学校に在籍する外国人児童生徒数は3,299人（令和元年5月1日現在）で、そのうち日本語指導が必要な外国人児童生徒は1,076人である。県内の分布をみると、神戸市と姫路市は一部集住化傾向にあるが、その他の地域は散在化傾向であり、近年、さらに多言語化が進んでいる傾向にある。

2 外国人児童生徒等の受け入れ・指導体制

兵庫県教育委員会では、平成12年に「外国人児童生徒にかかわる教育指針」を策定し、外国人児童生徒の自己実現を支援するとともに、すべての児童生徒に国籍や民族等の「違い」を「違い」と認め合い、豊かに共生しようとする意欲や態度を育むなど、人権尊重を基盤に多文化共生社会の実現をめざす教育を推進するために以下のような事業を実施している。

(1) 就学状況の把握及び就学促進に関する取組（別紙参照）

(2) 受け入れ体制

①「子ども多文化共生センター」を設置し、教育相談や情報提供を行っている。

②「外国人児童生徒にかかわる就学支援ガイダンス」を県内4会場で実施している。

(3) 指導・支援体制

①母語支援

来日間もない外国人児童生徒等に対して、児童生徒の母語が話せる「子ども多文化共生サポーター」を派遣している。

②日本語指導

県内3校を日本語指導研究推進校に指定。推進教員を配置し、日本語指導について研究を進め、成果を県内に発信している。

③教員等研修

市町組合教育委員会や日本語指導研究推進教員、児童生徒支援教員(日本語指導)等に対して研修会を実施している。

兵庫県における外国人の子供の就学状況の調査

目的

就学年齢にある外国人児童生徒の在籍状況を調査し、不就学等の実態を把握するとともに、その要因等について分析を行うことにより、外国人の子供の受入れに向けた支援を行う。（2006年の文部科学省「不就学外国人児童生徒支援事業」をきっかけに開始。）

兵庫県教育委員会は、各市町教育委員会が調査を実施するために、次のような手順で他機関との連携を図っている。

- ① 知事部局の関連部署を通し、それぞれが所管する私立学校・外国人学校及び市町住民基本台帳部署に市町教育委員会への協力を依頼
- ② 県教育委員会からも国立附属学校、私立学校、外国人学校へ協力を依頼

このことによって、市町教育委員会が公立の就学状況が把握できる。



県教育委員会の依頼を受け、**各市町教育委員会**は、次の手続きにより調査を実施する。

- 3
(毎
年
6
月
8
日
付
き
で
実
施)
- ① 住民基本台帳情報に基づき学齢相当（6歳～14歳）の外国人の子供の名簿作成（5月1日現在）
 - ② ①の名簿で公立学校に在籍している児童生徒を確認。さらに国立・私立学校及び外国人学校等に連絡をとり（訪問、電話、メール等）、各校に在籍している児童生徒を確認。
 - ③ ②のいずれにも在籍していない子供を対象に、在住等確認の文書の送付。
 - ④ 文書回答がない家庭への戸別訪問による在住等確認（主に教育委員会の職員が訪問。場合によって通訳同伴。）。
 - ⑤ 不就学者とその状況を把握。⇒就学案内

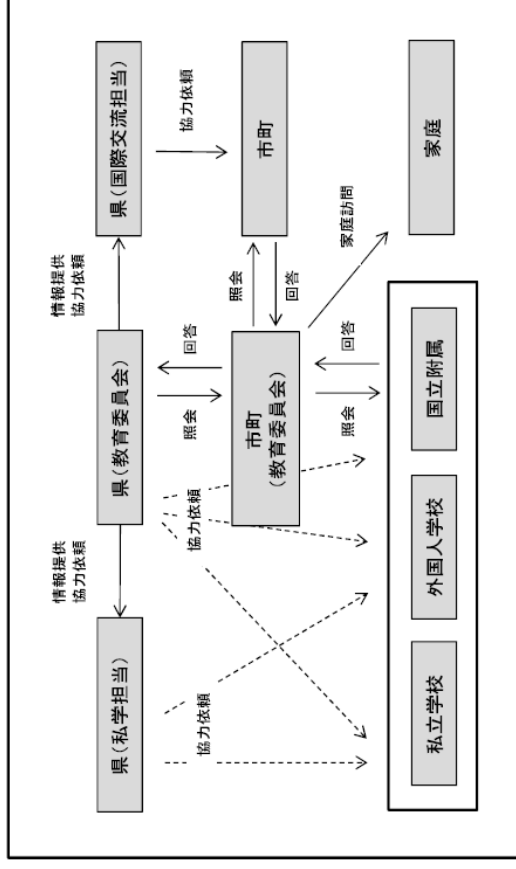
調査を始めた当初の課題

- ① 「住民基本台帳」を所管している課から協力を得ることが難しかったこと。

⇒ 現在では課題に関する認識が共有され協力を得られているが、他部局を巻き込んだ取組を進めるに当たっては、国からの通知文等による働きかけが有効と思われる。

現在抱えている課題

不就学者がいた場合に保護者の理解を得ること。



- ② 各種学校から協力を得ることが難しかったこと。

⇒ 県教育委員会から文書で依頼することにより解決を図った。

- (1) 産業労働部国際局国際交流課、企画県民部管理局私学教育課
- (2) 国立学校、私立学校、外国人学校

お役立ちツール

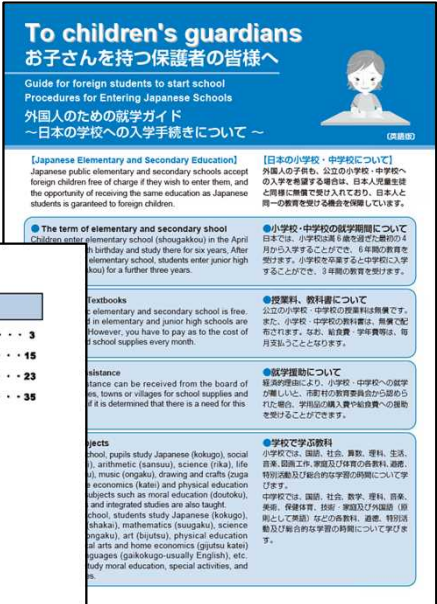
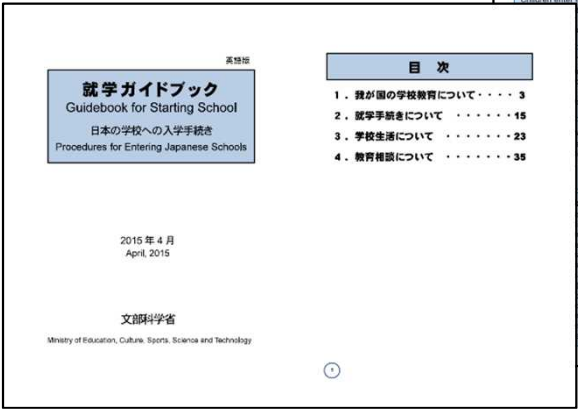
Main target
児童生徒
保護者

外国人児童生徒のための就学ガイドブック

日本の学校のしくみや入学手続きについて説明
・英語、韓国・朝鮮語、ベトナム語、フィリピン語、中国語、ポルトガル語、スペイン語の翻訳
・チラシ版（裏表1枚）、ガイドブック版の2種類



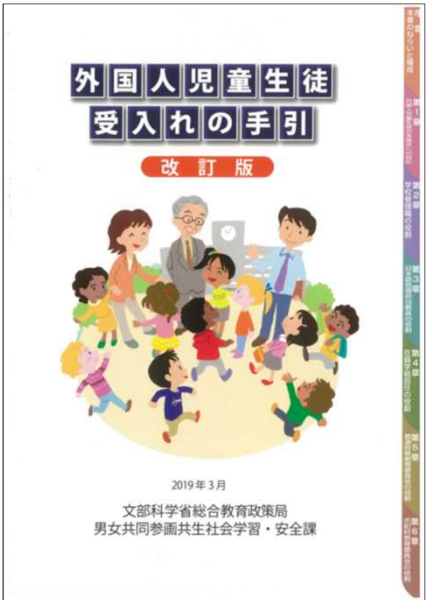
https://www.mext.go.jp/a_menu/hotou/clarinet/003/1320860.htm



Main target
教員
学校
教育委員会

外国人児童生徒受入れの手引き

外国人児童生徒等の学校への受入れに当たり、日本語指導担当教師、学級担任、学校の管理職、教育委員会の担当指導主事等、各関係者が取り組むべき事項をまとめた手引き



https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm

※明石書店で製本版も取扱いあり（880円）

Main target
教員
学校
教育委員会

かすたねっと
(外国につながるのある児童・生徒の学習を支援する情報検索サイト)

各都道府県・市町村教育委員会等で公開されている多言語による文書や日本語指導、特別な配慮をした教科指導のための教材等、様々な資料の検索が可能（教材、保護者へのお知らせ文書、学校用語 など）



<https://casta-net.mext.go.jp/>

Main target
教育委員会
大学
地域

日本語指導アドバイザー

研修講師を招きたい、知見のない散在地域で専門的アドバイスがほしい、大学でどのようなカリキュラムで学ばせればよいのか、NPOと連携した地域の取組ができないか、といった悩みに対して指導助言を行うアドバイザーを派遣
※申請主体は地方公共団体・大学



https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1418999.htm

都道府県・市町村教育委員会で外国人児童生徒等の教育を担当する皆様
大学関係者の皆様
自治体で多文化共生に取り組む皆様

派遣費用は文科省が負担します！

**文部科学省
日本語指導アドバイザー**

増加する外国人児童生徒等に対する日本語指導や学習支援について、教育委員会へのアドバイスや教員研修の充実のため、「日本語指導アドバイザー」の派遣を行います。

このようなご希望や悩み…

- 教育委員会で…
 - 外国人児童生徒等の教育について研修をやりたい！そのために、経験豊富な講師を招きたい。
- 大学で…
 - 教員志望の学生に、日本語指導について学ばせたい、どんなカリキュラムがいいのか…。
- 地域で…
 - 子どものいる外国人家庭がとて多いNPOと連携して、支援の取組ができないか…。

日本語指導アドバイザーが
お手伝いします！

◎日本語指導アドバイザー派遣の流れ

- 相談
自治体・大学のご担当から文部科学省担当に対し、お電話又はメールで問い合わせください。
【電話】03-6734-2005 【メール】nihongo-shidou@mext.go.jp
- アドバイザーの決定
派遣申請書提出後、申請内容に基づき、派遣するアドバイザーを文部科学省が決定します。
- 内容の調整
アドバイザーと連絡を取っていただき、研修講師や指導助言などを実施していただきます。
- 派遣先での業務の実施
アドバイザーに赴いていただき、研修講師や指導助言などを実施していただきます。
- 報告書の提出
アドバイザー派遣を受けた内容について、報告書提出してください。

文部科学省日本語指導アドバイザーのメリット

- 外国人児童生徒等の教育や支援を長年実践されている方、**専門家を派遣**します。
- 地域の実情を踏まえた日本語指導や支援の実施について、**丁寧にアドバイス**します。
- 派遣に要する費用は**無料**です。

詳細については、文部科学省HPをご覧ください。
【URL】http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1418999.htm

日本語指導アドバイザーの派遣 **検索**